

•Academic Quadrangle•

•Saint Paul's College•
•Tokyo, Japan•

•Murphy and Dowd - Architects - New York City•

立教大学の歴史

*H*istory of *R*IKKYU UNIVERSITY



立教学院史資料センター編

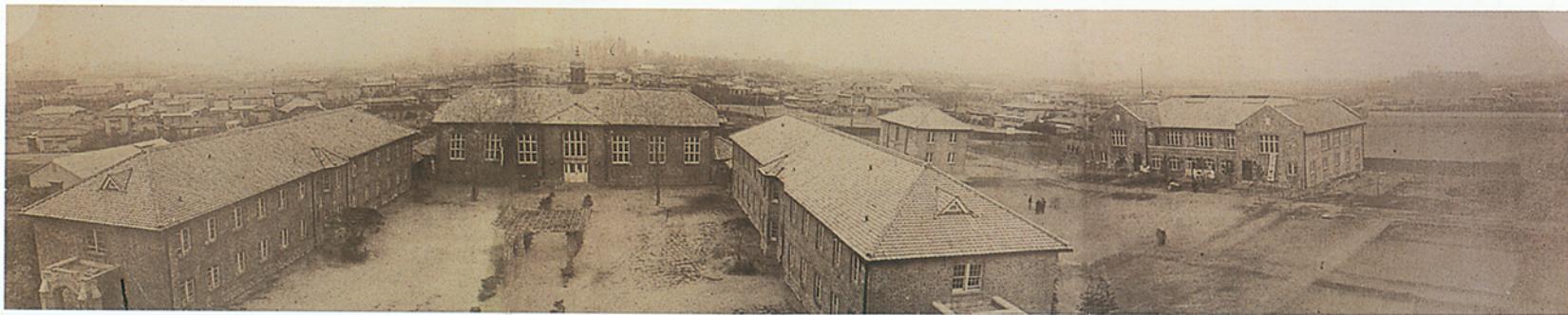


立教の創設者、
チャーチング・ムーア・ウィリアムズ



後継者、ジョン・マキム

震災による被害を修復中の大学全景





大学の礎を築いた、
ヘンリー・セントジョージ・タッカー
(立教学院総理)



長年に亘って要職を歴任した、
チャールズ・シュライバー・ライフスナイダー
(立教学院理事長・総理・総長、立教大学総長)

目 次

はじめに

第一章 聖公会の日本伝道と創立者ウイリアムズ	1	1
第一節 近代日本におけるキリスト教宣教	1	1
魅力ある伝道地日本／手ごわい独立国日本／アメリカ主導の対日宣教		
第二節 日本聖公会と後援外国ミッションの関係	4	4
日本聖公会の源流／教派競合主義		
第三節 立教創立者ウイリアムズ	6	6
ウイリアムズのイメージ／家系と生い立ち／上海近郊開拓伝道／長崎時代／禁教令撤廃運動／中国と 日本の主教／初期大阪伝道／東京在住時代／日本聖公会の開祖／日本語祈祷書統一訳／英米聖公会在 日本主教管轄権問題の解決／日本聖公会法憲法規の作成／晩年の京都寒冷地開拓伝道／宗教者ウイリア ムズ／隠されたバラドックス		
第二章 立教学校の誕生	27	27
第一節 ミッション・スクール		
幕末・明治の日本の英語教育需要／初期日本人改宗者の出身階層／国家祝祭日行事の遵守／ミッショ ン教育事業の目的		

第二節 立教学校の創立と建学の精神	32
東京拠点の開設／立教の創立と度重なる移転／火災と築地居留地進出／カレッジ構想とその挫折／和名「立教」の由来／宗教教育と建学の精神	
第三節 欧化主義・国粹主義と立教	41
立教の教育内容／文明開化と欧化主義／国粹主義の台頭／立教における日本化改革	
第三章 文部省訓令第一二号と立教学院の成立	49
第一節 立教尋常中学校の発足	49
ミシヨン・スクールのもうひとつ機能／高等学校令の衝撃／立教尋常中学校の認可	
第二節 宗教教育禁止政策への対応	54
□イドの改革指針／中学校令下のキリスト教教育／文部省の宗教教育禁止方針	
第三節 文部省訓令第一二号問題への対応	58
訓令第一二号の制定／諸ミシヨン・スクールの対応／立教の対応と総称としての「立教学院」／訓令の実質的修正／母教会の対応／文部省の意図	
第四章 高等教育制度の整備と立教学大学の誕生	69
第一節 専門学校令の制定と「立教学大学」の設立	69
立教専修学校・東京英語専修学校の閉校／立教独自の高等教育機関の必要性／専門学校令による「立教学大学」の誕生／「立教学大学」のカリキュラム／「立教中学校附属立教学大学」	
第二節 池袋移転と大学「昇格」	75

本格的な大学設立の必要性／池袋校地の取得／キャンパスプランと建設／大学令による大学

第五章 関東大震災と財団法人立教学院	87	87
第一節 震災による被害と復興	87	87
被災状況／学院当局の対応とアメリカ聖公会の救援／復興への道	95	95
第二節 財団法人立教学院の成立	95	95
立教学院の経営主体／財団法人立教学院の設立	99	99
第六章 立教大学の拡張と戦争の影	118	118
第一節 法人組織の整備と拡張計画案の策定	107	107
学院組織の整備／キャンパスの整備と二つの報告書／学院拡張計画案の策定／本国母教会の反応	118	118
第二節 立教学院維持会の結成と拡張計画の実施	118	118
アメリカ聖公会の財政状況／立教学院維持会の結成／予科校舎の建設／首脳陣の変更と拡張計画案／元総理タッカーの来訪と拡張計画／アメリカ研究会の創設	127	127
第三節 軍国主義・教学刷新と立教大学の動向	127	127
学生思想問題から教学刷新へ／軍事教練反対運動／立教大学における学生思想問題／教学刷新とキリスト教主義学校／「チャペル事件」	127	127
第七章 日米開戦とキリスト教主義教育の危機	127	127
第一節 アメリカ聖公会との断絶	127	127

国粹主義の高揚と排外主義の標的／宗教団体法と教会合同情勢の急転回／日本聖公会の邦人化と合同問題／立教学院の邦人化

第二節 キリスト教主義による教育の断念

「基督教主義ニヨル教育」の危機／他のミッショニ・スクールの動向

第三節 医学部設置構想と挫折

医学部設置構想／設置認可申請へ向けた動き／聖路加国際病院との軋轢／厚生省の対応と申請書の取り下げ

第八章 戦局の悪化と大学存続の危機

第一節 国家総動員体制下の高等教育の動向

理工系重視の政策／学徒動員／「学徒出陣」

第二節 理科専門学校の設置と文学部の「閉鎖」

理科専門学校設立計画／学生定員減少問題と農学部設置構想／教育における戦時非常措置方策への対応／文学部の処遇

第三節 立教関係者の出征と戦没

出征のはじまり／「学徒出陣」／戦没者の追悼／植民地出身学生の動向

第九章 敗戦から学園の再建へ

第一節 戦争の爪跡

空襲による被害／学内の荒廃

第二節 G H Qによる首脳陣の追放指令

G H Qによる視察／「信教の自由侵害の件」の指令／理事会の対応

第三節 キリスト教主義教育の再建

寄附行為の改正と文学部の再開／新体制の模索／本格的な再建へ向けて

第一〇章 新制立教大学への移行

第一節 新しい学校制度の発足

女性に対する大学の門戸開放／教育の機会均等と新学制／大学の目的と「一般教育」

第二節 立教学院拡張計画

拡張計画案の策定／拡張計画への着手／一貫教育の模索／財政問題への対応

第三節 新制立教大学の発足

新制大学をめぐる議論／設置認可申請／山積する難題／新制学部の出発

第一一章 高度経済成長期以降の立教大学

第一節 高度経済成長期における高等教育の状況

大学の量的拡大／理工系拡大の要求と私学

第二節 立教大学の拡大

学部・学科の状況／学生の増加／諸研究所の設置／新座校地の取得

第三節 「立大紛争」とその後の諸改革

大学の大衆化と「大学紛争」／「立大紛争」／カリキュラム改革／入試制度の改革

立教学院略年表

沿革図

立教学院沿革図（各校）／新制立教大学沿革図（学部・学科）／新制立教大学沿革図（研究科・専攻）

歴代首脳者

参考・引用文献および資料

はじめに

近年、「自校史」を授業で教える大学が増えてきている。立教大学においても、現在、全学共通カリキュラム（以下、全カリ）において、「建学の理念に関連するテーマに沿った特長ある科目群」として編成された「立教科目」の中に、「立教大学の歴史」が設けられている。

立教におけるこうした取り組みは比較的早く、全カリが発足した一九九七（平成九）年度には、寺崎昌男教授（現・立教学院調査役、東京大学名誉教授、桜美林大学名誉教授）の「大学論を読む」という授業（科目名は「現代の思想状況」）において、「立教大学とは何かを考える」という試みがなされたのが、その始まりであった。

その後、九九（平成一一）年度からは、「歴史学の多様性」という科目に、「立教大学を考える」という授業が開設され、二〇〇一（平成二三）年度からは、「立教大学の歴史」が設けられ、現在に至っている。

本書は、この「立教大学の歴史」のテキストとして、編集・執筆したものである。

立教学院は、ウイリアムズが築地に私塾を開設してから、今年で一三三四年目を迎える。この長い歴史において、その自らの歩みを記す試みは度々行われてきた。立教学院による公的な年史編纂事業だけでも、通史形態の『立教学院八十五年史』（一九六〇年）と『立教学院百年史』（一九七四年）、資料編（五冊）と図録（一冊）から成る『立教学院百二十五年史』（一九九六～二〇〇〇年）と、三度を数えている。

しかし、これらの年史編纂を通じても、なお不明な点は多く、『百二十五年史』の刊行以後に設置された「立教学院史資料センター」において、新たな資料の収集と、「立教学院と戦争に関する基礎的研究」（二〇〇一年）や

「立教築地時代の研究」（一〇〇三年）といったプロジェクトによる研究が、現在も続けられている。

「立教大学の歴史」という授業は、こうした過去の年史編纂と最新の研究成果を集積して展開されてきたものであるが、『百二十五年史』では通史の刊行がなされなかつたこともあり、授業全体の流れや、各回に設定すべきテーマといった授業プログラムの作成にあたつては、担当者の専門性（日本近現代史・日本近現代教育史、近代日本キリスト教史）を反映させつつ、毎年、試行錯誤が続けられてきた。

本書は、このようなこれまでの実績と課題とを踏まえ、テキストとして使用できる、正確かつ簡便な通史を意図したものである。したがつて、内容的には、『百年史』以降の研究成果が中心となり、構成上においても、この間、最も研究が進展した戦時下の動向に多くの紙幅を費やしている。また、記述においても、資料的な制約からこれまであまり詳述されることのなかつた母教会（アメリカ聖公会）との関係について、可能な限り言及するよう努めた。さらに、各時代における立教の姿を映し出す写真等も、可能な限り掲載した。ヴィジュアル的な面からも、本学の歩みが伝われば幸いである。

しかしながら、依然として残存資料の少ない大正・昭和初期の動向については、充分に論じることができていな。さらに、機関としての大学の基本的動向を本書の中心に据えているために、各時代における学生・生徒の様子については、ほとんど触れることができなかつた。この点は、今後刊行されるであろう、本格的な通史に期待したいところである。

本書の執筆は、二〇〇一年度より「立教大学の歴史」を担当している、立教学院史資料センター学術調査員・研究員の三名が、これにあたつた。それぞれの分担は以下の通りである。なお、編集および校訂作業には、同センター課長・山中一弘も加わつた。

大江 満（一章一・三節、二章一・三節、三章二・三節、五章二節、六章一・三節、七章一節）

大島 宏（三章一節、四章一節、六章三節、七章一・二節、八章一節、一〇章一節、一一章一・三節）

豊田雅幸（四章二節、五章一・二節、六章一・二節、七章三節、八章二・三節、九章一・三節、一〇章二・三節）

二〇〇七年一月

〔付記〕 本書は、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」推進事業（事業名「立教科目」（平成一七年度採択））による支援を受けて作成されたものである。

凡例

- ・文中の敬称は省略した。
- ・引用文における引用者による注記には「〔 〕」を付した。
- ・原則として引用には出典のタイトルを明記し、書誌情報等は巻末の「参考・引用文献および資料」に示した（但し、The Spirit of Missionsについては『スピリット・オブ・ミッショーズ』、Japan Recordsはジャパン・ローズと標記した）。
- ・引用文中の漢字は原則として新字体に改め、合字はカタ仮名に改めた。また、適宜、句読点を補ったところもある。
- ・なお、引用文中に、差別語等の不適切な表現が含まれている場合もあるが、歴史的観点からそのまま掲載してある。
- ・掲載した写真で立教学院および各校が所蔵しているものについては、出典を省略した。

第一章 聖公会の日本伝道と創立者ウィリアムズ

第一節 近代日本におけるキリスト教宣教

魅力ある伝道地日本

キリスト教は、古代から「異教」に対して、否定して驅逐するか、換骨奪胎して同化させることにより、世界宗教として拡張してきた。大航海時代の布教をになったイエズス会士のように中国の異文化を尊重する宣教師もいたが、異文化理解にすぐれた幕末来日の開拓宣教師を輩出したプロテスタンント諸派もふくめ、キリスト教宣教サイドにとって、二〇世紀までは、布教地の諸宗教は否定されるべき「異教」であった。

大航海時代全盛期の布教をになったイエズス会のペルー管長ホセ・デ・アコスタは、布教対象地を文明の発達段階によって三分類し、文字文化と国家機構が併存する中国や日本を最上位にランクした。また、幕末日本にプロテstanントの開教とローマ・カトリックの再布教をもたらした初代宣教師たちは、いざれも中国伝道の経験をもっていたが、かれらは中国よりも日本は魅力的な地であり、日本人はもっとも興味深い国民であることを母教会に報告している。世界のなかでも、もっとも伝道（布教）の成果が展望されていた国の一

一つが日本だったのである。

それは、藩単位の「クニ」からヨーロッパ型近代統一国家の「クニ」に変容しようと、すでに幕末の日本が西洋文明の吸収に意欲的であった動向を宣教師らが看破し、かれらが有能と評した日本人の開明的な志向に、日本のキリスト教化の実現を期待したからであった。

手ごわい独立国日本

けれども、魅力的な伝道対象地と宣教師から認識された日本は、他方で、国威をもつて列強に対峙する手ごわい独立国でもあった。

大航海時代にはポルトガル、スペイン両国王の布教保護権を背にした聖俗一体の植民地布教が世界に展開されたが、政教分離を前提とした近代の欧米列強諸国においても、砲艦外交（政治）、貿易（経済）、伝道（宗教）は一丸となって、日本をふくむ非ヨーロッパ諸国に侵攻した。列強、交渉条約国、敗戦条約国、植民地という国際関係の序列に収斂されていく一九世紀のアジア諸国は、西洋列強による植民地化の危機に瀕していたのである。

この危機的状況に直面した幕末・明治の日本は、同じ不平等条約でも中国のように敗戦条約ではなく交渉条約を列強と締結し、同じ交渉条約国の中ヤム（タイ）とも異なるアヘン禁輸を列強との条約に明記、そして、欧米列強の圧力をはねのけて徳川幕府時代のキリスト教禁令を明治政府下の一八七三（明治六）年まで堅持した。外交的に欧米列強に対して国力を示威し、西洋文明は摂取しても西洋の宗教はかたくなに拒絶するという、したたかな「異教国」日本の反キリスト教政策は、宣教師にとつては大きな障壁であった。

ペリー久里浜上陸（一八五三年七月十四日）（ペリー提督日本遠征画集）
〔翁富雄訳ペリー日本遠征隨行記〕（雄松堂書店）より転載

こうした日本の国威は、のちにキリスト教各派の指導者となる日本人にも継承され、外国人宣教師との確執として顕現していくことになる。初期の日本人改宗者は、日本の植民地化への危機感という攘夷の精神から、憂國の士としてあえて列強の宗教に入信し、西洋列強と伍すべく日本の近代化と文明化を志向するという、国家回路の信仰を契機に改宗したのである。

アメリカ主導の対日宣教

一八四二（天保一二）年、清がアヘン戦争でイギリスに敗れ、香港をイギリスに割譲し、中国五港を開港するという南京条約（敗戦条約）を締結したことでの、歐米列強による対清外交はイギリス主導となり、対清宣教の主導権もイギリス系ミッションがにぎった。その一年後の五三（嘉永六）年、ペリー率いる黒船アメリカ艦隊が日本に来航し、翌年開国条約である日米和親条約（交渉条約）を締結。五八（安政五）年にはアメリカ外交官ハリスが列強諸国に先駆けて日米修好通商条約を締結したことにより、対日外交の主導権はアメリカがにぎる。不平等条約とはいえ日本に交渉条約をもたらしたアメリカの対日初動外交に連動したのが、アメリカ主導の対日宣教路線であった。

幕末政争下の対日外交では、南北戦争で国力を疲弊したアメリカが後退、イギリスが薩長を、フランスが幕府を後援するが、倒幕と明治新政府成立に寄与したイギリスが対日外交を掌握することになる。これにより、明治の対日外交はイギリス、対日宣教はアメリカというねじれ現象がうまれた。パリ外国宣教会によるローマ・カトリック教会の再布教は、フランスの対日外交の後退にともない、プロテスタント諸派と競合することはできなかつ

フィルモア大統領書簡拝受（一八五三年七月一四日）（ペリー提督日記）
〔洞窟雄訳『ペリー日本遠征隨行記』（雄松堂書店）より転載〕

た。幕末・明治においてはアメリカ・プロテスタント諸派がキリスト教宣教の主流となつたのである。

このうち、聖公会、長老一改革教会、アメリカン・ボード（組合派）、メソジスト教会が、その四大教派であった。そのなかでも、母教会の組織制度や信仰・教理を日本でそのまま踏襲する包括型の聖公会とメソジストは、経済的に外国ミッションへの依存傾向が強く、母教会の伝統を伝道地において適応変化させていく分離型の長老系とボードは、外国ミッションからの自給独立志向が強い教派であった。

第一節 日本聖公会と後援外国ミッションの関係

日本聖公会の源流

明治の対日外交と対日宣教の主導権がイギリスとアメリカのあいだでねじれたように、聖公会系の外国ミッションは、米・英の混成による微妙な均衡関係にあった。アメリカ・プロテスタント監督教会 (Protestant Episcopal Church in the USA. 以下、アメリカ聖公会) が一八五九（安政六）年に最初のプロテスタント来日教派として先行したが、六九（明治二）年に渡來したイギリス国教会系の教会伝道協会 (Church Missionary Society. 以下、CMS) と、七三（明治六）年に来航した福音宣教協会 (Society for the Propagation of the Gospel. 以下、SPG) の二派が後続し、聖公会では在日イギリス宣教師が数において優勢になるというねじれ現象が生じたからである。



エドワード・ビカステス

けれども、他派との競合意識からこの聖公会系米英ミッション三派が協力して設立した八七（明治二〇）年の日本聖公会に、法憲法規といった日本の教会制度や教理の基盤を提供したのはアメリカ聖公会であった。ところで、このときにはじまつた日本人自治権への障害となる、英米ミッション間での日本伝道地分割を先導したのは、イギリス国教会第二代日本主教エドワード・ビカステス（Edward Bickersteth）であった。そのため日本聖公会は、事実上、英米いづれかの外国ミッション管轄地方部から構成される教会組織として、英米間の競合と協働が交錯するという、日本人による自治自立教会とはほど遠い実態を呈することになっていた。

教派競合主義

イギリス国教会系在日ミッションは、来日後しばらくは、教育・医療事業を伝道事業の障害になると考へ、在日宣教師には直接の伝道活動に専心するよう指示したため、日本でのイギリス国教会系のミッション・スクールは、一八七九（明治一二）年に設立され、のちにCMSに帰属した永生学校（現・ペール学院）と、八四（明治一七）年にCMSが設立した男子英学校（現・桃山学院）の二つがもともとはやい。けれども、すでに幕末から私塾を開設してきたアメリカ系諸派ミッション・スクールの数は、七〇年代には約二〇、八〇年代前半で三〇あまりの数に達していた。

アメリカ聖公会は七四（明治七）年に東京の築地に立教学校を設立するが、八七（明治二〇）年の日本聖公会成立後も、イギリス人主教ビカステスは、日本人が望んだようなアメリカ聖公会在日ミッションとの協働路線をとらず、イギリス国教会系在日ミッション単



チャニング・ムーア・ウィリアムズ
(*Spirit of Missions*, 1904.8)

独の伝道・教育事業を推進した。このように、立教学校を単独経営するアメリカ聖公会は、日本聖公会を後援するミッショնであるが、同じく日本聖公会を後援するイギリス国教会系在日ミッショնとは、ミッション教育事業の分野における交流がまったくないという関係にあつたのである。

それでも、同系教派の諸ミッショն間で合同したミッショն・スクールは、明治学院、青山学院などのごくわずかの例外にとどまり、同系教派内でも諸ミッションの学校や神学校が林立するという、教派競合の極みともいえる教育分野でのミッション競合化現象は、他の北米諸ミッショնにおいても同じであった。

第二節 立教創立者 ウィリアムズ

ウィリアムズのイメージ

日本史のなかでウィリアム(ズ)という名のつく著名な人物がいる。最初に来日したイギリス人で徳川家康の外交顧問を勤めたウィリアム・アダムス（三浦按針）。幕末の開国時にペリーの通訳官として四度来日した在清アメリカ公使書記官のS・W・ウィリアムズ。だが、チャニング・ムーア・ウィリアムズ（Channing Moore Williams）を想起するひとは稀であろう。

一八九四（明治二七）年一二月刊の雑誌『太陽』（第一巻七号）は、政治家、軍人、文豪などの偉人特集号であった。そのなかに、近代日本の代表的な宣教師として三人が写真

入りで紹介されている。G・H・F・フルベッキ、J・C・ヘボン、C・M・ウイリアムズである。『ミカドズ・エンパイア』の著者グリフィスは、フルベッキ、ヘボン、S・R・ブラウン、ウイリアムズの四人の宣教師こそ、アメリカが日本に贈った最高のプレゼントであると評して、前者三名の伝記を著した。だが、ウイリアムズの伝記だけは実現しなかった。ウイリアムズがそれを許可しなかつたからである。幕末の五九（安政六）年に最初のプロテスタント宣教師として来日し、アメリカ聖公会初代日本伝道主教、立教創立者、日本聖公会の開祖であったかれは、遺言状でみずからの書簡や説教メモなどの出版を厳禁、最後の離日前にそれらをほとんど焼却、他界一年後には墓の行方が一時不明となるほど、死後においても隠れた謙虚なひとであった。ウイリアムズの知名度が低いのは、かれ自身がそう望んだがゆえのことなのである。

家系と生い立ち

フレデリック・フランツ・フォン・シーボルトが幕府から国外強制退去を命じられて離日するという、いわゆるシーボルト事件が日本でおきた一八二九（文政一二）年、ウイリアムズはアメリカ南部ヴァージニア州の州都リッチモンドで生まれた。弁護士ジョン・G・ウイリアムズと医師の娘メアリー・アン・クリンガンがもうけた四男二女の六子のうちの第五子がチャーチング・ムーア・ウイリアムズである。この名はアメリカ聖公会第二代ヴァージニア教区主教リチャード・チャーチング・ムーアからもらっている。父の家系は、英國最高位法廷弁護士（現王室弁護士）にまでさかのぼり、代々弁護士で、篤信の聖公会信徒であった。

ウイリアムズが幼少時に在籍したリッチモンドのセントタル教会 (*History and Reminiscences of the Monumental Church*)



ウイリアムズが青年期に在籍したリッチモンドの聖ヤコブ教会
〔大江満『宣教師ウイリアムズの伝道と生涯』
（刀水書房）より転載〕

父はウイリアムズが四歳足らずの幼少時に病死、以後は母が六子を養育した。リッチモンドの公立高校卒業後、ウイリアムズは学費を得るためにケンタッキー州ヘンダーソンの従兄が経営する雑貨店に出稼ぎし、二一歳でヴァージニア州のウイリアム・アンド・メリーハーバー大学に入学、ただひとり修士号を授与された。五二（嘉永五）年秋、二三歳でアメリカ聖公会ヴァージニア神学校に入学。三年後の五五（安政二）年六月二八日に卒業したウイリアムズは、その翌日にアレキサンドリア聖パウロ教会で執事に按手された。

神学生初年度末の五三（嘉永六）年四月、アメリカ聖公会初代海外（遣清）伝道主教W・J・ブーンが母校のヴァージニア神学校を訪問、このとき、ウイリアムズは「異教地」中國への伝道を決意する。日本では黒船が江戸湾に侵入、ペリーが日本を開国させようとしていた。神学校最終年度末の五五年四月を待つてウイリアムズはアメリカ聖公会伝道協会の外国委員会主事総代S・D・デニスンに遣清宣教師の任命願書を送付、同年一〇月二三日の正式任命後の一一月三〇日、シドニー行きのオナイダ号（別便で上海渡航）に同僚ジョン・リギンスとともに乗船し、南半球航路で東洋をめざしてニューヨークを出港した。二六歳独身であった。

上海近郊開拓伝道

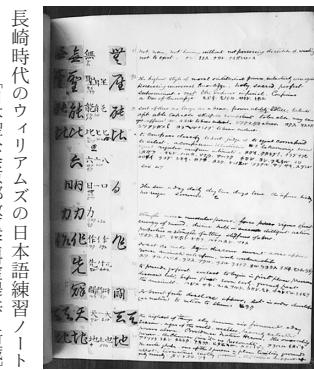
一八五六（安政三）年六月末、アメリカ聖公会の遣清宣教師として上海租界に上陸したウイリアムズは、五九（安政六）年に遣日宣教師として長崎に渡航するまで、三年間を中國で過ごす。それは、五五（安政二）年二月まで一七か月つづいた秘密結社の小刀会の上海県城占拠解放から、六〇（万延一）年の太平天国軍の上海攻撃開始までの、つかの間の

比較的平穏な時期であった。

上海租界のミッショント拠点で中国語学習をしながら、五七（安政四）年一月一日、リギンスとウイリアムズはブーンから司祭按手を受ける。二人は、はやくも来清一一か月の五七年五月に江蘇省東部の上海近郊に中国語の説教をともなう巡回伝道を開始、同年一〇月になると、上海租界から往復日程が一日をこえる地域への進行は条約違反であったにもかかわらず、上海郊外の北、西、南部地方へ往復二週間を要する本格的な開拓伝道旅行を敢行した。五八（安政五）年三月からは、外国人地図に不掲載の常熟に一年あまり開拓住伝道をするが、これは五八年の天津条約によって外国人の中國内地進出がみとめられる直前のことで、暴徒の襲撃だけでなく清朝地方官憲によって逮捕され条約違反を問われる危険性をともなうものであったが、外交問題における歐米列強と清との国力の差は、宣教師の条約違反を不問とした前例があり、かれらは、中国の国情を察したうえでの勇壯果敢な冒険と認識していた。二人はこのため家族を同伴しない独身宣教師にこだわったのである。

これとは対照的に、ウイリアムズが一八五九年から六六（慶応二）年まで、キリスト教禁令下の幕末長崎の居留地で過ごしたときには日本との条約を遵守している。交渉条約である安政の条約を列強と締結した幕府を刺激すれば、ふたたび日本が国を閉ざし外国人は国外追放となることが懸念されたからである。こうしてウイリアムズは中国と同じ活動を、日本では抑制した。

長崎時代



長崎時代のウイリアムズの日本語練習ノート

【日本聖公会京都教区資料室提供・所蔵】

ウイリアムズは来日した一八五九（安政六）年六月末から三年間は長崎の黄檗宗聖寿崇福寺の後山にある広徳院に、その後四年間は東山居留地五番の宣教師館に居住した。五年五月に病氣療養目的で来日していた同僚宣教師リギンスは病身のため九か月あまりで離日、六〇（万延一）年八月に来日した宣教医H・E・シユミッドも健康を害し約一年三か月の滞日後に帰米、幕末禁教令下の長崎にひとり残されたウイリアムズは、密偵の眼をかいくぐり訪れる日本人から、日本の宗教、文化、生活習慣、時事情報を吸収し、来日一年三か月あまりで日本語を自由に話し、来日二年半で主祷文、使徒信經、十戒の三要文を翻訳した。

破邪僧も異教（キリスト教）探索のため求道者を装つてウイリアムズを訪ね、この長崎在住時代にウイリアムズは長州藩士の高杉晋作と幕吏の前島密とも会っている。アメリカの実情を尋ねる高杉に、ウイリアムズは一般市民も大統領に就任できるという政情を話すが、これは高杉が上海滞在中に太平天国軍の民衆の軍事組織を見聞する前のことだ、討幕運動で大活躍する長州藩奇兵隊の発想に連動していく。のちに日本の近代通信・運輸制度の父といわれた前島に通信事情、郵便制度を最初に教えたのもウイリアムズで、前島はウイリアムズの意見に啓発されて第一五代將軍慶喜に漢字廢止の建白書も上申した。早稲田の創立者大隈重信も、長崎でウイリアムズに教えを受けたことを述懐している。

攘夷派浪人らが大挙して横浜の外国人を襲撃するという風説がひろまつた六三（文久二）年春、横浜は大量の英國軍艦が集結し、一触即発で戦争勃発の危機にあった。このとき、もし外国軍隊が横浜の保土ヶ谷を襲撃すれば、その報復として長崎の外国人がただちに虐

大隈重信

〔早稲田大学図書館提供・所蔵〕

殺される（アーネスト・サトウ）として、長崎では外国人は拳銃を携帯し武装して警戒していたが、ウイリアムズは非武装で他の外国居留民の世話を従事した。ウイリアムズはのちに大阪諜者伊沢道一に、たとえ日本で殺されてもかまわないとの殉教覚悟の精神を披露するが、それがまさにこの不穏な長崎では現実になりかねない状態であった。

母国では南北戦争による外国委員会財政難のため日本を管轄する中国ミッションへの送金不履行がつづき、日本ミッションは開設二年後からはやくも閉鎖の危機をむかえていた。極貧の暮らしのなか、ウイリアムズは東山手居留地に建立されたイギリス国教会礼拝堂のチャップレンとして生計を維持しながら、きたるべきキリスト教解禁の日を待望した。

ところで、長崎渡来直後に、学術書販売、神奈川へのミッション拠点移転、日本専任伝道主教待望論、財政処理などの諸問題において、英知をみせたウイリアムズの優れた素質と判断力を看破したブーンは、ウイリアムズ来日半年後の六〇年二月には、すでにウイリアムズを即時日本の主教とするよう本国に推薦していたが、外国委員会の財政難と禁令下の日本ミッションの展望が不透明なため、このときは実現しなかった。それでも、このブーンの評価は、六四（元治一）年のブーン死後、六五（慶應一）年のアメリカ聖公会総会がウイリアムズを第二代中國・日本伝道主教として選出する布石となつたのである。

禁教令撤廃運動

長崎のウイリアムズは、清における果敢な開拓伝道とは異なる慎重な行動の裏で、積極的な外交運動を展開した。禁教令撤廃運動である。プロテスタント宣教師らは一八七二（明治五）年の第一回在日宣教師会議で、禁教令を幕府から継受した明治新政府に対しても



「石黒敬章氏提供・所蔵」

アメリカ合衆国大統領
アンドリュー・ジョンソン

も過度に刺激しないほうが得策であると判断し、この問題へのとりくみは消極的であった。ローマ・カトリック教会では幕末にブティジヤン司教が、パリ外国宣教会やフランス政府に禁教令撤廃にむけてはたらきかけていたが、ウイリアムズも幕末の六五（慶応二）年三月の長崎大浦天主堂でのカトリック「信徒発見」の二か月前から、すでにアメリカ聖公会に禁教令撤廃のための政治努力をうながしていた。

そして、六六（慶応二）年に帰米し主教按手を受けたウイリアムズは、アメリカ大統領アンドリュー・ジョンソンや国務長官ウイリアム・シワードに面会し、禁教令撤廃のための外交圧力を直接要請した。かれは七三（明治六）年の高札撤去まで、母教会に対しても懸命に外交圧力をうながしつづけたのである。こうしたウイリアムズの中国と日本での条約違反と遵守、日本での条約遵守と日本への外交圧力という軌跡からは、かれの動と静、静と動の使い分けを看取することができる。

中国と日本の主教

一八六八（明治一）年にアメリカ聖公会第二代中国・日本伝道主教として中国に帰任したウイリアムズは、みずから新伝道地開拓旅行を敢行し、複数の候補地から主教在住地を武昌（のちに漢口）にさだめた。けれども、ウイリアムズが主教として武昌に在住すると、アメリカ聖公会の在日宣教師が不在となるため、ウイリアムズは日本ミッショニングの生命線として挺身すべく、六九（明治二）年大阪に移住。プロテスタント宣教師として最初に大阪に入ったウイリアムズは、長崎在住時代の六〇（万延一）年にはすでに日本第二の大都市大阪に注目していた。けれども、七四（明治七）年までウイリアムズは中国と日本の広

大な地域を管轄しなければならなかつた。上海、武昌、北京、大阪、東京を巡回し、二か国語の会話・翻訳や海難事故を経験するなど、知力と体力の維持が要求された。

また、アメリカ聖公会は南北戦争後の六〇年代まで、外國委員会主事総代と財務委員の実務機関トップによるアフリカ伝道を厚遇した偏重財政により、東洋ミッションの冷遇期であった。六五（慶應一）年には東洋ミッションは伝道主教管轄地としての存廃の危機に陥り、六八—七〇（明治三）年までは中国・日本ミッションへの送金遅滞や赤字財政放置などにより、ウイリアムズは中国で債務者とされ、私財投与や事業の部分停止、配下の宣教師の本国送還などを余儀なくされた。受忍限度をこえたウイリアムズが本国へ救済措置をもとめて書簡を発信したのと、本国で外國委員会主事総代の交代が偶然に重なったことにより、七〇年代以降に好転した中国・日本ミッションはアメリカ聖公会の主要伝道地となつていき、九〇年以降は日本ミッションが最多支出額を得るまでになる。ウイリアムズが現任主教を退任したときには、かれの管轄した中国と日本は、アメリカ聖公会最大の看板海外伝道地となっていた。

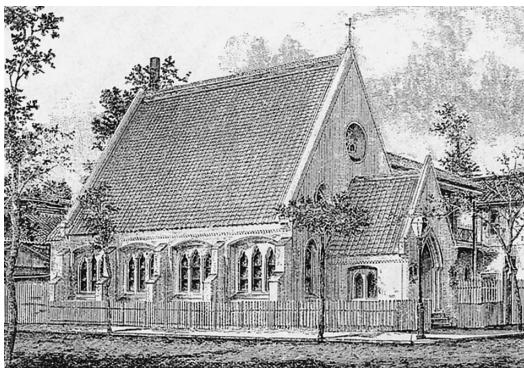
初期大阪伝道

一八七四（明治七）年に東京に移転するまで、ウイリアムズは日本人とのひんぱんな接觸や交流をもとめて大阪で居留地外居住を模索、川口居留地境界外側の内外人雜居地である与力町と古川町の二か所を初期大阪ミッションの拠点とし、自給宣教師A・R・モリス、女性教育宣教師E・G・エディー、宣教医ヘンリー・ラニングを中心とする伝道、教育、医療事業を展開した。しかし、「和漢ノ語ニ通シ。其智力。根機力。抜群ノ教師也」とウイ

リアムズを絶讚する大阪譲者の伊沢道一がいぶかるほど、大阪伝道は、横浜や神戸のキリスト教伝道黙認の情勢と比較して不毛であった。

七一（明治五）年開校の男子校（大阪英和学舎の前身）が閉校を余儀なくされたのも（翌年再興）、七二年から申請願書を当局に提出しながら七五（明治八）年まで女学校開設（照暗女学校）が遅延したのも、大阪府当局が狡猾に妨害したからである。大阪府知事不在の往時、権知事として府政の実権を握っていたのが、長崎で浦上キリシタンの第一回弾圧から検挙と配流の実務を指揮していた渡辺昇であつた。さらに、雑居地のミッショント拠点の借家が過去に自殺者を出していたという不吉な噂が近隣にひろまり、日本人に敬遠されるという不運がかさなつてもいた。

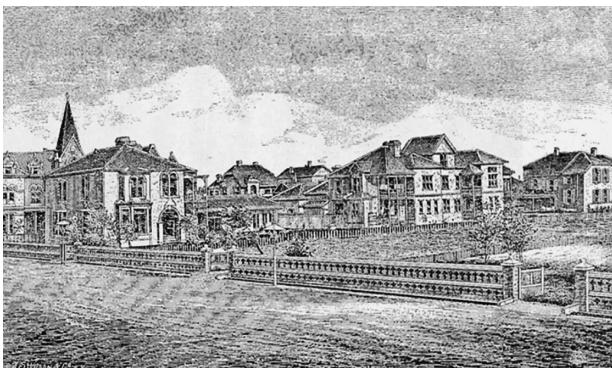
七九（明治一二）年以降は大阪ミッショント拠点を川口居留地内に移転し、八三（明治一六）年には居留地拡大要求をアメリカ特命全権公使ジョン・A・ビンガムをとおして国内の外交問題に発展させ奏効させている（八六年に一〇区画増設）。ウイリアムズが主教を辞任する八九（明治二二）年までに、川口居留地内の七区画には、文明開化の香り漂う洋風建築の外觀を誇示する聖テモテ教会と大阪英和学舎（八七年に立教に併合）、照暗女学校（平安女学院の前身）、聖バルナバ病院、宣教師館が立ち並び、伝道事業も後続のT・S・ティング（Theodosius S. Tyng）やジョン・マキム（John McKim）らによつて紀州、大和へと教線を延ばし、さらに越前、京滋、伊賀にまで関西伝道網は拡大されていった。



大阪・川口居留地21番の聖テモテ教会と
大阪英和学舎 (*Spirit of Missions*, 1883.3)

東京在住時代

日本専任の伝道主教となつた一八七四（明治七）年から、主教を辞任する八九（明治二



建築地居留地内のアメリカ聖公会堂
ミッション建造群の一部
(Spirit of Missions, 1885, 3)

二〇年（実際には後任主教が着任する九三年）までの、ウイリアムズの東京在住時代のおもな活動を列挙しよう。日曜・平日の数か所での礼拝司式と説教など毎日の聖職活動。立教学校と東京三一神学校での講義など毎日の教職活動。幕末の来日以来十数年間で詩編以外のほとんどが完成していた米国版祈祷書の日本語訳を、在日英國ミッション（CMS、SPG）との統一日本語祈祷書として実現させるための折衝。アメリカ・オランダ改革教会宣教師フルベックと共同で詩編（後半を担当）を訳出した超教派聖書翻訳（明治訳『旧約聖書』の詩編は名訳と評されている）。伝道・教育・医療の各事業の監督業務。宣教師間のトラブル仲裁。在日米国ミッション（東京・大阪）の財務管理。母機関との日本ミッション予算交渉。堅信礼など主教任務のための国内訪問。清日兼任主教から解任後も課せられた巡回訪清。在日英米主教管轄権問題の米英教会間との折衝。日本聖公会法憲法規の作成などである。

こうした聖俗にわたる監督業務に費やすかれ個人の労力は限界に達していた。母教会は八〇年代にウイリアムズの健康を憂慮して一年の帰米休養を三年ごとにうながすが、六六（慶応二）年から八九（明治二）年までの二三年間のウイリアムズの現任主教時代、かれは一度の帰国休養どころか国内休暇さえもとらなかつた。宣教師として半世紀をこえる五二年（三年間は在清）のうち、帰米したのは主教按手時の六六一六七（慶応三）年と、現任主教退任後の九四（明治二七）一九五（明治二八）年、一九〇四（明治三七）一〇五（明治三八）年の三回のみである。とくに東京在住時代は母教会からの経済的・人的支援が恒常的に不足していたため、ウイリアムズが帰国すると日本語を話す在日宣教師が減少し、日本ミッションの勢力が落ちるというのが、かれの帰米謝絶の理由であった。それで

も、休暇をとらいため八〇年代は病弱に陥っていたウイリアムズがいつだけ体重が増えたことがある。それは念願の日本人教会である日本聖公会が設立された一八八七（明治二〇）年二月の半年後のことであった。主教退任の二年前である。

日本聖公会の開祖

一八八七（明治二〇）年に日本聖公会が設立できたのは、在日聖公会系米英ミッションの懸案事項であった日本語祈祷書統一訳の実現、米英主教管轄権問題の決着、日本聖公会法憲法規の作成という三つの難題を、十余年におよぶウイリアムズの尽力で解決したからである。ところが、ウイリアムズのそうした貢献は近年まで教派の内外で過小評価されてきた。

ひとつは、日本聖公会を後援した外国三ミッショーンのうち二つがイギリス系で、アメリカ系を上回る宣教師の数と事業の規模があったこと。それにより、日本聖公会組織成立の前年に来日したピカステスの礼讃がもたらされた。さらに、一九世紀世界最強の大英帝国と同盟関係を結ぶ明治政府がイギリス国教会系在日ミッションの教育事業などを厚遇したこと。それらが、当代の教派史家に影響をあたえイギリス偏重の日本聖公会史をもたらし、それが戦後も踏襲されてきたためである。

日本語祈祷書統一訳

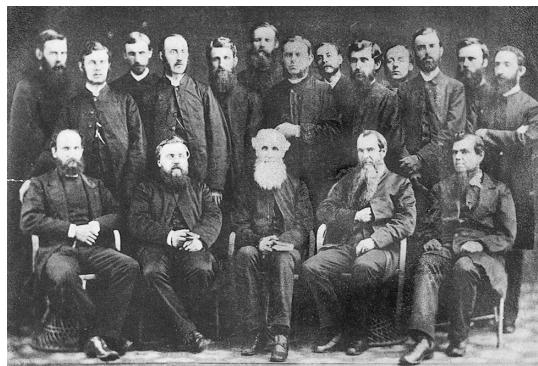
統一日本語祈祷書の問題がとりくまれたのは、東京にSPGとCMSのイギリス国教会系宣教師がそろった直後の一八七五（明治八）年である。このとき、幕末からすでに来日

一六年をかぞえるウイリアムズは祈祷書の日本語訳の大部分が完了していると本国には報告するが、かれは在日イギリス人宣教師たちがかれの日本語訳を基礎にした祈祷書の共同使用に合意する希望をもって、アメリカ版祈祷書の日本語訳の単独刊行を遅らせていた。ところが、聖別祷の部分が米英版では異なることから米英間の交渉は決裂する。

ウイリアムズは将来、米英聖公会間の合同で一つになる日本人の教会（日本聖公会）が、不必要的急造の米英系二種類の日本語訳祈祷書をもたされることを憂慮し、アメリカ伝道機関や在日アメリカ人宣教師らが主張するアメリカ版の単独刊行を遅らせ、イギリス人宣教師らと折衝をかさねつづけた。そして、イギリス版の聖別祷を受けいれるという譲歩にふみきる。これはウイリアムズが現地責任者の裁量として本国の認可を待たずに動いた最初で最後の事例となる。それによつて七八（明治一二）年、公祷部分ではあるが最初の米英統一日本語訳祈祷書である『朝晩祷付リタニー』が実現したのである。ウイリアムズの決断なしには日本聖公会に統一日本語祈祷書は生まれなかつた。

英米聖公会在日主教管轄権問題の解決

S P G 主事ヘンリー・W・タッカーがウイリアムズに在日イギリス人主教派遣の是非を打診してきた一八七九（明治一二）年、日本の米英聖公会主教管轄権問題がはじまつた。東京、大阪に米英聖公会宣教師が混在していた当時、東京—米国ミッション、大阪—英國ミッションという厳格な排他的地域分割案は機能しないことをウイリアムズは早々に看破、問題発生当初からそれを本国に勧告していたが、大阪へはイギリスよりも先に、東京へはイギリスと同時に帰属宣教師が入っていたアメリカ聖公会内外伝道協会外国委員会がそれ



在日米英聖公会宣教師合同協議会
（一八七八年）
(Spirit of Missions, 1909.9)

を悟るのは約三年後であった。

英國サイドもSPGとCMSの間で遣日イギリス人主教の所属問題（SPGかCMSか）と俸給供与問題（単独か折半か）で合意をみないまま、米国サイドと交渉を開始しており、CMS・SPG帰属の在日宣教師からの排他的地域分割への批判に傾聴できない状態がつづいた。問題が再稼動したのは、米英ミッションの主事代表が会合をもった八二（明治一五）年春である。同年六月ウイリアムズは、主教所在地を重複させない、管轄地を排他的に地域分割しない、共通地（大阪、京都）を設定するという私案を、問題の解決案をもとめてきた米国に提示、英國サイドも原則的にこれを受諾したことにより、アメリカ人主教は東京、イギリス人主教は神戸に在住することとして、在日米英主教管轄権問題は決着した。

こうした原則は当時、海外の聖公会主教管轄権問題の基本原則ともなる。米英の母教会もこれを批准したことで、初代イギリス人主教アーサー・W・ブールが八三（明治一六）年一二月に神戸に着任した（八七年の第二代イギリス人主教ビカステスの東京移住は協定違反で、その後ながら米英間の教会争議の火種として残った）。イギリス人主教はウイリアムズ私案にもとづく米英母教会間の合意がなければ来日できなかつたのである。

日本聖公会法憲法規の作成

日本聖公会の法憲法規草案を作成したのもウイリアムズである。草案はアメリカ聖公会の法規から最小限必要なものだけが抜粋された（イギリス国教会には法憲はない）。そして、西欧の教会的伝統のなかで英米聖公会に必要とされていた三九箇条は、新しい日本人



晩年のウィリアムズ
(*Spirit of Missions*, 1909.9)

の教会には不要なものとして、それを削除した法憲草案が提示され、在日米英宣教師の代表者らもそれに合意していた。

ところが、日本聖公会創立総会直前になり、法憲草案は三九箇条（聖公会大綱）を挿入したものに修正され、総会に提出されたのである。これが日本人代議員の反発をまねき、創立総会は混乱、最終日まで議場を紛糾させた大問題となつた（結局、三九箇条は仮採用するとしても、法憲にも法規にも挿入することは延期との宣言文を、法憲と法規のあいだに置くことで決着）。総会直前に法憲への三九箇条挿入を主張したのはイギリス人主教ビカステスであった。

じつは、創立総会直前に、本国からカンタベリー大主教とCMS主事らが、そして一部のCMS系在日英國人宣教師が、三九箇条を削除した法憲草案に反対してきたのである。とくに本国の要請を無視すれば、創立総会開催も危ぶまれた。ビカステスが法憲法規草案のくわしい内容を事前に本国に送信して認可を得ていれば、総会混乱の事態は避けられたはずであるが、かれは本国に対しても事後承認を得る方針をとっていた。このため、ビカステスは、創立総会直後の一八八七（明治二〇）年三月一日付本国宛書簡で、みずからは三九箇条省略の法憲法規を発案せず考へもなかつたと釈明している。

対照的にウィリアムズは、三九箇条削除の法憲法規草案と創立総会開催に対する本国の最高決定機関（アメリカ聖公会総会）からの承認を辛抱づよく待ちつづけ、母教会の認可を得てから行動をおこした。

その八六年のアメリカ聖公会シカゴ総会は、教会一致のセッションで四綱領（①旧・新約聖書。②使徒信經・ニケア信經。③洗礼・聖餐。④主教・司祭・執事の三聖職位）を採

択していた。これが二年後のランベス会議（一〇年ごとの全聖公会主教会議）で追認採択され、のちに三九箇条に替わる全聖公会の教理的指標となるいわゆる「シカゴ＝ランベス四綱領」である。

ところが、驚くことに、ウイリアムズ草案の日本聖公会法憲の最初の一一条は、この四綱領と同じものであった。しかも、かれは事前にシカゴ総会開催前で、日本聖公会創立総会直後の八七年三月の書簡でウイリアムズは初めて知ったシカゴ四綱領の内容にかんして質問している。おそらくかれは、四綱領の基礎である七〇年刊行の神学者ウイリアム・R・ハンティントンの『教会の理念』を先取りしていたのであろう。

こうしたウイリアムズの英知により、日本聖公会は八七年、翌八八（明治二二）年の全世界のランベス会議に先駆けて、四綱領を法憲の基本理念にすえたのであった。ウイリアムズはまさしく日本聖公会の開祖といえる人物なのである。

晩年の京都寒冷地開拓伝道

一八八九（明治二二）年に日本（江戸）伝道主教を辞任したウイリアムズは、来日三〇年、年齢は六〇歳に達していた。一〇年まえの七九（明治一二）年の五〇歳で遺言書を作成、八三（明治一六）年には主教辞任の意思を固めていたが、本国の強い遺留によりこのときは留任、だが六年後の八九年には決然と辞任した。それでも、ウイリアムズは後任主教（四年間で四人の被選主教が辞退）が着任する九三（明治二六）年まで、東京の複数の教会や講義所を管理しなければならず、九三年度には計一一か所を管理している。すぐに

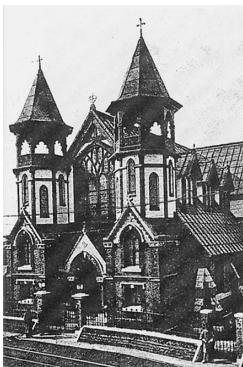
日本を離れることができなかつたウイリアムズは、最愛の家族のなかでただひとり残されていた病身の弟の最期にも間に合わなかつた。

九三年の帰米療養後、九四（明治二七）年に再来日したウイリアムズは最後の十数年を、後任の第二代日本（東京）伝道主教マキムの依頼で、主教不在の関西圏での教会管理と遠距離訪問伝道および新拠点開設に一宣教師として従事した。京都市内五条講義所（京都聖ヨハネ教会の前身）、大津淡海講義所（大津基督教會の前身）、小浜恵講義所（小浜聖ルカ教会の前身）、堺聖テモテ教会を管理しながら、京都四条、宮津、福井、伏見、加悦、舞鶴に講義所を新設するなど、ウイリアムズは京都、和泉、近江、丹後、若狭、但馬へ東西南北を奔走したのである。

七〇歳をこえた九九年秋、鉄道も開通していない寒冷地の宮津や舞鶴への巡回途上、ウイリアムズは人力車から落ちて一時失神する重傷を負うが、額から血を流しつつ自力で当日の予定地にたどりつく。こうしたかの壮絶な開拓伝道意欲は衰えることなく、一九〇一年度の管理教会は、あらたに大阪和泉の岸和田、兵庫但馬の余部をくわえた八か所に増加。マキムが、老齢のウイリアムズが通常の宣教師一人分の仕事をしているとかれの健康を憂慮するほどであった。

○四（明治三七）年の帰米療養後の翌年、日本に戻り、京都聖ヨハネ教会の土地・建築資金の私財投与不足額の集積に尽力し、○七（明治四〇）年五月に会堂を完成させた（現在、重要文化財として愛知県犬山市明治村に移築保存）あとは、ウイリアムズにもう余力はのこされていなかつた。

J・M・ガーディナー設計の京都聖ヨハネ教会 (*Spirit of Missions*, 1907.8)





故郷リッチモンドのウイリアムズの墓と
追墓碑

自分の代わりに若い宣教師があらたに日本に派遣されることを望みつつ、余命は母国から祈祷をもって日本伝道のために尽くすとのことばを残し、〇八（明治四一）年にヴァージニア州リッチモンドに静かに帰郷。最後は視力も筆力も知力も体力もなにも残らないほど、かれはすべてを日本に捧げ尽くしていた。

故郷の養老院に入院し、ひとの判別もつかないほどの衰弱のなかで、日本語で祈祷する日々を送っていたウイリアムズは、一〇（明治四三）年一二月二日、この世を去った。八歳であった。ニコライとヘボン他界の二年前である。初代宣教師らの就眠は明治の終焉でもあった。

宗教者ウイリアムズ

ニコライは偉僧、ウイリアムズは聖僧と、当代の人々にたとえられたように、実際、ウイリアムズは隠れた善行や奇行から、中世の修道士のような印象をあたえた。かれは夏冬とわざ黒衣をまとい、すりきれると同じ衣を裏返して着た。かれは生涯、学校の室内や教会の尖塔で寝起きし、最後の晩年に京都聖ヨハネ教会の横に小宅を建てた以外は、個人の住宅をもたなかった。かれには私的な時間と空間はなかつたのである。そして貯められた私財は、窮乏ミッションの財政、日本人聖職者、日本人教会の土地購入と建築、日本人社会福祉事業のために投与された。

一八八〇（明治一三）年四月、五〇歳のウイリアムズは、プロテスタントの新約聖書翻訳の完成式典が催された新栄橋教会の後方座席に座していた。白髪白髭のかれを見たある他派信徒は、群雀中の白鶴だ、キリスト教の説教はかれひとりで事足りると言つたという。

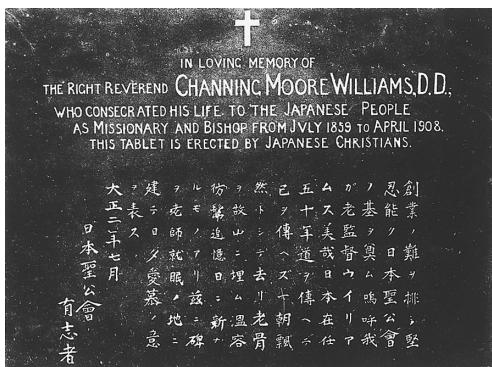
また、ミッショニ・スクールにのりこんではキリスト教を論破していたある排耶漢学者が、あるとき立教学校に来校し、ウイリアムズに面すると、かれはあまりの倫理的威圧感においてなにも言えず、立ち去ってしまった。この漢学者はのちにウイリアムズを洋の東西に通ずる高徳を体現する人物であったと評したという。

九五（明治二八）年、京都御所に近い東三本木の日本家屋にいたころ、隣近所の日本人らがウイリアムズの家政婦に「あれは西洋乞食だろう」と、さかんに揶揄していた。けれども、同年発行の雑誌『太陽』の偉人特集に掲載されたウイリアムズをみて、あわてて家政婦のところに、これまでの非礼を謝りにきていた。京都北部の漁港宮津で汽船の待合室にすわっていたウイリアムズを、事務員は乞食と思い隅に追いやったところ、素直にその指示にしたがつていたウイリアムズのところに、次々に來訪する土地の名士の歓迎ぶりをみて、係員は恥じいってしまった。北関東の寄居町へのウイリアムズの巡回時、荒川の渡船場で年老いた船頭が「いま、ここを神様のようなかたが通られました」と後続の日本人信徒にいったという。ウイリアムズは日本人の眼に乞食にも神にも映ったのである。

隠されたパラドックス

ウイリアムズの死後から二年半あまりののち、日本人信徒はリッチモンドのハリウッド墓地と、最後の任地京都の若王子墓地に墓碑を建立した。「道を伝えて己を伝えず」と刻まれたその墓碑銘は、ウイリアムズの真理の顯示と自己默示を照射している。

けれども、日本ではウイリアムズに聖者のイメージが先行定着したこと、かれの実務能力は看過された。ウイリアムズはアメリカ聖公会伝道機関ではもっとも秀逸な財政管理



ウイリアムズの追墓碑の銘

創業ノ難ヲ
忍能ノ日本聖公會
ノ基ヲ奠ム嗚呼我
が老監督ウイリヤ
ムス美哉日本在任
五十年道ヲ傳ヘテ
已テ傳ヘズ朝鮮
然トシテ去リ老骨
故山ニ埋ム溫容
傍轡追憶日ニ新カ
ル至ハアリ該碑
之虎師就服ノ地
表ス
大正二年七月
日本聖公會
有志者

をおこなう伝道主教として賢人と評価されていたが、ウイリアムズ自身の情報抑制により聖人の印象はアメリカでは日本ほど浸透しなかった。このように近代日本の聖賢像は両国で拡散した。ウイリアムズの実相は、かれの思惑どおり、隠れることになったのである。

ウイリアムズは、清においても幕末・明治の日本においても、生涯東洋伝道の開拓宣教師すなわち先駆者であった。一八五八（安政五）—五九（安政六）年に上海近郊「常熟」開拓定住伝道を敢行、禁教令下の長崎時代には静と動（禁教令撤廃運動）を使い分け、中国・日本伝道主教着任直後の六八（明治一）—六九（明治二）年には中国ミッショント新拠点地「武昌」を開拓、六九年には大阪最初のプロテスチント宣教師となり、七四（明治七）年に日本専任伝道主教となると大都市伝道の持論にもとづいて東京にアメリカ聖公会の大ミッション拠点を築き、主教退任後の九〇年代以降は、京都北部の丹後地方を中心には、老齢にもかかわらず一宣教師として寒冷地の開拓伝道に最後まで尽力した。母教会の伝道機関誌はかれをイエスの先駆者であったバブテスマのヨハネにたとえ、在清アメリカ人ミッショーン関係者はかれをフランシスコ・ザビエルにたとえている。

ウイリアムズは、在日米国人宣教師間のトラブル、母教会伝道機関と現地宣教師の認識の相違、日本人と宣教師の摩擦、米英宣教師間の確執、米英教会間の折衝などの難題を、伝道主教として権威ある立場から、公正かつ柔軟な調停と配慮ある判断をしめして仲裁しただけでなく、その法的思考力によって、在日米英主教管轄権問題の解決案や、日本人教会の法憲法規作成という創造的な知恵を日本にもたらして、日本聖公会組織成立にもつとも寄与した賢者でもあった。

母教会の伝道局幹事は、アメリカが日本にあたえたものには文明化の悪い部分もあったが、主教ウイリアムズを日本に贈ったことだけは誇りに思うと語っている。そして、ウイリアムズは、文明をもとめ宣教師のカバンの中身を見たがる日本人には、その中身をみて文明化を誇示するよりも、ウイリアムズそのひと自身の生きざまをもって、日本人に近代の聖人像を意図せずに印象づけた宗教の体現者でもあった。日本人がかれをアッシジのフランチエスコにたとえたように。

その真髓は、聖と賢、静と動、権威と配慮、乞食と神、顕示と黙示という日本に贈られたウイリアムズの隠されたパラドックスにあつたといえるであろう。

第二章 立教学校の誕生

第一節 ミッショント・スクール

幕末・明治の日本語教育需要

幕末にペリーの首席通訳官として来日したS・W・ウイリアムズと駐日アメリカ総領事タウンゼント・ハリスは、来日を企図するプロテスタント宣教関係者らに対し、日本ミッションの設立とその成功には、日本人への無料の医療奉仕と英語教育の学校設立が不可欠であると、米国人外交官の立場から助言していた。

アメリカ聖公会宣教師ジョン・リギンスは、一八五九（安政六）年七月の条約施行直前に長崎で日本人通訳（通詞）の臨時英語教員となり、アメリカ長老教会宣教医J・C・ヘボンは六二（文久二）年一月に横浜で幕府派遣学生に私塾を開いて英語と数学を教えはじめた。六三（文久三）年には、幕府設立の横浜英学所でアメリカ・オランダ改革教会宣教師S・R・ブラウンが、六四（元治一）年からはヘボンが、アメリカ・オランダ改革教会宣教師J・H・バラが、アメリカ長老教会宣教師D・タムスンが、それぞれ同所で教師として招聘された。同年長崎ではアメリカ・オランダ改革教会宣教師フルベッキが幕府洋

学所（済美館の前身）の校長兼教師となり、六六（慶応二）年には佐賀藩校の致遠館のお雇い教師となっている。かれらはいずれも、幕府や藩校の公認教育機関で教師として採用されたのである。

幕末の長崎で、フルベッキがのちに明治政府要人となる士族らに洋学教育をほどこしたことは、明治初期の公教育に大きな影響をもたらすことになる。六九（明治二）年、大学南校（東京帝国大学の前身）に教頭格で赴任したフルベッキは、お雇い教師を斡旋する立場となつたことで、七〇年代初期にはかなりの外国人宣教師が同校に赴任した。七三（明治六）年に文部省は宣教師とお雇い教師の兼職を禁止するが、地方の公立学校には七〇年代をとおして退任した聖職宣教師が着任している。日本人の外国语指導者がいない幕末維新时期、欧米の近代科学を伝える教師として、学識豊かな宣教師や外国人信徒による英語教育は、日本の開化を実現するための手段として、幕府や新政府の行政当局からは歓迎されたのである。

初期日本人改宗者の出身階層

一八七三（明治六）年に禁教令の高札が撤去される以前から、神戸や横浜の居留地では日本人知事の意向もあり、キリスト教の伝道や教育に対する規制が緩和されはじめていた。外国人居留地やその周辺では、禁制下におけるミッショント伝道事業の突破口として、日本で期待されていた「英学」を教える宣教師運営の私塾や女学校が、とくに東京や横浜を中心にして設立されていった。

幕末や明治初期から勉学熱のあつた日本人の入信は、こうした外国人宣教師（または信

徒）の私塾での英学習得が契機となつた。学校の寄宿舎生活や、礼拝および聖書クラスによって日本人学生にキリスト教信仰が浸透し、そしてその信仰と一体化した厳格な倫理的生活を表現する外国人教師や宣教師から、かれらはばかりしない人格的感化や影響を受けたのである。とくに女学生は女性宣教師による全人格的な教えにならい、みずからの教養をたかめる一方、キリスト者としての素直な信心から社会的弱者への奉仕を実践していく。

明治初期の日本人キリスト教改宗者の多くは、佐幕派士族や農村の小資本家や中富農層出身であった。幕末の政争で敗れたかれらは、日本が植民地化されることなく西洋列強と対峙するような近代化を実現するためには、技術やモノの習得だけではなく、西洋文明の基盤にある宗教に入信することによる民と国の精神改革が必要であると考えた。そして、倒幕派が掌握した政界においてよりもはるかに日本の文明化に貢献できるとの自負のもと、政界から迂回したキリスト教界からの国家形成に、みずからの命運と活路をみいだしたのである。

七二（明治五）年二月、アメリカ聖公会最初の男子英学校が大阪の川口居留地の雑居地に設立されたが、その最初の入学生八名は全員帶刀者であった。七四（明治七）年に築地に創立された同派の私塾（立教学校の前身）も、七六（明治九）年度の在学生八〇名のうち、平民層八名以外はすべて士族層であった。七七（明治一〇）年創立の立教女学校も、八二（明治一五）年度の在学生二〇名のうち一名は士族の子女である。草創期や初期のミッション・スクールで学んだもののなかには、自己の立身と國家の救済をかけてキリスト教に改宗した旧士族たちが多かつたのである。

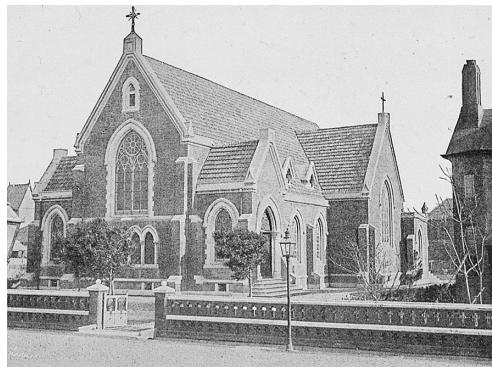
国家祝祭日行事の遵守

一八七〇年代、明治国家はヨーロッパ・キリスト教国の国家祝祭日行事を日本に導入する。日本の建国を記念する紀元節はヨーロッパ君主国の建国記念日を、天皇誕生を奉祝する天長節はヨーロッパ帝国の皇帝や国王の生誕記念日を、それぞれ明治政府が模倣して日本にあらたに制度化した明治起源の祝祭日であった。

旧来の暦や伝統行事になじんでいた明治の日本国民が、国家が導入したこうした新制度に違和感をおぼえるなかで、西洋由来の社会制度になじんだのは、西洋人の宣教師が經營するミッション・スクールであった。八〇年代には、アメリカ長老系の築地大학교が「毎年必ず天長節には両陛下の為に祈祷会を開いてきたこと」を誇りとし、アメリカ聖公会の立教大학교が紀元節、天長節、新嘗祭を「休業日」としていたように、どの教派のミッション・スクールも、紀元節、天長節などの国家祝祭日行事を、神社・寺院などの日本の宗教団体よりも忠実に、学校行事のなかで実施していた。体制の宗教としてのキリスト教がここに顕現している。

ミッション教育事業の目的

ミッション・スクールは、いずれの教派においても、たんに教育のみを目的としていたのではなく、あくまで伝道事業という基調において運営された。そして、ミッション・スクールが堅持するキリスト教信仰は、帰属する教派のフィルターをとおすことが前提であった。アメリカ長老教会の築地大학교と東京第一長老教会、カナダ・メソジスト教会の東洋英和学校と麻布教会（鳥居坂教会の前身）、アメリカ聖公会の立教大학교と築地三一教会、



築地居留地39番の築地三一教会

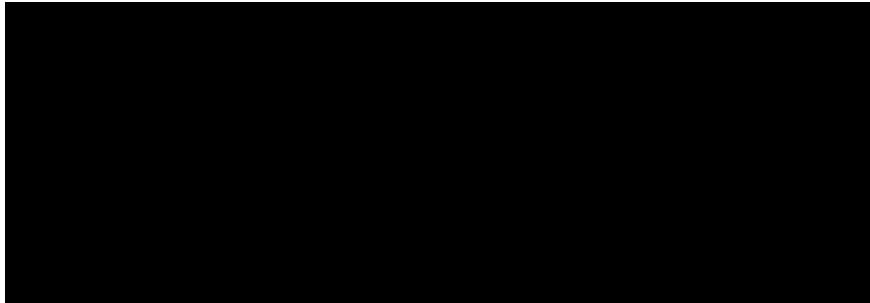
ボードの同志社と同志社教会など、いずれも、説教や礼拝などをとおしてミッション・スクールの宗教教育を補完する教会が、学校敷地内か周辺地に隣接し、学校と教会はその空間や活動において有機的に一体化して機能していた。

さらに、ミッション・スクールは、ただ日本人学生をキリスト教入信へとみちびくためだけでなく、将来の日本人聖職者が神学校で学ぶために必要な学力をやしなうための高等教育機関であった。その創設は、つねにこのことを第一の問題としてきたと、立教創立者のウイリアムズは一八八一（明治一四）年六月に母教会に報告している。各派在日宣教師が本国の伝道母機関宛書簡のなかで、ミッション・スクール男子校をトレーニング・スクールとも呼称するのは、聖職者養成のための準備教育という意味からである。

ミッション・スクールはまた、日本の公教育が傾倒していく社会進化論、不可知論、懷疑論などの無神論的思潮への対抗の必要性を強く自覚していた。ウイリアムズは草創期から、日本人学識層に歓迎されていく無神論的な傾向に危機感をいたいでいる。寄宿舎で学生にキリスト教信仰に一致した倫理的な生活をおくらせたミッション・スクールは、キリスト教主義にもとづく全人格教育を重視していた。

このように、ミッション・スクールには、伝道のための学校経営、聖職者養成のための高等教育、無神論的風潮に対抗するための宗教教育、キリスト教主義による人格形成という四つのおもな目的があった。

けれども、各派宣教師らが最重視したミッション・スクールにおける聖職者養成について、同派帰属の日本人関係者は、キリスト教の日本人指導者育成という目的を外国人幹部と共にしていたが、卒業生が必ずその教派に帰属した指導者になるべきとの宣教師らの固



東京築地鉄砲州（「東京築地鉄砲測景」）[東京都公文書館提供・所蔵]

執した教派主義には、総じて淡白であった。というより、超教派志向が強かった。また、ミッション・スクールを伝道事業のための教育機関と自任する宣教師と母教会に対しても、同志社創立者の新島襄や後続の小崎弘道総長は、同志社を伝道機関ではなくキリスト教主義を德育とする純粹な教育機関と主張したように、ミッション・スクールをめぐる外国人宣教師と日本人協力者の認識には、溝があったのである。

第一節 立教学校の創立と建学の精神

東京拠点の開設

ウイリアムズは大阪の男子校を一八七二（明治五）年二月二一日に開校したが、大阪当局の妨害により四か月後には閉鎖を余儀なくされた。七三（明治八）年二月四日に再興した男子校の生徒数は、七五（明治八）年六月の年度末で一〇〇名（二十五名が受洗）となり最盛期を迎えるが、同年に大阪の官立校が教師陣拡大と授業料値下げにふみきり、新島襄が京都に同志社を創立した影響で生徒は激減、七六（明治九）年六月にはわずか五名となつて途絶えた（生徒は大阪の女学校「照暗女学校」に転入した）。その後、七九（明治一二）年一〇月に大阪英和学舎（聖テモテ学校）として再建されるが、八七（明治二〇）年に立教に併合された。

大阪男子校の設立直後の春にウイリアムズは東京拠点の開設を構想し、七二年九月には母教会に提起した。アメリカ聖公会内外伝道協会外國委員会は一月中旬にこれを承認、



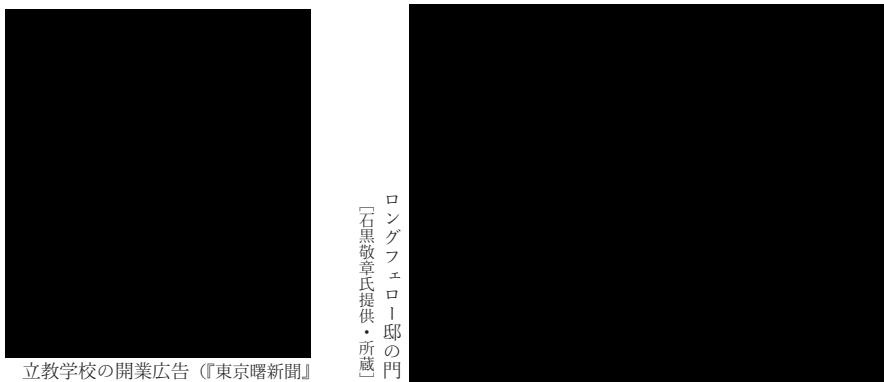
C.T. ブランシェー
(*Spirit of Missions*, 1909.9)

翌七三年秋に新任宣教師C・H・ニューマン (Charles H. Newman) が来日した。同年一一月にはC・T・ブランシェー (Clement T. Blanchet) とW・B・クーパー (William B. Cooper) が後続し、ウイリアムズは東京での拠点探しに奔走する。しかし、ニューマン来日まえから駐日アメリカ全権公使ビンガムに斡旋を依頼していたにもかかわらず、外国人名義の契約が可能、安価、日本人とのひんぱんな接触や交流ができる居留地外、というウイリアムズがもとめていた諸条件をみたす住宅（借用か購入）探しは困難をきわめた。

未整備で高額の築地外国人居留地区画と、内外人が随意に契約する相対借地域（雑居地）をふくむ開市場内は、低地で、保険の効かない頻発する火事への危険が大きかった。一方、望んでいた開市場外の外国人居住は日本政府がかたくなに拒絶した。日本人雇用主を名義とする私雇教師としての有期限特例であれば開市場外でも居住はできたが、日本人名義主が事業上の破産者や債務者となれば、債権者に資産を没収され、ウイリアムズ側には償還請求権はなかつたのである。

立教の創立と度重なる移転

ウイリアムズはやむなく一八七四（明治七）年一月、相対借地域の借家に暫定移住をするが、これが契約署名前だったので、家主が家賃値上げを要求、このため、再度移転を決意した。幸運にも詩人ヘンリー・ロングフェローの子息のために建てられた住宅の借用に成功し、男子寄宿舎の使用は無理であったが、スタッフの住宅、礼拝堂、教室、日本語教師の部屋を供給できるミッション拠点が実現した。ウイリアムズはそこで七四年二月三日



立教学校の開業広告 〔東京曙新聞〕
1876年1月) [国立国会図書館提供・所蔵]

ロングフェロー邸の門
〔石黒敬章氏提供・所蔵〕

に私塾を開業したと報告している。これが東京での立教学校創立日と発祥地である（この立教の発祥地が、外国人居留地か内外人雜居地の相対借地域かについては、史料にもとづく確定はされていない）。

ウイリアムズは日本語でキリスト教教理を教え、ブランシェーは英語の授業を担当。四月には在学生も新入生も聖書学習を希望し、学生数は三〇名近くに達した。開校直後もウイリアムズに課せられた巡回訪清により、日本語を話すウイリアムズが不在になると、学生はかれを恋しがり、かれの帰任と日本語礼拝の再開を知ると、学生は歓喜したと、ブランシェーは本国に報告している。大阪でも学生に人気があったウイリアムズは、教育事業草創期には不可欠な存在であった。

七四年六月にもウイリアムズは、公使館員の開市場外居住をみとめる特例により、市内移転予定のアメリカ公使館通訳官に、かれの名義をのこしたままの又貸しを依頼し、市内ではあるが広大で安価な住宅の獲得に成功したと本国に伝えた。しかし、八月には多数の寄宿生収容可能な大宿舎が必要であると述べ、満足な移転は実現していない。

七四年一二月二六日にになると、ウイリアムズはもはや成果のない狭小の借家を転々として時間を浪費するより、危険を承知で日本人名義での家屋購入を選択したと言及している。それが相対借地域の入船町五丁目一番地の五〇畳の長屋三軒の「立教学校」である。これは、七四年一二月三〇日から七五（明治八）年二月二八日までの二ヶ月間『朝野新聞』に、午前八時半から一二時半まで英学教授との広告が出され（『東京日日新聞』にも七四年一二月三〇日に同じ広告が出されている）、七五年一月一四日の『あけぼの』新聞でも、「近頃は築地入船町五丁目の壹番地にて米人ビショップウキリヤムスブランチット、クーパル

の三氏立教学校という者を開き束修もなく月謝もやすくバイブル専らに教授するよし」と報じられた。

火災と築地居留地進出

ところが、立教の入船町移転から二年と経たない一八七六（明治九）年一月二十九日、恐れていた大火事が発生、住宅、学校、礼拝堂併設の入船町の在日米国ミッショングループ本部を壊滅状態にしてしまった。五五名のうち四六名が寄宿生であった立教在学生は焼け出され、宣教師の住宅は翌七七（明治一〇）年一月下旬になってもみつからないほどであった。そこで、七七年四月ウイリアムズは礼拝堂だけを日本人名義で独立させて市内深川大橋に三一教会を、同年九月にはクーパーが神田台所町に神田基督教會を、それぞれ竣工させ、ブランシェーも同年六月に湯島の九鬼屋敷に立教女学校を創立していくが、立教学校は中斷をやむなくされた。

火災から二年後の七八（明治一一）年一月に大阪から転任したJ・H・クインビー（J. Hamilton Quinby）の私塾で再開した立教は、その半年後の七九（明治一二）年六月、京橋区築地一丁目の日本家屋（山口県士族貫元助の自宅）で本格的に再興（東京府知事に「私学開業願い」を提出）されるが、七九年一二月二六日、二度目の火事でウイリアムズの住宅は再度焼失した。

立教再開当初の教員は、クインビーと貫元助であったが、七九年一二月に医者の検診を受け、転地療養でも快方の兆がないクインビーは、八〇（明治一三）年八月にアメリカに帰国。同年一〇月に信徒宣教師ジェームズ・マクドナルド・ガーディナー（James



J.H.クインビー
(*Spirit of Missions*, 1909.9)



J.M.ガーディナー

McDonald Gardiner) が、校長兼任教師として来日した。

八一（明治一五）年の年末、ウイリアムズが私財で八〇年に購入していた築地居留地三七番に、京橋区の日本家屋から立教学校を移転（八三年一月東京府知事に「私学閉業届」を提出）させ、煉瓦校舎を新築して「立教大学校」と改名した。これに先立つ八二年六月の年度末、英名はボーワーズ・スクールから、セント・ポールズ・スクールと改称される。

ウイリアムズは八〇年に居留地二六、三八、三七番（私財）を、八一年には二五、四〇、三九番（米国人信徒の寄付と私財）を購入し、宣教師館、立教学校、三一神学校、立教女学校、立教教会（築地三一教会の前身）の壮麗な洋風建造群が居留地内に出現した。そこへは文明開化の憧憬から「一種エキゾチックな気分に陶酔する」（内田魯庵）日本人がひんぱんに出入りし、ウイリアムズが望んでいた日本人との交流は、外国人居留地という国内別世界で実現していくことになった。

さらに、ウイリアムズは、八九（明治三）年に五三、五四、五五、五六番を購入、ウイリアムズの後継主教ジョン・マキムも九三（明治二六）年に五七、五八、五九、六〇番を購入した。その結果、最終的な築地居留地六〇区画の約七五%に相当する四六区画をキリスト教系ミッションが占めるなかでも、アメリカ聖公会は全体の四分の一に近い一四区画を占めることになったのである。

カレッジ構想とその挫折

立教には無神論の潮流に傾倒する私立学校や帝国大学への対抗意識、ミッション・スクー



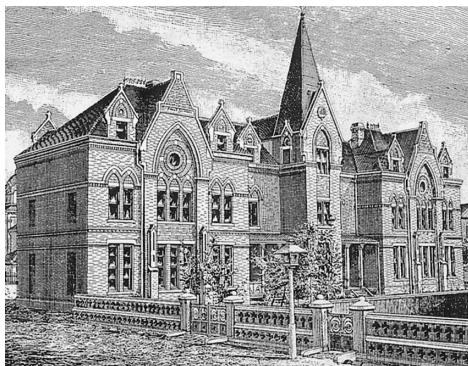
築地居留地鳥瞰図

ルの教派競合とともに、水準の高い教育を行っている自負が根底にあった。築地居留地内に立教が移転するまえの一八八一（明治一四）年、在日米国聖公会宣教師会議は、設備をととのえたキリスト教主義大学設立構想を決議し、それは八三（明治一六）年の「立教大学校」に結実していった。

けれども、CMSやSPGなどの同系教派であるイギリス国教会系在日ミッションが、立教を經營する同系教派のアメリカ聖公会在日ミッションの教育事業と協働しないなか、アメリカ長老教会系の築地大学校（現・明治学院）や、アメリカ・メソジスト監督教会系の東京英学校（現・青山学院）などの他の東京のミッション・スクールと競合するために、立教は単独で校勢を拡充しなければならなかつた。だが、立教の母教会であるアメリカ聖公会内外伝道協会外國委員会は恒常的な債務状態にあり、日本側が要望する運営資金や人材派遣に応じないことから、立教は財政難と宣教師・教員不足との苦闘を強いられていた。

このため、校長ガーディナーは立教を断念して、英語講師として出講している在学生六〇〇名の東京専門学校（現・早稲田大学）や三〇〇名の共立学校での宗教教育に力をそそぐことを考慮しはじめているとウイリアムズに打診するが、ウイリアムズは八七（明治二〇）年一月の書簡で、立教が望んだようには成長していないものの、ながい試練なしに廃校することへのためらいを表明し、ガーディナーの立教断念案を採択せず、立教への資金援助を本国にうながした。

居留地移転後の「立教大学校」の校勢推移をみると、八四（明治一七）年五月に五九名、八五（明治一八）年度は五三名で終了、八六（明治一九）年度始業時は九一名登録とある



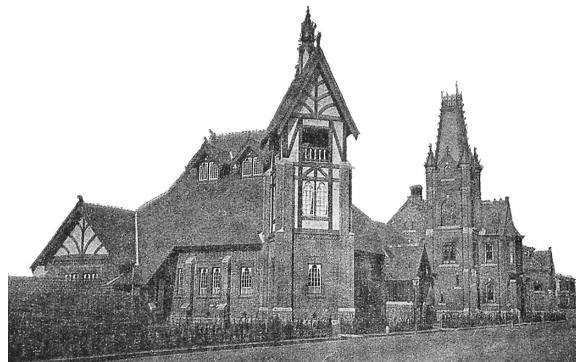
が、最初の三か月間は退校者が頻出する傾向にあり、将来は一〇〇名の在学生と担任教師のいる六クラス編成を一時構想するものの、八八（明治二二）年六月の年度末に前年度平均五七名から八二名に増加したのを頂点として、九〇（明治二三）年度末は前年度の半数に生徒数が落ちこんでいる。ウイリアムズが主教在任時に立教在学生が一〇〇名を超えることはなかった。

和名「立教」の由来

「立教学校」という校名は、一八七四（明治七）年一二月には用いられている。この「立教」ということばについての従来の説は、宋学の樹立者である朱子の高弟、劉子澄が著した『小学』立教篇から、採られたとするものであった。そして、その命名者は、当時の宣教師たちの日本語教師であつた漢学者と推定された。

しかし、近年の研究においては、和名「立教」は、かつて聖公会の祈祷書にあつた「立教師」ということばに由来するものではないか、との新説が提起されている。

この「立教師」ということばは、六八（明治一）年中国語祈祷書と、八三（明治一六）年の日本語祈祷書に見出される（いずれも米英祈祷書からの翻訳）。ここで使われている「教師」とは、キリスト教の聖職（聖公会では三聖職位＝主教、司祭、執事）のことであり、「教師」を「立」てるとは、キリスト教の聖職者として着手する、という意味である。中国語祈祷書の『教会祷文』（一八六八年）のなかには、「将立教師祷文」（まさにきようしをたてんとするいのり）という表現がある。この訳者は、アメリカの遣清宣教師 S・I・J・シュレシェフスキ（後の第三代中国伝道主教）、イギリスの遣清宣教師 J・S・



一一一神学校と一一一公館
(Spirit of Missions, 1903.8)

バードン（後の第三代香港ヴィクトリア教区主教）であった。シュレンエフスキーは、当時第二代中国・日本伝道主教ウイリアムズ（＝立教創立者）の管轄下にあり、六八年ウイリアムズに『教会祷文』の使用許可をもとめていた。ウイリアムズはそのことを本国母教会総会（最高決議機関）に裁可できるかどうかの判断を打診していたという経緯があり、ウイリアムズがこの祈祷書とその内容（「将立教師祷文」）について、立教が創立される七四（明治七）年の前の六八年に、確實に知っていたことが判明している。

また、日本語祈祷書の『聖公会祷文』（一八八三年）には、「臨時禱謝文」の「祷文」の六番目に登場する祈りとして、「立教師節祷文」（きょうしをたてんとするせつのいのり）という祈祷文がある。「立教師節」とは現在の「聖職按手節」（現行の日本聖公会祈祷書）のことであり、それは、聖職候補生（神学生）から聖職（執事）になる人のために、聖職按手日の一週間前から七日間祈ること、という内容の祈祷文である。この祈祷書は、「立教学校」という校名が用いられた後にできたものであるが、ウイリアムズは、この『聖公会祷文』のもととなつた日本語祈祷書のほぼ全訳を、七五（明治八）年ころまでには完了していると述べており、「立教師」ということばは、ウイリアムズによって訳出されていた可能性もある。

これらのことから、「立教」は、中国語祈祷書の「將立教師祷文」を、日本語祈祷書の「立教師節祷文」（きょうしをたてんとするせつのいのり）を訳出す際に参考にしたかもしれない、または、みずから訳出していたかもしれない、立教創立者のウイリアムズによって名づけられたと考えることも可能であろう。

もしこれが、和名「立教」の語源であるなら、その意味は、「教師」であるキリスト教

聖職を育成することである。校名「立教」は、ミッショントスクールの第一の目的である聖職者養成（聖職者になるものへの準備段階としての高等教育）に符号する「立教師」ということばに、その由来がもとめられてよいのではないだろうか。

宗教教育と建学の精神

立教での宗教教育は私塾創立当初から維持されてきた。創立から一〇年後の一八八四年六月の年報においても、ウイリアムズは「立教大学校」における日曜午前の定期礼拝・説教、金曜晚祷・説教、毎日の短い講義か聖書解釈、定期課程の一部である週三度の聖書の授業への出席義務に言及し、八六（明治一九）年二月に校長ガーディナーは、ウイリアムズが聖書の授業を担当していると報告して、道徳哲学・キリスト教証拠論・聖書の教科をになう外国人教師の任命を本国に要請している。八八（明治一二）年の「立教大学校」の総則「学科第四条」によると、修業年限六年と予科一年の全七学年には「聖書」の学科が課せられ、第五学年には「基督教確証」（証拠論）が課せられている。

そして立教と神学校は、いつも同じ寄宿舎か正面に相対する位置にあり、両者は併存していた。七八（明治一一）年秋の立教再開と同時に三一神学校も開学されるが、立教の食堂を講義室として神学教育は開始され、八三（明治一六）年の「立教大学校」でも、立教と三一神学校は共有校舎であった。三一神学校は九二（明治二五）年、築地居留地五三番に移転（新校舎）し、立教は九四（明治二七）年の東京大地震まで居留地三七番にとどまるが、居留地内において三一神学校は立教学校とは真向かいの相対するロケーションであつた。



築地三一教会内部
(Spirit of Missions, 1900.4)

「青年をキリスト教の影響下におく高等の男子校は、もしかれらが信徒となれば、福音の伝道師や聖職者を養成する神学の課程に、かれらが入る準備となることから、その必要性は伝道の最初から感じられていました。諸学校の設立については、常にこのことが最も重要な問題であるとの考えを維持してきました」と八一（明治一四）年六月の年報でウイリアムズが「教育」と題して言及していたように、また、その後も立教に神学校への準備クラスを設けるというかの将来構想を、校長ガーディナーも共有したように、立教は建学時から日本人聖職者を輩出するための高等教育をほどこす伝道機関としての目的を常に保持してきたのである。

第二節 欧化主義・国粹主義と立教

立教の教育内容

一八七四（明治七）年創立後の入船町時代の新聞広告、七九（明治一二）年の京橋区築地一丁目移転後の東京府知事宛開業届で、それぞれ「英学」教授と謳った立教学校は、築地居留地時代の八八（明治二二）年「立教大学校」の総則中の目的でも「英文学及び科学ヲ教授シ、和漢文学ヲ加ヘ」としたように、総じて国語・漢文以外は、いずれも外国人教員による外国語教科書（英書）を用いた外国カレッジ方式の教育であった。七四年から八年にかけての教科と時間は別表のとおりである。

立教学校開学時の教科書は、初級・二級リーダー（ウイルソン）、三級リーダー（ナシヨ

【立教の教科と時間】

年	学校名	教科	時間
一八七四 （明治7）	立教学校	算術、英國史、地形学、物理学、心理学、修身 学、經濟学、文明史	午前8時半～12時半
一八七九 （明治12）	立教学校	讀方、文典、地理学、萬国史、物理学、數学、 作文、修身学、經濟学、論理学、英國史、仏國 史、米國史、近世史、代数、幾何	午前8時～12時 午後1時～5時
一八八八 （明治21）	立教大学校（予科）	國語・漢文、英文講読、読法、綴字、書取・地 理初步・作文、算法、聖書、体操	
一八八八 （明治21）	立教大学校（本科）	國語・漢文、英文講読翻訳、読法綴字書取、英 文典、修辞・作文、英文学、代数、幾何・三角、 文明史、化学、物理、生理、植物動物、天文地 質、基督教確証、理財、論理、心理倫理、政治、 聖書、体操	午前8時～12時 午後1時～4時

立教大学校規則
〔慶應義塾図書館提供・所蔵〕

ナル、初級地理・初等中学校地理（コーネル）、英文法第一卷・英文法・自然哲学（クワッケンボス）、学校数学・初等代数学（ディイヴィス）、英國史である。いずれのミッショナルスクールも外国语教科書を用い、ウイルソンリーダー、ナショナルリーダー、コーネルの地理書、バーレーの万国史などは共通教材であった。

七四年の大坂英語学校（舎密局の後身）のような文部省管轄の官立学校も、国書（正課外の時間）以外はすべて翻訳教科書で、読方（ウイルソン）、地学（コーネル）、文典（クワッケンボス）、訳読（ナショナル）、史学（バーレー）、算術（ディイヴィス）などの教材は、ミッショナル・スクールと同じである。

小学校教育の現場では、アメリカ初等教育で使用されていたチャートを模した「五十音図」「単語図」「連語図」等の掛図を用い、全国各地の小学校でも広く利用された。教科書

も、七三（明治六）年刊行（翌年改正版）の『小学読本』全四巻のうち、前半の第一・第二巻は、アメリカで当時もっとも普及した初等教育の教科書であったウイルソン・リーダー（Wilson's Readers）の翻訳である。

そこではキリスト教の神を教えていた。連語図（『小学入門』収録）の第一回冒頭の一節では、「神は天地の主宰にして人は万物の靈なり」であった。『小学読本』でも、この世界が神の創造であり、その神の恵みにたいする感謝を教えられている。明治初期の日本の教科書は、ミッショナリー・スクール以外でも、外国の教科書の翻訳だったのであり、「耶穌教の名を棄てて、耶穌教の実を教へた」（宮崎湖處子）のである。

文明開化と欧化主義

立教創立二か月後の一八七四（明治七）年四月、津田真道が、国民の開化を進める方法はキリスト教以外にないと『民六雑誌』に書いたように、また立教入船町（雑居地）時代の七六（明治九）年二月に、日本最初のキリスト教新聞である『七一雑報』もキリスト教を文明の宗教として自負したように、七〇年代に文明開化とキリスト教は同義語となり、八〇年代の欧化主義まで西洋文化とキリスト教はほとんど一体化の相を呈していた。

立教が築地居留地三七番に移転し、「立教大学校」と改名した半年後の八三（明治二六）年五月に開催された第三回全国基督信徒大親睦会に参加した関係者たちの多くは、毎年二、三割の信徒増加率をみて、日本は近くキリスト教国になるものと信じたほどであった。鹿鳴館が開館したのはその半年後である。

政府の高位高官、実業家、地方の資産家の令嬢が草創期に入学したカナダ・メソジスト

教会設立の東洋英和女学校は、華族女学校（女子学習院の前身）が八五（明治一八）年一月に開校するまでは、麻布で華族の女学校の役割を果たしていた。八六（明治一九）年に番町教会（現・靈南坂教会）を設立した小崎弘道は、大臣格や政府高官とその夫人らが大勢教会員になったことを誇ったように、明治前半期の時代は、キリスト教会とミッショント・スクールにとって追い風であった。

国粹主義の台頭

一八八九（明治二三）年二月一日、大日本帝国憲法が発布された。第一八条で「安寧秩序ヲ妨ケス臣民タルノ義務ニ背カサル限り」という条件つきで信教の自由が保障されたとはいえ、第三条で「天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス」と規定された。しかし、その帝国憲法発布当日、不敬とキリスト者という風評から、文部大臣の森有礼は暴漢に刺殺される。歐化主義の終焉と、反動としての国粹主義のはじまりであった。

九〇（明治二三）年一〇月三〇日には教育勅語が発布され、九一（明治二十四）年一月九日の第一高等中学校における明治天皇「睦仁」の署名入りの教育勅語奉読式において、参列者の目に「低頭」と映った教員内村鑑三の「奉拝」が不敬とされ、問題となつた。世間の非難を浴びた内村は、風邪に感染して意識不明のあいだに他人の書いた辞職願により失職、妻も他界するという悲運におちいる。

この事件を契機に、東京帝国大学教授の井上哲次郎は、忠孝主義を基軸とする国家主義教育と非忠孝主義の宗教であるキリスト教とは衝突するものと説く『教育ト宗教ノ衝突』を著し、九三（明治二六）年から翌年にかけて大論争が展開する。しかし、わずかな例外

憲法發布（「憲法發布式之図」石嶋八重、一八九〇年）
〔東京大学明治新聞雑誌文庫提供・所蔵〕



左乙女豊秋

を除きキリスト教側の論者は、キリスト教は国家主義に背反するものではないとする弁明が大部分であった。教育勅語がなれば擬似宗教聖典と化した明治後半期にはじまる国粹主義下、ミッション・スクールに逆風の時代が到来したのである。

立教における日本化改革

元田作之進『立教学院歴史』（一九〇一年）によれば、こうしたなか立教大学校でも、学則があまりに外国的で、学校運営がまったく外国人の手にあり、生徒の希望が反映されないと訴える改革運動が、学生のあいだから起り、三一神学校生らもこれを支援した、と言われている。ウイリアムズと学長ガーディナーはこれを受け入れ、一八九〇（明治二三）年二月、副校長格として大阪泰西学館教頭の左乙女豊秋を主監（学監）として迎え、九月の新年度にそなえ、外国人の担当科目を英語、英文学、世界歴史に限り、そのほかはすべて、新任の木村駿吉、浅越金次郎、大久保雄輔、市川勝太郎、久保田富次郎ら日本人教授に担当させることとし、校名も立教学校に戻した。これは、それまでのアメリカのカレッジ教育に替えて、修業年限を五年（尋常中学三年から高等中学二年）とし、日本の高等学校としての内実をそなえるための改組であった。

九一（明治二十四）年八月の『私立立教学校規則』（以下、「規則」）では、立教大学校時代の学科であった「聖書」が、「倫理」に代わり、「基督教確証」が外された。また、「立教学校教育ノ旨趣」（以下、「旨趣」）において、「道德ノ涵養、志操ノ修練ニ至リテハ、本校ノ誓ヲ自ラ任スル所」としながらも、次のように述べて、学校の目的からキリスト教主義ということばが消えている。

本校ノ目的トスル所ハ、善良ナル公民ヲ造出シ、業ヲ卒ヘテ、直ニ社会ニ出ツルモ、
自営自立ノ途ニ於テ、支障ナキ程ノ知識ヲ与ヘ、或ハ卒業ノ後、尙専門ノ学芸ニ從事
スルノ希望ト、余力ヲ有スル者ヲシテ、自修ニ差支ナキ程ノ学力ヲ養成セシムルニ在
リ〔略〕

九二（明治二五）、九三（明治二六）年九月の『規則』にある「旨趣」は、これとほど
んど変わらないが、九四（明治二七）年九月になると、同年八月開戦の日清戦争直後とい
うこともあってか、次のような表現の変化があり、国家主義的思潮の影響もみうけられる。

一世ノ風潮ヲ排シ俗流ノ外ニ立チ最モ意ヲ精神的教育ニ用ヒ青年ノ心術ヲ涵養シ体
格ヲ鍛錬シ一方ニ於テハ独立自営ノ良公民ヲ造出シ一方ニ於テハ学徳深邃ノ先覚者タ
ル人物ヲ養成セントス〔略〕

国民教育ノ旨義ヲ極言スレバ國家ノ氣運ヲ開拓シ特立セル国民ノ世界ニ對シテ其ノ
文明ヲ翼賛スベキ天職ヲ宣揚スル所ノ國是ト一致センコトヲ期スルモノナリ区々本校
ノ如キ亦タ国民教育ヲ以テ自ラ任ズル者其ノ責任モ亦タ遠クシテ且ツ大ナリト謂ツベ
シ〔略〕

学内体制にかんしては、九二年の『規則』によると、校長がガーディナーからティイング
に代わり、新任教員として高橋五郎らが加わっている。また、これまでの修業年限五年の
高等普通科のほかに、高等小学校の卒業者もしくは同等の学力をもつ者を教育するために、
二学年で構成する少年科を設置している。その後、九四年の『規則』によれば、この少年
科を修業年限一年の補充科と改称し、普通科履修者に専門学を教授する三年制の専修科を
新たに設けている。新任教員としては、久米邦武、松本亦太郎、松本文三郎らが加わった。





地震で崩れた立教学校校舎

ウイリアムズの後任の日本伝道主教としてマキムが着任した九三年、立教は、同年に購入した築地居留地の四区画に校舎を新築する計画を決定し、これをアメリカ母教会に援助を請することとし、九四年に校長ティングは募金活動のため渡米した。だが、同年六月二〇日に東京大地震が発生し、立教学校の校舎三階と高塔が崩壊する。その後、九月に三二会館で授業を再開した立教は、震災から一年半後の九六（明治二九）年一月になり、前校長ガーディナーが設計した六角塔校舎（六角形五層）の階下と寄宿舎の一部を落成させた。そして、九九（明治三二）年に、新築校舎と寄宿舎が竣工し、全ての計画が完了した。

ところで、九五（明治二八）年九月、アメリカから来日した同志社の後援ミッションであるボードの派遣調査委員は、同志社の綱領にあるキリスト教という用語の解釈をめぐり、日本人当事者との意見の一一致をみず、派遣委員は同志社に対するボードの寄付を年々減少させ、九八（明治三一）年末をもって終結させると、九六（明治二九）年一月の報告書で勧告するにいたった。これに対し、同年四月同志社員会（日本人理事会）は九六年未でボードの寄付金と宣教師援助の謝絶を決議、これを外国人宣教師に通知したため、九六年七月宣教師は即時同志社との関係断絶決議を通告して、同志社を総辞職、九七（明治三〇）年に福音学館（ゴスペル・ホール）とよばれる新しい神学校を宣教師館に設置した。この分裂は、同志社が別科神学科を廃止したのが最大の要因であった。

立教ではこのような激しい内外人対立と分裂は生じなかつた。左乙女主導による立教の日本化改革に対して、ガーディナーの後任学長ティングは、それを後援したからである。ティングは、ウイリアムズからマキムに主教が交代するあいだの四年間の主教空白期間に校長に就任しており、立教の日本化は、こうしたトップ不在という事情もあって可能だつ

たのである。立教の日本人関係者は、同志社の日本人当事者のような宣教師批判やキリスト教教理への攻撃をしなかつたこともあり、立教の内外人は対立ではなく融和の関係にあつた。けれども、その内外人融和状態のなかで、立教学内のキリスト教教育は、寄宿舎での祈祷集会や隣接の築地三一教会での礼拝にとどまり、聖書や基督教確証といった「立教大学校」時代の本科の教科は、正課からは静かに削除されていったのである。

第二章 文部省訓令第一二号と立教学院の成立

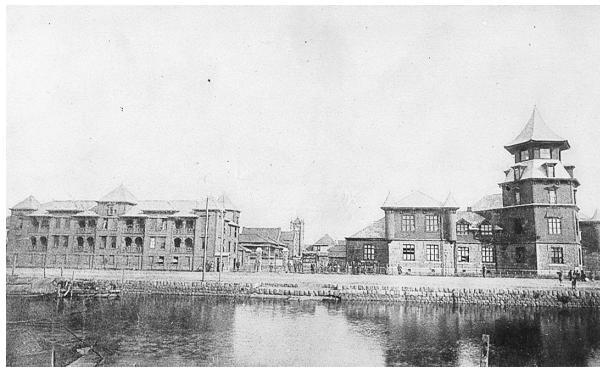
第一節 立教尋常中学校の発足

ミッション・スクールのもうひとつの機能

一八八〇年代後半になると、日本は近代国家としての体制を整えるべく、八五（明治一八）年内閣制度を発足させ、八九（明治二二）年には大日本帝国憲法を発布、さらに翌九〇（明治二三）年には帝国議会が開設された。初代文部大臣に就任した森有礼は学校制度の改革に着手し、八六（明治一九）年三月に帝国大学令が、四月には小学校令、中学校令、師範学校令が公布された。このうち、小学校と中学校はそれ尋常と高等の二段階に分けられた。これら諸学校令によつて、各学校段階が関連づけられたことで、それまではつきりしなかつたさまざまな学校が関連づけられ、尋常小学校——高等小学校——尋常中学校——高等中学校——帝国大学という接続関係が構築されたのである。

とはいゝ、九〇年に立教大学校を改組して発足した立教学校の課程は、諸学校令による学校段階とは異なるものであり、おおよそ尋常中学校三年から高等中学校二年にあたる段階にあつた。そのため、学校制度上は各種学校として取り扱われていた。しかし、このこ

とは、決して他の学校と比較して劣ったり、不利な状況に置かれていたことを意味してはいなかった。



築地川を隔てて見た立教のキャンパス
(Spirit of Missions, 1898.3)

当時、高等中学校の入学資格は「品行端正身體健康年齢満十七年以上ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スルモノトス」（「高等中学校ノ学科及其程度」八六年文部省令第一六号）とされ、尋常中学校の卒業者が入学することが想定されていた。しかし、実際には、尋常中学校と高等中学校の間に大きな教育水準の差があり、尋常中学校卒業者がそのまま高等中学校に入学することは極めて困難であった。そのため、全国に七校設置された高等中学校には、いずれの学校にも予科などを設け、予備教育を施さなければならなかつた。尋常中学校卒業者のなかには、これら予科の最下級に入学した者も少なくなかったという。また、高等中学校では外国語教育が最も重視されていたため、日常英語に接することの多いミッショナリースクールの生徒は、進学には有利であった。こうして、学校制度に位置づいていなかつた立教学校からも、上級学校に進学することが可能だつたのである。そのため、立教学校の生徒のなかには、途中で高等中学校に入学するものもいたようである。久保田富次郎はこのことについて次のように述べている（「立教大学小史 未定稿」）。

当時普通ノ中学ヲ卒業スル者ハ、上級ノ官立学校ノ入学試験ヲ受クルコトヲ得ベシト雖、立教学校ハ然ラズ、上級ノ官立学校トノ連絡ヲ欠ケリ、且上級学校例ヘバ最モ優秀ナル学力ヲ要スル高等学校モ受験スルニ、普通科四年在学ニテ十分ナリキ、當時ノ本校出身ノ受験合格者ハ皆然リキ

たしかに、「立教学校ノ旨趣」（九一年）には、「本校ノ或ル年級ヲ履修スレバ、某々ノ

官立学校ニ、入学シ得ルコト容易ナリト雖ドモ、本校ハ所謂予備校ナルモノニ倣ヒテ、入學試験ノ予備ニノミ汲々シ、教育ノ本意ヲ蔑如スルモノニアラス」とあつた。しかし、立教学校の教育にはキリスト教を広めるということのほかに、当時の学校制度との関係から、教育を受ける側からは、進学準備教育としての機能に対しても期待が寄せられていたと考えられる。

高等学校令の衝撃

ところが、一八九四（明治二七）年に高等学校令が公布されることによつて、このような状況に大きな変化がもたらされた。高等学校令は、従来の高等中学校を高等学校に改めるものであつた。しかし、同時に、高等学校への入学者資格は「尋常中学校卒業ノ程度ニ依ル」（「高等学校ノ修業年限及入学程度」九四年文部省訓令第一六号）と規定され、尋常中学校と高等学校との間の接続関係が確立したのである。このことは、尋常中学校以外の教育ルートに位置づかない各種学校で学んだ者には、上級学校へ進学する道が閉ざされたことを意味していた。つまり、それまでは各種学校であったものの、立教学校の卒業生でも高等中学校や官立の専門教育機関に進学することが可能であったのに対し、高等学校令公布後の学校制度の下では、立教学校の卒業者が高等学校に進学することができない事態が惹起されたのである。久保田富次郎は、このような状況の変化について「固ヨリ慶應義塾ノ如ク世間ノ信用既ニ厚ク社会ノ根柢ニ勢力ヲ有セル者ハ強イテ政府ノ学校ト連絡ヲ有スルノ必要ナシト雖、カ、ル社会的勢力ヲ有セザル立教ニアリテハ然ルコト能ハザルナリ」と記している（「立教大学小史 未定稿」）。

これにくわえて、諸学校令の公布と同じ八六（明治一九）年に改正された徵兵令によつて、正系の学校制度に位置づけられた私立学校には、公立学校と同様の兵役上の特権が与えられることとなつてゐた。各種学校の扱いのまゝでは、立教学校の生徒たちは、兵役上の特権を受けることができないのである。しかも、前章で見たように、ミッショニン・スクールであつた立教学校は、当時の国粹主義的な状況の中で、生徒の数は最盛期の半分にまで減少してゐるような状況にあつた。つまり、立教も新しい学校制度の中に位置づく学校として自らを整えなければ学校存続が危ぶまれ、ひいてはキリスト教を広めるというミッショニン・スクールの使命をもはたすことが困難となるような状況におかれたのである。

立教尋常中学校の認可

このような状況は立教以外のミッショニン・スクールも同様であった。そのため、青山学院では一八九六（明治二九）年に予備学部を尋常中学部にあらため、高等学校などの学校との接続関係を確立している。また、明治学院普通学部も、九八（明治三一）年に、中学校令による尋常中学部に改組された。

立教学校の場合、前章で見たように、八〇年代半ば以降、国家主義的な動向の中で急激な減少に見舞われ、生徒の数は教育勅語が発せられた九〇（明治二三）年に二六名まで減少してゐた。立教大学校から立教学校へと改組し、これに対応したものの、高等学校令が公布された翌年でも生徒数は四八名にとどまつてゐたのである。このような状況下で、立教学校も、法令による学校制度にもとづく学校をめざして、九六年に立教尋常中学校と立教専修学校に改組されることになった。このことについて、貫民之介は「立教學院小史」

(一九〇八年)において、次のように記している。

立教学校は茲に強固なる教育機関として大に社会に頭角を示さんとしつゝありしが、時勢の変化は普通教育の課程を中学程度となすの得策あるに至りしかば補充科と普通科の過半を以て立教中学校となし、普通科の残部と専修科とを以て立教専修学校となす〔略〕

のうち、立教尋常中学校については、「時勢に伴ひて大に社会に勢力を得んが為」(「立教学院小史」)、中等学校令にもとづく尋常中学校としての認可が文部省に申請された(なお、高等學校や帝国大學は官立しか認められていなかつたため、立教専修學校は各種學校の扱いのままであった。これは立教以外の私立高等教育機関も同様であった)。しかしながら、立教尋常中學校は居留地内にあつたために直ちに正式認可が得られず、九八年四月になってようやく認可を得ることができた。立教尋常中學校の生徒に上級學校への進学の道が開かれることになったのである。この結果、生徒数は飛躍的に増加し、尋常中學校としての認可を受けた九九(明治二三)年の生徒数は一三〇名に増加し、衰退していた校勢を回復したのであった。

この間、九七(明治三〇)年には、中學校と專修學校にくわえて、東京英語專修學校を神田に開校し、立教は三校の体制になつた。なお、立教專修學校(築地)と東京英語專修學校(神田)の兼任校長はティングがつとめ、立教尋常中學校(築地)には左乙女が校長に就任するが、九七年一〇月にティングが辞任。その後任には、同年末にアーサー・ロイド(Arthur Lloyd)が任命され、九八年以後は、三校を統括する立教學校(St. Paul's College)の総理(President)として立教の教育を主導していくことになった。



T.S.ティング

第一節 宗教教育禁止政策への対応

ロイドの改革指針

立教は一八九六（明治二十九）年、左乙女・ティング体制のもと、創立以来の慣行であつた九月始業というアメリカ教育の学年歴から四月始業という日本の学校暦に移行し、学制の日本化改革をととのえていった。ところで、立教の寄宿舎では生徒がキリスト教組織をもち、毎晩の祈祷集会はあるものの、築地三一教会（大聖堂）の礼拝出席を奨励される以外は、生徒がキリスト者としての宗教生活をうながすための活動が公式になにもなされていなかつた。マキムから立教改善策の提示をもとめられたロイドは、九八（明治三一）年一月末に、立教にかんして教育、伝道、宗教生活という実際的価値を挙げ、教育現場における規律の構築を力説するとともに、宗教生活の関連では寄宿舎にキリスト者の金監を配置する必要性を説いた。

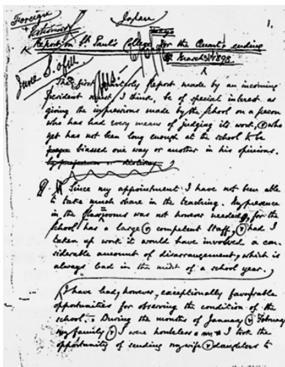
アメリカ母教会宛の同年三月末の書簡によると、ロイドは学校運営上の方針で左乙女と闘いはじめたと報告している。ロイドは左乙女について、かれが外国人の被雇用者であるかぎり反外国人主義で非常に協働しづらいが、よくはたらく、よき組織者であると賞賛しつつ、立教の来年度予算をめぐって、在学生一人にまで減少した専修学校（専修科とも呼称）に多額の予算を要求する左乙女に対し、ロイドは現予算よりも減額の次年度概算を提出したと述べた。ロイドの経費削減方針は、すでに九七（明治三〇）年末にアメリカ母教会宛の書簡で送信されていたものであつた。



アーサー・ロイド

中学校令下のキリスト教教育

立教尋常中学校認可申請で、「聖書」の教科が課程科目から外されたのには理由があつた。中学校令にもとづく政府認可を得ることは、生徒にとって有利な、高等学校への受験資格や徴兵猶予の特典をもつことになる反面、授業時間内のキリスト教教育の制限にしたがわなければならなかつたからである。一八九六（明治二十九）年に文部次官は校長ティングに、聖書は「倫理」の授業の基礎にしてはならず、唯一認められるのは教育勅語であると語つてゐる。



ロイドの報告書（一八九八年三月三一日）
（ジャパン・レコードズ）

〔日本聖公会管区事務所提供的・所蔵〕

ロイドは認可直前の九八（明治三二）年三月末、こうした立教の学内事情に批判的見解を表明した。それは同年二月、同志社において、徴兵猶予の特典取得のための中学校令への対応として、日本人関係者によつて德育の基本としてきたキリスト教綱領が削除されるという問題が発生したからであつた。ロイドによると、同志社はキリスト教の文字を削除しただけでなく、本質的にキリスト教的性格を放棄することをもとめられ、残念ながらそれになつたがつた。このため、いまやキリスト教学校の弱点を発見した文部省が、すべてのミッショニ・スクールにこうした条件を課すことを憂慮したのである。したがつて、次に中学校令の認可をうける立教が、次の闘いの場となると予測、立教はキリスト教原則のために闘わなければならぬとの決意を表明する。すなわち、授業時間外と同じように時間内でも、キリスト教教育の完全な自由を得ることができるように闘う意志を強調したのであつた。それは、同志社と同じく立教でも左乙女のような日本人幹部が、文部省主導の排外主義的教育政策に追従して、外国人宣教師ほどミッショニ・スクールにおけるキリスト教教育に固執しない現状を、深く憂慮したからである。

ロイドの闘いは、三か月後の九八年六月末、政府認可を受けていない各種学校である神田の東京英語専修学校で、週に二度英語による「聖書」の授業を開始したことで顕在化した。同年一〇月二〇日の報告でも、各種学校の立教専修学校におけるE・R・ウッドマンの「聖書」の授業設置をめぐって、左乙女と争い、現時点でロイドが優勢であると伝えている。このように、立教学校を構成する各種学校での「聖書」教育に着手はしたもの、政府認可をうけた立教尋常中学校での元田による週二度の「聖書」の授業は、課程外活動にとどまっていた。

文部省の宗教教育禁止方針

一八九四（明治二七）年に日本と欧米間で調印された通商航海条約は、五年後の九九（明治三三）年の施行とされた。この条約改正では、日本にとって不平等条約の根幹であった領事裁判権などの治外法権の撤廃と関税自主権の回復とひきかえに、外国人居留地が廢止されて外国人の「内地難居」が可能となる。そのため、九八（明治三二）年後半の全国各地の仏教大演説会や、九九年前半の仏教系新聞における警告などにみられるように、キリスト教会や宣教師経営のミッション・スクールによる内地へのキリスト教の流入を憂慮する仏教界からの反発が激増していた。こうした動向を支持する世論のなかで、明治政府は、教育と宗教の分離を標榜する国家主義教育を打ちだした。

私立学校と宗教教育に対する法的規制が最初に公の問題となつたのは、九八年一〇月一二日一一四日の第二回高等教育会議における第九号「教育ニ関シ新条約実施準備ノ件」諮問案においてである。審議されたのは四点。
①外国人による私立小中学校と他の普通教育

機関の設立認可の可否。②外国人設立学校卒業者への文官任用、徵兵猶予、教員免許などの特權付与の可否。③外国人設立学校内での宗教関係規定設置の要否。④外国人への小学校令義務化の可否。この審議をとおして、外国人設立学校への規制の必要性が喚起され、反外国人主義が公になった。

ロイドは、こうした日本における教育事業への排外主義の動向を、一九八八年一〇月二〇日の書簡で母教会に伝えた。

そのなかで、立教への資金供与はしばらく控えること。こうした動向は、文部省が日本における教育の統制と管理を、外国人からすべて奪う目的にあると推測されること。それゆえ、これは外国人宣教師が日本の学校教育に関与せず、直接の伝道活動にたずさわるようとの、神からのシグナルかもしれないこと。もしそうであるなら、危険にみえるようなことが、教会の益となり、最良となるかもしれないこと、などを述べて、ミッショングスクール終焉の可能性さえも明示したのであった。

第二回高等教育会議で審議された内容は、半年後の九九（明治三二）年四月、第三回高等教育会議で私立学校令案（第一次案）として可決された。その中心は、私立学校設立資格をきびしく制限した第九条と、学内の宗教教育と宗教儀礼を禁止する第一七条「小中学 校高等女学校其他学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校及政府ノ特權ヲ得タル学校ニ於テハ、宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ宗教上儀式ヲ行フコトヲ得ス」であった。質疑応答において岡田良平文部参与官は、私立学校は国家の経営の一部を代用する限りにおいてその意義を認められるという、私立学校令案全体をつらぬく国家教育至上主義を表明した。

ロイドは九九年五月一日の米国母教会宛書簡で、四月下旬の第三回高等教育会議が反ミッ

ショーン・スクール路線を固め、立教がこうした日本の教育情勢によって脅威にさらされていることを伝えるが、そうであっても、どんな行動も起こすことは必要ないようと思われると冷静な対処を呼びかけた。そして、可能であればほとんどのにも変えず、悪感情にもとづく反論や抗議といった、性急で不要な攻撃をする危険をすべて回避し、これまでと同じ方針をただ遂行することが賢明である、と提言した。かれはこのとき、「嵐は止むであろうと思っている」と述べて、日本での慎重な対応への理解を母教会にもとめたのである。

第三節 文部省訓令第一二号問題への対応

訓令第一二号の制定

この私立学校令案（第一次案）は、在日外国公使の抗議行動の影響もあるが、文部省内でも異論があつたために、修正が施され、二か月後の一八九九（明治三二）年六月二一日に私立学校令案（第二次案）として閣議に提出されて、即日法典調査会に回付された。この第二次案で第九条をふくむ八か条は全文削除され、第一七条をふくむ一〇か条が実質的修正をうけた。文部省は、第一次案第一七条後半の部分を、第二次案第一〇条において、「宗教上ノ儀式ヲ行ヒ又ハ課程トシテ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ得ス」と修正したのである。これによつて、宗教儀式は禁止されるが、宗教教育の禁止範囲は課程内にとどまり、課程外であれば、学内における宗教教育は禁止対象にふくまれない、ということになった。

一八九九年八月三日発令の文部省訓令第一二号（『官報』）
〔国立国会図書館法令議会資料室提供・所蔵〕

この私立学校令（第二次案）を審議した法典調査会は、第一〇条の修正された宗教教育

禁止条項をさらに全文削除して、九九年七月四日に法制局に回付した。これに反発した文部省との交渉で、法制局は第一〇条を復活させることに同意するが、内務省が第一〇条の復活に同意しなかったため、七月一一日にふたたび第一〇条は削除された。このため、削除される第一〇条の代わりに、第一〇条の趣旨を「文部大臣ヨリ訓旨」することで、この問題に終止符が打たれた。つまり、勅令である私立学校令からは宗教教育禁止条項は削除されるが、それは文部大臣訓令として発布されることになったのである。こうして、改正条約実施最終期限の前日の九九年八月三日、宗教教育禁止条項を削除された私立学校令と、宗教教育禁止をかけた訓令第一二号が、同時に発令されたのである。

この公布された訓令第一二号には、「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トテ依テ官立校公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」と宣言されていた。同年七月に削除された私立学校令（第二次案）の第一〇条の宗教教育禁止条項は、課程内であって、課程外は禁止されないという部分修正がされていたにもかかわらず、訓令においては、課程外の宗教教育までも禁止されていたのである。

訓令の対象は、文部省認可の私立学校にもおよぶため、政府認可を受けていた諸ミッショント・スクールにとつては深刻な問題であった。認可を継続しようとすれば、建学の精神であるキリスト教教育を断念しなければならず、その場合は母教会からの経済支援が絶たれることを覚悟しなければならなかつた。認可を返上すれば、高等学校（卒業者のみ帝国大学入学資格）への受験資格と官吏任用受験資格および徴兵猶予という特典のない各種学校になるしかなく、その場合は確實な生徒数の激減とそれとともに学校経営の不振を覚悟

しなければならなかつたからである。まさに、ミッショニ・スクールにとつては存続の危機となつたのである。

諸ミッショニ・スクールの対応

訓令発令二週間後の一八九九（明治三二）年八月一六日、青山学院、東洋英和、同志社、立教、明治学院、名古屋英和の六校代表者は東京に参集、訓令は信教の自由を侵す違憲であり、私立学校への宗教教育規制は不当であるとの反対声明（書記は元田作之進）が宣言された。

翌一七日、明治学院は他校に先駆けて、臨時理事員会をひらき、認可中学校としての特権を放棄しても、キリスト教教育を堅持する方針を決定。明治学院總理の井深梶之助は、各ミッショニ・スクールの協力のもとで、訓令適用除外および訓令施行延期の陳情を文部省にはたらきかける運動を展開するが、各校の歩調は当初から乱れがちであった。立教は、すでに独自の方針を固めており、九月六日の六学校委員会を欠席した。出席したなかでも、青山学院は中学部を本年にかぎり継続、同志社は訓令を遵守して中学部を継続というように、統一行動をとるのは困難であった。

八月一六日の反対声明以来、各派キリスト教学校代表者九名、井深梶之助（明治学院）、本多庸一（青山学院）、元田作之進（立教）、江原素六（東洋英和）、グリーン（同志社）、インブリー（明治学院）、マキム（立教）、スペンサー（青山学院）、ボーデン（東洋英和）が集結したのは一ヶ月半後の一〇月一日である。当日、九名は学校を訓令の対象から除外することをもとめて樺山資紀文部大臣に陳情書を提出するが、返答は「熟考」するであつ



ジョン・マキム

「ジョン・マキム手記」『宣教五十余年の回顧』（アタナシオ会）より転載

た。同月六日、井深、元田、インブリー、グリーンの四名はふたたび文部省に出頭、奥田義人次官と面会して、論議を展開するが、請願はしりぞけられる。同月一〇日、井深は本多とともに桂陸軍大臣を訪問するが不在で会えず、翌日も先約の来客で会見できなかつた。このため、二一日に山縣有朋總理大臣に面会して訓令問題について陳情するものの、首相は文部当局者に諮るようにとの返答で要領を得ず、政府要人への斡旋依頼も思うように展開しなかつた。一五日に、井深、本多、西原清東（同志社）の三名は、文部参与官岡田良平を訪問するが、やはり事態は進展しなかつた。二八日、井深、本多、押川方義（東北学院）、インブリー、スペンサー、マキム、クレメント（東京学院）、ボーデンの八名は樺山文部大臣と面会し陳情するが、聴き入れられなかつた。一一月七日に大臣を訪ねた井深は、二八日に大臣が詮議すると答えていた未認可校への特典付与の件について、議会まえのため「目下詮議中」であるとの返答を受けとるにおわつた。こうして、ミッション・スクール諸校の運動は一二月に終息した。

立教の対応と総称としての「立教学院」

訓令発布四か月前の一八九九（明治三二）年三月末、私立立教尋常中学校は私立立教中学校への改称を申請し、政府認可校としての立場を維持していた。他方、政府認可校における宗教教育禁止をめぐる文部省の動向をロイドから受信したアメリカ聖公会内外伝道協会理事会は、同年六月一三日、「キリスト教が一定に教えられないような外國任地関連のいかなる学校へも経費計上は辞退する」と決議していた。訓令発布の二か月前である。訓令公布と同時に書かれたマキムの報告によると、立教には四つの選択肢があつた。第



元田作之進

一は、宗教教育を断念して中学校令の認可を受けること。これによると、立教中学校はキリスト教教育を放棄した世俗化された学校となる。第二は、訓令に服することはできないとして問題化されること。これをとると反日の外国人とみなされる危険がある。第三は、認可を返上して宗教教育を継続し、特典を失っても各種学校として存続させること。これをとると、生徒の大幅な減少が予想される。第四は廃校。

いずれの選択肢もきびしいものであったが、マキムは、通学生にかんしては第一か第四の選択しかないと考えていた。一方、寄宿生にかんしては、学校とは別個に認可されるであろう寄宿舎でキリスト教の影響をもたらすことができるといし、両者を区分した対応を示唆した。ただ、マキムは今後の対応に関する最終判断を、マキムに勧告する立場にあるロイドを中心とする立教幹部にゆだねることにした。なお、立教中学校長は、八月に左乙女から元田作之進に代わっていた。

八月一九日、立教学校総理ロイド、チャールズ・H・エヴァンス、元田作之進の三名は、立教代表として東京府教育局を訪問し、訓令一二号問題でつぎのようなロイド発案の陳情書を提出した。すなわち、立教学校 (St. Paul's College) は、立教中学校、東京英語専修学校、立教専修学校、寄宿舎の四部門から構成し、認可中学校では政府規定に反するためキリスト教教育はおこなわないが、神田の東京英語専修学校と築地の立教専修学校（専修科）と寄宿舎ではキリスト教教育をおこなう。この三部門での宗教教育にくわえて、中学生には通り向かいにある築地三一教会（大聖堂）の平日礼拝を義務化する。立教中学校校長は、寄宿舎監として寄宿舎でのキリスト教教育の責任者となる。この四部門を立教学校として登録すれば、立教中学校は政府認可を得ることができるか。また、おもに立教

中学生が居住する寄宿舎での宗教教育を義務化し、中学校校長が同時に寄宿舎を管理しても、認可を保持できるか、という内容であった。

これに對し教育局は、この方針は可能であると返答したうえで、寄宿舎監の登録は立教中学校校長の名義ではなく、立教学校總理の名義にしなければならないかもしないと言及した。さらに、文部次官奥田義人との会見で、元田は立教のこの運営方法に支障がないことを確信した。こうして、寄宿舎監名義の条件を調整した立教は、マキムによって立教中学校を「私立立教学院立教中学校」と改称する校名変更願いを一〇月二七日に東京府に提出、樺山資紀文部大臣から一月七日に認可され、立教学院（英名は St. Paul's College のままで）の名が誕生した。

訓令の実質的修正

ほとんどの教育関係誌や一般のジャーナリズムが、訓令には好意的だったなか、「萬朝報」は一八九九（明治三二）年九月四日に訓令批判を開始した。六日の論説では、訓令というものは主務大臣が下僚に発するものであり、法令の代用とはならず、私立学校令に規定されていないことを、訓令一二号において命じることはできない。したがって、訓令には拘束力（制裁力）がないということを「文部当局者」が認めたと述べた。一六日には、文部参与官岡田良平との一問一答をこころみている。そのなかで岡田は、学校が生徒に宗教の教義を強制的に授けることは不可としても、教員生徒各個人の信教心が一致した場合、校舎を借りて宗教の儀式をおこない、宗教教育の研究をすることについては肯定、倫理教育の基礎を教育勅語に依拠しつつも、その解釈で聖書の格言を引用すること（神の名を出

すことは不可)はみとめた。これは、訓令の実質的修正を示唆するものであった。

こうした『萬朝報』のきびしい訓令無効の論陣にくわえ、訓令によって私立小学校が廃校された場合、初等教育の負担が公立小学校に過重にかかることを、東京府が憂慮したこともあつた。そのため、文部省は一〇月一二日の通牒において、訓令第二二号の解釈や運用を柔軟に対処するよう各地方へ指導伝達、訓令において課程外でも禁止させていた宗教儀式と宗教教育を、「学校ノ事業トセスシテ」「校舎内ニ於テ」おこなうことと認めるという、訓令の実質的な部分修正措置をほどこしたのである。

母教会の対応

この間、マキムは一八九九(明治三二)年八月一九日にロイドらが東京府教育局に提出した陳情書の内容と、立教中学校の認可維持のみとおしを本国に伝え、こうした日本における対応の理解をもとめていた。マキムは九年九月一日の母教会宛書簡で、もしこの方針が認められれば、三五〇人の生徒(立教学院)に定期的に宗教教育がおこなわれる一方、一〇〇人の通学生には学生としてはキリスト教教育をほどこせないかもしれないものの、かれらには学校始業前と放課後に大聖堂でおこなわれる平日礼拝に出席するようすすめるようになることができる。この措置が立教でキリスト教教育を施行すべきとの六月の理事会決議の精神のうちにいるかと問い合わせ、もし徴兵猶予と高等学校受験資格という二つの特典がなければ、現在日本で最大のキリスト教系学校である立教の生徒数は五〇、六〇名に減少するだろうと報告した。これを受信したアメリカ聖公会内外伝道協会理事会は、九年一〇月一〇日、立教の対応を認める決議をした。

LICENSED SCHOOLS IN JAPAN.

For a number of years our school in Nara, Japan, has been licensed as a government Middle School, and more recently one department of St. Paul's College, Tokyo, has had a similar license. The boys and young men attending such schools are eligible for promotion to government schools of higher grade with little or no examination, and they are exempt from conscription for military service until they reach the age of twenty years. The advantage to us in obtaining the license lies in the fact that we have been much larger number of pupils, and those of a much better class, under our influence than we reached before, and as a matter of fact several of our best Christian workers to-day have come from the Nara school since it has been licensed.

With the incoming of the new régime on the 17th of July last certain regulations were proposed, which, if adopted, would have prevented all foreigners from establishing schools except for foreign children, forbidden religious instruction in all schools, private as well as public, and prohibited the employment of teachers except those of the highest moral character. These clauses were the most reactionary in their character that had been thought of in fact for more than twenty years. As early as May they had been adopted by the higher council of education, but needed the approval of the cabinet to make them law. From several high quarters we almost immediately received the opinion that the cabinet would not approve of the resolutions of the educational council as they stood, since they considered them too radical. When finally an edict was officially issued, it did not follow the line of the suggestions mentioned above with regard to forbidding foreigners to teach, etc., and no clause about the teaching of religion in the schools (including, however, the public schools) was included. The ministry of Education, however, did issue a regulation, of which the following is one translation (we have seen two):

It being essential from the point of view of educational administration, that general education should be independent of religion, religious instruction must

そして、マキムは同月の三一日に樺山文部大臣と単独会見した。マキムは文部大臣が、キリスト教教育を学校校舎内で始業前と放課後におこなつてもよいと語つたことを一月六日にアメリカ母教会に送信しているが、この文相の発言は、課程外のキリスト教教育を、教会内にとどまらず学校においても容認するという、一〇月一二日における訓令の実質的修正をふまえての対応であった。マキムからこれを受信した理事会は、一二月一日の会議で「訓令の認可のもとで学校経営を続行し、われわれの宗教を妥協せず、日本語で放課後にキリスト教教育を断念する意図がないと宣言すること」を条件として、立教学院の方針を最終的に認めたのであった。

文部省に訓令対象から除外をもとめてきた諸ミッショニ・スクールの運動は、九九（明治三二）年末をもって不首尾に終わつたため、一九〇〇（明治三三）年度から、明治学院、青山学院、名古屋英和、同志社は、特典を返上した各種学校として課程内での宗教教育を継続。東洋英和は母教会のカナダ・メソジスト教会から廃校をうながされたが、日本人設立者への名義変更と移転によりキリスト教と関係のない麻布中学校と、神学科中心の東洋英和とに分離した。しかし、のちに後者は廃校となつた。

一方、認可を維持した立教では、マキムが一八九九年一一月中旬に報告したように、過ぎ去一〇年来よりも多くのキリスト教教育が実施されている。また、九九年一二月末に元田は、立教中学校の生徒数は二一四名と報告していたが、訓令発布一年後の一九〇〇年九月の生徒数は三二〇名に増加。その半年後の翌〇一（明治三四）年四月の新年度の中学生は四二四名となり、ロイドは日本最大のミッション・スクールと誇示した。〇三（明治三六）年夏、立教中学生は五二〇名にまで膨張している。

スビリット・オブ・ミッショنزに掲載された訓令問題についての報告文
(*Spirit of Missions*, 1899.12)

文部省の意図

一八九九（明治三三）年八月一六日の共同声明を発したプロテスチアント中学校六校のうち、政府認可を得たのはキリスト教教育を変則的に維持する選択をした立教中学校のみで、ほとんどのミッション・スクールが完全なキリスト教教育維持を選択して政府認可のない各種学校となつた。それは、宗教学校の校勢不振を訓令がねらっていたとすれば、文部省の疑惑どおりであった。だが、各種学校行政が未整備なこともあり、未認可のミッション・スクールが各種学校として訓令の「学科課程ニ関シテ法令ノ定メアル学校」の外に立ちづけるかぎり、文部省による監督や干渉は、これらの宗教学校にはおよばないことにもなり、文部行政においては野放しとなるというジレンマもかかることになつた。

このため、宗教教育禁止を緩和しても、ミッション・スクールを文部行政のなかにつなぎとめるために講じた措置が、九九年一〇月の訓令の実質的部分修正だったのであり、次なる策が宗教学校在学生への徴兵猶予の特典付与であった。とくに徴兵猶予の特典付与については、訓令反対運動当初からミッション・スクール諸校が特典付与を要求していたことからも、宗教学校を行政的に掌握するきわめて有効な手段であった。政府認可を返上した同志社は、一九〇〇（明治三三）年四月に、明治学院は七月に、それぞれ徴兵猶予の特典を回復、翌〇一（明治三四）年五月には青山学院も特典を回復した。また、上級学校進学資格も、その後次々に獲得していくた。

こうして、当初、訓令問題で苦しんだミッション・スクールは、意外にはやく経営難の危機を乗り越えることになった。けれども、その反面、これらの特典付与の手続きとして、地方長官の書類・実況審査と文部省審査、試験問題答案の査閲まで実施されるようになつ

たことで、文部省が宗教学校の内情をくわしく把握し、すみずみまで監督の目を光らせようとした意図に沿う結果となつた。すなわち、特典付与と私立学校令によって法制上の権利をみとめ、その保護を規定するとともに、ときにそれを凌駕する義務を課し、監督規制をするという裁量権を併せもつ文部行政の敷物のうえに、ミッション・スクールは立たされていったのである。

第四章 高等教育制度の整備と立教大学の誕生

第一節 専門学校令の制定と「立教大学」の設立

立教専修学校・東京英語専修学校の閉校

文部省訓令第一二二号という困難に直面しつつも、立教尋常中学校（以下、立教中学校とする）が中学校としての認可を維持したことは、立教学院のその後の展開の基盤を形成することになったと考えられる。

前章でみたように、訓令第一二二号を乗り越えることによって、一九〇〇年代はじめの立教中学校の生徒数は、五〇〇名を超えるまでになっていた。ところが、立教中学校と同時に（一八八六年）に開校した立教中学校の上級課程として位置づけられていた立教専修学校では、開校翌年の一八九七（明治三〇）年末の生徒数は一四名、立教中学校が認可を受けた九八（明治三二）年六月には四名と振るわない状況にあった。そのためであろうか、立教専修学校は、一九〇〇年代のはじめに閉校されてしまった（詳細は不明）。他方、九七年に開校した東京英語専修学校では生徒数が増加し、九八年六月には一二〇名、翌年五月には二一五名、一九〇〇（明治三三）年三月には二七〇名を数えるに至った。しかしながら



H.St.G. タッカー
(Spirit of Missions, 1912.6)

ら、借用していた校舎の問題が原因で、○三（明治三六）年に閉校することになった。こうして、一九〇〇年代のはじめには、立教中学校の卒業生は、立教以外の教育機関に進学する道しか残されなくなっていたのである。

立教独自の高等教育機関の必要性

立教中学校の上級課程として位置づいていたこれらの学校の閉校は、立教設立の趣旨から考えると大きな問題であった。

前にみたように、そもそも立教は、青年にキリスト教を伝えるための手段のひとつとして創設された学校である。他方で、生徒数を増やしていく立教中学校では、卒業生の高等学校への進学状況が好調であった。そのことをロイドは、「高等学校入学試験で、立教中学校は受験者一人が合格した唯一の受験校となり、それだけでなく全員最上位の成績であった」「受験生の半分以上が合格した学校はほかにない」（一九〇〇年）、「立教の一人の高等学校受験生のうち六人が合格、ほかのどの学校よりもよい合格率となり、立教中学校は上級学校に学生を進学させた中学校の中で首位になつた」（○三年）と、本国母教会に報告している。このように、立教は、独自の高等教育機関をもたないがために、立教中学校の卒業生を手放さなければならなかつたのである。ロイドの後任として、一九〇三（明治三六）年に学院総理に就任したヘンリー・セントジョージ・タッカー（Henry St. George Tucker）は、そのことの問題を次のように述べている（『スピリット・オブ・ミッショーンズ』第七一巻第九号）。

われわれの教育事業にはひとつ弱点があるといつて、もっと注意を払うべきだ

と考えている。それは、両専修学校の閉校により、立教中学校卒業生をキリスト教の世界に留める手段をもつていいことだ。

また、貫民之介「立教学院小史」（〇八年）でも次のように記述されている。

立教専修学校消滅してより茲に殆んど十年、立教学院は中学教課の外殆んど為す所無かりき。さればにや、中学を出でゝより尚神学校以外の教会の教育機関によりて、人格を養成せんと欲する我党有為の青年は、多く路頭に迷へり。

既に教会の教育機関として存在す、社会に対しての義務を有すると共に教会に対しての義務なからべからず。されば教会の名を標榜して教会に特た社会に雄歩すべき人物は、当然、其が養成する所ならざるべからざる也。殊に将来神学を修めんとする青年に対し、其れに先ちて之に高等教育を授くるは其職責中のものなるべし。換言すれば、立教学院は立教学院的人物なるものを先ず以て産出すべきもの、之を果すに相当の高等教育程度を有せざるべからず。

こうして、立教中学校の卒業生を入学させるための、立教独自の高等教育機関を設置することの必要性があらためて認識され、「大学部」の設置が計画されたのである。また、築地の校地において〇五（明治三八）年から開始された寄宿舎と新校舎の建築では、「大学部」設立の計画にともなって、二階建ての新校舎のうち一階の教室は大学用とし、二階は中学校と兼用の講堂（八〇〇名収容）とされることになった。

専門学校令による「立教大学」の誕生

ところで、当時、中学校卒業者を入学させる高等・専門教育機関については、統一的な



大学と中学校で使用した新校舎
(*Spirit of Missions*, 1909.9)

制度が定められていなかった。閉校した立教専修学校や東京英語専修学校も、また、数多く存在していた私立の法律学校——たとえば明治法律学校（現・明治大学）、和仏法律学校（現・法政大学）、東京専門学校（現・早稲田大学）、東京法学院（現・中央大学）、日本法律学校（現・日本大学）——も各種学校の扱いであった。これらの学校の中には、「大学部」を設けて高度な専門教育を行っていた学校もあったが、政府は帝国大学以外の高等教育機関に法令上の大学の地位を認めることはなかった。

しかし、明治後期に中等教育が発達すると、これらの学校に進学する中等学校卒業者が増加し、政府にとっても、多様な専門教育機関の制度的な整備が必要となつた。こうして制定されたのが、専門学校令（一九〇三年）である。専門学校は、中学校や高等女学校の卒業者を入学させる「高等の学術技芸を教授する学校」であったが、一年半程度の予科をもつことを条件として、「大学」という名称や「大学部」の設置が認められた。これを契機に、私学は「大学」という名称を獲得したのである。そして、立教独自の高等教育機関もまた、この専門学校令による「立教大学」として、一九〇七（明治四〇）年八月に文部大臣から設立の認可を受けたのであった。しかし、設置に至る詳細はわかっていない。

「立教大学」開設時の〇七年九月の「立教大学学則」によると、立教大学の目的は「文学並ニ商業上必須ナル高等ノ教育ヲ施ス」ことであり、キリスト教主義といった文言は見当たらない。また、教育組織として、本科（修業年限三年）と予備教育機関である予科（修業年限一年半）が置かれ、本科は文科と商科に分けられ、学生はそのどちらかを専攻することとされた。

「立教大学」のカリキュラム

「立教大学」のカリキュラムをみてみよう。一九〇七（明治四〇）年九月の学則に定められたカリキュラムは次の通りであった。

【一九〇七年カリキュラム（文科・商科・予科）】

学科課程（文科）

科目	第1学年	第2学年	第3学年
倫理学	1	1	1
英語	17	17	13
英語雄弁学			2
英文学	2	2	2
比較言語学			2
歴史	2	2	2
倫理、心理、教育	2	2	2
哲学	1	1	1
法	2	2	2
経済	2	2	2
体操	2	2	2
計	31	31	31

学科課程（商科）

科目	第1学年	第2学年	第3学年
倫理学	1	1	1
英語	17	17	17
邦語	2		
英語簿記		2	2
統計	2		
商業数学	1	1	1
商業地理	2	2	
商業史			2
商業学		2	2
法	2	2	2
経済	2	2	2
体操	2	2	2
計	31	31	31

学科課程（予科）

倫理学	1
英語	18
国語	1
漢文	2
数学	3
理化	2
歴史	2
体操	2
計	31

文科、商科、そして予科ともに英語関係の科目が占める割合の多いことに気づくだろう。英語関係の科目の時間数は、文科・商科・予科のいずれでも、週三二時間のうちの六割程度を占めているのである。ちなみに、ミッショナリースクールである関西学院や明治学院のカリキュラムと比較してみても、英語の時間数が多いことが「立教大学」（特に商科）の特徴である。そのため、「立教大学」やその教育を受けた卒業生たちは、社会的に次のように評価されたようである。すなわち、二二（大正一〇）年の『受験と学生』という雑誌

通訳として活躍する立教大学の学生
〔伊藤俊太郎氏提供・所蔵〕

には、「商科の方面では近頃立教大学の卒業生が非常に待遇されます。この学校の特色は英語です。銀行会社の外国課または外国商館に行きます」と記されていたのである『日本就職史』。

「立教中学校附属立教大学」

とはいえ、一九一〇年代の半ばまで、「立教大学」の生徒数は本科・予科を合わせて一〇〇名にも満たなかった。また、発足当時の教員数は一四名（うち外国人四名）であった。当時、早稲田大学の生徒数が約三八〇〇名、慶應義塾大学が約一六〇〇名だったことを考えると、学校の規模は極めて小さかったことがわかるだろう。当時の「立教大学」について、一九一八（大正七）年に入学した松下正寿（後の立教大学総長）は、後年の座談会で次のように回想している『大学シリーズ 立教大学』。

〔略〕はじめて東京に出てきて、西も東もわからないから人力車で築地まで行って、立教大学といつたらすぐわかるだろうと思っていたらわからないんですよ。車屋さんがほうぼうで聞いてくれたら、立教大学？ きっと仏教の学校だ、本願寺に聞けばわかるだろう（笑）。本願寺もまだ木造でしたがね。それならたしかキリスト教の学校があつたはずですよ、あっちのほうじゃないですか、と教えてくれたんです。そこでそっちのほうに行つたわけですよ。そうしたら、立教大学というのは聞いたことがないけれども立教中学校ならありますよ、というわけです。なるほど「立教中学校」という大きな表札が出ていて、そのわきに小さく「立教大学」（笑）、それみて、ああ、立教大学は立教中学の付属なんだな（笑）。

しかし、立教の首脳陣は、このような状況に満足していたわけではなかった。

第一節 池袋移転と大学「昇格」

本格的な大学設立の必要性

名称こそ、「立教大学」となったものの、その実は専門学校であつたため、本格的な大学設立を望む声は、設置当初から存在していた。

そうした主張は、立教学院総理・タッカーの一九〇九年（明治四二）年の年次報告（『スピリット・オブ・ミッションズ』第七四巻第二号）によく現れている。



THE BLACK BUILDING OF ST. PAUL'S COLLEGE WHICH SERVED AS THE MIDDLE SCHOOL.

WHAT THE CHURCH IN JAPAN

MOST NEEDS

PRESIDENT OF ST. PAUL'S COLLEGE, TOKYO

IN 1906 it was decided to build a new college building in the grounds of the old school. This was done at the request of the Japanese Government, who were anxious to open their eyes to the true meaning and practice of Christianity. In 1908, when by far it has sent forth a large body of students, in all, 1,000, to the world. When ten years ago, we first received the invitation from the Japanese Government to establish a Christian Institute in Japan, we were told that St. Paul's was known to be a Christian Institution, and that we could easily attract students from Nishisawa and Ryukishi, the two largest cities in Japan, in which St. Paul's is situated. Now nearly all the students come from Nishisawa, and from the two districts, and the Christians are few indeed. We have been asked to give the word of sound moral training, and to do our best to help them to attain a large number of those who will be able to go back to their country and give faithfully with those of their own race in the competitive examinations.

キリスト教の信仰にもとづく大学の必要性を訴えるタッカーの報告文（*Spirit of Missions*, 1909.3）

【立教】学校の発展は極めて速く、一九〇六年新築の教室はすでに満員の有様である。同程度の官立学校の半分しかない校舎と極めて劣悪な建物としか持たないにもかかわらず、私たちは、行政当局と社会全体の信頼に応え得る中学校をつくり上げることができた。しかし、中学校では、もはや日本における伝道事業の教育的要請に応えるに十分でない時代となつた。これまでには、実業界に行くにも職業生活につくにも十分な準備教育は、普通教育によってなされると考えられていた。私たちの神学校の生徒の多くは、中学校さえ卒業していなかつた。しかし今日では、影響力と指導力をともつて職責を望む者に必要なのは専門教育である。その結果、毎年地方の中学校卒業生が幾千人と専門教育を求めて東京にやって来る。官立の専門学校はその一部だけを収容するに過ぎない。〔略〕

よきキリスト教の大学がこれらの真実の要求に応じ得るであろう。それを持つことは、教会が、将来の発展に最も大きな影響を及ぼすであろう階層の人々の感謝と支持とを獲得することを意味する。

しかしながら、教育事業の目的には、個人的改宗以上のものがある。それは教会がその指導者を確保し、訓練するということである。これまで私たちはこれを中学校と神学校に依存してきた。が、すでに私たちは、邦人伝道者が思慮深い日本人の宗教的指導者として、また教師としてもふさわしくない、という批評を聞くにいたっている。

〔略〕

聖公会が日本において真の発展を果たすべきであるならば、管理も事業も、日本人の宣教師たちの手にもっともと託されなければならない。そのような時期がすでにきている。外国人によって支配される教会は、日本人に深い精神的感銘を与えるものではない。多数の日本人の忠誠とその熱心な支持とは、日本人自身の手によって増進される。聖公会が外国人宣教師たちの監督から離れ自立する時も来るであろう。その時までには、キリスト教信仰の意味を十分に把握し、国民に理解される言葉で通訳出来る有能な指導者が供給されなければならない。経験によれば、これを満たす唯一の実際的方法はキリスト教大学の設立である。それのみが必要な環境と訓練の場を生み出すことができる。

すなわち、中等教育以上の普通教育が求められているという社会情勢の変化に加え、教会の発展、日本人教役者の輩出、日本聖公会の独立といった、伝道上の必要性から、本格的なキリスト教大学の設立が望まれていたのである。

池袋校地の取得

本格的な大学設立のために欠かせなかつたのは、新たな校地の取得であつた。というのも、「大学」が設けられた時の築地校地には、すでに中学校が数百名の生徒を抱えており、また、中国人留学生のための教育機関である志成学校（一九〇七年三月一五日認可）も新たに設けられていた。そのため、教室や寄宿舎は不足し、グランドの使用にあたつても、野球などは禁止せざるを得ない状況であり、その狭隘化が深刻な問題となつてゐたのである。

一九〇八（明治四一）年のタッカーの報告『スピリット・オブ・ミッションズ』第七三巻第八号)でも、次のように述べられている。

諸般の事情を考慮すればするほど私は、大学は現在の敷地から移転すべきだと確信している。私たちの教育事業としての恒久的なものたらしめたいと思えば、ますますそうである。もちろん、この大学が単にこの一〇年か二〇年もちこたえられればよい、そしてそのあとで日本の教会が恒久的な大学を自力で作ればよい、という構想ならば、現在の施設に、一、二の校舎を増築するだけで十分である。しかし私たちは遠い将来を考えるべきだと思う。

こうした状況のもと、交通の便が良い適地への「大学」の移転が計画され、「青梅街道、甲州街道、中野及柏木附近、新宿方面等」の調査がなされたが、最終的には、「目白附近」が最良地であるとの結論に至り、現在の池袋校地が選定されることとなつた。タッカーの本国母教会への報告によれば、他大学を対象とした調査・研究より算出した必要な土地の広さ、一〇エーカーを適正価格で購入できること、鉄道や電車の接続点であること、学校

のために理想的な環境であること、などがその理由であった。

事実、明治末期から大正にかけてこの地域に移転・開設した学校は多く、池袋駅西側周辺に限ってみても、豊島師範学校（一九〇九年）、成蹊実務学校（一九一一年）などを挙げることができる。

一〇（明治四三）年、同じ聖公会系の機関である神学院の敷地として、立教通り北側の土地（現・立教池袋中学校・高等学校の場所）を購入したのに続き、立教通り南側の土地が、大学の敷地として購入された。この校地買収にあたっては、タッカーなどによる、米国内での資金募集活動などもなされていた。

当時のこの周辺の様子について、タッカーは、本国の家族へあてた手紙の中で、次のように記している（金子尚一『回顧九十年』）。

今日は素晴らしい春日和です。幸いにも新たに手に入れた大学の用地で数時間を過しました。ここは一面麦畑で、六時ばかりに伸びた大麦は奇麗な緞縫を敷きつめたようでした。遙か彼方に雪に覆われた富士山や甲州の山々が素晴らしい一幅の絵のよう見えました。これは賑やかな築地と全く対照的で、私は一刻も早くここに移りたく思いました。

池袋近辺の地形図（一九一六年）
〔清水靖夫氏提供・所蔵〕

キャンパスプランと建設

一九一二（明治四五）年、池袋校地取得に尽力したタッカーは、日本聖公会京都地方部主教に選出されて立教を去り、キャンパスの計画および建設は、新總理チャールズ・シュライヴァー・ライフスナイダー（Charles Shriver Reifsneider）に託されることとなつた。

そのライフスナイダーは、同年七月の『立教学院学報』（「学院總理より」）一九二二年七月）において、新校舎建設の現状を次のように述べている。

1914年に描かれた池袋キャンパスの予想鳥瞰図
C.S.ライフスナイダー

大学新築追々相後れ候ひしが、実は米国技師の考案にかかる設計送り來り候ひしが甚だ不様のものにて建築に取掛り難く、為めに新設計を在京の建築技師に依頼し更に之が協賛を米国へ求めて遣すなどにて意外の時間を費し申候。多分來十月には愈々建築に取掛り得ることと存候。さすれば来年の九月には池袋にて授業開始し得べく候。

このように、ライフスナイダーの着任直後には、かなり早い段階での建設を見通していだようである。しかし、詳細は不明ながら、實際はこのようにスムーズに進むことはなかつた。最終的にキャンパスプランの作成を担うことになるマーフィー・アンド・ダナ建築事務所に、プラン作成の申し入れがなされたのは、一三（大正二）年六・七月頃のことであり、アメリカ聖公会側の基本構想に応える形で作成されたプランが提示され、具体的な議論が始められたのは九月のことであった。

その後、數度のやり取りを経て、一四（大正三）年一月一三日、アメリカ聖公会伝道局のエグゼクティブ・コミティにおいて、マーフィー・アンド・ダナ建築事務所が正式に設計監理会社として決定された。

建築家のヘンリー・K・マーフィーは、同年四月から五月にかけて来日し、様々な調査活動を行っている。その半年後に作成されたプランが、今も学内に残されているが、「二五年から三〇年先」をも見越したものと、とのアメリカ聖公会の要望を反映しているため、極めて壮大なものに仕上げられている。

だが、校舎建設への着工は、第一次世界大戦の余波を受けて延期となってしまう。その

後も、ライフスナイダーが米国へ渡るなどして、プランの修正が繰り返されたが、一六（大正五）年五月二九日、ついに池袋キャンパスの建築工事が開始された。とはいえ、戦争の影響や現場における様々な問題から、各建物の建設は度々中断し、完成は当初の予定より大幅に遅れることとなつた。

「立教大学」が池袋への移転を果すことができたのは、校地の取得から実に八年を経た、一八（大正七）年九月のことであった。翌年五月三一日には、大隈重信はじめとした千五百人もの来賓を招いて盛大な落成式が行われ、新聞各紙にも報じられるところとなつた。この時期、相前後して竣工した建物は、わずかに本館・図書館・チャペル・寄宿舎（現・二・三号館）・校友会館（現・診療所）と、現在の八号館の場所にあった体育館（一九九九年除却）のみであった。

大学令による大学

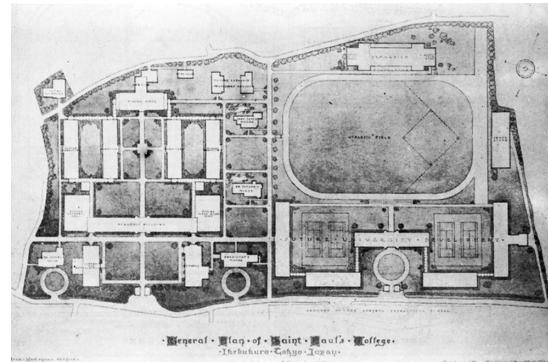
一九一八（大正七）年一二月六日、臨時教育会議の答申を受け、大学令（一九一九年四月一日施行）が公布された。これにより、唯一帝国大学にのみ許されていた正規の大学への道が、公立および私立にも開かれることとなつた。

これまで、名称こそ「大学」ではあったものの、正規の大学とは、様々な面において格差があつた。例えば、「学士号」は帝国大学の卒業生だけに与えられるもので、私立大学の卒業生などは、学士という称号の上に卒業した大学の名前を付けなければならなかつた。当時学生であった金子尚一（後、立教大学教授）は、この点について次のように回想している（『回顧九十年』）。

一九一四年九月二一日作成の校舎・施設
の配置図

置図

一九一五年一二月作成の校舎・施設の配
(*Spirit of Missions*, 1916.2)



当時は「学士さまならお嫁にやろうか」といって「学士号」が物を言う時代でしたので今から考えると少々馬鹿げた話だと思う人もあるでしょうが、私立大学当局も学生一般も威信や格式の上から「昇格」に熱心にならざるを得ませんでした。

そのため、私学の間では、以前より、専門学校から大学への「昇格」を望む声が強く存在しており、有名私立各校は、いち早く認可申請の手続きを行い、一九二〇（大正九）年二月には、早稲田・慶應が、四月には、明治・法政・中央・日本・同志社・国学院が、大学令による大学として認可された。

立教においても、タッカーの報告にも見られた、本格的な大学建設の声は高まっていたり、大学令が出される前年には、大学学長の元田作之進が、「立教大学の抱負」（『基督教週報』第三五卷第一六号、一九一七年六月一五日）と題し、次のような具体的な構想を述べている。

然るに立教大学は茲に新たなる計画を企てた。此新たなる計画とは目下実現しつゝある計画を基礎として更に大なる教育機関を設けんと欲するのである。従来の立教大學は名は大学なりと雖ども米国のカーネギーにして然かも其内容に於ては之れに及ばざる底のものである。新たなる計画の大学は米国の所謂ユニヴァーシティー程度のものを造らんと欲するにある。低級の単科大学に加ふるに高級の復科大学を置かんと欲するにある。帝国大学に於けるが如き多数の分科を置く能はざるも、自ら有する分科に於ては帝国大学のそれに比敵すべき高級のものたらしめんと欲るのである。此新たなる計画に対し四百万円の資金を米国に於て募らんと欲するのである。既に米国伝道局本部の実務委員は此募集の必要を可決し、本部又之れに承認を与へ。^{〔マサ〕}紐育の信徒伝

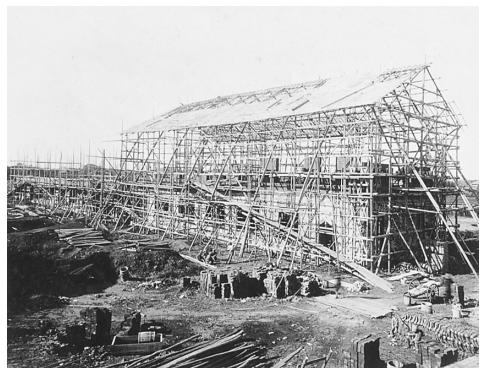
道会は特に其募集に尽力し、米国の牧師信徒に檄を飛ばして其募集に応じ又は其募集に援助せんことを求むる事になつて居る。此四百万円の中二百万円を以て設備費とし二百万円を以て基本金とし以て維持に困難なからしめんことを期するのである。又此四百万円に加ふるに更に一百万円を募ることも可決し、之を以て北東京地方及京都地方の伝道費に充て、教育と伝道をして一致協力以て国民教化の実を挙げんと欲するのである。

米国ミツシヨン既に右の如き決心を有し、且つ既に其募集方法をも決定したれば、実際の募集に着手することも蓋し遠きに非らざるべし。〔略〕

大学令が公布されてからは、その認可へ向けた様々な準備が行なわれていった。例えば、従来一年であった予科を二年に拡充したり、「学部制」を採用し、文科・商科を文学部・商学部と改めたりした。また、立教中学校の校長も兼任していた元田作之進を、大学の専任学長とするなど、人的再編も行つた。

こうした準備を経て、二一（大正一〇）年一二月二八日、立教大学設立認可申請書が提出され、翌二二（大正一一）年五月二十五日、大学令による立教大学が認可された。キリスト教系の大学としては、同志社に次ぐ一番目の設立認可であった。

発足時の学部・学科構成は、英文学・哲学・宗教学科からなる文学部と、商学部であった（後に、文学部には史学科が設けられ、商学部は、商学科と経済学科に分けられ、さらに学部名も、経済学部となる）。生徒数は、別表の通りである。
遠くは、ガーディナー、ティングによって志向された、本格的なキリスト教大学が、本国母教会の支援を受けつつ、タッカー、ライフスナイダー両総理の手を経て、ついに結実



建設中の本館

【表】立教大学学生生徒数の変遷（1922～1941）

学 科 年 度	文学部					商学部				大 学 予 科	総 計	
	大 学 院	宗 教 学 科	哲 学 科	英 文 学 科	史 学 科	小 計	大 学 院	商 学 科	經 濟 学 科			
1922(大正11)		9	2	13		24		95		95	270	389
1923(12)		15	5	23		43		181		181	262	486
1924(13)		18	6	34		58		158	128	286	284	628
1925(14)		17	8	39	8	72	2	153	144	299	276	647
1926(15)	3	13	12	41	11	69	1	158	146	305	281	655
1927(昭和 2)	2	14	12	44	15	87		129	168	297	399	783
1928(3)	2	18	9	47	12	88	2	133	174	309	564	961
1929(4)		23	5	68	13	128		162	191	353	613	1,094
1930(5)	1	27	6	55	24	113	2	211	193	406	681	1,200
1931(6)	2	25	12	68	32	139	2	265	177	444	693	1,276
1932(7)	2	25	21	72	34	154	2	315	175	492	728	1,374
1933(8)	3	26	23	75	27	154	1	354	156	510	757	1,421
1934(9)		31	16	54	17	118		349	157	506	762	1,386
1935(10)	2	28	14	50	26	120	1	387	158	546	739	1,405
1936(11)	1	32	10	41	22	106	1	394	178	573	785	1,464
1937(12)	2	27	14	33	17	93	2	400	209	611	822	1,526
1938(13)		30	11	40	19	100		389	251	640	869	1,609
1939(14)		25	17	36	20	98		402	308	710	936	1,744
1940(15)		18	12	30	24	84		432	359	791	1,006	1,881
1941(16)	2	9	9	12	16	48	2	253	362	617	1,032	1,697

注1)『大日本帝国文部省年報』各年次「公私立大学一覧」より作成。

2)日本人学生のみ。この他に若干の外国人学生が記録されている。

3)商学部は1931年経済学部と改称。

出典：『立教学院百年史』337頁より転載

したのであった。

ウイリアムズの私塾開設から四八年、一時途絶えた高等教育が専門学校令による大学として復活した〇七（明治四〇）年から数えても、実に一五年の歳月を経ていた。

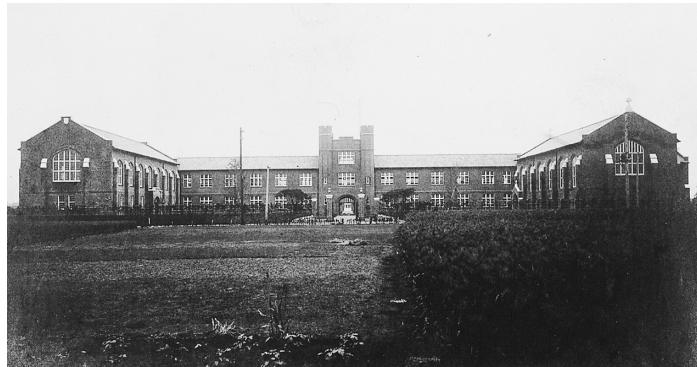
それでは、この大学令による立教大学は、どのような教育方針を掲げていたのであろうか。元田の後任として大学学長となつた杉浦貞二郎の「立教に於ける教育」（『立教大学新聞』第一一号、一九二五年二月五日）を以下に示そう。

立教大学は基督教主義を標榜せる大学令による大学にして、学生の定員を八百に限り、敢えて其数の多きを誇らず、只だ学生に確實なる専門的知識を受け、健全なる精神的修養を施し、彼等をして他日社会に出づるに当り、人が信頼し得べき有為の人物たらしめんことを期するに在り。本大学は此主義を以て設立せられ此主義を以て經營せらる。

学徳兼備の人士は何れの世にも要求せらる所なりと雖も、今日の我国に於ては特に然りと謂はざるべからず。昔は知識なき有徳者多く今は徳性なき有識者多し。前者は害をなすこと少きも、亦益を為すこと少し、後者は益を与ふること多きと同時に、害を与ふること多し。國運の発展、社会の進歩に必要なるは其孰れにもあらず。害なくして益ある人物、即ち有徳にして且つ有識の人物なり。我実業界は此の如き人物に依りて初めて正当なる發達を期すべく、我精神界も亦斯の如き人物を得て初めて順潮なる進歩を來すべし、立教大学に先づ文学部と商學部の二部を置き、上述の主義に基きて青年を陶冶せんとするは此れが為なり。

立教大学は昇格後日尚ほ浅しと雖も、校舎は震災前より東洋第一と称する、コレヂ

完成した大学建築群



エート・ゴチク式のもの、遠く富岳と相対して都の郊外池袋に屹立し、図書館には數十万の書を藏し体育館また都下に其比を見ず。其他寄宿舍食堂等の完備せる、蓋し此学園にふ者、身は東京に在りて心は遠く牛津劍橋にある感ありと云ふは此故なり。而して講師は内外の博士學士七十名、文學部は英文學、哲學、宗教學、史學の四專攻科に分ち、殊に英文學科は本大學がその内容の充[■]を期する処とす。而して商學部に在りても、經濟學と商學の二專攻科共、また力を外國語に致し、之を以て本大學の特長とす。然も学生をして人格教養の雰囲氣中に呼吸せしめ、かつ其得たる知識を聖化して國家の發展を補成する健全たる国民たらしむる点に於て、寧ろ本學の誇りとする所なり。

第五章 関東大震災と財団法人立教学院

第一節 震災による被害と復興

被災状況

一九二三（大正一二）年九月一日、相模湾北部を震源とした関東大震災により、立教もまた、大きな損害を蒙った。築地に残っていた中学校の諸施設は、地震そのものには耐えたものの、その後に発生した火災により全焼の憂き目にあい、築地キャンパスは完全に失われることとなつた。それと同時に、築地の教会や病院といった関係施設もすべて焼失してしまつた。

他方、池袋の大学においては、築地のような火災の被害はなかつたが、レンガ校舎群に被害がでていた。九月一四日付の『基督教週報』（第四七卷一六号）は、「校舎、寄宿舎、食堂、図書館、礼拝堂、体育館、校友館等被害甚大学長及び教授邸は破壊せんも居住差支なし」と被害状況を速報している。

被害当時、軽井沢で避暑を過ごしていた学院総理ライフスナイダーは、急遽上京し、アメリカ聖公会の関連施設を視察してまわつた。池袋の大学キャンパスの被害状況を目にして

たライフスナイダーは、そのときの様子を、アメリカ聖公会本部に次のように書き送っている（『スピリット・オブ・ミッショニズ』第八八巻第一一号）。

私が最初に見たものは、破壊されたメーザー記念図書館が、まさに崩れ落ちんばかりの光景であった。一階の天井あるいは二階の床の壁周りは、直径役一フィート程の大好きな割れ目があった。建物の上部はバットレス〔縦に凸状に出張った部分〕に引っ掛けっていた。

私がキャンパス内にわけいると、大きなゴシックタワーの小塔の一つ（それは暖房設備用の煙突だった）が落ちているのが見えた。他の小塔は、いまにも崩れそうであった。タワーの第二層に至るまで、一面に亀裂が存在していた。寄宿舎のうちの一つは、正面が崩れ落ちていた。

私たちがチャペルを訪れたときは、ほとんど夕暮れであった。私は、チャペルがその基礎から約三インチ浮き上がったことを知った。そして、それはちょうど窓の下部を破壊していた。その後、ドアを開けてみると、真鍮の十字架が飾り壁の棚から祭壇のテーブルまで跳んだことを知った。

一方、日本聖公会北東京地方部主教でもあり、立教の経営母体、財團法人聖公会教育財団の理事長でもあったマキムもまた、一〇月四日付の本国宛の手紙で次のように報告している（ジャパン・レコードズ）。

池袋においては、図書館の壁のひび割れが甚大であり、建物全体が崩れるであろうし、新しい建物を建造する必要がある。アカデミックビルディング〔本館〕のタワーもまた、崩れるであろう。この建物の東の端は崩れており、また新たに作らなければな



震災後の立教中学校跡

（寺本平次郎司祭撮影）

らないだろう。同じことは寄宿舎のうちの一つにも該当する。チャペルの美しい壁は、壁板の上すべてがひどいひび割れである。これに必要な修理を施せば、オリジナルの建物と同等の費用が必要となつてこよう。

さらにマキムは、後に、「チャペルと図書館は基礎から完全に再建すべき」であるとの専門家の見解を本国へ通報し、その被害の大きさを伝えている。



震災直後の本館（右）
震災直後の図書館内部（左）

学院当局の対応とアメリカ聖公会の救援

学院の首脳部、特にマキムは、アメリカ聖公会に対し“Everything is lost but faith in God”（九月三日の手紙）、“All gone but faith in God”（九月六日の電報）といった表現を用い、立教を含むアメリカ聖公会系諸施設の壊滅的打撃を訴えつつ、すぐさま救援要請を行つた。

復旧への道を探る一方、学生に対しては、新聞広告などで安否を確認するとともに、社会活動などにも積極的に携わった。例えば、商科学生の杉浦庸寿（一九二五年卒）が回想しているように、学生たちは「被災にあわなかつた学生は、日比谷公園事務所へ集まるよううに」との学長の指示に従い、被災者救援のためのボランティア活動に奔走した（「思い出の立教」『立教』第一一一号）。また、内務省との交渉の結果、「池袋方面にある約一万の罹さい者に、玄米メリケン粉配給のため、体育館を開放」（『基督教週報』第四七第一六号）し、あるいは専修大学に教室を貸与したりした。

大学の講義は一〇月一五日に再開し、築地の校舎を失つた中学校も同月一八日、大学の教室を借りて一学期の授業を開始した。とはいっても、キャンパスは依然、瓦礫に囲まれてお

り、破損した建物の再建工事が開始されるまでには、なお多くの時日を費やさなければならなかつた。再建費用はアメリカ聖公会に依存しなければならなかつたし、立教大学以外にも、再建すべき施設が数多く存在していたからである。

ライフスナイダーは、同年一〇月に渡米し、現状を訴えるとともに、緊急の基金として少なくとも五〇万ドルが必要である旨を訴えた。これに対しアメリカ聖公会では、緊急基金の完成を急ぐとともに、ジョン・ウッドラを日本に派遣し、再建計画を研究することに決定した。

その後、来日したウッドラの報告書をベースとして再建計画は練られたが、その間、アメリカ聖公会では、先のマキムの訴えに対し、“Let us Rise up and Build”的標語のもと、救援のためのさまざまな取り組みがなされていた。例えば、カードや手紙、色刷りのポスター、さらにはスライドやフィルムなどを作成し、教会信者や教会学校の生徒などに、復興基金の完成を呼びかけた。

こうした様々な活動を経て、ようやく基金は発足し、一九二四（大正一三）年五月、立教を含む聖公会関係施設の再建計画がまとまるとなつた。総額にして、三百万ドルという規模であり、そのうち、立教大学に対しては、三九万五千ドルが必要であると見積もられていた（【Reconstruction Schedule for Japan】参照）。

復興への道

この再建計画における立教大学の項目を見てみると、寄宿舎一棟の新築と本館両翼への教室増築分が筆頭に記され、かつ経費の半分以上を占めているなど、単なる既存施設の修

【Reconstruction Schedule for Japan】

〔略〕

B. ST. PAUL'S UNIVERSITY

1. Two new Dormitories, steel and concrete, to cost \$50,000 each	\$100,000
2. Addition to main Class Room Building, 2 wings at \$60,000 each, steel and concrete	120,000
3. Repairing and rebuilding Chapel	54,200
4. Repairs and improvements to the Library	37,500
5. Repairs and reconstruction, Class Room Building	40,000
6. Minor repairs to Dining Hall	7,500
7. Minor repairs to the two Dormitories	3,900
8. Minor repairs to the Gymnasium	1,600
9. Water tank and other minor repairs	1,500
10. New Heating Plant, including house	25,000
11. Miscellaneous items	3,800
Total for St.Paul's University	\$395,000

C. ST. PAUL'S MIDDLE SCHOOL

1. Land	\$125,000
2. Four frame dormitories to accommodate fifty students each, at \$20,000 each	80,000
3. Equipment for dormitories	20,000
4. Frame Chapel and furnishings	25,000
5. New concrete Class Room Building	150,000
6. Equipment for Class Room Building	25,000
7. Five houses for Japanese and Foreign teachers, at \$5,000 each	25,000
Total for St.Paul's Middle School	\$450,000

〔略〕
SUMMARY

A. Churches	\$295,000
B. St.Paul's University	395,000
C. St.Paul's Middle School	450,000
D. St.Margaret's School	375,000
E. Primary Schools	120,000
F. St. Luke's Hospital	1,000,000
G. Houses for Missionaries	170,000
H. Miscellaneous	195,000
Total amount needed	\$3,000,000
Of this amount the cost of all the land needed will be provided through the use of property now owned in the Tsukiji district of Tokyo	600,000
Balance to be raised	\$2,400,000

出典：The Spirit of Missions, Vol.89, No.5, The Domestic and Foreign Missionary Society of the Protestant Episcopal Church in the USA, May 1924, pp.293-95.



修復中の本館

復に止まるものではなかった。しかし、依然不明な点が多いものの、一九二四（大正二三）年七月の段階では、第一に、塔の除去、破風の切断を含めた本館の完全な修理、第二に、図書館・学務館（図書館の一階部分）の改築、第三に、チャペルの改築、第四に、寄宿舎、体育館、食堂の改築、といった再建順序が構想されており、新築や増築よりも、既存施設の修復から手が付けられた。

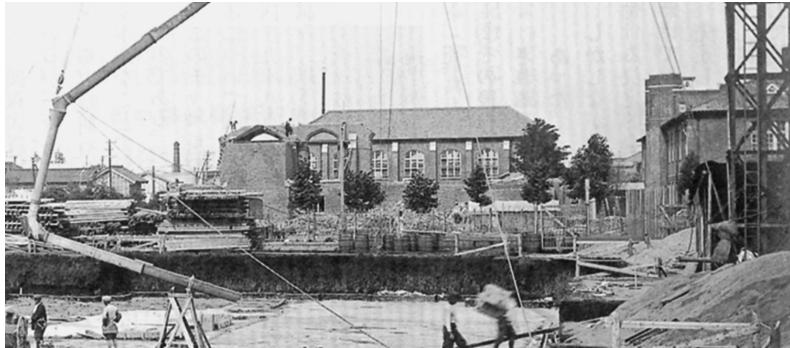
現存する写真資料などからは、本館の改築工事は八月頃から始められ、翌月には、塔の第三層部分が取り外されたことが確認できる。また、図書館については、屋根を完全に取り除くなどの大掛かりな工事が行われた。

同年一月二四日付の『立教大学新聞』は、工事の進捗状況を、以下のように報じている。

清水組の山田工事監督は語る『暖房装置及び地下室の防水工事は十二月十五日、塔及び旧事務所の修理は来春三月末までにと云ふ積りで工事を進めて居ます。何しろ工事にかゝつたのが遅かつたので御覧の通り夜も十二時過ぎまでかゝつて居ますが果して予定通りに行くかどうかと危むで居ります。事務室は従前通りで二階が図書館になるのだと聞いて居ます、左様、費用は約二十四五万円でせう。寄宿舎及び教室の両翼の増築に就いては未だ何も聞いて居ません。何しろ請負工事でなくして実費工事なので、万事上の方のお偉い方々がキチンと決めた後でなければ工事にかゝれないでの段々日が延びるばかりです』と語ったから予定通りに運べば来年度よりは震災前の愉快な学生生活が出来るようになる事だらう。

清水組（現・清水建設）の工事監督が語ったように、図書館（一階が学務館）、本館の塔は二五（大正一四）年四月初旬までに相次いで修復を終えていたようである。四月三日

修復途中のチャペル（奥に見えるのは図書館）



の『基督教週報』には、「震災後構内体育館内に事務所、総理、学長、教授室、図書館を移し居りしが、このほど旧階上図書館階下学務館の建物の修繕を了り、既に事務所は旧館に移したれば、近くすべて復帰するに至るべし」とあり、また四月五日付の大学新聞には、「彼の一昨年の大震災の為無残に崩壊した立教の誇り自由の塔は最近全く修理成り圖の如く昔の雄姿を表す事になつた」と報じられている。

このように、修復は本館と図書館から始めたが、チャペルの工事は大幅に遅れていた。二五年二月五日付の大学新聞には、「あれはミッショナリの方に属してて請負も別になりますから今のところ未決定ですが中学校と同じ頃にならなければ完成しないでせう」と、チャペルの工事の遅延に関する清水組関係者の発言が報じられている。

そのチャペルも、同年五月には、アメリカ聖公会から工事着工の許可が下り、修復へ向けて動き出すこととなつた。従来、チャペルの被害状況については、比較的軽微であったと伝えられてきたが、再建計画において図書館よりも多くの資金が計上されているように、工事の過程においては、屋根に加え、窓より上の部分すべてを取り除くといった、かなり大規模な工事が行われており、その被害の甚大さを物語っている。

同年一月七日、震災から二年以上を経て修復工事も終了し、感謝礼拝式が挙行された。そしてこのとき、大学チャップレン・山縣雄杜三は、「立教の三兄弟」と題する以下のようない説教を行い、「立教の伝統精神を高調して、数百の立教青年の魂に信仰と望と愛とを鼓舞作興した」という。

我が立教大学の構内に住む三人の兄弟がある、生れおちてより幸ひ三人共健全に成長し、極めて健康体を恩まれ、各その任務に當々として就いてゐたが、不幸にも三年

前一緒に不慮の大負傷をした。そのうち二人は割合に早く癒え、既に従来の健康を回復した喜びの上に、今や更に一の喜びは加へられて残る一人の兄弟も、最近すつかりひの大怪我も平癒し、以前とは見違へるばかりの好い血色の青年となりて、今や母思ひの三兄弟は、互に手足となり、相助けつつ打揃つて母のため尽すことが出来るやうになつた事は、未知の他人をして見せしむるも誠に目出度限りといふべきである。

此の三人兄弟といふは、一人は我が立教の智育を象徴するライブラリーである。一人はその体育を象徴するジムナシウムである。全快の最も遅延した最後の一人は此のチャペルで、ジャパン・アドバタイザー記者は去る三日の紙上に此の一青年を世に紹介し、彼は立教の心臓であるといひ、大学正規の課程以外に於て、大学の事業の最大重要な側面を示すものであるとかいてをる通りに、チャペルは我が立教の特殊な色彩をもつ德育を象徴してをるもの〔略〕（『基督教週報』第五一卷第一〇号）

このように大学の諸施設は復旧したものの、学院としては、全焼してしまった中学校の再建という大きな課題が残っていた。中学校の授業自体は、大学の教室を利用して再開されたが、震災の年の一二月一四日には、築地において決別式を行ひ、池袋へ移転を果していた。その結果、池袋においては、大学と中学校の同居状態となり、午前を中学生、午後を大学生が使用するという、二部制授業が展開されることとなつた。

しかし、大学の修復よりも多くの資金を必要とする中学校の新築は、学院当局の再三の働きかけにもかかわらず、二五年二月まで待たなければならなかつた。この間、二部制授業の不便さに不満を感じる学生も多くなり、大学と中学校の間に軋轢が生じるほどであつた。

待望の中学校の新築校舎は、二六（大正一五）年五月に落成式を迎へ、ようやく震災から復旧を終えることとなつた。

第二節 財団法人立教学院の成立

立教学院の經營主体

一九〇七（明治四〇）年の専門学校令による「立教学院」は、ウイリアムズの後継者としてアメリカ聖公会在日ミッションの最高責任者の地位を引継いだ、マキムの個人名によつて設立されたものであつた。

一方、大学令による立教学院は、「財団法人日本聖公会教学財團」（以下、教学財團）理事長マキムの名で、二一（大正一〇）年一二月二八日に申請されたものであつた。この財團は、これまで米英ミッションが独自に行なつていた神学校の運営を、共同で行なうことを目的として、一一（明治四四）年八月二二日に設立されたものである。

専門学校令による「立教学院」と、この教学財團の明確な関係については、現在のことろ不明である。しかし、立教学院と神学校（聖公会神学院）とは絶えず密接な関係にあつた。たとえば、一八（大正七）年の立教池袋移転までは、立教学院本科卒業者が聖公会神学院に入学していた。大学予科・本科五年と神学院三年で合計八年の歳月を要する制度であつたため、これ以降は、両校当事者の交渉により、次のような二重学籍制度が成立した。すなわち、立教学院予科修了者を神学院に入学させると同時に、立教学院宗教科の学籍を

併有して、三年間同一共通科目を学習後、両校の卒業資格を得るというものである（四〇年四月まで継続）。

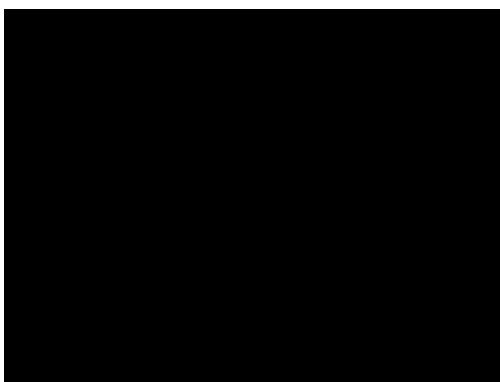
また、こうした神学校との関係に加え、大学令では、「私立大学ハ財團法人タルコトヨ要ス」と規定されていた。そのため、この教学財團は、「財團法人聖公会教育財團」（理事長マキム）へと名称変更すると共に、「基督教神学ノ教授其他教育事業ヲ為ス」とされたいた目的を、「学校ノ經營ヲ為ス」とし、神学校と大学令による立教大学の經營主体となた（一九二一年一一月三〇日申請、二二年四月七日認可）。したがって、これ以後、立教の經營は米英ミッションの共同で行なわれることとなつたのである。

財團法人立教学院の設立

一九三一（昭和六）年、財團法人聖公会教育財團は、財團法人立教学院（理事長マキム）と、財團法人聖公会神学院とに分離した。立教学院は、再びアメリカ聖公会単独の普通教育機関となつた。財團法人立教学院は、その発足にあたり、寄附行為第二条「目的及事業」において「基督教主義ニヨル教育ヲ行フ」という目的を明示し、さらに「本條文ノ目的ハ変更スルコトヲ許サズ」と明記した。

財團法人立教学院の寄附行為によると、立教学院は立教大学と立教中学校を維持經營し、

法人理事はアメリカ聖公会遣日主教、アメリカ聖公会在日ミッション・メンバー、日本聖公会聖職信徒から選ばれるものとされ、アメリカ聖公会派遣の日本聖公会北東京地方部主教が理事長とされた。理事長は、学院総長と学院付牧師と会計を任免し、学院総長は理事会の同意を得て立教大学長と立教中学校長と一般教職員を任免する。寄附行為の変更は、



理事総員四分の三以上の決議によりアメリカ聖公会教務院 (National Council of the Protestant Episcopal Church in the USA) の承認を得て、主務官庁の認可を経る。また、理事総員四分の三以上の決議により法人を解散する場合、その残余財産処分は、アメリカ聖公会教務院の承認を得て、主務官庁の認可を経ることとされた。

発足当時の理事七人の構成は、理事長マキム（北東京地方部主教）、学院総長C・S・ライフスナイダー（北東京地方部主教補佐主教）、S・H・リコルズ（Shirley Hall Nichols、京都地方部主教）、N・S・ビンステッド（Norman Spencer Binsted、東北地方部主教）、R・B・トイスター（Rudolf Boiling Teusler、聖路加国際病院理事長）、松崎半三郎（日本聖公会信徒・立教学院校友会会長）。日本人理事は唯一人である。なお、当時の大学学長は杉浦貞一郎であった。

財団法人立教学院理事の顔ぶれ

第六章 立教大学の拡張と戦争の影

第一節 法人組織の整備と拡張計画案の策定

学院組織の整備

一九二九（昭和四）年、ニューヨークのウォール街での株価暴落に端を発した世界大恐慌は、全世界へと波及し、日本においても、昭和恐慌を引き起こした。長引く不況と増大する社会不安の中、日本は、一九三一（昭和六）年、満州事変によって中国東北への侵略戦争を発動し、一五年にわたる長い戦争への道を歩み始めた。

立教学院が財団法人へと組織変更を果たしたのは、まさにこうした社会情勢の中におりてであった。

発足間もない学院理事会においては、法人運営のための意思決定機構の制度化が図られた。例えば、三三一（昭和七）年八月一二日の理事会においては、「学院事務最高諮問機関」として、「立教学院参与会」が設置された。これは、大学学長・文学部長・経済学部長・予科長・中学校校長、および校友三名（後に五名）からなるもので、「総長之ヲ召集シ総長ノ諮問ニ応ジ或ハ総長ニ建言」することを目的としていた。

また、翌年一月二十四日の理事会においては、評議員会が設置された。こちらは、五〇名もしくはそれ以下の評議員から構成され、理事長の諮問に応じることを目的とするものであつた。

さらに興味深いことに、三二年一〇月二二日の理事会においては、財團法人の寄附行為における、理事長の資格に関する条文を変更する決議を行なつてゐる。すなわち、第七条の、「日本聖公会北東京地方部監督ヲ理事長トス」との規定を、「日本聖公会監督中ヨリ理事長ヲ選挙ス」とし、これまで規定されていなかつた任期についても、四年と定めたのである。この変更は、実際に認可を得るまでには至らなかつた（恐らく母教会側の承認が得られなかつたと思われる）が、経営法人のトップである理事長の人材に選択肢をもたせるとの意思決定をした、という意味において重要である。言葉を換えれば、これまで、創設者ウイリアムズ、その後継者マキムへと受け継がれた立教の経営責任者の座は、アメリカ聖公会の日本伝道の責任者と表裏一体の関係であったが、その根本的な関係に変更をもたらそうというものであったのである。

こうした動きからは、財團法人化を機に、これまで本国母教会の強い影響力のもとで運営されてきた立教が、より自立的な意思決定機構を志向していたとみることができよう。

キャンパスの整備と二つの報告書

初期の理事会では、組織整備の問題に加え、新たな施設の整備が重要な課題となつていた。「参与会」の設置を決議した一九三一（昭和七）年八月一二日の同理事会においては、早くも講堂建設の必要性が指摘され、そのための募金方法の研究に着手することとされた。

そもそも、キャンパスにおける本格的な施設は、この時期まで、池袋へ移転した当初と何ら変わりがないものであった。震災の復興プランにおいては、寄宿舎二棟と本館両翼の教室棟の新築が盛り込まれていたものの、実施にまでは至らず、それ以後も、これらの施設に加え、講堂の建設などが絶えず必要であるとされてきた。

また、こうした施設の現状にもかかわらず、大学令に基づく大学となつたことで学生数は年々増加し、大学が認可された二二（大正一一）年には四〇〇名弱であったものが、この年には一、三〇〇名を超えるまでに膨れ上がっていた。そのため、教室の不足分は、寄宿舎（現・二・三号館）の両脇に木造バラック校舎を数棟建設し、急場をしのいできていたのである。

ところで、この三二年には、在日外国ミッションの伝道と教育に関する一つの調査報告書がまとめられた。一つは、日本のキリスト教教育に関する国際宣教協議会の調査団によるもの。もう一つは、アメリカプロテスタント諸派の、日本を含む東洋伝道に関する外国伝道信徒調査団によるものである。

この二つの報告書における男子高等教育への評価は総じて低いもので、前者は、諸派の専門学校の統廃合と、それを基盤とする男子連合キリスト教大学設立構想を提唱し、後者は、普通教育がキリスト教教育より勝っている高等教育機関の現状から、その存在意義をほとんど認めないとというものであった。

これらの報告書が示す内容は、ある意味、大学の認可から一〇年間、首都東京における唯一のキリスト教主義大学として存在してきた立教大学への、厳しい評価を示すものでもあった。

したがって、これ以後のキャンパス整備計画は、単なる現状への対応という側面に加え、大学全体の外部評価にもかかわる問題として認識されることとなり、いち早くその建設着手が目指された講堂だけではなく、これまで未整備であったその他の施設なども加えた、大規模な全体計画が練られていくこととなる。

学院拡張計画案の策定

こうした計画案の素案は、翌一九三三（昭和八）年七月、総長ライフスナイダーと日本人首脳の間でまとめられ、理事長マキムと、アメリカ聖公会教務院外国伝道部主事J・W・ウッドに提出された。

この計画案では、先に述べた二つの報告書によつて、「立教大学は一流の大学たる地位を捨て、中流以下の地位を占むることに忍ぶか、或は今後数年を期して一流の大学たる地位に進展するに必要な施設を完成すべく其資金の募集に奮闘するかの問題に直面」している、との現状認識を示している。それと同時に、これまで、キリスト教主義教育に裏打ちされた、多くの有益な人材を輩出してきた実績をアピールしつつ、「基督教大学として最も誇るべき模範的学園を実現」することの必要性が訴えられている。

そして、全体方針としては五〇年先を見通したものとし、具体的な政策としては、五年三期、計一五年にわたる施設と基本金の整備が述べられている。このうち、緊急に必要な施設としては、講堂、予科校舎、本館両翼の教室・実験棟、中学校寄宿舎、体育施設が挙げられている。これらの施設に要する費用は、一五〇万円と見積もられ、大学院の新設や教育・研究の充実に必要とされる基本金の分と合わせると、総額五〇四万円にものぼる大

規模な計画であった。当該年度の立教大学の財政規模が二〇万円程度であったことを考へると、かなり遠大なものであることが理解されよう【大学の財政規模】参照
この計画案は、同年八月一日の理事会に提出され、一部を削除した上で、以下の二つの付帯決議と共に可決された。

附帯決議第一

今回学院総長及大学々長及部長ヨリ理事会ニ提出サレタル立教学院拡張五十年計画案ハ其ノ内容極メテ広汎ナルニヨリ特ニ

財団理事長、学院総長、校友会長及大学々長、部長ヲ特別委員トシテ

一、計画案内容ノ精査研究

- 一、要求建造物ノ設計並ニ精細予算書作成
- 一、拡張案実行ニ必要ナル資金ノ調達方法

以上ノ三項ヲ研究調査シ其ノ結果ヲ臨時特別理事会ニ報告セシムルコト

付帯決議第二

今回学院総長及大学々長及部長ヨリ提出サレタル学院拡張案ヲ本日ノ理事会ニ於テ採決サレタル決議案（第一）ト共ニナシヨナルカウンシル議長及フォレンツシヨンノウツド博士ニ情報トシテ提出シ以テ立教学院拡張計画ニ就テ當方ニ於テ尚銳意調査研究中ナル旨了解セシム

【大学の財政規模】

年度	収入	支出
1925-26	¥112,655.05	¥112,655.05
1926-27	¥119,575.03	¥119,575.03
1927-28	¥147,560.00	¥147,560.00
1928-29	¥175,297.00	¥175,297.00
1929-30	¥177,416.00	¥177,416.00
1930-31	¥186,507.00	¥186,507.00
1931-32	¥200,882.44	¥199,761.80
1932-33	¥203,296.86	¥198,726.29

出典：拡張計画案（1933年7月7日）

これからもわかるように、この計画案は、大規模かつ広範なものであるため、計画内容や予算、資金調達方法など、今後もさらに検討を続けていくことが必要とされ、同時に、立教側のこうした計画に対し、本国母教会の理解を得ることとされたのであった。

その後、一九三四年（昭和九）年一月二十四日の理事会においては、先の理事会で決議された、拡張案特別委員による「要求建造物ノ設計並ニ精細予算書作成」に関する調査結果が報告された。対象とされた施設は、講堂・予科教室二棟・本館両翼の教育・研究棟で、設計図面と共に、総額八三三、六九〇円との見積もりが示された。この報告内容は、同理事会において承認された。

計画案では五つの施設が提示されていたが、いち早くその必要性が指摘された講堂と、大学および予科の教室確保が先決事項とされたのであった。

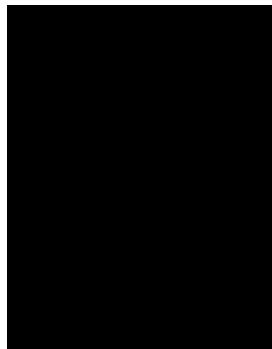
本国母教会の反応

こうした計画の実施にあたっては、立教を創設し、これまで維持してきた本国母教会の承認が必要であった。そのため、学院総長であるライフスナイダーは、一九三四年（昭和九）年の一〇月に開催されるアメリカ聖公会総会と教務院会議に合わせてアメリカに渡った。ところが、この渡米中のライフスナイダーの元に、大学学長兼経済学部長の木村重治、中学校校長兼文学部長の小島茂雄、予科長の菅円吉、大学チャップレンの高松孝治の連名による、一通の手紙が届けられた（七月二二日付）。それは、予科校舎の早急な建設を訴えるもので、それと同時に、建設のための二つの道筋を提示するものであった。

先にみたように、予科校舎は、拡張案の中でも緊急に必要な施設として盛り込まれ、な

小島茂雄

木村重治



ジョン・ウィルソン・ウッド
(*Spirit of Missions*, 1918.1)

おかつ理事会においても、調査研究の結果が報告されているものであった。そのため、建設へ至る第一の道としては、アメリカ聖公会総会または教務院会議において、立教学院の拡張計画案を承認してもらい、すぐに実施への行動を起こすこととしている。しかし、それが難しい場合は、次善の策として、文部省助成金から建設費を拠出して、すぐに建設に着手することを提言したのであった。

これら日本人首脳の提言は、拡張計画案の実施が最善ではあるものの、母教会側の承認が得られない場合を考慮してのものであった。また、これまでの理事会の議論では、講堂の建設が第一とされてきたが、理事会の構成員でない彼らにとっては、本格的な教室を持たない中で急速に拡大した予科への対処が、喫緊の課題として認識されていたことを示している。

この手紙は、アメリカ聖公会総裁主教J・D・ペリー、ウッド、立教学院理事にもそのコピーが送付された。

これを受信したウッドは、その複写を、立教学院の拡張計画案を教務院において検討した委員会の議長でもある、タッカーの元へ送付した。その際、日本人首脳の焦慮に対しても批判的にはなれないとはしながらも、立教には賢明ではない拡大の傾向があること、そして、事態が理事長マキムのコントロールを離れてしまっているとの見解を示していた。

さらにウッドは、九月八日付で、学長木村に対し、大要以下のような手紙を返信した。

①一九三三年六月に、すでにペリー総裁主教と共に指摘したように、現在のアメリカの経済状態では、立教学院のための早急な努力を行うことは不可能であり、無理に行なえば、立教への批判を招きかねない。

②立教の困難な状況は理解しているが、近年の拡大は、アメリカ聖公会伝道部の想定をはるかに上回る学生数をもたらしており、そのことが原因の一つでもある。

③立教大学にとって、現在の学生規模に合わせた施設を作ることと、現在の施設もしくは若干増設した状態で、管理可能な学生数に減少させることのどちらがよいのかは、慎重に考えなければならない。

④立教の、日本における教育・宗教面でのこれまでの貢献は認めており、二つの調査団による見解は気にする必要はない。

⑤予科校舎への文部省助成金拠出の承認には、立教の将来に関する情報が必要である。

直面している問題は、立教がさらなる拡大を続け、アメリカからの巨額な支援を漠然と受けるのか、それとも、これまでの実績を維持し、適正かつ堅実な基盤のもとで、現在そして将来の必要を充たす何らかの方法を見出すのか、ということにある。

このように、現在のアメリカの経済状態では、立教側が構想する拡張計画の実施は不可能であり、問題の根幹は、母教会側の思惑を超えた立教大学の膨張にある、と指摘するものであった。

その後、理事長のマキムによれば、この返信を携えて来訪した木村に対し、マキムもウッドと同様の批評を行なったようである。これに対し木村は、ウッドからなされた批評の正当性と、大学の校友たち自身が行動を起こすべき時が到来した、との認識を披瀝したという。

マキムは、このいきさつを記したウッドへの手紙（一〇月一〇日付）の中で、ウッドの木村への返信によって、「解放され楽になつた」と述べている。ウッドがタッカーへの手

紙の中で言及したように、こうした日本人首脳の動向は、理事長であるマキムの思惑をも超えるものであったことを物語つていよう。

第一節 立教学院維持会の結成と拡張計画の実施

アメリカ聖公会の財政状況

前節で述べたように、母教会側は、この時期、立教学院が摸索していた拡張の指向性に對し否定的な見解をもっていた。その主要因は、立教における学生数の増加が、キリスト教主義教育を実践する上で適正な規模を上回っているという点にあったが、立教の拡張案を支援し得る財政状況にはなかつたという、現実的な問題も抱えていた。

アメリカ聖公会において伝道資金を管轄する教務院においては、一九二九（昭和四）年の世界大恐慌の影響を受けて、三一（昭和六）年より収入が下落し、支出超過に陥つていった。立教から拡張案が提出された三四（昭和九）年度には、約八五万ドルの累積負債を抱えており、深刻な赤字財政となつていていたのである。

そのため、立教学院にとって重要な財源であった母教会からの補助金は、この時期を境に、急速に減少していく。別表【アメリカ聖公会からの補助金と立教学院の歳入】に示したように、三二（昭和七）年度の予算額は、前年度の半分以下の金額が計上されており、既に三一年度中には、補助金の急激な減少が予測されていたものと思われる。実際には、三二年度、三三（昭和八）年度とも、予算額を上回る決算額となつていて、三一年



アメリカ聖公会伝道本部のチャーチ・ミッショն・ハウス
(*Spirit of Missions*, 1892.9)

立教学院維持会の結成

母教会の財政状況が逼迫している中、立教側も、ただ漫然と本国への支援を要請していたわけではなかった。拡張計画案の素案が、ライフスナイダー・日本人首脳から、マキムおよびウッドへ提示されたのと同じ日（一九三三年七月七日）に開催された理事会では、

に比して明らかに減少しており、三四（昭和九）年度以降は、予算額通りの低い補助金額で推移している。

【アメリカ聖公会からの補助金と立教学院の歳入】

年度	本国母教会からの補助金		歳入
	予算	決算	
1931	—	¥86,427.28	¥369,853.58
1932	¥36,000.00	¥66,995.19	¥296,575.19
1933	¥36,397.95	¥36,121.95	¥332,945.74
	—	¥22,897.97	
1934	¥26,954.00	¥24,750.00	¥326,108.32
1935	¥24,054.00	¥23,716.00	¥295,110.27
	¥23,938.00	¥23,458.00	
1936	¥480.00	¥480.00	¥405,696.80
1937	¥23,458.00	¥23,458.00	¥388,423.09
1938	¥23,458.00	¥23,458.00	¥414,190.83
	¥480.00	¥480.00	
	¥18,000.00	¥21,224.25	
1939	¥480.00	¥480.00	¥434,608.95
	¥4,421.74	¥4,421.74	
	¥2,000.00	¥2,000.00	
	¥14,523.00	¥25,415.25	
1940	¥480.00	¥480.00	¥451,375.82
	¥4,421.74	¥6,632.61	
	¥1,400.00	¥1,400.00	
	¥14,523.00	—	
1941	¥4,421.74	—	¥488,344.14

出典：各年度の事業報告書

*1931年度と1936年度の歳入は、学院と各校の収入を単純に合算したものであり、費目によっては、二重に計上されている可能性がある。

**1933年度の補助金は前年度繰越金を含む

すでに、参与会から後援会の組織化が提案されていた。

そして、拡張計画案に基づき、講堂・予科教室・本館両翼に関する調査結果が報告された、一九三四（昭和九）年一月二四日の理事会においては、後援組織に関する二つの重要な決定がなされていた。

一つは、立教学院に、「顧問」を設けることであった。その趣旨は、「名望地位共ニ高キ人々ニ顧問トシテ当学院ノ為メ後援ヲ願フ」というものであった。定員は一〇名以内とされ、三四年度中には、以下の四名が就任した。

公爵 徳川家達

米国大使 ゲルー

伯爵 樺山愛輔

福井菊三郎

そしてもう一つは、「立教学院維持会」の設置であった。この件は、番外出席の学長木村より、他校の先例などが紹介されつつ提案されたものであった。これに対し、総長のライスナ�이ーからは、以下のような賛同意見が述べられた。

ミッションノ学院ニ対スル補助ガ年々減額ノ方針ナル事自然此ノ如キ維持会ノ組織ハ
実際上学院ノ財政ヲ援ケ又其レガ学院自給ニ至ル前途トシテ誠ニ悦バシキノミナラズ、
米国方面ニモ非常ニ好感ヲ与フルモノナル事ヲ信ズ

こうして立教学院維持会は設置され、同年三月には、総長ライフスナイイー、大学学長木村重治、中学校校長小島茂雄の連名による趣意書が発表された。そこには、以下のように記されている（「立教学院維持会趣意書」）。



記念撮影（右から三人目がグルー）
駐日アメリカ大使グルーが来訪した際

〔略〕今や六十有余年の星霜を経て我学院の羽翼正に成り大に斯界に雄飛せんとする時期に際し、いつ迄も外国人士の援助のみに頼るべくに非ず。〔略〕

近き将来に於て立教学院が財政上の援助を米国人士のみに依頼することを得ざる情勢に逢着すれば其維持上に於ける困難の到底免れざるは火を見るよりも明らかなり、即ち茲に維持会を設けて經營の費用を得るの道を講じ以て立教学院が世運の進歩に後れざる施設と内容の充実とを計らんとす。〔略〕

先の理事会におけるライフスナイダーの発言にもあるように、立教学院維持会の設置は、本国母教会の財政悪化による補助金の減少が既に始まっている状況の中で、近い将来の学院の「自給」が、避け得ないものとの認識から出てきたといえよう。

なお、同時に同会の規則も作成され、その中で、会の目的は、「年々学院ノ経費不足額ヲ補充スルニアリ」とされ、拠金額については、「本会々員ハ五ヶ年間毎年金六円ヲ拠出スルモノトス」と定められた。

また、維持会の事業達成のために、「学院と其校友との間の意思疎通と、校友全体の結束と校友の母校に対する理解と興味」が必要であるとの趣旨から、「立教学院学報」を創刊（三四年六月一日）し、学院・各校の状況、学生生徒・校友の動静とともに、維持会の拠金状況・会計などについて報じられることとなつた。

このように、この時期の立教学院においては、大規模な拡張計画案が模索される一方で、将来の「自給」を見据えた自助努力が、同時並行的に始まっていたのである。

予科校舎の建設

前節でみたように、立教側が策定した拡張計画案や、その後日本人首脳から出された予科校舎建設に関する提言は、完全に否定されないまでも、いずれも母教会側からよい反応を得ることができなかつた。

しかし、こうした状況の中、立教学院は、一九三五（昭和一〇）年四月二二日の理事会において、予科校舎の建設を決議した。総予算二〇万円とするこの計画は、予科の父兄会を組織して一〇万円を募り、五万円を大学収入から充当し、残る五万円は借入金を充てる、というものであつた。

今後の立教学院の全体的な方針が、ある意味流動的な状況であったこの時期、母教会側が難色を示した拡張計画案にも盛り込まれていたこの予科校舎の建設に、あえて踏み切つたのは何故であろうか。「予科校舎建築趣意書」（『立教学院学報』一九三五年七月一九日）には、以下のように記されている。

〔略〕関東大震災直後予科の急激なる膨張に伴ひ速急に建てられた震災式バラック教室は其の建築保証期限の十年を既に疾くに経過して、今では殆んどその使用不可能と云ふ状態に陥つた。かくて立教学院が最もその主力を注がんとする予科生の訓育の実を擧げることは甚だ困難な現状にあるものと思はざるを得ない。〔略〕

人は直ちに之に対てかう考へるであろう。立教学院は米国伝道協会によつて經營されてゐるのであるから、よろしく米国人士に向つて其の急を訴へればよいではないかと。然し立教学院が独り米国人士にのみ其の經營と補助とを仰ぐ時代は終らんとしてゐる。現在友邦米国は極度の経済的不景気におそはれてもはや財政的に他國の事

業への援助をする余裕をもたないと云ふばかりでなく、他方我々日本人の立場として考へて見ても、他国人士の援助にのみ依頼する時代はもはや過ぎ去らんとしてゐる。

すなわち、母教会側が問題視する今後の方向性の如何に関わらず、予科のための本格的な施設の必要性に迫られている現状と、その建設資金を母教会側に求めるることは、もはや不可能な状況にある、との認識に基づくものであったといえよう。

そしてなによりも、当時の立教の首脳陣にとっては、立教大学を「一流」の大学へと押し上げるという強い思いと、そのためには施設の完成が第一であるという認識が働いていたものと思われる。それは、日本人首脳のトップとして、拡張計画案の作成や維持会の設立をリードしてきた木村が、予科校舎の建設が理事会で決定される三か月前、「立教学園将来の展望」と題し、「一流の大学たる地位に進展するに必要な施設の完成を計る」とを強調していたことからも窺える(『立教学院学報』一九三五年一月四日)。

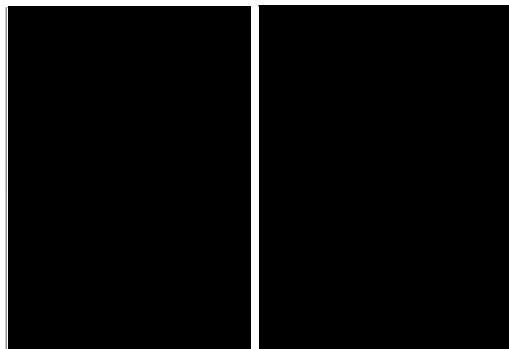
こうして着手された予科校舎の建設は、その後、山手聖公会教会堂を手がけたことでも知られる、J・H・モーガンの建築設計事務所の設計監理により、一九三七(昭和一二)年三月に竣工を迎えた。現在も四号館として使用されているこの建物は、日本人自らの手によるものとしては、初の本格的な施設であった。

完成した予科校舎(現・四号館)

首脳陣の変更と拡張計画案

予科校舎の建設という新たな一方を踏み出した立教学院は、一九三五(昭和一〇)年から三六(昭和一一)年にかけて、指導体制を大きく変更していくこととなつた。

まず、三五年一一月二〇日には、高齢であるマキムの退任に伴い、理事長に、学院総長



須藤吉之祐

帆足秀三郎

でもあるライフスナイダーが就任した。マキムは、一八八〇（明治一三）年に来日して以来、あしかけ五六年にわたって伝道事業に献身し、立教においても、創設者ヴィリアムズの後継者として、ロイドやタッカー、ライフスナイダーを登用しつつ、その発展に尽力してきた人物であった。

しかし、前節で述べたように、近年の立教における拡大傾向については、母教会のウツドと同様の見解を持っていたようであり、そのマキムから、拡張案の起草にもかかわったライフスナイダーへと立教の經營責任者が替わったことは、その後の立教のあゆみに少なからぬ影響を与えたものと思われる。

統いて、一九三六年五月には、中学校校長兼文学部長の小島茂雄が、七月には、大学学長兼経済学部長の木村重治が、立て続けに起きた学内騒動によって、相次いで退任した。この件に関する詳細は次節で述べるが、これまで、拡張計画案や維持会の結成といった重要事項を牽引してきた両名の退陣は、学内騒動の衝撃を含め、立教学院にとつては大きな出来事であった。

なお、両名の後任として、立教中学校校長には帆足秀三郎が就任し、大学学長には、適任者が選定されるまでの間、事務取扱として須藤吉之祐が就任した。

一方、こうした動きがなされている間も、拡張計画案に関する調査研究は続けられていた。六月三〇日の理事会では、これまでの調査研究の結果を盛り込んだ計画案が提示された。この計画案は、数度の検討を経た後、一一月六日の理事会において、既に計画が進行している予科校舎に関する部分を削除し、若干の記載順序を変更した上で、原案可決となつた。

この間の理事会の議論からは、財政的支援を取り付けるのは難しい状況であるとはいえる。拡張計画は、母教会の「公式ノ承認アル迄実行ニ入ルハ遠慮スベキ」ことと認識されたようで、これ以後も、その承認を求める働きかけが続けられた。

元總理タッカーの来訪と拡張計画

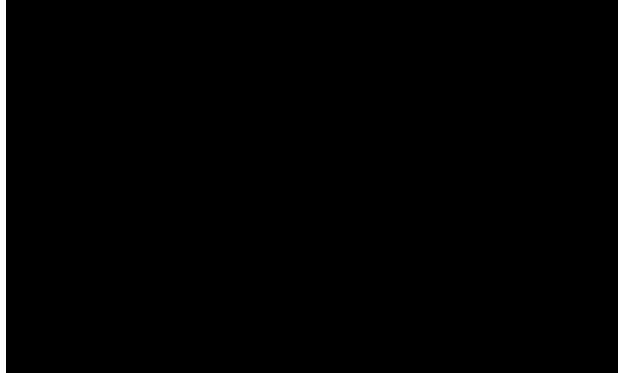
一九三七（昭和一二）年度は、四月から大学学長に遠山郁三を迎えるとともに、三月に竣工した予科校舎の使用も開始され、立教大学にとては節目ともいえる年となつた。また、日本聖公会も組織成立五〇周年を迎えていたこともあり、かつて立教学院総理を務めたタッカーが、アメリカ聖公会代表として四月中旬に来日した。

タッカーは、日本聖公会の記念式典への参列とともに、先に立教学院が可決した拡張計画案に関する調査も、その任務の一つとしていた。

四月二七日の理事会に出席したタッカーは、拡張計画案について、以下のような見解を示した。

殊ニ吾ガ立教学院ノ存在及其ノ事業ニ対シ吾ガミッショニ関係者ノ充分ナル理解ト同情アルハ勿論ナルモ日本上下ノ社会ガ此レヲ如何ニ認識スルカ等ガ重大ナル要点ニシテ此ノ十五年計画ヲ今全部直ニ実行スル事ノ要求ハ恐ラク通過セザルモ全体ノ計画トシテ其ノ承認ヲ求メ其ノ実行ハ各緩急ニ応ジテ除々ニ要求スル事ヲ可ト認ム

このように、全計画に直ちに着手することは不可能だが、計画自体の承認と、個別の事業への着手は可能であろうとの見通しを得たのであった。これを受けて、同理事会においては、すぐさま、次のような決議を行なつた。

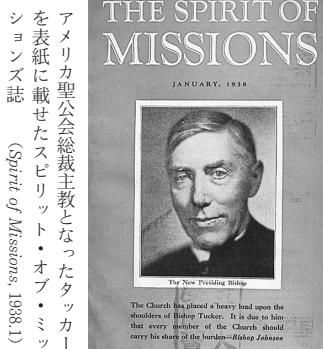


今回ノ立教学院十五年計画中故マキム監督記念講堂建築ヲ最緊要ト認メ先づ内地ニ於テ有志間ニ其ノ募金ノ手続ヲ初メ其ノ必要性ヲ強調シテ米国母教会ニ訴ヘル事

講堂の建設は絶えず最緊要とされてきたことに加え、退任の翌年（三六六年）にマキムが亡くなっていたことから、この「マキム記念講堂」の建設を具体化させることになったのである。

その後、この「立教学院十五年計画」ともいえる拡張計画が、アメリカ聖公会によつて正式に承認されたのかどうかは、現在のところ判明していない。ただし、この計画案に関する調査を行なつたタッカーは、理事会における発言に沿つた内容の報告書を三七年六月二八日付でまとめており、この講堂と、本館両翼の教室棟の必要性を認めた上で、母教会に対し、その計画への着手を承認するよう促していた。実際に、四〇（昭和一五）年五月七日の理事会では、予科学生の学部進学にともなう教室不足への対応として、本館西翼への教室棟増築が決定されている。

さらに、こうした報告書を作成したタッカーは、同年秋、母教会の最高責任者であるアメリカ聖公会総裁主教に就任し、四六（昭和二二）年までその地位にあつた。したがつて、立教学院の拡張計画案については、大筋でその方向性は是認されていたものと思われる。しかし、この二つの施設は、ついに実現することはなかつた。これらの計画は、いずれも、日本国内における募金から着手されることになつていて、当時の日本は、三七年七月七日に日中全面戦争を発動し、大陸霸権へ向けた新たな段階へと踏み出しており、その後は泥沼の長期戦にはまつていた。こうした環境の中において、多額の資金を要する施設の建設は、もはや実現できる環境にはなかつたのかもしれない。



アメリカ聖公会総裁主教となつたタッカーアメリカ聖公会総裁主教となつたタッカーオブ・ミッショーズ誌 (Spirit of Missions, 1938.1)

アメリカ研究所の創設

結局、施設の整備を第一義として進められてきた拡張計画であったが、本格的な施設は、予科校舎の建設に止まるものであった。しかしその一方で、当初は想定されていなかつた、「アメリカ研究所」の創設（一九三九年）という、もう一つの成果を残すこととなつた。

このアメリカ研究所は、日本における「アメリカ研究の中枢機関」を目指し、「日米両国間の理解と親善」への寄与を意図して設立されたものであった。これまで、アメリカ研究を真正面に据えた研究所は存在しておらず、非常にユニークな試みでもあり、立教の社会的評価を高めることにも繋がるものであった。そして、悪化の一途を辿る両国間の現状と、アメリカカ聖公会によって創設され維持されてきたといふ、立教のもつ「特殊なる地位」から考えれば、まさに時宜にかなつたものであったといえよう。

そもそも拡張計画は、施設の整備と、基本金の構築とを大きな柱としていたが、教育・研究体制の整備とその内容の充実に必要とされる基本金については、ほとんど進展していなかった。そうした中、この基本金に関する項目には、「米国史及び米国文化史・米国哲学・米国文学」等の講座設立基金と、「図書館」の改善のための基金がそれぞれ挙げられていたこともあり、「米国文化文庫」の設立を第一步とするアメリカ研究所の設立が、拡張計画の一環として位置づけられ、実施されたのであった。

新たな施設の建設が進まない中で、こうした研究所の設置が拡張計画の一環として進められた背景には、アメリカの諸財團からの基金獲得という側面があつたものと思われる。先に触れたタッカーの報告書によれば、母教会による基金への貢献が望めない状況において、理事長兼総長のライフスナイダーは、アメリカの諸財團にその活路を見出していた。

これに対しタッカーは、その可能性については疑わしいとしながらも、基金の構築は、将来、日本人の手に立教を渡す際には極めて重要であり、少しでも可能性があるならば、着手への承認を与えるよう、母教会に提案していたのである。

その後、このアメリカ研究所は、全学挙げてのプロジェクトとして推進されていくが、それはある意味、これまで施設の整備というハード面に重点が置かれていたものが、ソフト面へと移行したものとも位置づけられよう。

こうして展開された立教学院の拡張計画は、学生規模をめぐる母教会との認識のズレを抱えながらも、「基督教大学として最も誇るべき模範的学園」を実現しようするものであつた。一方、母教会側においては、苦しい財政状況の中、立教側が求めるような大規模な財政支援を行なえる状況にはなかつたが、毎年の補助金は途絶えることなく続けられており、将来の、大学を含めた立教学院の自立をも視野に入れつつ、対応していたものと思われる。この時期、日本人首脳と母教会の狭間において、この計画を推進したライフスナイダーは、元大学学長で、校友会長でもあった杉浦貞二郎に、次のように語っていたといふ（「偶感」『立教学院学報』一九三七年五月五日）。

学校の基礎や設備を十分にして、学院の将来が安心の出来るやうにして置いて、日本人に渡したい

第三節 軍国主義・教学刷新と立教大学の動向

学生思想問題から教学刷新へ

第一次世界大戦の後、日本では学生の思想運動が大きく展開していく。はじめ民主主義の擁護をめざしていた学生思想運動は、ロシア革命（一九一七年）や昭和恐慌下の就職難を契機として、しだいに社会主義運動へと発展し、労働団体や社会主義各派と連合、提携するようになる。この過程で誕生したのが、全国の大学や高等学校など二六校に組織されていた学生思想団体の連合体である「学生連合会」（「学連」。一四年九月「社会科学連合会」、一五年七月「全日本学生社会科学連合会」と改称）である。大正・昭和初期の労働運動家であり、第一高等学校・東京帝国大学在学中に学生運動を指導した菊川忠雄は、このような学生のマルクス主義・社会主義運動への傾倒を次のように述べている（『学生社会運動史』増補改訂版）。

〔略〕このこと〔学生が「知能的労働者、無産階級」に属すること〕が現実に痛感せられて来たのは、第一次世界大戦後の大正九年に始まつた世界恐慌により、わが国資本主義が行詰りを呈した頃からである。こゝに学生層の間には思想的動搖が起り、社会問題と社会運動に対しても無関心であることが出来なくなつたのである。

かうした情勢の推移により、学生社会運動は、大正七年頃から、最初には少数の社會主義的学生グループの運動として発足し、所謂先駆的学生社会運動の段階をなしたが、次第に大衆化の傾向をとり、大正十一年頃から急速に組織を拡大し、学生社会科

学联合会の運動として躍進した。

一九二四（大正一三）年九月に東京帝国大学で行われた「学連」第一回大会には、全国二二校七〇名あまりの学生・生徒が参加したという。また、学生社会科学連合会には、全国の五三校に一六〇〇名の会員がいたという。これらのなかには立教大学の学生も含まれていた。

二五（大正一四）年四月に治安維持法が公布されると、学生による運動にしばしば適用されることになる（ちなみに、治安維持法が初めて適用されたのは二六（大正一五）年一月の「京都学連事件」と呼ばれた学生運動である）。三〇（昭和五）年前後には、全国で検挙・取り調べを受けた学生は、一五〇〇名前後を数えるまでになっていた。

高等教育機関三二校の学校・生徒一四八名が検挙された二八（昭和三）年の三・一五事件をうけて、文部省は、同年四月に「思想善導の趣旨徹底方」（文部省訓令第五号）を全国の高等教育機関に対して発し、国体と相容れない偏奇の思想を根絶することが思想取り締まりの基本方針であることを明らかにした。また、この年の九月には、内外の社会思想や学生・生徒の思想に関する調査研究、学生・生徒の思想運動に関するなどを担当するため、文部省に学生課が設置された（学生課は二九年には学生部に、三四四年には思想局に、三七年には教学局に発展改組される）。これと軌を一にして、全国の官立学校には学生主事（生徒主事）がおかれ、学生・生徒の補導の任にあたることになる。なお、立教大学でも三〇年に学生課が設置され、学生の思想問題への対応にあたった。その後、文部省は、三一（昭和六）年には学生思想問題調査委員会を設置して、学生思想問題の原因と対策についての審議を行い、学生の思想統制を一層強化していくことになる。

これらの思想統制の動向は学生・生徒の社会主義思想への統制であったが、三三（昭和八）年の京都大学滝川事件を契機として、学生・生徒の思想問題だけでなく、教員の思想、しかも自由主義的な思想に対しても弾圧が加えられるようになつた。このような動向に、三五（昭和一〇）年の天皇機関説問題は決定的な影響を与えた。美濃部達吉の天皇機関説への非難が高まり、岡田内閣は国体明徴声明を発表したのである。この問題をうけて文部省に設置された教学刷新評議会は、その答申においてマルクス主義の思想に止まらない西洋の思想文化を否定するとともに、国体や日本精神を強調し、教育や研究においてもそれを徹底することを求めていたのであった。この方針は、天皇への忠誠を教育の淵源として記した『國体の本義』や、國家への奉仕を第一義とする國民道德のあり方を説いた『臣民の道』の編纂などとして実施されることになる。

軍事教練反対運動

一九二二（大正一一）年のワシントン海軍軍備制限条約により、海軍のみならず陸軍四個師団の縮小をも余儀なくされていた軍部の主導のもと、二五（大正一四）年四月、陸軍現役将校配属令が公布された。官公立の男子中等学校以上の学校および師範学校に陸軍の現役将校を配属し、学校教練を行うことになったのである。「教練に関する陸軍・文部両省協議覚書」（二五年二月）によれば、「学生生徒ノ心身ヲ鍛錬シ、團体的觀念ヲ涵養シ、以テ國民ノ中堅タルベキ者ノ資質ヲ向上シ、併テ国防能力ヲ増進スル」ことを目的としたものであった。将校の配属は私立学校と大学に関しては任意ではあつたものの、配属将校による学校教練をうけた者に対する兵役上の特権が付与されたため、学校経営の観点か



富士山麓瀧ヶ原演習場での野外外教練の様子
〔羽木光三郎氏提供・所蔵〕

らほぼ全学校がこれを申請したようである。立教大学にも、二五年八月二十五日付で配属将校が着任し、学校教練を担当した。

たしかに、立教ではそれ以前から、陸軍予備将校や下士官を体操教員に招くとともに、「マンソー銃五十挺、擬製村田銃百二十挺、エンビール銃六十挺及附属品共背囊百二十個」を所存し（『立教学院一覽』〇一年）、〇二年三月には上級生が代々木村で「発火演習」と称する模擬戦を行ってたりもした。しかし、配属将校による学校教練に対しては、「教練に関する陸軍・文部両省協議覚書」にみられるような、国民統合や危険思想の防止という面での期待があつたと、以前のそれとは異なっていた。

こうした動向に対しても、配属令公布の半年前である二四（大正一二）年一一月に全国学生軍事教育反対同盟が結成され、公開講演会や文部当局に対する抗議運動が展開された。『立教学院新聞』（二四年一二月五日）によれば、立教大学でも、同年一二月二日に「軍事教育批判会」が講堂で開催され、五〇〇名の聴衆を集めていた。

配属令公布の半年後である二五年一〇月一五日、小樽高等商業学校の軍事教練野外演習において、大地震に乘じて無政府主義者が朝鮮人を扇動し蜂起したと想定されたことが問題化し、軍事教練反対運動が再燃することになる。立教大学では、立教大学新聞学会がこの動きを学問の危機と捉えて、学生の反対運動の中心となつて運動を開拓した。一月一五日の『立教学院新聞』には、早稲田大学新聞、帝国大学新聞との連名による軍事教練反対の共同宣言とともに、軍事教育撤廃を叫ぶ論説と、「教育を毒する軍教の魔手 小樽高商軍教問題を導火線に 軍教反対の声挙る」という記事が掲載されている。共同宣言の内容は、「大学の本質的使命は学問の独立研究の自由を確保することに在る」、「軍事



新聞の押収と演説の禁止を報じる『教育週報』(1925年11月21日)【国立国会図書館提供・所蔵】

教育はその本質に於いて学問の独立を侵害し研究の自由を束縛し且つ畢竟するに階級的國家存在の必須手段として帝国主義擁護のために一切の教育機関を軍国化し純真なる学徒をして軍閥の傀儡たらしめんとする」ものであり、「軍事教育を徹底的に葬り去り、学術研究の圧迫に対して此處に断乎として反対の意を表明せんとする」というものであった。

しかしながら、この新聞は、発行の二日前の一三日、「軍教反対の共同宣言と軍教反対の論説の一部が当局の忌避に触れた為」、「学校当局から発売を禁止され新聞全部を押収されたのであった(『教育週報』第一二七号)。翌一四日、大学当局と学生委員との交渉により、記事の一部を訂正してようやく発行禁止は解除された。とはいえ、一三日に開催予定の三大学新聞学会主催による学術擁護講演会で講演が予定されていた立教大学教授に対して、学長の杉浦貞一郎が演壇に立つなら学校と無関係になってほしいと通告したため、学生側は大学当局の態度に憤慨し、杉浦と学生監であった岩佐琢藏の排斥を決議している。それでも、一七日に立教大学で開催予定であった「大学教育批判演説会」も、前日に突如学長から中止を命じられたように、立教大学の学生による軍事教練への反対運動は大学当局によって押さえ込まれていったのである。

立教大学における学生思想問題

軍事教練反対運動後、立教大学では社会科学研究会や読書会、反帝同盟立教班といった団体によって、社会主義的な思想にもとづく活動が展開されている。たとえば、憲兵司令部『思想彙報』(第一輯第七号)には、立教大学社会科学研究会について、次のように記されている。

〔略〕学生社会科学聯合会の指導に依り組織せられ学内或は会員の家宅等を集合場所となし毎週一回若くは二回宛会合研究しつゝありて本年五月頃より機関紙「立大読書会ニュース」を発行（二回程発行）各メンバーに配布しつゝあり。

尚本年五月頃メンバー獲得のため「マルクス、レーニン主義を研究しろ——反動的教育政策絶対反対！」と題する檄文三百五六六十枚印刷学内に散布宣伝煽動せり。^{〔マツ〕}

同研究会は発禁処分に附せられたる戦旗「十五部同無産者新聞三百八十部位反帝ニュース若干（無新『無産者新聞』の略称）を通し）等を受け各メンバーに配布しつゝあり。

また、内務省警保局編『社会運動の状況』四（三二年）には、学内の学生思想団体として、「日本反帝同盟立教班」の名前が挙げられ、「反帝新聞ノ配布、及反帝班ノニュース学内配布ノ外特異ノモノナシ」とその活動が記されている。

しかし、こうした活動により検挙された立教大学の学生は、最も多い三一（昭和七）年でも一六名であり、それほど活発に活動していたとは言い難い。その後は、学生思想への統制が強まる中で、立教大学の日本人学生による活動は次第に下火になり、朝鮮人学生が中心となつていったようである。

教学刷新とキリスト教主義学校

このような思想統制をめぐる状況の下で、キリスト教主義の学校では、キリスト教と天皇制をめぐる問題が惹起されることになる。これらのうち、一九三一（昭和七）年に上智大学で起こった上智大学靖国神社参拝拒否事件は、キリスト教主義の学校に対する統制の

端緒として重要な歴史的意味をもつていると評価されている事件である。この事件は、上智大学の配属将校が予科生を引率して靖国神社を参拝した際に、数名の学生が信仰上の理由から参拝を拒否したために、上智大学の教育が「國体」に反するものであり学校教練の目的を達成することができないので、陸軍が配属将校を引き上げたというものである。

また、同志社では、「神棚事件」（三五年）や「教育勅語誤読事件」（三七年）が惹起された。「神棚事件」は、新築された同志社高等商業学校の武道場に、剣道部員の一部が神棚を設置したことに端を発した事件である。同志社では、神棚を設置することは同志社の教育方針と相容れないとして部員たちを説得し、神棚を自主的に撤去させた。しかし、配属将校は、これを「國体精神」に反するものとして問題化したのである。また、当時の総長であった湯浅八郎が、紀元節の儀式の際に教育勅語の最後の部分である「御名御璽」（ぎよめいぎょじ）を「おんな、みしるし」と読んだことが配属将校らによって問題とされたのが、「教育勅語誤読事件」である。教育勅語は、天皇の言葉であり、間違えることは許されなかつたのである。これらの事件を契機に、同志社では「同志社教育綱領」を制定するとともに、同志社諸学校の学則を改正し、同志社の教育が「教育勅語」の趣旨に則つていることを明らかにしなければならなかつた。

立教大学で起こつたいわゆる「チャペル事件」も、こうした状況と関係づけられて問題化されたのであつた。

「チャペル事件」

チヤペル事件を報じる『中外商業新報』
(一九三六年七月一日)

一九三六（昭和一一）年五月、立教大学では、四月にチャペルで催された天長節（天皇

誕生日）の祝賀式において、学長の木村重治が聖壇の下で教育勅語の奉読を行ったのは不敬（尊敬の念を持たず、礼儀にはずれること）であると非難され、大きな問題となっていた。さらに、『中外商業新報』や『東京日日新聞』、『報知新聞』等でも報じられ、社会的にも注目されたようである。おそらく、このように注目された背景には、前年の国体明徴声明などの動きがあった。

詳細は不明であるが、報じるところによれば、この「事件」は、文学部長兼立教中学校長の小島茂雄が、学位詐称の嫌疑により、五月一日をもって突然辞任したことに端を発している。小島は、アメリカ留学中に学位論文が認められ、学位（ドクター・オブ・フィロソフィー）を与えられる資格を得ていたが、事務的な手続きが不備だったために、学位は授与されていなかつたようである。ところが、周囲の人間が小島の敬称として「ドクター」を用いていたために、小島の学位が詐称であるとの嫌疑がもたれたのであった。しかし、辞任の背景には、小島の思想と立教の教育方針との不一致があつたとも言われている。小島は、二九（昭和四）年に行われた立教中学校の学校教練視察の際に、近衛師団歩兵第三連隊長であった東久邇宮稔彦親王を前に、「國のため」と「神のため」とは完全に一致し、「神のため」という信念から「國のため」に犠牲献身出来る者が愛國者である、「國のため」とは「皇室のため」と同じであると述べたのであった。

他方で、『東京朝日新聞』（三六年五月一三日）では、学長改選期を控え、校友や学生に信望のあつた小島を追い落とすための学長・木村重治の策動や派閥抗争とも報じられている。そのため、これ以後、小島の辞任を不満に思う校友や学生たちがさまざまな行動を起こしていたようである。七月一日、学生は学生大会を開催し、天長節（天皇誕生日）祝賀

式において、学長の木村がチャペルの聖壇の下で教育勅語奉読を行ったのは不敬であると非難、学長の辞任を決議するとともに、ストライキや総退学を決議したのであった。

木村は、不敬の事実はないとしてこれに反論したが、七月六日、「今回学内学生ガ騒動ヲ起シタル責任ノ重大ナル事ヲ痛憾シ」（「立教学院理事会記録」）、総長のライフスナイダーに辞表を提出したのであった（学院の理事としては三七年六月まで留まっている）。なお、木村の後任学長はすぐには決まらず、須藤吉之祐が学長事務取扱に就任した。木村の後任学長として、東京帝国大学医学部の教授であった遠山郁三が就任するのは、翌三七（昭和一二）年四月のことであった。

「チャペル事件」がこうして収束した三六年一〇月、立教大学は、天皇制国家の象徴である「御真影」（天皇の肖像写真）と教育勅語の謄本の「下賜」を申請した。「御真影」を受け取った日のことを、『立教学院学報』（第三卷一月号）は次のように報じている。

御真影奉載式挙行

十月廿六日午前十時、御真影奉載^(マツ)の為め総長、学長、庶務課長及学生代表二名文部省へ出頭し、御真影を奉載^(マツ)して午前十一時廿分、学校教職員並学生奉迎裡に帰学し即刻奉置所に安置し奉る。

当日の奉拝式は校内第廿四番教室に於て学年別に順次奉拝式を挙行せり。

第七章 日米開戦とキリスト教主義教育の危機

第一節 アメリカ聖公会との断絶

国粹主義の高揚と排外主義の標的

日本基督教連盟加盟の教派・団体の指導者四五人（日本聖公会の松井米太郎と村尾昇一も連署）は、一九三七（昭和一二）年の日中戦争について、日本の中国に対する戦争の発動の正当性の弁明を世界に向けて発した。三八（昭和一三）年五月には、日本のキリスト教各派代表者たちが、みずから明治神宮参拝、靖国神社参拝、宮城遙拝を企画決行するなど、日中戦争と国民精神総動員運動を転機に、キリスト教は国粹主義に包摂されていった。

日中戦争後、国際連盟やアメリカ政府が日本の軍事侵攻への非難を連呼するなか、三七年秋のアメリカ聖公会総会において総裁主教に選出されたタッカーは、日本を非難する公言を避ける方針をとった。それは、スペイの温床とみられていた日本の教会や信徒を迫害から護るとともに、日本聖公会内からの排外主義を抑えるためであった。

これとは対照的に三七年一〇月、イギリス国教会のカンタベリー大主教は、日本軍による中國民間人への無差別爆撃に対するアルバート・ホールでの反日抗議集会で議長をつと



初の日本人主教となつた元田作之進と名
出保太郎を載せたスピリット・オブ・ミッ
ションズ誌 (*Spirit of Missions*, 1924.2)

他方、この問題によって日本国内において反英感情の矢面に立たされた日本聖公会は、米英教会との蜜月関係から、キリスト教界のなかでも、とくに特高警察と憲兵隊からマークされ、海外母教会からの独立の度合いが問われることとなつた。このため、日本聖公会主教会議長サミュエル・ヘーレズettは、三七年に、日本聖公会の総会議長、教務院総裁、主教会議長、出版社理事長、神学院理事長の五要職のうち、総会議長と教務院総裁の二つを日本人主教の名出保太郎に委譲することを余儀なくされている。翌三八年になると、その名出は大阪憲兵隊特高課長から天皇とキリスト教の関係など一三項目の諮問を受け、答申を請求された。

宗教団体法と教会合同情勢の急転回

宗教団体法は一九三九（昭和一四）年四月に成立した（翌年施行）。この法律によつて認可された宗教団体には法人としての保護があたえられる一方、文部大臣は宗教団体設立認可を取り消し、教師への業務停止を命令することができるという監督と干渉の面があつた。けれども、教会数五〇、信徒数五〇〇〇以上（中教派）という教団認可条件を満たすキリスト教各派は、カトリック教会、正教会、およびプロテスタント七教派のみで、それ

以外の小教派は、教団としては認められないため、小教派による合同志向が発現した。

他方、二五（大正一四）年以来、日本のプロテスタンント諸派の教会合同を主導してきた日本基督教連盟は、三八（昭和一三）年一月各派に日本基督公会規約（試案）を送り、検討を依頼していた。信条・職制問題による慎重・反対派と積極派に分かれるなか、日本聖公会は反対意思を表明していた。宗教団体法にもとづく教団認可条件を満たす中教派以上の各派は、まだこの時点では教会合同による一大教団設立ではなく、各自単独の教団設立認可をめざして動いていたのである。

四〇（昭和一五）年七月、イギリス人が多数スペイ容疑で逮捕され、ロイター通信東京支局長の自殺が新聞で報道され、八月に救世軍幹部がスペイ嫌疑で取り調べを受けると、日本のキリスト教界は衝撃を受けた。それまで各派単独の教団設立準備をしていた日本基督教、組合教会、メソジスト教会のプロテスタント主要三派は、合同問題懇談会を開き、九月のキリスト教各派諸団体協議会での合同表明へと情勢は急転回した。日本基督教連盟はこれ以降、一〇月までに、計二〇回の各派有志懇談会を開いて、教会合同と自給を同時に論議していく。そして、一〇月一七日、皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会が開催され、「合同宣言書」が発せられた。日本の教会の自給独立は、外圧と内発が交錯するなか、急転回した教会合同に集約されていったのである。

日本聖公会の邦人化と合同問題

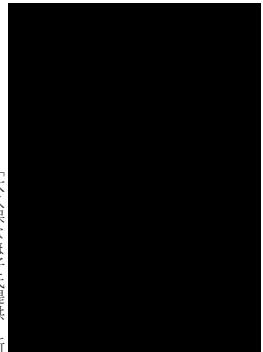
一九四〇（昭和一五）年八月、日本聖公会は教務院総裁の名出保太郎によって自治自給断行を宣言した。だが、日本聖公会が即時自給を宣言しても、現実的に財政的独立は困難

と判断した外国ミッション在日主教は、最終的に日本聖公会への資産譲渡と当面の資金援助の方策を考慮し、日本聖公会が教団および財團法人として認可されるまで、米・英・カナダの各聖公会系ミッションは、各在日ミッション保有の社團法人の不動産を母教会の了解のもと傘下の関連機関の財團に寄贈し、ミッション社團を日本人名義の法人に改組して、在日外国人の資産凍結に備えていった。

四〇年一〇月以降、日本聖公会の外国人主教たちは、管轄地方部と日本聖公会主教会という指導的地位から退いた。そのため、東京教区主教の松井米太郎が北海道と南東京、中部地方部主教の佐々木鎮次が東北と北関東、大阪教区主教の名出保太郎が京都、神戸地方部主教の八代斌助が九州というように、それぞれ外国人主教辞任後の地方部を日本人主教が管理することになり、日本聖公会主教会も邦人化した。

四一（昭和一六）年八・九月、外国人主教辞任後空位となっていた日本聖公会の各地方部に、それぞれ、北関東に蒔田誠、京都に佐々木二郎、南東京に須貝止、北海道に前川真二郎という日本人聖職を主教として選出し、地方部は教区と名称変更された。東北教区は佐々木鎮次が、九州教区は八代斌助が、それぞれ管理主教となり、日本聖公会主教会の邦人化が完了した。

日本聖公会の教会合同への対応は、あくまで単独教団設立をめざしたものであった。四年三月末「日本聖公会教団設立認可申請書」を文部省に提出した日本聖公会は、四月に第二〇総会でこの教団規則を採択、教団統理者に名出保太郎を選出し、文部省の認可を得つが、なかなか認可がおりないため、聖公会帰属の各個教会はひとまず「教団に属せざる教会」（いわゆる単立教会）として申請し、四二（昭和一七）年三月末に認可を受けるこ



杉浦貞二郎

〔大久保なほ子氏提供・所蔵〕

となつた。けれども、教団として四一年に認可されたのはカトリックの日本天主公教団とプロテスタントの日本基督教団の二団体のみであつた。文部省は四二年五月、日本聖公会に對して、日本基督教団への加入を要望し、同年九月には教団設立認可申請書は受理できないと回答してきた。これにより、日本聖公会単独の教団設立不認可が決定的となつた。これと同時に大阪教区で合同運動が再燃、一〇月には教区全体で日本基督教団参加の決意を決議し、東京教区でも一〇月二日教会合同期成同盟が結成された。会長は杉浦貞二郎である。東京と大阪は日本人独立教区として設立以来非ミッション管轄教区で、外国ミッションからの人的・財的支援が外国ミッション管轄の地方部よりも薄弱であり、自給独立を提唱しやすい環境にあつたこともある。こうした聖公会内部からの合同運動に対して、東京・大阪教区以外の日本聖公会諸教区の六主教は、総裁代務者の佐々木鎮次を中心として非合同の声明を宣言し、それ以降、合同・非合同の攻防が派内でくりひろげられていつた。

日本聖公会は、熾烈な聖公会内部の合同派からの強い要求により、四三（昭和一八）年二月清算會議を開き、包括的團体としての組織を解消することになった。これにより、合同派の諸教会は、非合同派の諸主教から拘束を受けずに日本基督教団への参加が可能になり、同年一月には聖公会全体の約三分の一にあたる八九教会が、教団への正式加入を承認された。反国家的との理由による非合同派への迫害の可能性を考慮すれば、非合同派が主張する信仰的結束による「みえない教会」に固執するよりも、政府認可のある日本基督教団という「みえる教会」に加入することは、たしかに安全な選択であった。事実、非合同派の聖職と主教は四五年に憲兵隊司令部に拘禁されて、過酷な取り調べにより、釈放後



松井米太郎
(Spirit of Missions, 1931.1)

二主教は、戦後まもなくして他界したのである。

四二年一〇月に教会合同期成同盟の会長となつた杉浦貞二郎は元立教大学学長で、立教学院理事。同年一一月に日本基督教団加入決意を表明し、翌年教団に加入した東京教区主教の松井米太郎は、立教学院理事長であった。

立教学院の邦人化

海外母教会と国内キリスト教団体の関係の変化によって、立教学院とアメリカ聖公会との関係も変化することになる。一九四〇（昭和一五）年九月六日、基督教教育同盟会加盟の学校長会議は、学校長、学部長、科長は全部日本人であること、学校経営主体である財團法人の理事長は日本人であること、理事も過半数は日本人であること、経済的に外国教会からの補助を受けることなく独立することなどを申し合わせた。これをうけて、一〇月に立教学院では次のような理事及び理事長の変更を行つた。

一九四〇年九月の理事

- C・S・ライフスナイダー【理事長】
- N・S・ビンステッド
- 松崎半三郎
- 松井米太郎
- 杉浦貞二郎
- S・H・ニコルス
- C・H・エバンス
- 松井貞二郎【理事長】
- 松崎半三郎
- 松井米太郎【理事長】
- 杉浦貞二郎
- 帆足秀三郎（立教中学校長）
- 遠山郁三（立教大学長）

一九四〇年一〇月の理事

- C・S・ライフスナイダー
- N・S・ビンステッド
- 松崎半三郎
- 松井貞二郎
- 帆足秀三郎（立教中学校長）
- 遠山郁三（立教大学長）

又逢ふ日まで!!

學園を去つた外人教授の動向

これによつて、理事長が外国人から日本人になるとともに、外国人が過半数であつた立教学院の理事会は日本人が過半数を占めることとなつた。

複雑微妙な國際關係を反映して在留英米人の動向が懸念されるものがあつた。從来ミッションと深い關係があり從つて英米人教授を多數擁してゐた本學に於ても別報の如く九月一日桑港に到着した。在職二年英會話を擔當初旬のラ前總長の歸國を最後に「あくまでもふるさと云ふラッシュは目下彼のアリバントスクールで歴史を講じてゐる。又前圖書館長スパックマニ氏もマニラに在住のことである。

七月廿八日在留金アメリカ宣教師引上を決定池田監督は、永年六號館に住んでゐた監督秘書日本聖公會が確立され人残つたボル・ラッセル、ハンサム女史と同行で八月廿六日前九時數百名の立教關係者に送られて東京駅を出發同

立教學院の動向を報ずる

廿八日神戸出帆の龍丸で往來された日本を後に上海に向つた。猶上海からはブレシデントクリーブランド號に

乗船九月十日発、同年十一月桑港に到着した。在職二年英會話を擔當してゐたP・J・シヤンズ氏は自ら彼のアリバントスクールで歴史を講じてゐる。

立教學院理事会では、新理事長の松井米太郎が「衷心立教學院創立者ノ理想ヲ銘記シ基督教的精神ヲ持シテ滅私公ニ奉シ誠心事ニ膺リ神ト国トノ為メ協力戮力セムコトヲ誓フ」との「誓詞」を提案し、理事全員は起立して賛意を表し、「誓書」に自筆を署名した。

なお、一〇月の立教學院理事会において、学院總長としても辞任を申し出たライフレスナイダーは、後任者が決定するまで暫定的に總長事務取扱となり、翌一月の理事会で、大

学學長の遠山郁三が学院總長を兼任することとなつた。

また、翌四一（昭和十六）年二月の理事会では、立教學院の根本規則である「立教學院寄附行為」にも変更が加えられた（六月認可）。その結果、それまでアメリカ聖公会から派遣された日本聖公会北東京地方部の監督が就任すると規定されていた立教學院の理事長

は、理事から互選されることになつた（第七条）。また、「立教學院寄附行為」の変更や立教學院の解散にあたって必要とされていたアメリカ聖公会の承認は必要とされなくなつた（第三条・第四条）。こうして、立教學院から、アメリカ聖公会の影響力が薄まつていつたのである。

さらに、四一年七月末に、日米関係の悪化から、ライフレスナイダーが北関東地方部の全

アメリカ人宣教師の離日を決定した。これにより、立教内に残っていた外国人は、ポール・ラッシュを除き、全員日本を離れることになった。



立教大学在任当時のポール・ラッシュ

四年八月、立教学院の理事にとどまっていたライフスナイダーとビンスティッドが理事を退任し、代わりに小林彦五郎（立教高等女学校長）と須藤吉之祐（立教大學教授）が理事に就任した。また、九月には「立教学院寄附行為」が再び変更され、それまで理事選出の母体の一つであったアメリカ聖公会が除かれ、理事の選出母体は日本聖公会に属する聖職信徒に限られることになった（二月認可）。こうして、創設以来統一していた立教学院とアメリカ聖公会との関係は、完全に断たれることになったのである。

私は日本青年の力になりたい
日本を死所にと一人残る
ラッシュ 教授

今朝の米米人山上によ
り本學に於ても在外人の
の友に於て事務を譲

卒業後は背徳が熱烈な此
の友に於て事務を譲

日本青年の精神の力とな
る如く此の事務を譲

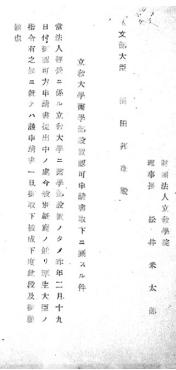
の如く此の事務を譲

第一節 キリスト教主義による教育の断念

「基督教主義ニヨル教育」の危機

財團法人立教学院は、「立教学院寄附行為」のなかでその目的を「日本ニ於テ基督教主義ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ維持経営ス」と定めていた（第二条）。さらに、「但本条文中ノ目的ハ変更スルコトヲ許サズ」とも定められているように（第二条）、「基督教主義ニヨル教育」は立教学院の存在意義そのものであつた。

ところが、国立公文書館に所蔵されている立教学院の許認可関係文書によれば、一九四一（昭和一六）年になると、文部省（現・文部科学省）は、立教学院に対して、「本財團寄付行為ニ就テハ第二條ノ目的ノ條文ヲ変更スル必要有之モノト思料セラル、」（四一年



六月)、「本財團寄付行為ニ就テハ第一條ノ目的ノ條文ヲ訂正スル必要有之モノト思料セラル」(四一年二月)と、二度にわたって目的条項の変更を迫ったのであった。文部省の意図は、「基督教主義」という文言を放棄させることにあつたとみてよい。

前節でみたように、四一年夏にアメリカ人宣教師理事が帰国し、立教学院の邦人化が実質的に達成されたことをうけて、立教学院は、文部省の二度目の指導の際に「先づ以テ外国関係ヲ断チタル上根本的ニ改正ヲ行フモノナリ」(国立公文書館所蔵資料)と回答したのである。

財團法人立教學院寄附行為
新規奉名　第一
本法第へて財團法人立教學院ト署ス
財團法人立教學院　日本ニ於テ中華基督教主張ヨル教育
ヲ扶助スル所爲ス
但新文中ノ日本語、西文スルコトヲ許サズ
新規奉名　第二
本法人ノ事務所ヲ聖路加國際病院西里地甲大字池袋千
五百零五番地ニ置ク
新規奉名　第三
新規奉名

キリスト教主義を断念した寄附行為の認可申請書

「外国関係ヲ断」つこと、すなわち立教学院がアメリカ聖公会からの独立を果たすことは、四一年一二月に認可された寄附行為の変更で完全に達成された。これによつて、立教学院はアメリカ聖公会と文部省の間での板挟みの状態から解放されることになり、文部省の「指導」にそつて、「寄附行為第二条ノ目的ノ条文」を変更することが可能となつたのである。

こうした状況のなかで、後に詳述されるように、立教学院では、文部省の指示が出された四一年から翌年にかけて、聖路加メディカルセンター(現・聖路加国際病院)との合併による医学部設置構想が具体化し、四二(昭和一七)年一二月には文部省に設置の認可を申請していた。この時、寄附行為の変更案を作成し、目的条項を次のように変更することを計画している。すなわち、「日本ニ於テ基督教主義ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ維持経営ス」とあつた目的条項を、「財團法人立教学院ハ立教学院、立教中学校並ニ聖路加国際病院ヲ經營維持ス」に変更しようというのである(「医学部設置認可申請書」)。

おそらく、これは、文部省の指導もあり、医学部の設置を認めさせるための苦渋の選択であったと思われる。結果的には、医学部設置計画が頓挫することによって、この変更が実現することはなかつたが、首脳陣のなかでは立教学院の存在意義があつた「基督教主義ニヨル教育」を断念することすら考えられていたのである。

当時、学内には、キリスト教排撃運動が高揚し、教育方針をめぐる対立も生じていた。たとえば、戦後の理事会に提出された辻莊一（立教大学教授）の書面には、卒業生と大学の教授が連名で、理事会にあてて「学校から基督教を駆逐すべしとの意見書を提出したとも伝えられています」と記している。また、縣康（立教大学教授）は、後年のインタビューの際に、立教中学校の教諭や大学の教授が、遠山学長に対して、「皇道哲学に基づく教育をせよ」と迫っていたことを語っている（「縣康インタビュー記録」）。つまり、教育方針をめぐって、キリスト教主義と皇道主義との軋轢が生じており、立教学院はこのことへの対応にも迫られていたのであった。

このような状況にあつた一九四二（昭和一七）年九月、立教大学で一つの事件が起つた。この事件は、キリスト教主義と皇道主義の対立から生じた「学生暴行事件」（遠山郁三「日誌」）であり、かつ大学教授と教練教官を巻き込んだものであつたといふ。そして、この事件をきっかけに、教育方針をめぐる対立に決着がつくことになるのであつた。事件直後の九月一五日に開かれた大学の部長会において、経済学部長であつた河西太一郎から、大学学則の目的条項にあるキリスト教主義に関する部分の削除が提案された。この提案は、事件の処理と関連づけられて、九月二六日の部長会で決定された。さらに、九月二九日に開催された立教学院理事会では、この事件への対応や大学学則の変更とともに、チャペル

學院禮拜堂閉鎖さる

本學内チャペルは本學の教育方針を更に明確にすべきに鑑み、教育と宗教との問題にあり、暫定的に一時これを閉鎖した。今後の方針については近い中に学校当局より公表されることになってゐる」と

育と宗教との問題にあり、暫定的に一時これを閉鎖した。今後の方針については近い中に学校当局より公表されることになってゐる」と

報じているように、教育方針をめぐる対立への対応であった。さらに、変更された「立教

学院寄附行為」では、従来「基督教主義ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大

学及立教中学校ヲ維持經營ス」と定められていた立教学院の目的を、「皇國ノ道ニヨル教

育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ經營維持ス」と変更したのであ

る。同時に、「日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ」とされていた理事の選出方法につい

てもこれを削除し、立教学院からキリスト教的色彩が徹底的に払拭されたのである。

立教学院の新たな目的として示された「皇國ノ道」という言葉は、四一（昭和一六）年

三月に公布された国民学校令において、国民学校の目的として用いられた言葉である。文

部省による解説によれば、「皇國ノ道」とは「教育ニ関スル勅語」に示された「斯ノ道」

のことであり、「端的にいえば皇運扶翼の道」であった（『国民学校制度ニ関スル解説』）。

つまり、立教学院（立教大学・立教中学校）は、創立以来のキリスト教主義を断念したば

かりでなく、天皇のための教育を行なう教育機関へと変質したのである。こうした変質が、

文部省による外圧だけでなく、立教学院の内部からも推し進められていったことは皮肉な

ことであった。このことは、敗戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）によって、

真っ先に指弾されることになる。

の閉鎖と「立教学院寄附行為」の変更を決定したのである。

チャペルの閉鎖は、『立教大学新聞』（四二年一〇月一〇日）が「本學内チャペルは本學の教育方針を更に明確にすべきに鑑み、教育と宗教との問題にあり、暫定的に一時これを閉鎖した。今後の方針については近い中に学校当局より公表されることになってゐる」と報じているように、教育方針をめぐる対立への対応であった。さらに、変更された「立教学院寄附行為」では、従来「基督教主義ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大學及立教中学校ヲ維持經營ス」と定められていた立教学院の目的を、「皇國ノ道ニヨル教育ヲ行フヲ目的トシ学校令ニヨル立教大学及立教中学校ヲ經營維持ス」と変更したのである。同時に、「日本聖公会聖職信徒中ヨリ之ヲ選ブ」とされていた理事の選出方法についてもこれを削除し、立教学院からキリスト教的色彩が徹底的に払拭されたのである。

立教学院の新たな目的として示された「皇國ノ道」という言葉は、四一（昭和一六）年三月に公布された国民学校令において、国民学校の目的として用いられた言葉である。文部省による解説によれば、「皇國ノ道」とは「教育ニ関スル勅語」に示された「斯ノ道」のことであり、「端的にいえば皇運扶翼の道」であった（『国民学校制度ニ関スル解説』）。つまり、立教学院（立教大学・立教中学校）は、創立以来のキリスト教主義を断念したばかりでなく、天皇のための教育を行なう教育機関へと変質したのである。こうした変質が、文部省による外圧だけでなく、立教学院の内部からも推し進められていったことは皮肉なことであった。このことは、敗戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）によって、真っ先に指弾されることになる。

他のミッショントスクールの動向

とはいえ、立教学院を襲ったこのような状況は、他のミッショントスクールでも多かれ少なかれ同じであつた。

大学令による大学を設置していたミッショントスクールのなかでも、同志社は、教育方針として「本財団ノ維持スル学校ハ基督教ヲ以テ德育ノ基本トス」とキリスト教主義による教育を寄附行為に掲げていた。しかし、先にみた「教育勅語誤読事件」（三七年）をきっかけに、「智徳並行ノ主義ニ基キ教育ノ業ヲ挙クルヲ以テ本財団ノ目的トス」と定めていた目的条項（第一条）を、三八（昭和一三）年一月には「本財団ハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉戴シ基督ノ精神ニ則リ人格陶冶ノ完成ヲ期シ國家有用ノ人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス」に変更しようとしている。しかも、この目的条項に対しても、文部省は、「『基督ノ精神ニ則リ人格陶冶ノ完成ヲ期シ』ヲ削除スルカ其ノ字句ニ付再検討セラレ度キコト」と指導しているのである。しかしながら、同志社では、この時、目的条項に変更が加えられるることはなかった。同志社の目的や教育方針が変更されるのは、四一（昭和一六）年のことである（二月申請、四月認可）。この時、目的条項は「教育ニ関スル 勅語ヲ奉戴シ 聖旨ヲ遵守シテ教育ノ実績ヲ挙クルコトヲ以テ本法人ノ目的トス」と「教育勅語」という文言が加えられたが、教育方針条項では「本法人ノ維持スル学校ハ皇国民ノ鍊成ヲ目的シ基督教精神ヲ採ツテ德育ニシ資ス」と定めたように、キリスト教精神に基づく教育を行うことを断念することはなかったのである。

また、学院の目的を寄附行為の中で「本法人ハ基督教主義ニ基キ学校ヲ經營スルヲ以テ目的トス」と定めていた関西学院では、四〇（昭和一五）年に文部省から寄附行為の変更

を迫る意向が示された後、四一年六月に目的条項の変更が企図されていた。その案文は、「本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉体シ基督教ノ精神ニ則リ人格ノ陶冶ヲナシ以テ国家社会ニ有用ナル人物ヲ養成スルヲ目的トス」であった。ここには「教育勅語」という文言が採用されつつも、キリスト教主義を維持しようとする意図がみてとれる。しかし、日本人理事会のみで構成された常務理事会で賛同を得たこの案は、海外母協会関係者を含んだ理事会では否決されてしまった。その結果、関西学院では、戦時下を通じて「教育勅語」や「皇國ノ道」といった文言を採用することはなかった（なお、上智学院の目的には、キリスト教主義も「教育勅語」や「皇國ノ道」も用いられていない）。

このように、当時「教育勅語」や「皇國ノ道」といった方針を採用するか否かが、ミッション・スクールに共通の課題であったことがわかる。しかしながら、同志社や関西学院の事例からは、立教学院がキリスト教主義を維持することや「皇國ノ道」を採用しないという選択も可能であったことがわかる。

おそらく、こうした選択の違いは、それぞれの学園の状況に左右されていたと思われる。たとえば、立教学院は、四一年には邦人化をはたし、アメリカ聖公会の影響から離れていた。しかし、関西学院の場合、目的変更が企図された四一年六月の理事二三名のうち、一名が海外母教会関係者であった。こうした、海外母教会との関係の違いも選択に大きな影響を与えたと考えられるのである。

その意味で、戦時下における立教学院の性格の変化は、国際関係の変化にともなうアメリカ聖公会からの独立や文部省による指導、そして教育方針をめぐる学院内の問題などが複雑に絡み合う中で、立教学院が自らの生き残りをかけて選択した結果だったのである。

第三節 医学部設置構想と挫折

医学部設置構想

対米開戦直後の一九四一（昭和二六）年二月一六日の第四六回理事会において、立教学院総長兼大学学長・遠山郁三より「多年ノ懸案タル」医学部設置の提案がなされた。同じアメリカ聖公会系の医療機関である、聖路加国際病院（当時は、財団法人聖路加国際メディカルセンター）との協力のもとで実現しようというのである。

戦争の拡大とともに教育の戦時体制化は進められ、理科系教育拡充の方向性が強まっていいる最中、文学部と経済学部という文科系学部のみからなる立教大学にも、理科系の学部を新設しようという試みであった。

しかし、この医学部新設計画は、この時期に突如として出てきたものではなかった。遠山が「多年の懸案」と述べているように、その構想はかなり古くから存在していたのである。

聖路加メディカルセンター（一九四五年）
〔米国国立公文書館カレッジ・パーク館所蔵〕

例えば、震災の傷も癒えきらぬ一四（大正一三）年一月五日付の『立教大学新聞』には、当時の大学学長（事務取扱）である杉浦貞一郎が、「医学部の開設は学校当局多年の希望で現に築地の聖〔路〕加病院長トイストラーブ博士と協議^{〔マッ〕}路中で、聖路加病院を附属病院とした医学部が設置されるのも近い将来の事だらう」と語っており、その構想がさらに前より存在していたことと共に、近い将来に実現されるであろうとの見通しをも示していた。また、二八（昭和三）年には「遅くもこゝ三年以内に実現する模様」（『立教大学新聞』



遠山郁三

一九二八年一月五日)、三七(昭和一二)年には「立教大学に医学部新設計画」(『教育思潮研究』第一二卷第三輯、一九三七年三月)などと報じられており、最終的に実現には至らなかつたものの、度々具体化されてきた問題でもあつたのである。

しかし、残念ながら、こうした計画が浮上してくる経緯やその後の顛末については、現在のところ不明な点が多く、判然としない。

設置認可申請へ向けた動き

こうした背景を持つ医学部設置問題が、この時期、再び浮上してきたわけであるが、理事会の席上、遠山は次のようにその理由を説明している。

立教大学ニ医学部併置ニ関シ各方面ヲ調査シ又意向ヲモ確カメタルトコロ現下ノ情勢ヨリシテ新時代ニ適応スル医師養成ノ最モ急務ナル事ヲ痛切ニ感ジタルニ依リ聖路加國際病院トモ密接ナル聯絡ノ上本問題ヲ理事會ニ提出シタ〔略〕

この理事会には、聖路加国際病院院長・橋本寛敏も番外出席して、その必要性などについて発言を行つた。その結果、医学部を聖路加国際病院と協力して設置することに一致決定したのであつた。

この立教側の決定を受けて、聖路加側でも同月二〇日に理事会が開催され、立教との協同により医学部を新設することに決定した。その際、認可申請の手続きは立教側に一任するとともに、認可の際には、聖路加を立教学院に合併することとされた。

年が明けた一九四二(昭和一七)年一月二三日には、双方で理事会が開催され、医学部設置準備のための委員四名が選出され、申請へ向けた調査・研究が計られることになった。

卷之三

度重ニ付御可成度大學製造ニヨリ別紙書類ノ具シ此般及申前候也
昭和十七年二月一日

文獻大綱

理事長 松井米太郎

—医学部設置認可願

なお、聖路加の理事会においては、折しも進行していた医療制度への国家統制の問題に言及がなされていた。すなわち、従来の自由開業制により生じた医療機関の地域分布の不均衡を是正するため、帝国議会では国民医療法案の審議が始まられ、日本医療団の設立構想が明らかにされていた。聖路加としては、その統制下に組み込まれることを危惧していたのである。しかし、当日の理事会においては、「医学部設置ノ一途ニ進ムベキ事」とされ、政府当局からの医療団にかかる交渉は、院長がその折衝にあたることとされた。

聖路加側が、財團を解散してまで立教に医学部を開設しようとした背景には、この医療団へ組み込まれることを避けるとの狙いが、強く働いていたものと思われる。

その後、設置認可のための申請書の作成が行われ、早くも一月十九日付で文部省に提出される運びとなった。その申請書の控えと思われる文書が学内に残されているが、そこに記された「立教大学医学部設立趣旨」には、以下のように記されていた。

然るに今や時勢は急転して興亞の大業を完遂し民族の悠久なる發展を期すべき曠古の秋に際会し邦家万全の策として国民体力の強化と我民族人口の優生増殖の急愈々切迫し来れるあり更に大東亜戦の發展に従ひ共栄圏内移住開拓者の生活指導住民の医療保

護の必要之に加はるに至れり而して是等の目的を達成するの途一に済民に兼ねて教化あるのみ、然るに此重要な國家の要望に応へ積極的協力を尽すべき医師殊に人格高潔にして学識技能を具へ実践力旺盛なるものは俄に極度の不足を告ぐるに至り現在養成しつゝある医療機関のみにては到底現下並に将来に於ける國家社会の要求を充し得べくもなし

茲に於て立教大学と聖路加國際病院と相諮り決然立ちて多年の宿志たる医学部新設を断行し人格の陶冶に兼ね心身強健にして大東亜建設に参加し得る気魄の養成に重点を置き医道昂揚の精神を鍛成すると共に治療医学並に予防医学に関する学術技芸を併せ教授し以て我国民並に汎く東亜民族の医療及保健指導の第一線に活躍し国家の要求に応じ得べく鍛錬せる実地医家を養成し以て国策の達成に資し興亜医業の遂行に協力せんとす。

これ即ち現下の国家的要請に即応し茲に本大学に医学部を設立せんとする所以なり。このように、医学部の設置は立教にとって宿願でもあり、戰時下という特殊な国家的要請にも充分応じ得るものであることが、強く訴えられている。

申請時の構想によれば、予科（三年制）を四二年四月から池袋に開設し、その卒業生が出来る四五（昭和二〇）年四月から、聖路加國際病院のある京橋区明石町に学部（四年制）を開設する予定であった。学生定員は、予科が一〇〇名、学部が八〇名という規模であつた。

聖路加国際病院との軋轢

両理事会でこの問題が提起されてから、比較的短期間で申請書の提出を果たし、医学部設置へ向けた動きはスムーズであったかのように思われたが、立教と聖路加との間では、次第に軋轢が生じはじめていた。

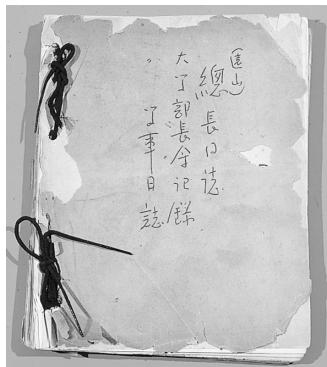
申請書提出を三日後に控えた一九四二（昭和一七）年二月一六日に開催された聖路加の理事会に、その端緒を見る事ができる。すなわち、立教学院との合併の条件に「合併後ニ於テモ聖路加国際病院現状ノマ、ニシテ存在セシメ殊ニ国際医療、医療社会事業、興健女子専門学校ニ対スル補助等ヲ継続シテ經營スル事」が付け加えられたのである。それ以外にも、病院の名称から「医学部附属」を除くことや、事務所の所在地、医学部長と病院長の機構などについても議論されていた。

遠山は、聖路加の理事も兼任していたため、こうした事態を閲知はしていたが、三月一四日の日誌において、立教側で医学部設置に尽力してきた諸氏から「聖ルカの方横暴に過ぐる傾あり」との言を受け、聖路加側の理事に「抗議し口論となる」と記している。また、同日の記載には、「聖ルカ病院は学院管理の下に置くが、医学部には別に附属病院を設置する希望にて、成るべく現在の儘で経営する事とし機構図を作れり」とも記されている。

聖路加側としては、財團を解散して立教学院に合併することを承諾したもの、可能な限り病院の現状を維持する方向を模索していたものと考えられる。こうした主張は、さらには明確な形で表明されることとなる。

六月八日に開催された立教と聖路加の連合理事会において、先に述べた一月一六日の聖路加側が決議した新たな条件とともに、五月一九日の理事会において発表された解散声明

遠山郁三「日誌」



書が議題として提出された。この声明書は、以下のような記載を含むものであった。

〔略〕創立以来同一ノ崇高ナル目的ノ為ニ協同シテ諸般ノ經營ニ当リ来レル立教大学ト相諮リ、多年ノ懸案タリシ立教大学医学部ヲ新ニ創設シ、本院ニ於テ同学部ノ責任ヲ分担センガ為メ、聖路加国際メデカルセントラヲ发展的ニ解消シテ財團法人立教学院ニ併合センコトヲ理事会ニ於テ議決シタノデアル勿論聖路加病院ノ事業、機構、人事、財政等ノ一切ハ從來ト何等ノ変革ヲ來サズ更ニ一層人的要素ノ強化拡充並ニ機構設備ノ完備センコトヲ期スルモノデアル。

この二つの議題は、全理事の賛成によつて可決されることとなつたが、さらに、「聖路加国際メデカルセントラノ総意トシテ同理事会ヨリ提出サレタ」新たな事項が協議された。それは、「立教大学医学部教育ノ特徴」と題する提言で、①国民医療法に基づき、医療に加え保健指導も行える医師の養成、②基礎医学・理論医学より実際医学の重視、③「東亜共栄圏」に進出する「建設戦士トナル医師」の養成、を訴えるものであつた。また、同時に次のような条件も付されてゐた。

立教医学部ハ聖路加病院ヲ中心トシテ成立サレ教育方針ニ就テハ病院ヲ基礎トスル実地医学ヲ尊重スルモノニシテ又其ノ経費ハ病院ノ生ミ出スモノナリ。從ツテ吾々病院幹部医員ハ以下ノ如キ条件ノ下ニ設立ニ贊意ヲ表シ学校ノ運用ニ當ラントス

一、院長ハ医学部長ヲ兼務スヘキモノトス

二、病院ノ現行ノ理想、習慣、事業、人事等ハ從來ノ儘トスル事

三、名称ハ立教大学医学部附属聖路加病院トス

四、経常費ニツイテハ病院ノミニ依頼セズ他ノ資源ヲ求ムル事ニ努力スル事

五、理事ノ数ハ聖路加病院ノ院務ニ直接タゞサハルモノ全理事ノ半數タルベシ

六、財團ノ名称ハ立教聖路加學院ト改称スル事

このように、聖路加側の主張は、合併後の現状維持に加え、医学部における主導性をも求めるものであった。しかし、この条件は、第五を、「新法人寄附行為実施ト同時ニ病院ヨリ理事一名ヲ増員シ尙将来補欠選挙ノ場合ニ考慮スル事」と訂正した上で、すべて承認された。

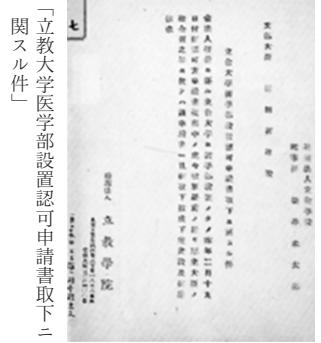
聖路加側のこうした主張の背景には、立教との合併により、単なる附属病院になることへの抵抗感が強かつたことを読み取ることができる。これに対し立教側は、一時期、このような事態の進展に対し、遠山が総長・学長職の辞任を申し出るといった一幕もあったようだが、基本的には受け入れ、譲歩することで、「多年ノ懸案」である医学部設置を実現しようとしていたのであった。

厚生省の対応と申請書の取り下げ

医学部の設置にあたっては、聖路加側とのすり合わせを行いつつ、それぞれの所管官庁である文部省と厚生省の許可を取り付けることが必要であった。文部省に対しては、すでに一九四二（昭和一七）年二月一九日付で申請書を提出しており、早くも三月の段階での内定を得ていたようである。その後、資金面に関する訂正書類等を提出するなどし、五月二六日開催の大学部長会においては、「医学部認可の日近きを以て」学生募集に着手し、六月二〇日頃の開講を目指す、としていた。

一方、厚生省に対しても、先の解散声明書が発表された翌日の五月三〇日付で、「財團

法人聖路加国際メデカルセンター解散並ニ解散後残余財産処分ノ件」を申請し、許可を得つばかりとなっていた。



「立教大学医学部設置認可申請書取下二
閲スル件」

しかし、六月二日、文部省から遠山に対し、「昭和十七年度よりの医学部開始」は或は困難ならんとの通報がなされた。翌日、遠山が文部省を訪ねてみると、文部省としては認可手続きを完了しているが、厚生省の了解が完全でないため、一両日中に厚生省の了解がなければ今年度の開講は無理である、とのことであった。そこで遠山は、聖路加を訪ね、直ちに厚生省を訪問して了解を取り付けるよう要請した。しかし、「病院内の歩調不一致が諒解を困難ならしめる」という状況であったようである。

こうした事態を打開するため、遠山は、四日・五日と、聖路加側の意見を聴取しつつ協議を行なった。結果、立教側が譲歩することにより聖路加内の不一致を解消し、厚生省への積極的な働きかけを行なうこととなったのである。六月八日に連合理事会が開催され、立教側が、「立教大学医学部教育ノ特徴」と題する聖路加側の主張に妥協を示したのには、こうした事情があったからであった。

その後、厚生省の了解を得るため、さまざまな形で運動を展開したようであるが、なかなか事態の進捗はみられなかつた。この間の経緯については、裏面活動ということもあり、情報も断片的で、厚生省側の真意を探るのは非常に困難であるが、遠山の元に届いた情報から察するに、①財団の解散が評議員会の議を経ていなかつたこと、②医学部付属病院になることでこれまで培ってきた特色が失われてしまうこと、③病院収入を医学部経営に充てること、④戦時下の医療拠点として期待されていたこと（一方で、医療団への収容を希望する向きもあった）などが、阻害要因となつていたようである。

結局、聖路加の解散申請は、一一月一七日付で不許可となってしまう。これにともない、翌一九四三（昭和一八）年一月二五日付で、医学部の設置認可申請書は、取り下げを願い出ることとなつた。

医学部設置のために精力を傾けてきた遠山は、学院総長・理事、大学学長というすべての職を辞し、立教を去ることとなつた。最も現実味を帯びた医学部設置構想は、またもや挫折という結果に終わってしまったのであった。

第八章 戦局の悪化と大学存続の危機

第一節 国家総動員体制下の高等教育の動向

理工系重視の政策

一九三七（昭和一二）年に日中戦争が開始され、三八（昭和一三）年四月には国家総動員法が制定される。この法律によれば、国家総動員とは「戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人及物的資源ヲ統制運用スル」（第一条）ことであった。これ以後、物資ばかりでなく、国民をも資源としてとらえ、これらを戦争に動員することが目指され、戦争遂行のために必要な組織や体制が整えられていくことになるのである。それは「教育」も例外ではなかつた。

国家総動員体制の下では、生産力の拡充のための技術者養成や科学技術の動員が急務であつた。こうした事態に対応するために、三八年八月に文部省によって設置された科学振興調査会は、大学の理工系学部の拡充方策などについて三回にわたりて答申している。翌三九（昭和一四）年一月には、「生産力ノ総合的拡充計画ヲ確立シ万難ヲ排シ之ガ達成ヲ

期スル」ことを方針として、「生産力拡充計画要綱」が閣議決定された。このような動向をうけて、文部省実業学務局長であった小笠原豊光は、理工系高等教育機関の拡充・増設の必要を述べている（「生産力拡充に伴ふ技術者の養成とその対策」）。四〇（昭和一五）年には、「科学画期的振興並ニ生産ノ合理化」を含む「基本国策要綱」が閣議決定された（七月）。これをうけて、文部大臣の橋田邦彦は談話を発表し、基礎科学の振興と国防科学の総動員を強調している。さらに、四二（昭和一七）年五月、大東亜建設審議会は「大東亜建設ニ処スル文教政策」において、将来の国家需要に基づいた人材育成計画の立案や理工系学科と文科系学科のバランスの是正（理工系の重視）等を答申した。このように、日中戦争開始以後の国家総動員体制の下では、高等教育は理工系重視の政策がとられるようになったのである。

三八年から四二年の間に、帝国大学として名古屋帝国大学（医学部・三九年／工学部・四二年／理学部・四二年）が、官立單科大学として神宮皇學館大学（四〇年、学部未設置）が新設された。私立大学としては、藤原工業大学（工学部・三九年）、興亜工業大学（工学部・四二年）が新設されている。また、同時期には帝国大学の学部として、九州帝国大學に理学部（三九年）が、東京帝国大学に第二工学部（四二年）が増設されている。私立大学としては日本大学に医学部（四二年）が設けられている。大学の新設や学部の増設によって増加した学部は、神宮皇學館大学を除いて、すべて理工系の学部である。また、帝国大学の講座数を見てみると、三〇（昭和五）年から四五（昭和二〇）年間に、文学部が一・〇五倍、法学部が一・〇二倍、経済学部が一・一八倍と文科系学部はほとんど増加していないのに対して、理工系学部は理学部一・八二倍、工学部一・二二倍、農学部一・

五五倍、医学部一・五五倍と従来の一・五倍以上に増加している。さらに同じ時期の実業専門学校の新增設の状況をみてみると、工業専門学校一二校、農業専門学校二校、商業専門学校三校であり、工業専門学校の増設が目立っている（『教育審議会の研究 高等教育改革』）。

四三（昭和一八）年九月、「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」が閣議決定された。この要綱では「内外ノ現時局ニ鑑ミ悠久ナル國体觀念ニ徹シ愈々必勝ノ信念ヲ堅ウシ、各種ノ施策ヲ完勝ノ一点ニ集中シ、以テ、聖戰目的ヲ完遂セントス」との方針にもとづき、「國民動員ノ徹底ヲ図ル」ために「一般ノ徵集猶予ヲ停止シ、理工科系統学生ノ入營延期ノ制」を設けることや「理工科系統学校ノ拡充整備ヲ計ルト共ニ法文科系統ノ大学、専門学校ノ統合整理ヲ行フ」ことが「国内態勢強化ノ為特ニ執ルベキ方途」のひとつとして挙げられた。これをうけて、一〇月には「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定されることになる。この「方策」では「現時局ニ対処スル国内態勢強化方策ノ一環トシテ学校教育ニ関スル戦時非常措置ヲ講ジ施策ノ目標ヲ悠久ナル國運ノ發展ヲ考ヘツツ當面ノ戦争遂行力ノ増強ヲ圖ルノ一事ニ集中スルモノトス」との方針の下に、多岐にわたる「措置」を講じることが示されたが、大学および専門学校に関する措置としては、「理科系大学及専門学校ハ之ヲ整備拡充スルト共ニ文科系大学及専門学校ノ理科系ヘノ転換ヲ図ル」、「私立ノ文科系大学及専門学校ニ対シテハ〔略〕相当数ノ大学ハ之ヲ専門学校ニ転換セシメ専門学校今後ノ入学定員ハ概ね從前ノ二分ノ一定程度タラシムルヤウ之力統合整理ヲ行フ」等の措置が示された。また、「本要綱実施ノ為必要アルトキハ学校及学科ノ廃止、授業ノ停止、定員ノ減少、学校ノ移転等ヲ命シ得ル如ク法制上必要ナル措置ヲ講ズ」とも定められた。こ

昭和十七年四月	勤労協力證	立教大學
二年 A組 三十番	木田 恵次郎	(氏名)
第四甲隊	第五甲隊	
日付	日付	印
廿一日	廿六日	
廿二日	廿七日	
廿三日	廿八日	
廿四日	廿九日	

勤労協力証
〔村田恵次郎氏提供・所蔵〕

戦時体制の進行によって、農村や工場における労働力不足への対応にも迫られていた。国家総動員法の公布以後、一九三八（昭和一三）年六月には文部省が「集団的勤労作業実施ニ関スル件」（発普八五号）を発し、三八年の夏期休暇中に五日間の集団的勤労作業が行われることになった。『立教学院学報』（三八年一〇月四日）からは、立教大学の学生も芝浦市民運動場の建設工事や赤羽被服工廠での作業などに従事していることがみてとれる。これらの勤労作業はあくまで課外の奉仕作業としての位置づけであったが、四一年になると勤労作業が正課の一環として取り扱われるようになる。四一（昭和一六）年二月、文部省・農林省は「青少年学徒食糧飼料等増産運動実施ニ関スル件」（発体一八号）を発し、青少年学徒の食糧飼料等の増産運動を「正課ニ準ジ取扱フコト」として、一年のうち三〇

れにもとづいて「教育ニ関スル戰時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」が発せられ、私立大学に対しては、理工系大学の整備拡充を図ることとともに、文科系大学に対しては統合や理工系専門学校への転換などの措置をとることが明らかにされたのであった。
これら四三年九月以降の方針は、理工系重視という点においては従来の方針と軌を一にしたものである。しかし、従来の方針が新增設にあたっての方針であったのに対し、四三年九月以降の方針は既存の学校の再編成を意図したものであった。そのため、これ以後、理工系学部をもたない私立大学にとって、理工系重視の政策への対応が緊喫の課題になつたのである。文学部と経済学部の文系学部のみを設置していた立教大学も例外ではなかつた。

学徒動員

忠尽隊編成表		隊本部	忠尽隊	隊本部
忠	忠	忠	忠	忠
盡	盡	盡	盡	盡
隊	隊	隊	隊	隊
編	編	編	編	編
成	成	成	成	成
表	表	表	表	表

忠尽隊編成表

日以内を勤労作業に振り替えて授業をしたものと見なすことを可能にしたのである。さらに七月には、食糧飼料の増産のみならず、「防空訓練、防空関係作業、飛行場の補修、軍需品の製造、修理等」の「国防遂行上重要ナル事業」への協力も正課に準じて取り扱うこととされた。また、この年の八月には文部省が「学校報国団体制確立方」（訓令二七号）等を発し、各学校に報国団の中に学校報国隊を樹立することを指示し、以後学徒動員は学校報国隊としての動員が基本となつた。立教大学でも、これにもとづいて「忠尽隊」が編成された。

四一年一月二三日、「国民勤労報国協力令」（勅令第九九五号）が公布され、一二月には「国民勤労報国協力令施行規則」が制定された。これらによって男子一四歳以上四〇歳未満、女子一四歳以上二五歳未満の国民勤労報国隊（学校報国団のある学校については、それをもって国民勤労報国隊と見なされた）による協力が、一ヶ月三〇日以内で義務化されることになった。この協力期間は、四三（昭和一八）年六月の国民勤労報国協力令の改正によって六〇日以内に変更された。この後、動員期間は、前述の「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（四三年一〇月）により一年につき三分の一という方針が示され、四五（昭和一九）年一月には継続的に四か月の動員が標準化されることになる。さらに、四四年二月「決戦非常措置要綱」（閣議決定）、三月の「決戦事情措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」（閣議決定）によって、中等学校程度以上の学徒は「今後一年、常時」動員されることになつたのである。

四四年には、「学徒勤労令」が定められ、「勤労即教育」という方針が定められた。さらには、四五（昭和一〇）年三月に閣議決定された「決戦教育措置要綱」によって、「現下緊

迫セル事態ニ即応スル為学徒ヲシテ國民防衛ノ一翼タラシムルト共ニ真摯生産ノ中核タラシムル」という方針の下、「全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員ス」ことが定められ、國民学校初等科を除く授業の一か年停止が実施されることになる。こうして、学生は、國家総動員体制下の貴重な労働力としての位置づけが強化され、実質的に学生であることが許されなくなつたのであった。

「学徒出陣」

学生は生産力として期待される一方で、他方で戦争遂行のための直接的な兵力としても期待されるようになる。

一九三九（昭和一四）年三月の兵役法の改正以前、兵役法第四一条では「中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ修業年限ニ応ジ年齢二十七年ニ至ル迄徵集ヲ延期ス」と規定されており、学生には徵集猶予が認められていた。しかし、日中戦争の拡大に対処するため、兵役法の改正が行われ、徵兵猶予の最高年齢を二六歳とするとともに、必要のある場合は徵集を延期しないことや徵集延期期間を短縮することができることなどが定められた。とはいへ、四一（昭和一六）年までは、大学の学部学生については、卒業まで徵集が延期される措置がとられていた。

ところが、四一年、これに変化が起る。七月二日に御前會議を経て決定された「情勢の推移に伴う帝国々策要綱」によつて、「相当の兵力」増強が緊急に要請されることとなり、その一環として在学中の徵集延期措置の撤廃や教育期間の短縮が課題になつたのである。これをうけて、一〇月には「大學学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ短縮ニ関スル件」

(勅令九二四号)が公布され、大学学部の在学期限、大学予科・高等学校高等科・専門学校等の修業年限を六か月以内で短縮することが可能になった。具体的には毎年学校種別毎に省令をもって規定されたが、大学については、四一年度は三か月、四二年度以降は六か月、卒業時期が繰り上げられることになったのである。こうした措置は、日中戦争の長期化に対応するために「緊喫ノ軍幹部要員」を「充員」するとともに、「労務動員計画ノ要請」に応じることを目的としていた(『東京大学の学徒動員・学徒出陣』)。こうして、立教大学でも、四一(昭和一七)年三月卒業予定者が前年一二月に卒業したのをはじめとして、翌年以降は三月卒業予定者が九月に卒業することになったのである。

さらに、四三(昭和一八)年には、在学中の徵集延期措置すらも停止されることになる。この間、対米戦争の開始、四二年六月のミッドウェー海戦での日本軍の敗北といった戦局の転換があり、兵力や労働力の確保がそれまで以上に必要となつたのである。四三年九月、先に述べた在学徵集延期措置の停止などを内容とした「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」が閣議決定されたことをうけ、一〇月には「在学徵集延期臨時特例」(勅令七五五号)が公布、施行され、理工系学生や教員養成機関の学生・生徒を除き在学徵集延期措置が停止された。こうして、学生たちは戦地へと赴くことになった。いわゆる「学徒出陣」である。

第一節 理科専門学校の設置と文学部の「閉鎖」

理科専門学校設立計画

一九四三（昭和一八）年初頭、立教学院は、理事長に森永製菓社長の松崎半三郎を迎えた。大学学長（事務取扱）には慶應大学教授であった三辺金蔵が就任し、新たな体制を整えた。

その三辺は、三月二九日、就任挨拶のため文部省を訪れたが、その際の懇談内容を報告した四月六日の第六二回理事会において、「現下国家ノ要求スル人材養成ノタメ大学ニ理工科又ハ之ニ代ル学科新設」が「急務」であること、そして、「目下研究中」であるとの発言を行なつており、就任早々から、挫折をした医学部にかわる、理科系拡充への対応を迫られていた。

こうした状況において、一部の校友の熱心な活動などもあり、新たに理科専門学校を設置する構想が浮上した。当時、その活動に校友として精力的に尽力した佐伯松三郎（後に理事となる）の回想には、「立教の名が消え」てしまうのではないかという、かなりの緊張感のもと、陸軍省、文部省、産能大学の上野陽一、立教中学校の藤森良蔵、東京帝国大學理学部教授の掛谷宗一、気象台長の藤原咲平など、各方面の実力者に働きかけ、「早くしかも金のかからない理工科系」をつくる準備を行なつたと記されている。

七月二二日、理化学研究所の仁科芳雄の高弟でもある、予科長・曾禰武に「専門学校設立委員」を嘱託する辞令が発せられ、八月一日には、佐伯を含む校友・教員・職員、計一



三辺金蔵



松崎半三郎

○名に同委員が嘱託され、設置計画が本格的に練られることとなつた。

立案された設置計画は、八月三一日開催の第六六回理事会において全会一致で承認され、同日付で申請された。その設置認可書には、校名を「立教理科専門学校」とし、地質探鉱・工業数学・工業理学・工業管理（後、工業経営）の四科を設け、一学年四百名を収容し、四四（昭和一九）年四月一日に開設するとされていた。

その後、九月一六日には、従来の専門学校委員中の六名に新たなメンバー五名を加え、「立教理科専門学校開校準備委員」の嘱託がなされ、認可を待ちつつ、具体的な準備が進められたこととなつた。

* 三辺金蔵の肩書きは、就任時「学長事務取扱」であったが、一九四三年六月以降は「総長事務取扱」、四四年七月二四日からは「総長」と変遷する。（巻末「歴代首脳者」を参照）

学生定員減少問題と農学部設置構想

立教の存続策として理科専門学校の設立を承認した一九四三（昭和一八）年八月三一日の理事会においては、同時に二つの問題が提起されていた。一つは、理科専門学校設立とともになう大学の学生定員減少の問題、もう一つは、農学部設置問題であった。

この問題は、九月六日開催の第六七回理事会において具体的に議論された。まず、前者については、三辺から「当面ノ問題トシテ理科専門学校設立ニ伴ヒ其ノ生徒定員ト関聯シテ大學ニ於ケル定員減員ノ已ムヲ得ザル事情並ニ諸方面ヨリ得タル情報ヲ綜合シテ文部当局ノ抱ク其ノ目標ガ専ラ現在ノ文学部ニアル」との指摘がなされた。

これに対して同理事会は、次のような結論を下した。

〔理科専門学校設置認可申請書〕

〔国立国会図書館提供・所蔵〕

専門学校設立ニ関聯シテ大学ガ直面スル学生々徒定員ノ件ニツイテハ現状若シクハ其ノ減員ヲ最小限度ニ止ムル様極力努力シ尚且已ムヲ得ザル場合ト雖モ此際ハ其ノ儀性ヲ^(マコ)拵ツテモ専ラ専門学校設立認可ヲ得ルコトヲ建前トシテ進ムコト〔略〕

具体的な状況は詳らかではないが、理科専門学校設立に伴つて発生する大学の学生定員減少、すなわち、文学部の学生定員減少も止むを得ない、との意思決定がなされたのである。後者については、「現在ノ文科系ニ属スル経済学部ノ如キモ何日何時如何ナル状態ニ急変ヲ見ルヤモ知レザルニ付此際予而計画立案ヲ提出セラレ居ル農学部ニ転換ノ許否」について提案された。文学部の定員減少だけでなく、経済学部の行く末までもが懸念される状況であつたようである。

結局、同理事会においては、「学院トシテハ理科専門学校創設ニ一意邁進シ一科ナリト十月ヨリ開校出来得ル様一層努力シ農学部ニ付テハ出来得ル丈速カニ當局ニ接^(マコ)涉検討」することとなつた。

こうした理事会の議論からは、この時期、文科系の既存学部を犠牲にしてでも、理科系を拡充しようとする立教の姿が浮かび上がってこよう。

農学部については、理科専門学校と同様に開設準備のための委員等の委嘱がなされたが、実現までには至らなかつた。

教育における戦時非常措置方策への対応

理科専門学校の設置認可に活路を見出していた矢先、立教の首脳陣にとつては思いもかけぬ事態が発生した。一九四三（昭和一八）年九月二二日、首相・東条英機による国内決

戦体制を声明するラジオ放送において、国民動員の徹底を図るために教育体制を全面的に見直し、文科系学生の徴兵猶予停止、大学・専門学校を統合整理する、との方針が明らかにされたのである。

以前から理科系教育拡充の流れはあったものの、文科系大学を統合整理するという方針がはっきりと打ち出されたことにより、文科系のみからなる立教大学としては、その存続について「最悪ノ場合ヲ想定シテ善後処置ニ関スル腹案」を討議しなければならない事態となつたのであつた。

統合整理の具体的方針は、一〇月一二日の閣議決定「教育ニ関スル戦時非常措置方策」（以下、「戦時非常措置方策」）において、以下のように示された。

①理科系への転換を図る

②徵集猶予の停止に伴う授業上の関係並に防空上の見地に基づき必要あるときは適当なる箇所へ移転整理を行なう

③私立はその教育内容の整備改善を図ると共に相当数の大学はこれを専門学校に転換させる

そして、この方針の実施にあたっては、各大学に対し、一〇月二二日付で「教育ニ関スル非常措置方策ニ関スル件」（以下、「非常措置方策ニ関スル件」）が通達され、先の方針に対する「意見」「希望」等の回答が求められた。

その後、文部当局は、この統合整理の主たる対象とされた私立大学の代表者との懇談において、「今次の非常措置方策の具体的方針はおそらく十一月中には提示し明年三月末までは諸般の措置を完了する如くする、それまでには学校側とも十二分に連絡協力を求める」、

「今次の整理統合は慎重検討中で学校の歴史事情を考慮して合併或は一校に吸収等の方策がとられるだろう」（『読売新聞』一九四三年一〇月二六日）との見解を示した。

このような状況下、立教も、文部省高官との懇談や理事会における審議を行ない、先の通達への対応を模索した。三辺によつて作成された回答文案は、一一月二九日に開催された第七回理事会へ提出され、全会一致で原案可決となつた。

果して、立教はどのような選択を下したのであろうか。それは、閣議決定で示された「転換」も「統合整理」も望まず、「立教大学ハ存続ヲ希望ス」というものであつた。

その理由としては、①在学生のみで大学を維持し得ること、②「出征」した学生の心境を考えて大学の名称を存置する必要があること、③「大東亜共栄圏」からの留学生を教育する機関として適任であること、が挙げられていた。このうち、③の留学生教育に関する点が最も強調されているが、自らの適性について、以下のように記している。

文相ノ御意見ニテハ右ノ留学生教育ヲ委託スベキ学校ハ勿論皇國ノ道ニ則ルモノナラザルベカラズ（当大学ハ皇國ノ道ニ則リ大学教育ヲ行フ）然レドモ所謂極右翼的ナル偏狭ノモノハ勿論不適當ナリト、此ノ点ヨリ見テ從來紳士的穩健中正ニシテ且國際的ニ最モ信用アリ、古ヨリ其ノ名ノ廣ク知ラレタル本校ノ如キハ極メテ適切ナリ、文相ニ於カレテモ本校ガ斯ノ如キ資格ヲ備ヘオルコトハ充分御承知ノ御事ト信ス

こうした主張は、先に触れたように、統合整理にあたつては「歴史事情」を考慮するとされたことへの対応とも取れるが、自らの歴史とそれに由来する教育理念を払拭してしまつた、そのことこそが、存続のためのアピールポイントとされたのである。

そして、このような大学の「存続ヲ希望」する意思表示とともに、理科専門学校の一

も早い認可が同時に訴えられていた。

「戦時非常措置」の決定以後、その実施にあたって個々の要領が定められた。高等教育については「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備要領」（以下、「学校整備要領」）が、一二月二三日に明らかにされた。この中で、私立大学に対しては、理科系大学の整備拡充を図るとともに、文科系大学への措置として、①組織・教育内容の刷新整備、②統合可能な場合の実施、③学部・予科の入学定員は従来の三分の一、④理科系専門学校への転換可能な場合の実施（在学生の卒業までは存置し、必要に応じ学生の教育を他大学に委託する）、⑤学生の教育を必要に応じ他大学に委託、などの点が定められた。

「戦時非常措置」において強く打ち出された「転換」「統合整理」については、「可能な場合の実施」とされ、若干そのトーンは後退しているが、定員を三分の一にするなど、理科系拡充・文科系縮小という方針に変わりはなかった。

この「学校整備要領」の実施に際しても、一二月三一日付で「教育ニ関スル戦時非常措置方策ニ基ク学校整備ニ関スル件」（以下、「学校整備ニ関スル件」）が通達され、回答が求められた。

立教の対応策は、文部省側との懇談を経て、一九四四（昭和一九）年一月八日の第七回理事会において審議され、主に次のような対応策が可決された。

- ①「文学部ヲ休止若シクハ廃止シテ其ノ定員八十名ヲ減ジ以テ文部省ノ要望ニ応ヘ、残ル経済学部ヲ以テ大学ヲ存置シ其定員一六〇名ノ確保ニ努力ス」
- ②「経済学部ヲ工業管理学科ト改メ此レヲ強化シ学科内容ニツイテハ昨年九月改革セルモノヲ踏襲必要ニ応ジテ此レガ改善ヲ行フ」

③「授業委託ニ関シテハ現実ニ必要ヲ見ルニ至リタル際文学部学生ノ希望ヲ斟酌シテ決定ス」

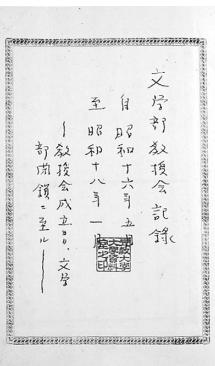
やはり、他校との統合や理科系への転換はせず、大学を存置させるとの決断を下したのである。しかし、入学定員を三分の一に減じなければならないという現実に対しては、文学部を「休止若しくハ廃止」することで対処しようとしたのであった。

文学部の処遇

こうした理事会の動きを見る限り、文学部を「休止若しくハ廃止」するとの決定は、二つ目の通達である「学校整備ニ関スル件」（一二月三一日）への対応として理解することができる。しかし実際には、教員の処遇を含め、文学部を「閉鎖」するという決定は、一つ目の通達である「非常措置方策ニ関スル件」（一〇月二二日）への対応策を練っている間に、既に固められていたようである。

当時、文学部の講師であった宮本馨太郎の日記には、一九四三（昭和一八）年一一月二四日の文学部教員会において、「十一月二十二日を以って授業一切停止し、学生は他へ転校せしめ、教員全部休職で俸給は十一月限り支払はず」との学校当局の見解が示された、と記されている。また、この時のものと思われる文学部教授会記録のメモにも、「三辺学長：教授、助教授、時間講師全員ヲ招集シ、文学部閉鎖ヲ宣言ス；議場混乱シ收拾ツカズ。三辺学長 進退窮シ 閉会ヲ宣ス」とある。

このような学校当局の動きについて、文学部教授・手塚隆義は、「…当時の責任者よりは、文学部の処理に対する抗議的質問に対し、「時局、万止むを得ぬ故、文学部を休止す



教授会混亂の様子を記録した文学部教授
会記録

る」とも、「一学部の存廃などを問題にするなど、時局を弁へざるも甚しきもの」との言を受けとっている。このような決定に至るまでの当局の経緯については、教員はまったく知らされていない。知りたくも、聞かされたのは前記の言でしかなかつたのである」と回想している（『立教大学史学会小史』）。

その後行なわれた文学部の教授会においても、私立大学に対する文部省の態度が決定していない中で、なぜ進んで文学部を整理するのか、という疑問や、事前に文学部に対して何の話もなかつたことへの不満などが噴出している。こうした教員たちの声に対し、文学部長は、文部省が七月から文学部を「止メロ」と言っていたことや、ここにきて文学部を「閉鎖」することになった理由として、「経済学部モソロバンガトレヌ。マシテヤ 文学部ハ シヨツティイケヌ」「ソロバンノタメダロウ」との見解を示している。

そもそも、文学部の学生数は経済学部に比して極少数であり、例年定員割れの状態であったが、教員数は文学部の方が上回っていた（学部別教員数の推移）参照）。加えて、この年の一二月には、徵兵猶予の停止により、在

【学部別教員数の推移】

調査年月日	文学部			経済学部			合計
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
1931/ 5/25	24	26	50	16	18	34	84
1932/ 5/17	23	28	51	16	17	33	84
1933/ 6/27	25	26	51	17	17	34	85
1934/ 5/22	26	25	51	17	17	34	85
1935/ 6/ 5	25	29	54	18	18	36	90
1936/ 6/11	25	30	55	17	20	37	92
1937/ 6/30	24	33	57	16	19	35	92
1938/ 6/ 8	18	33	51	11	24	35	86
1939/ 7/ 5	18	33	51	10	20	32	83
1940/ 8/26	21	33	54	14	19	33	87
1941/ 7/ 2	21	34	55	15	17	32	87
1942/ 6/23	19	33	52	14	20	34	86
1943/ 5/31	19	40	59	15	22	37	96

出典：「昭和六年度起 教員数並学科配当ニ関スル調査事項報
告綴 庶務課」より作成

学生の大部分が一斉に軍隊へ入隊するため、授業料の減収は自明のことであった。

対米開戦以後、本国母教会からの補助金も途絶えていたことなどを考え合わせると、文学部「閉鎖」という選択は、文部行政への対応という側面に加え、財政問題という、より主体的な側面も存在していたものと思われる。

一九四四（昭和十九）年二月二三日、「依願解職」となった教員五三名（文学部教員は三六名）に関する通知書が学内で回覧され、多くの教員が立教を去ることになった。

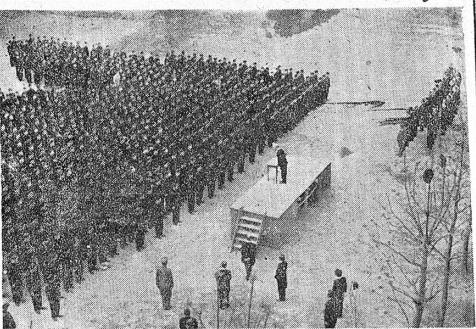
一方、学内に残っていた極少数の文学部学生は、三辺が経済学部長を務めたこともある慶應大学へと「転学」した。当初は、「委託」学生とする話もあったようだが、立教と慶應双方の学籍簿を照合してみても、七名ないし八名の「転学」が確認されるのみである。

こうして文学部は、戦地へと赴いた在籍者の卒業に伴う「廃止」を待つ、「閉鎖」状態に陥ることとなり、教員のみならず、学園に残った文学部学生までもが、立教を去らざるを得ない状況となつた。そして、創設以来、キリスト教主義に基づく教育を標榜してきた立教大学は、その教育理念の中核ともいえる文学部の「閉鎖」という大きな代償と引き換えに、四四年三月一日、ついに立教首脳陣の最大関心事であった、立教理科専門学校の設置認可を受けたのであった。

了した

宣戰の証書捧読式の様子

軍の大詔誥發され、
「儀國威儀」所と知らず、勇躍
止むはざるもの。九月午前一時四十分、全學生は體科校庭
に集合して、實業の詔諭深く垂れ込める聲徒の列は胸に胸を打つ
て餘響する者無二千餘名、激動なる聲徒の列は胸に胸を打つ
ものあつた。校門外に並んで、其の後續の詔諭を讀むて、勇躍
する者多し。是の如き結果をえたのが國狀勢の推移
その結果、實業は與らな仕務の大きな所を強調し以
て然る進む可向を明示した。
學徒の進む可向き道は、定まつてゐる。入学者は畢業の革命
し出でては、「身一家を捨てる」と心願の忠誠の大義
に殉る所以なり」と集会の學生一同深く々々の意を銷し意義ある講式を終
了した



詔書捧讀式舉行

一方、卒業生の出征もこれまで以上に多くなつており、学院当局では、これら卒業生をも含めた関係者の出征情報を把握するべく、校友に向けた呼びかけなどを行なつてゐる。その結果は数度にわたつて報じられたが、開戦から二年後の三九（昭和一四）年六月頃の段階では、実に、三一九名にもおよぶ学院校友の出征が確認されている。

このように、満州事変・日中戦争と続く戦乱の中、出征した学院関係者は、校友、すなわち卒業生が主体であった。これは、先に述べたように、中等学校以上の在学者に対し徵

第三節 立教関係者の出征と戦没

出征のはじまり

一九三一（昭和六）年から四五（昭和二〇）年までという一五年にまたがる長い戦争において、どれほどの本学院関係者が戦地へと赴いたのであろうか。

満州事変の段階では、戦域や人的動員が比較的限定されていてこともあり、当時の学紙誌からは、卒業生の入隊情報などが散見されるものの、確認される在学生や教職員の出征は、わずかに数例だけである。しかし、三七（昭和一一）年七月七日の盧溝橋事件に端を発した日中戦争は、それまでとは比較にならないほどの人的動員を必要とする全面戦争へと発展していき、本学院においても多くの関係者が戦地へと向かうこととなつた。

開戦から間もない同年九月二九日の『立教学院学報』には、早くも「応召されたる諸氏」と題し、開戦から二か月足らずの間に、四名の教職員（うち一名は配属将校）と二名の在学生の出征を報じてゐる。

一方、卒業生の出征もこれまで以上に多くなつており、学院当局では、これら卒業生をも含めた関係者の出征情報を把握するべく、校友に向けた呼びかけなどを行なつてゐる。その結果は数度にわたつて報じられたが、開戦から二年後の三九（昭和一四）年六月頃の段階では、実に、三一九名にもおよぶ学院校友の出征が確認されている。

このように、満州事変・日中戦争と続く戦乱の中、出征した学院関係者は、校友、すなわち卒業生が主体であった。これは、先に述べたように、中等学校以上の在学者に対し徵

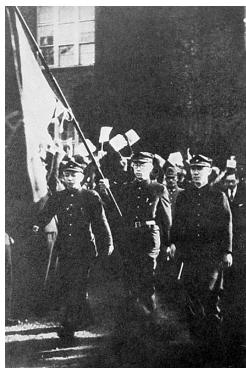
兵を延期できるとの規定があり、この時期までは、多くの在学生がその特権を利用していたことによる。しかし、日中戦争の長期化とそれに伴う対米英蘭開戦の現実化は、より一層の人的動員を必要とし、これまで出征が延期されていた在学生をもその対象としていくこととなる。

こうした流れは、日中戦争開始後から段階的に行なわれていったが、四一（昭和一六）年一〇月一六日の兵役法の改正と「大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件」によって、一つの大きな画期を迎える。これは、大学および予科等の在学・修業年限をそれぞれ六ヶ月以内短縮し、同時に在学徵集延期期間を短縮するものであった。これにより、四一年度の学部卒業生は一二月に臨時徵兵検査を受け、合格者は翌四二（昭和一七）年一月に入隊することになったのである。

立教大学も、慶應大学や日本大学等とともに、一二月一一日から一八日にかけて徵兵検査を受け、一二月二六日に卒業式を挙行し、二学部あわせて二七三名の卒業生を送り出した。例年より三か月早く学窓を離れ社会への第一歩を踏み出したわけだが、そのわずか先には、入隊という現実が待ち受けていたのである。翌四二年度の卒業は、さらに三か月早い九月となり、徵兵検査を四月に受け、一〇月には入隊となつた。

このように、本来ならば学園生活を送っていたはずの学生が「卒業生」となり、戦地に向かわねばならない状況となつていった。立教大学の卒業生もまた、その多くがこうした運命を辿つたものと思われる。

立教大学での「学徒出陣」壮行会



「学徒出陣」

一九四二（昭和一七）年六月のミッドウェー海戦の敗北以降、戦局は大きく転換し、さらなる労働力・兵力の確保が重要な課題となつた。四三（昭和一八）年に入ると、徴兵の対象範囲も拡大され、朝鮮や台湾といった植民地にも兵役法が適用されるという事態に至る。さらに、前にもみたように、一〇月には兵役法における在学徵集延期が停止されたことにより、文科系の学生生徒は、徴兵検査で不合格とならない限り陸海軍に入隊することとなつた。いわゆる「学徒出陣」の始まりである。

文科系の文学部と経済学部からなる立教大学の在学生も、当然この「学徒出陣」の対象とされ、一〇月二十五日から一月一〇日にかけて徴兵検査を受け、合格となった学生の入営期日は、二二月一日とされた。これら「学徒出陣」学生のために、一〇月二一日、文部省等の主催による出陣学徒壮行会が雨中の明治神宮外苑競技場で挙行された。立教においても、翌二月一三日午後一時から、大学主催の出陣学徒壮行会が執り行われたのであった。

このように、卒業期の繰上げ、徴兵延期の停止といった段階的な措置により、出征の主体はもはや卒業生に止まるものではなく、在学生をも対象としたものとなつた。

それでは、立教大学における「学徒出陣」の実態は、果してどのようなものであつただろうか。

修業年限が短縮された三九（昭和一四）年四月から四一（昭和一六）年四月入学者と、「学徒出陣」以後の五学年を対象として、大学における学生情報の基本資料である「学籍簿」から在学中の出征情報を集積した上で、他の資料などと照合をすると、別表【（在学中の出征者）】のような結果となる。

「祈武運長久」と記された日章旗
〔村田恵次郎氏提供・所蔵〕



【在学中の出征者（1939年4月～1945年4月入学者）】

入学年月	総数A	1943.11以前出征B	B/A	1943.12在籍C	1943.12徵集D	D/C	1944.01以後出征E	E/A	徵集合計F	F/A	戦死G	G/F	
文学部	1939年4月	33	2	6.1%	0	0	0.0%	0	0.0%	2	6.1%	0	0.0%
	1940年4月	16	1	6.3%	0	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	0	0.0%
	1941年4月	25	3	12.0%	2	0	0.0%	0	0.0%	3	12.0%	1	33.3%
	1942年4月	22	1	4.5%	17	10	58.8%	2	9.1%	13	59.1%	2	15.4%
	1942年10月	17	4	23.5%	9	3	33.3%	1	5.9%	8	47.1%	0	0.0%
	1943年10月	20	1	5.0%	18	10	55.6%	2	10.0%	13	65.0%	1	7.7%
	1944年10月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1945年4月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	学部計	133	12	—	46	23	50.0%	5	—	40	30.1%	4	10.0%
	1939年4月	279	1	0.4%	0	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	1	100.0%
経済学部	1940年4月	296	5	1.7%	1	0	0.0%	0	0.0%	5	1.7%	0	0.0%
	1941年4月	329	10	3.0%	11	0	0.0%	0	0.0%	10	3.0%	0	0.0%
	1942年4月	299	38	12.7%	256	193	75.4%	24	8.0%	255	85.3%	27	10.6%
	1942年10月	324	17	5.2%	305	250	82.0%	14	4.3%	281	86.7%	29	10.3%
	1943年10月	272	9	3.3%	262	192	73.3%	47	17.3%	248	91.2%	23	9.3%
	1944年10月	232	—	—	—	—	—	215	92.7%	215	92.7%	9	4.2%
	1945年4月	217	—	—	—	—	—	192	88.5%	192	88.5%	8	4.2%
	学部計	2248	80	—	835	635	76.0%	492	—	1207	53.7%	97	8.0%
	1939年4月	312	3	1.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	3	1.0%	1	33.3%
	1940年4月	312	6	1.9%	1	0	0.0%	0	0.0%	6	1.9%	0	0.0%
合計	1941年4月	354	13	3.7%	13	0	0.0%	0	0.0%	13	3.7%	1	7.7%
	1942年4月	321	39	12.1%	273	203	74.4%	26	8.1%	268	83.5%	29	10.8%
	1942年10月	341	21	6.2%	314	253	80.6%	15	4.4%	289	84.8%	29	10.0%
	1943年10月	292	10	3.4%	280	202	72.1%	49	16.8%	261	89.4%	24	9.2%
	1944年10月	232	—	—	—	—	—	215	92.7%	215	92.7%	9	4.2%
	1945年4月	217	—	—	—	—	—	192	88.5%	192	88.5%	8	4.2%
	総計	2381	92	—	881	658	74.7%	497	—	1247	52.4%	101	8.1%

出典：本表は、各年度の「学籍簿」（教務部所蔵）のデータを基本として作成し、下記資料との照合を行い、欠落情報等を補ったものである。

①「昭和十八年起 入管学生簿 経済学部文学部 学部教務課 重要書類」（立教学院史資料センター所蔵）

②各年度の「学生調査票」（学生部所蔵）

③立教大学戦没者調査有志の会「立教学院関係戦没者名簿」（『立教学院百二十五年史 資料編第3巻』）

なお、作表にあたっては、西山伸「京都大学における「学徒出陣」―文学部の場合―」『京都大学大学文書館だより』第8号（2005年4月28日）を参考にした。

注：1) 総数(A)は「学籍簿」に収められた学生数である。そのため、他の資料などに見られる入学者数とは若干異なる場合がある。

2) 文学部の各数値は、「選科生」を含む。

3) 文学部は、1944年度以降、学生募集停止に伴う事実上の「閉鎖」状態であったが、資料によっては、44年10月に入管中のまま9名が入学したことを示唆するものもある。しかし、「学籍簿」には44年10月および45年4月入学者は全く存在していないため、本表には反映させなかった。

4) 経済学部の1944年10月および45年4月入学者の中には、予科在学中に43年12月の「学徒出陣」で徵集され、入管団中に学部へ進学した学生（44年95名、45年6名）が存在するが、学部進学前の徵集であることや統計的な観点から、便宜的に44年1月以降徵集者(E)に含めてある。したがって、学部3学年に予科学生を加えると、43年12月徵集(D)の総数は、759名となる。

三九年四月入学以降の在学中の出征者総数は、実に一二四七名を数え、全入学者の五二・四%を占めている。特に、四二（昭和一七）年四月入学以降は、これまで一割に満たない程度であったのが、八〇・九〇%台という非常に高い割合を示している。これ以後に限定してみると、総数一二三五名で、入学者の八七・三%となる。

また、四三年一二月の一斉入隊に限定してみると、在学生八八一名のうち六五八名が徵集されており、在学生の七四・七%が一気に学園から姿を消したことになるのである。

こうして在学中に出征した学生のうち、戦没者は一〇一名で、出征者の八・一%を占めている。しかし、これらの情報の元となる「学籍簿」には、卒業年度が記載されていない学生や、「出陣休学者ニシテ消息ナク保証人居所不明ニヨリ除籍」とされた学生も多数存在する。この様な学校側が把握できていないケースの中にも、戦没者が含まれている可能性は高い。

以上のような限界はあるが、これまでに判明した学院関係戦没者の総数は三九四名で、このうち大学（予科を含む）の戦没者に限定すると三七六名となり、その約二七%が在学中の出生者ということになる。

戦没者の追悼

立教学院においては、相次ぐ戦没者に対し、一九三九（昭和一四）年六月から慰靈祭を行なった。確認できる範囲では、四四（昭和一九）年まで六回ほど行なっている。その対象となつたのは、この間に学校側が把握したわずかに七〇名のみであった（【戦没者慰靈祭一覧】参照）が、関係者の死を「名誉の戦死」と位置づけ、戦没者一人一人を記憶に留

【戦没者慰靈祭一覧】

回数	開催年月日	式典方法	場所	被慰靈者数	主催 ¹
1	一九三九(昭和十四年)六月一日	キリスト教式	チャペル	9	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
2	一九四〇(昭和十五年)六月五日	キリスト教式	チャペル	9	立教学院校友会・立教大学・立教中学校
3	一九四一(昭和十六年)六月二一日	キリスト教式	チャペル	6	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
4	一九四二(昭和十七年)六月六日	キリスト教式	チャペル	6	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
5	一九四三(昭和十八年)六月二六日	神式	予科校庭	6	立教大学・立教中学校・立教学院校友会
6	一九四四(昭和十九年)一一月一一日	神式	24番教室	8	財団法人立教学院・立教学院校友会
			32		立教大学・立教中学校・立教学院校友会

*¹ 慰靈祭開催の案内状の差出名義

めるとともに、彼らの「尽忠報國の偉功を敬慕」するという、故人の追悼と顕彰をする」と、その目的があつた。

初期の慰靈祭においては、現在もチャペルに掲げられている、「名譽之戰死者」紀念牌（タブレット）に、その名が刻み込まれていったが、慰靈祭そのものに大きな変化が起こつたことにより、それも途中で行なわれなくなってしまう。

というのも、初期の慰靈祭は、チャペルにおいてキリスト教式で執り行われていたが、四三（昭和一八）年六月の慰靈祭からは、チャペル以外で、神式によって行なわれるようになつたからである。こうした神式の慰靈祭への変更に対し、クリスチヤンで社会運動家の賀川豊彦からは、「それではあまりにもキリスト教を信ずる信念がなさすぎるではないか」との厳しい非難もあつたようだが、当時の社会情勢下にあって、立教の教職員や学生たちが神道式の行事に加わること自体は珍しいことはなく、むしろ普通であった。とはいっても、慰靈祭をはじめとした学内における学校行事については、これまでキリスト教式で行なうことを通例としていたのも事実であった。

慰靈祭後の談話会の様子





八柱の偉勳を偲ぶ
學院出身戦歿者慰靈祭
held for the
dead in the
war
英魂懐るに還る園の學の立し

では、なぜ慰靈祭において、こうした変更がなされたのか。まず、場所が変更された理由だが、それは、チャペル自体が行事を行なえる状況になかったことにある。前年の慰靈祭は四二（昭和一七）年六月に開催されたが、チャペルは、既述のごとく、その四か月後の一〇月に閉鎖されてしまっていた。その後、「立教学院修養堂」と改められたが、「本学院関係ノ基督教信徒及求道者ノ、家庭的礼拝及修養ノ目的」には、その使用が認められ、「本学院一般ノ教職員、学生々徒ノ礼拝及伝道ノ目的」には、その使用が許されなかつたのである。

そして、方式が変更されてしまった理由は、前にも述べたように、この時期、立教におけるキリスト教色が完全に払拭されてしまつていて求められる。そもそも、チャペルが「閉鎖」された背景には、学内で活発化したキリスト教主義堅持への対抗的な動向、すなわち、皇道主義論に基づくキリスト教排撃運動があつた。学院寄附行為や大学学則における教育目的から、「基督教主義」の文言が削除されたのも、まさに同時期、同じ文脈からなされたものであつた。もはや学内において、キリスト教式の行事を行なう環境は、完全に失われていたのである。

植民地出身学生の動向

先にも述べたように、戦時下、植民地朝鮮および台湾までもが兵力動員の対象とされたが、日本人学生同様、繰上げ卒業となつた卒業生や、文科系の専門学校・大学の在学生にもその手が及んだ。表向きは「特別志願」ということであつたが、その実態は、「志願」の強要であつた。

例えば、一九四三（昭和一八）年一二月三日には、文部省専門教育局長から大学に對して「朝鮮人、台灣人特別志願兵制度ニヨリ志願セザリン学生生徒ノ取扱ニ関スル件」が発せられている。この中では、「志願セザリン者ニ対シ、本人ヲシテ自發的ニ休学又ハ退学スル様懲罰スルコト」が指示され、また「若シ万一有之場合ハ、学校当局ニ於テ学則ノ如何ニ拘ラズ積極的ニ休学ヲ命ズルコト」ともされている。そして、その末尾には、「志願セザリン者ニ關シ」報告することも義務づけている。

立教大学は、この通達に従って、「志願」しない学生を同年一二月一七日付で文部省に回報した。そこには、朝鮮人学生二三名、台灣人学生二名の情報が記されていた。

こうして、朝鮮人・台灣人学生もまた、戰場へと驅り立てられる状況に置かれていたわけだが、立教大学からも、多数の学生が「志願」をした。その数については、いまだ確定的なものではないが、朝鮮人二三名（うち一名は予科）、台灣人二名が「志願」したものと思われる。なお、このうち朝鮮人学生一名の戦死が判明している。

第九章 敗戦から学園の再建へ

第一節 戦争の爪跡

空襲による被害

一九四五（昭和二〇）年八月一五日、長かった戦争もようやく終わりを告げた。しかし、戦争末期に行われた本土空襲は、日本各地に大きな被害をもたらした。なかでも、三月九日から始まる東京大空襲では、被災者一〇〇万、死者一〇万という被害を出し、首都の約四〇%が焦土と化したのである。

池袋周辺にも、二度にわたる大規模な爆撃がなされ、立教の周辺一帯は焼け野原となつた。四月一三日の立教中学校の『教務日誌』には、「本校周囲概々焦土トナル」と記載されており、その被害の大きさを物語っている。

幸いにして、立教大学の主要な建物は焼失を免れたが、決して爆撃の対象にならなかつたというわけではなかった。事実、校地の西側には焼夷弾が落下したようで、現在の一七号館および学院事務棟のエリアにあつた職員住宅などが焼失してしまっていた。戦後になされた文部省への報告書には、職員住宅「七棟（内一棟倉庫）ニテ類焼セリ」と記載され

ている。

また、通りを隔てて、立教の北側に位置していた聖公会神学院（現在の立教池袋中学校・高等学校の場所）と池袋第五国民学校（現在の大学五号館の場所）は、共に爆撃によって全焼してしまった。

こうした空襲の状況を、当時、立教中学校国漢科の教諭であった小木鉄彦は、以下のように回想している（『愛行』一九六九年）。



池袋の焼跡

〔略〕焼夷弾の絨緞爆撃が、地蔵堂の辺りから始められたのは、学校へ着いて間もなくだつた様に思うが、強風に煽られた火災は、わけもなく学院の校地に迫つて来る。熱風と火の粉が、空間のすべてに充满する、火焰と煙の刺戟で眼が痛い。堪らなくなつて地下に避けて、水道の水で眼を冷すと暫くの間は眼が痛んで開かないのである。やがて勇を鼓して地下室を出ると神学院は炎上している。北側の街路上では青白い閃光を放つて焼夷弾が飛び散つてゐる始末だった。西側にある木造校舎が気にかかるので、防衛に集まつた生徒六、七人を引率して、吹き下す火の粉を両足を使って踏みつけては消して行くのである。その中ライフスナイダー館側の木造家屋が焼け落ちると、熱風が北西端の校舎（外人校舎）に吹きつけるので、ベンキを塗つた横下見板が反り始めているのに気付いて中学校の園芸部の水槽の水をバケツリレーで運ばせては水をかけた。僅か二十杯足らずの水だったかと思うが、美事に延焼を食止める事ができたのである。〔略〕

私は早速屋上に上つた。ちょうどその時、大学正門前の池袋第五小学校に火が入つて、延焼中だったのである。風向きが変ると熱風が火の粉を吹きつけて来るが、運動

場を囲んだコの字形の校舎の下見板や屋根瓦は全部焼け落ちて、全体の骨格の軒桁だけが残って、それに火が入って、まるでイルミネーションの様に美しかった。やがてコの字形の校舎が風に揺られて倒れる様に前のめりに校庭に倒れると、熱風と火の粉が屋上へ吹き付けて来るのである。西側の屋上から見下すと、一面の焼野原はまだ火気が残って燐っている。

レンガ校舎群をはじめとした主要施設が焼失を免れたのは、このような状況から考えると、ある意味奇跡的なことであつたのかもしれない。当時、大学の講師であった宮本馨太郎は、図書館に焼夷弾を束ねる部品が落下し、屋根に大穴があいたという事実とともに、「当夜、B29から大型爆弾が投下され、まさにその弾頭は大学図書館の中心に命中したが、三六個に分解した小型焼夷弾は、当夜の南風に吹き流されて、立教通り北側地区に落下し、図書館はじめ立教大学の建物は被害を免れたのであろうと思っている」と記している（『立教大学史学会小史』）。

学内の荒廃



スクリーンがあつた頃のチャペル

空襲という、戦禍による施設への被害は軽微であつたものの、この戦争によつて、学内諸施設は、さまざまなかたちで荒廃をしていた。

一九四一（昭和一六）年から施行された金属類回収令によつて、鉄製だった門扉は木製へと変わり、食堂と二号館・三号館に閉まれた芝生には、空襲に備えるための防空壕が数か所掘られてもいた。さらに、二号館・四号館は軍による接收を受け、それぞれ陸軍造兵廠の病院、築城本部が置かれ、戦後に立ち退いた際には、「あたりは甚だ不整頓のまゝ」

であったという。

こうした中には、最も被害の大きかったのが、チャペルであった。というのも、先の防空壕を作る際、その掩蓋の資材が不足していたことから、チャペルの椅子がそれに充てられたのである。しかし、実際には、椅子のみならずスクリーンまでもが誤って撤去され、その材料とされてしまったという。

さらに、祭壇もその一部が傷つけられている。いまだにその詳細は不明ながら、一説には配属将校の関与を指摘する向きもある。例えば、予科長兼教務部長・辻莊一は、配属将校による学校行政への圧力を強く感じており、「汝等が起つて学校から基督教を駆逐するにあらざれば、自分が此の学校を閉鎖する」、「礼拝堂を旧状に止めおくのは、機会があればまた礼拝を行ふつもりだろう、あのままにしておくのは怪しからぬ。むしろ礼拝堂を破壊してしまへ」といった発言をしていたと述べている（一九四五年一二月一日付理事会提出文書）。こうした配属将校によるキリスト教への批判的な言辞は、他にも多く伝えられており、そのことが祭壇の毀損問題と関連付けられているものと思われる。
しかし、その一方で、図書館長であった武藤安雄は、その配属将校と交友があり、祭壇が傷付けられた頃の配属将校の発言として、次のように記している。

戦後のチャペルの様子
〔米国国立公文書館
カレッジ・パーク館所蔵〕

〔略〕礼拝堂ハ彼等にとりてハ魂の殿堂である、神域が爆撃されんといきまく連中は何の顔ありて彼等に見える。何は褚措き立派に復旧せねばならぬ。自分はクリスチヤンに非ざる故、礼拝堂へ出入はせぬが、礼拝堂を汚すが如きハ沙汰の限りと熱心に論ぜられ候。〔略〕

その上で、「之ハ小生以外の人々も耳にせし筈に候。この大佐が剣を抜いて祭壇を毀ち

たりなど、伝へられてハ、大佐の靈地下にありて瞑し難きこと、存候」と述べ、その関与を完全に否定している（立教學院理事長宛書簡）一九四五年一二月二六日）。

事の真相は定かではないが、この配属将校に代表される反キリスト教的な動きは、学内の教職員・学生、さらには校友の間にもみられていたし、立教からキリスト教的な色彩が払拭されてしまった一因ともなっていた。それゆえ、三辺によれば、学内施設のいくつかに刻まれていたラテン語の文字は、「反キリスト教徒の神経を刺激し蛮行を加へらるゝが如きこと必無を期すべからずとの配慮」から、塗り隠されたという。

最終的にチャペルは、非常用食料保管所として徴用されたようで、敗戦後には、往時の美しい姿は完全に失われてしまっていた。そして、こうしたチャペルをはじめとする学内施設の荒廃が、後に、立教の指導者に大きな衝撃を与えることとなるのである。

第一節 G H Qによる首脳陣の追放指令

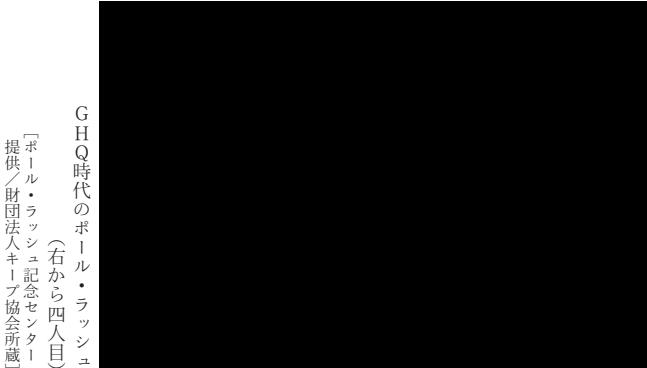
G H Qによる視察

敗戦から二か月ほど経った一九四五（昭和二〇）年一〇月二〇日、立教に、連合国軍最高司令官総司令部（以下、G H Q）から二名の将校が視察に訪れた。そのうちの一人は、かつて、立教大学の経済学部教授として教鞭をとり、外国人教師が続々と帰国する中、最後まで日本に留まつた、ポール・ラッシュュその人であった。

帰国後のラッシュュは、陸軍情報部の日本語学校に勤務しており、日本の敗戦にともない、

G H Q時代のポール・ラッシュュ

〔右から四人目〕
〔ポール・ラッシュュ記念センター
提供／財団法人キープ協会所蔵〕



占領軍の一員として来日を果していったのであった。

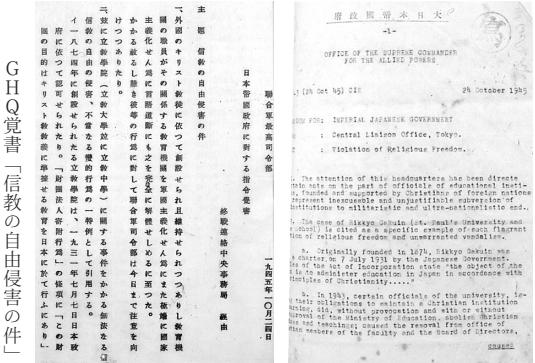
しかし、この視察は、立教にとつて思いもよらない結果をもたらすものとなつた。すなわち、「1予科校舎並ニ食堂ノ清掃届カザル点 2ミツシヨンスクールタル立教大学ガ依然御真影ヲ奉安シ居ル点 3礼拝堂ニアルタブレット取外シ椅子ヲ防空壕ノ掩蓋トシテ使用シタル点」について遺憾の意を表するとともに、総長三辺金藏と、その補佐役である学監帆足秀三郎（中学校校長を兼務）に対し、GHQへの出頭を命じたのである。

こうした事態を受けて開催された一〇月二七日の第八六回理事会の席上、三辺より、出頭した際の状況報告がなされると共に、「責任ヲ感ジ学校並ニ学生生徒ノ将来ニツイテハ充分ノ同情ヲ有スルモ事 御真影ニ関スルヲ以テ此際是非、全公職ヲ辞任シタ」いとの発言がなされた。帆足もまた同じく辞意を表明した。

これに対し、理事長松崎半三郎からは、その後GHQを訪問し、ラッシュら高官と協議し、善後処置について一任されているので、辞意を覆すようとの発言がなされた。他の理事も同意見であったため、結局、松崎理事長と他の理事とで、再びGHQに赴き、「三辺帆足両氏力戦事中ニ於テ取計ヒタル凡テノ行為」に対して了解を申し出こととし、辞意は撤回されることになった。

「信教の自由侵害の件」の指令

事態は沈静化するかに思われた。しかし、理事会でこうした議論をしていく時には、既にGHQから日本政府に対し、ある重要な指令が下されていた。それは、一九四五（昭和二〇）年一〇月二四日付で発せられた覚書、「信教の自由侵害の件」であった。



GHQ 覚書「信教の自由侵害の件」

- (口)一九四三年に同大学のある職員はキリスト教的学問研究機関の維持が彼等の責務なるに拘らず、その責務を無視して、何等の理由なく、文部省の承認を得てか得ずしてか、キリスト教の礼拝儀式並にキリスト教の教義の授業を廃止せり。更にまた教授及び理事中よりキリスト教信者を解職し、聖徒記念礼拝堂内に於てまた大学の他の施設に対して蛮的行為を振舞はしめたり。立教に於ては命令に依つてキリスト教は廃止せられ大学の礼拝堂は一九四三年一月に閉鎖せられたり。
- そして、さらに日本政府に対し、以下の四点の処置を命じていた。
- ①三辺金蔵以下、立教学院幹部一一名の解職。
 - ②右の一一名の再任用の禁止と、教育機関・宗教機関・政府機関への採用の禁止。
 - ③立教学院の再建と、財團法人寄附行為に基づく運営。

その内容は、外国のキリスト教徒によって創設・維持されてきた教育機関において、その職員が、軍国主義化・超国家主義化するために、許しがたい不当な破壊を行ない、また、終戦以後も、大学幹部及び文部省は、この信教の自由及び精神上の権利の侵害を何ら是正してこなかつた、という点を指弾するものであつた。

(イ)一八七四年に創設せられたる立教学院は、一九三一年七月七日日本政府に依つて認可せられたり。「財團法人寄附行為」の条項に「この財團の目的はキリスト教教義に準拠せる教育を日本に於て行ふにあり」と明示しあり。

侵害、不当なる蛮的行為の一特例として、立教学院の事例が引用されていたのである。

④他のキリスト教関係学校の状況調査・報告（教育機関の名称・位置／戦時下解職された職員名とその理由／解職者に代わって採用された者の氏名およびその事情／キリスト教信仰・教育に変更を加えた事項／資産に対してなされた蛮的行為・破壊・損害、およびその詳細）

なお、④については、青山学院や同志社など、対象とされた八一校の名前も列記されていた。

この覚書が作成されたのは一〇月一四日であったが、立教側が受領したのは、先の理事会が開催された翌日、一〇月二八日のことであった。したがって、三辺・帆足両名が出席した二日後には、既にこのような決定が下されていたことになる。理事長が、どのタイミングでGHQ側と接触したのかは不明であるが、その際に得た感触とは、全く異なる事態の展開であることは確かであった。

この覚書の作成経緯の詳細については不明であるが、ここに至る伏線は、占領直後からみられていた。例えば、九月二二日に公表された「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ對日方針」では、教育について、「理論上並ニ実践上ノ軍國主義及極端ナル國家主義（軍事教練ヲ含ム）ハ教育制度ヨリ除去セラルベシ。嘗テ陸海軍ノ職業的将校並ニ下士官タリシ者其ノ他軍國主義並ニ極端ナル國家主義ノ代表人物タリシ者ハ凡テ監督的及教育的地位ヨリ排除セラルベシ」とし、宗教については、「宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直チニ宣言セラルベシ」としていた。

また、三辺・帆足両名がGHQに出頭したまさにその日、「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」が、覚書として日本政府に発せられた。その中でも、教育内容について

は、軍国主義・超国家主義的イデオロギーを禁止し、軍事教育を廃止し、信教の自由等を確立すべきこととされ、また、「教師及ビ教育関係官公吏ハ出来得ル限り迅速ニ審査セラルベキコト。アラユル職業軍人乃至軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者及ビ占領政策ニ対シテ積極的ニ反対スル人々ハ罷免セラルベキコト」とされていた。

しかし、こうした方針を具体化し、いわゆる「教職追放」の契機となる「教育及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ閥スル件」が発せられるのは、一〇月三〇日のことであり、追放への具体的な動きは、翌年になってからのことであった。したがって、他に先駆けて立教の幹部にのみ追放の指令が出たのは、異例なことといえる。その後の政策実施のためのモデルケースという意味もあるのかもしれないが、ポール・ラッシュが、GHQの一員であったことが大きく影響していたのではないだろうか。

彼の伝記には、以下のような件がある（『清里の父—ポール・ラッシュ伝』）。

〔略〕学園は無残に荒廃していた。美しかった諸聖徒礼拝堂は荒れたまま乾パンなどの食糧倉庫に化していた。米国市民が贈った彫刻入り座席は取りはずされて、構内のブタ小屋の囲いとなり、大理石の聖餐（せいさん）台は配属将校によってみじんに砕かれていた。

また、アメリカ国立公文書館カレッジ・パーク館には、立教を視察した際に撮影されたチャペルの写真が数枚残されているが、その中には、荒廃したチャペルにおいてパイプオルガンを見つめ佇み、また、傷つけられた祭壇を指差すラッシュの姿が、鮮明に映し出されている。

さらに、後述する学院および大学の復旧の過程においては、山梨県清里にある「清泉寮」

パイプオルガンを見つめるポール・ラッシュ（右）
破壊された祭壇装飾を指さすポール・ラッシュ（左）
〔米国国立公文書館カレッジ・パーク館所蔵〕

の取扱も重要な課題とされていた。というのも、この清泉寮は、農村伝道の場として、ラッシュ自身、心血を注いで建設をしたものであった。ラッシュの帰国後は、立教学院の「修練道場」として使用されていたが、四四（昭和一九）年に、伊豆大島を立ち退くこととなつた藤倉学園へ売却してしまっていた。そのため、他の教学に関わる重要な事項の復旧とともに、この清泉寮の買い戻しが、ラッシュの希望を斟酌しつつ、早期に行われていたのである。

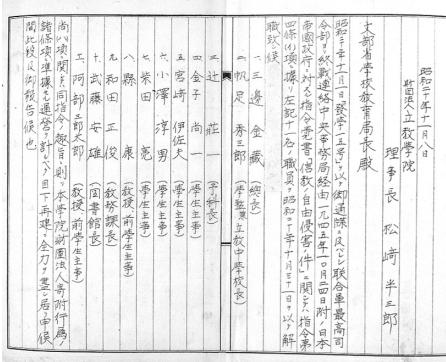
理事会の対応

幹部の追放指令に接し、一九四五（昭和二〇）年一〇月三一日、急遽理事会が開催された。しかし、この理事会が開催される前には、既に一一名の辞表が取りまとめられており、議論の内容は、辞任を前提とした善後処置に関するものであった。これら追放の対象者に関する議論は、解職に伴う恩給や退職金を規定通りに支払うか否かという問題のみであった。結果、従来通りの取扱いをすることで、全員の辞表が受理されることとなつた。

この場には、追放の対象とされた三辺・帆足両名も出席していたが、GHQから指摘された事実関係に関する議論は、記録上、一切確認できない。

こうして、GHQの指令通り立教幹部一一名の解職が早々に決定された。翌八日には、文部省学校教育局長宛に、一〇月三一日付で一一名を解職した旨を通知した。また、松崎理事長は、ラッシュのもとを訪ね、その旨を報告するとともに、恩給・退職金支払いの可否、今後の「身分緩和」措置について懇談を行なつた。これに対するラッシュの反応は、恩給・退職金の支払いについてはGHQの関知するところではないが、「身分緩和」については時宜を得ない、というものであった。

「信教の自由侵害の件」に対する立教学院的回答



以後、理事会は、文部省との折衝などを経て、一二月四日の第八回理事会において、一一名に対する恩給・退職金の支払いを決定し、追放問題への幕引きを行なった。

しかし、この間、追放の対象となった三辺からは、事実関係の調査と今後の「身分緩和」に関する訴えが、理事会に対してなされていた。文部省へ解職を通告する前日の一月七日付で提出されたこの書面には、以下のように記されている。

小生外拾名ノ者今回文部省ヨリ立教學院ニ伝達セラレタルマツカーサー司令部ノ御令(マツカーサー)令ニヨリ退職ヲ余儀ナクセラレ候 然ル處ソノ理由ニ就イテハ戦時ニ於ケル文部省並ビニ軍部ノ指導及ビ社会情勢上止ム無キニ至リタル点等其ノ他ノ事実並ニ前後ノ関係ニ少ナカラザル不詮索・誤解有之従ツテ責任ナキモノニ責任ヲ負セヲル点有之ヤニ存ジラレ候

幹部追放を報じた『朝日新聞』（一九四五年一〇月二九日）

就イテハ理事会ニ於テ適當ナル委員会又ハ其他ノ機関ヲ設ケラレ此等ノ諸事情ヲ御調査被下其ノ結果ヲ文部省ヲ通ズルナリ或ハ適當ナル理事ノ手ヲ経テ直接マツカーサー司令部ニ提出被下少クトモ今後ノ教育・宗教並ニ官界ニ於テ就職スルノ機会ヲ完封セラレタル条件ノ寛和ヲ御願出被下候ト共ニ後日此件ニ閑スル立証ノ資ト為シ被下度願上奉候

三辺自身、辞表を提出したものの、指弾されている事実関係への不満とともに、再就職の道を閉ざされたことへの困惑を抱いていたことが窺えよう。

理事会では、同日に開催された第八八回理事会において、この願書を朗読・受理するとともに、常務理事会を設けることが決定された。また、三辺をはじめとした追放対象者は、理事長名で、以下のような文書が送られた（一月二〇日付）。

一一月七日附前立教大学総長三辺金蔵氏より別紙写の願書御提出相成候に付理事会に於て此れが調査を常務理事に委嘱仕候

然るに貴下が今般御退職の止むなきに至りたる事由は文部省を通じ通達せられたる別紙聯合軍司令部の命令に基くものにして之れが事實調査に當つてハ貴下の当該行為に対する釈明を承り候上審議致候外拠外なく当惑致居候

就てハ右命令書を御参考として貴下が御関係の職務上の御行為に対し該當の有無等詳細なる弁明書を一応御提出被成下度右取敢へず得貴意度如此御座候

これを受けて、各人から弁明書が提出された（確認できるのは七名のみ）。このうち、総長である三辺は、問題の所在を以下のように整理し、それぞれに対する弁明を行なつてゐる。

- ①財團法人寄附行為の変更
- ②チャペルの閉鎖とキリスト教教育の廃止
- ③キリスト教信者の解職
- ④チャペルの内部、大学の他の財産に対する蛮的行為
- ⑤戦後の不作為

その主張の趣旨は、次のようなものであった。①と②は、前任者の遠山のもとで決定されたことであり、何ら関与していない。ただし、就任後に、配属将校から教室で聖書の講義をしている教員の存在を知らされ、それについて対処をした。③は、キリスト教信者の理由とした解職は存在しないこと。解職の理由は、文部行政への対応として経済学部を縮小し、文学部を廃止したことによる。⑤は、放置する意思はなかったが、直面する様々な

問題への対応に忙殺されていた。

そして、④については、チャペル及び大学施設が現実に荒廃していることから、最も詳細に論じている。まず、チャペルのタブレットが取り外されているのは、金属類回収令による災いを避けるため、予め他所に保管したこと。そして、現在の惨状は、防空壕の掩蓋の材料が足りなかつたため、チャペルの椅子を用いる決断をしたが、誤ってそれ以外のものも撤去されてしまったのであり、学校側が意図したことではなかつた。また、学内におけるラテン語の文字などが塗りつぶされているのは、反キリスト教徒の神経を刺激し、蛮行を加えられることを防ぐための予防措置であつた、との主張である。

その後、こうした弁明書がどのように扱われたのかは不明だが、指令を受けた一一名は立教を去ることとなつた。軍国主義・超国家主義の時代から、非軍事化・民主化という価値観の大転換により、戦時下になされた、苦渋に満ちた立教の決断のあり方が厳しく問われたのであつた。

一陣の嵐が過ぎ去つた四六（昭和二二）年の立教祭の席上、ラッシュは、以下のような演説をおこなつてゐる（『立教大学新聞』第三六号、一九四六年七月二四日）。

〔略〕立教には創立以来多くの人が力を注いで來たのですが立教には諸君の御承知のやうに特別な歴史があります。今や立教はその創立者の精神に帰つて行かなければなりません。若しも立教にして創立者の精神に立ち返ることが出来ないとするならば、かかる学校は原子爆弾を投げて潰してしまはなければならない。立教はその独特なる創立の趣旨に鑑みてその創立の精神に復帰してゆかなければ決して偉大な学校になることは出来ません。そして立教の創立の精神とは眞に高尚な基督者的な品性を

立教祭でスピーチをするポール・ラッシュ
（一九四八年）
〔米国国立公文書館コレクション・パーク館所蔵〕

養成することあります。もしも立教の中にたとへ幹部にもせよ、教授にもせよその他誰にても創立の精神に反し、自己の勝手なる何等かの目的のために此の学校を利用してゐるが如き存在があるとすれば、かゝるものゝ存在はもはや許されません。私は終生立教のために力を注いでゆきたいと思ふ。そして立教精神の発揚に精根を傾けたいと決心して居ります。立教は前にも申した様に真に高尚なる基督者的精神の持主を養成し、かかる若人を多数日本の社会に送り出して日本の建設のために全力を尽す義務があります。従つてこの趣旨に反する如何なる存在も如何なる団体も如何なる運動も存在の余地はもはやありません。もし指導者の中に仮にも間違つた考へをもつて指導するものが存在するとすればかゝるものは排除されねばならない。私は、そして私の國の人達は今や立教の動向に対して重大なる関心を払つて居ります。そして新生日本の建設のためにこの学校が果すべき役割の大なることを信じ、且つ期待して居ります。少くとも立教の学生諸君は創立の伝統の上に立つて人々の世界の混乱に禍ひされることなく、高尚な基督者的な立派な人になるやうに努めていたゞきたいと思ひます。〔略〕

第三節 キリスト教主義教育の再建

寄附行為の改正と文学部の再開

大学を含めた立教学院の再建は、幹部追放問題の生起という、非常に深刻な事態の中で

進められることとなつた。しかし、その一方で、追放指令の中では、立教学院の再建自体も命じられており、戦時下に払拭してしまったその教育の根幹を、早急に復旧する必要に迫られていた。

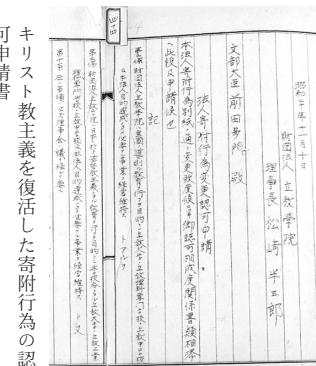
学院の理事会では、追放指令を受けて急遽開催された一九四五（昭和二〇）年一〇月三一日の第八七回理事会において、すぐさま、チャペルを「可及的速力ニ再開スルタメニ適当ナル措置ヲ執ルコト」を決定した。

続く一月七日の第八八回理事会では、寄附行為の改正について協議がなされ、二点の改正が決定された。第一に、第二条の財団法人立教学院の目的を、「皇國ノ道ニ則ル教育ヲ行フ」から「日本ニ於テ基督教主義ニヨル教育ヲ行フ」とすること。第二に、第一〇条の理事会の議を経る事項に、「立教学院附牧師ノ任免」を追加すること、である。

こうして、立教から一時消えてしまつたキリスト教主義教育が復活することともに、再開されたチャペルには、牧師が戻つてくることとなつた。

同理事会においては、もう一点、重要な事項が決定されていた。それは、文学部の再開についてである。理事会の記録には、「從来ノ文学部ニ閑シテ執リタル諸手続ヲ調査ノ上復活ノ為ニ必要ナル処置ヲ講スル事」と記されており、戦争末期の混乱の中、急遽「閉鎖」してしまつた文学部の処遇について、きちんと把握していなかつたものと思われる。といふのも、当の理事会においては、「休止若シクハ廃止」との決定はされたものの、それ以降、新たな決定は何一つされてはいなかつたのである。

とはいへ、四四（昭和一九）年一二月二三日付の、授業料改正に関する「学則改正認可申請書」には、「尚文学部ハ廃止セシヲ以テ学則中文学部ニ閑スル規程ハ凡テ控除致度」



と添え書きされており、学院当局としては、文学部を「廃止」したとの認識であったと思われる。しかし、学籍を残したまま出征した文学部学生は依然存在しており、文学部に関する規定を学則から正式に削除する前に、敗戦を迎えていた。

そのため、四六（昭和二二）年三月二九日付で提出された、文学部の「復活」に関する申請書の「学則変更事由」には、以下のように記されている。

現下及将来の国内並に世界状勢の推移に鑑み本大学に於ては平和的新文化国日本建設に必要な人材を養成し以て世界人類に貢献せんが為め昭和十九年以来募集中止中なりし文学部を再開し其の内容たる英文学、哲学、史学、宗教学を英米文学、基督教学の二科に改変し其の定員を貳百四十名とし且つ経済学部定員を昭和十七年度の四百八十名に復帰せしめ〔略〕

四学科が二学科に縮小されたものの、「閉鎖」された文学部の再開は、翌日の三月三〇日に認可された。そして、この年から新たな文学部学生を迎えた。なお、経済学部は、四七（昭和二二）年五月の学則改正により、戦時下、「国家経済科」「経営経済科工業管理班」とされたものが、「経済学科」「経営学科」とされた。

新体制の摸索

GHQの幹部追放指令により、大学総長兼専門学校校長・三辺金蔵と中学校校長兼大学監・帆足秀三郎の退任が余儀なくされたため、先の一九四五（昭和二〇）年一〇月三一日の理事会（第八七回）においては、その後任問題についても提起されていた。選定を一任せられた理事長・松崎半三郎は、直ちに須藤吉之祐を推薦し、すべての職を事務取扱とし

て兼務することが決定された。チャペル事件によって学長の退任を余儀なくされた木村重治から、後任である遠山郁三への間を繋いだ須藤が、再び難局においてその職責を担うこととなつたのである。

しかし、立教各校の責任者が決定したのを受けて、松崎からは、その理事長及び理事の職を辞任したい旨の、「強固ナル」意思表示がなされた。その趣旨は、以下のようなものであった。

予テヨリ本学院ニ於ケル責任ノ地位ヲ辞シ度キ意志ヲ有シ居リタルモ種々事情ノ為ニ實現ニ至ラズ今日ニ至リタリ

従来理想トシタル学院統一ノ実ハ当局者ノ協力ヲ得テ略満足ノ域ニ達シタルモ隅々聯合軍司令部ヨリ指摘サレタル諸事項ニ就イテハ自分モ共々学校当局ニ対シ誠ニ遺憾ノ意ヲ表スル者ナリ、一例ヲ挙ゲレバ報償金支払遷延ノ件、構内諸施設ノ清掃行届カズ、礼拝堂ノ処置ニ対スル怠慢又然リ

総長、学監ノ処置ニハ同情スベキ点多々有ルモ一面如上責任ニ欠クル処アリ勿論此レガ最後ノ責任ハ理事長タル自分ニ在リ、此処ニ辞表提出ニ及ビタル次第御諒承ヲ乞フ幹部の追放問題に関連し、理事長としての責任を痛感しての辞意表明であった。これに對し、元学長で理事の杉浦貞二郎からは、「今回聯合軍司令部ヨリ通達サレタル件ニ関シ学院トシテハ独り理事長ノミナラズ理事全体ノ責任タルハ言ヲ俟タズ 吾々ニシテモ固ヨリコレヲ回避スル意志ヲ有セザルモ立教未曾有ノ重大時期タル今日進退ヲ決スルコトハ結果トシテ責任ニ欠クル所有ルベシ」との指摘がなされ、事態が落ち着くまでの留任が進言された。他の理事からも留任の懇請がなされたため、「適時辞職」することとして、ひと



佐々木順三

まずはその職に留まることとなつた。

文学部も再開され、新年度を迎えた最初の理事会（第九一回、四月四日開催）において、これまで「諸種ノ事情ヨリ」先送りにされてきたが、「理事ノ立場」を明らかにするため、敗戦後に就任した二名を除く全理事の辞表が提出された。とはいえ、多数の役員が一斉に辞任してしまえば、事業遂行に支障を来たしてしまうとの判断から、続く第九二回理事会（四月一八日開催）においては、五名の理事が留任することとなり、互選の結果、再び松崎が理事長の職につくこととなつた。

こうして、若干の理事を入れ替え、新たな運営体制の確立をみたが、残る課題は、正式な総長の選定であった。この間、松崎は、東京帝大総長南原繁などに人選を相談していたようであるが、クリスチヤンでもある南原が推薦したのは、聖公会信徒でもある、都立高等学校校長の佐々木順三であった。

当初佐々木は、「自信が持てない」との理由で再三固辞していたようであるが、日本聖公会南東京教区主教で立教学院の理事でもあった須貝止や、同じく日本聖公会京都教区主教であった、実兄の二郎による熱心な勧めなどもあり、最終的には、就任要請を受け入れる決意をした。佐々木の任命は、六月二十四日の第九五回理事会において行なわれ、大学総長・専門学校校長・中学校校長を兼務することとなつた。

立教再建を託された佐々木は、後に、立教学院の「建学の精神」について、以下のように述べている（「立教学院 建学の精神」）。

思ふに、立教学院の精神は、その当初より終始一貫して、万物の創造主たる神を畏れ、その子キリストの聖言に聞くことをもつて『知識の本』（箴言一ノ七）とな

す基督教の根本的信仰に基くもので、あらゆる学問の研究は、自然と歴史の中に啓示された神の智慧を謙遜なる心を以つて探求し、全ての真理と善の源を神の中に見出すと共に、神の限りなき智慧によつて、人間の裏に備えられた永遠の道を会得して、人類の平和と福祉に貢献することである。而して立教の標語『神と国との為』は、正にこの建学精神の端的な表現に他ならないのである。

次に立教の伝統に著しい影響をもつのは、ウイリアムス主教によつて伝えられた聖公会の精神（アングリカニズム）である。聖公会は宗教改革の當時以来、常に神学と教会との全き調和の上にキリスト教信仰の確立を努めて居る教派で、その考え方によれば、神学を始め学問の輕視は教会の生命を萎靡沈滯せしめ、同時に又、宗教的精神の欠如は学問の府を偏狭、術学に墮落せしめるといふのである。この故に大学に於ける宗教的感化は、当然力強くなればならない。それは決して大学の生命を抑制する為のものではなく、却つて大学の正しい進展と充実の為に資するものであると主張するのである。立教大学が『自由の学府』たる所以は、實に、質実な信仰生活の中に自由博大な精神を包藏するこの聖公会の伝統から来るものと称して憚らないであろう。

最近欧米の大学に於ける新しい傾向は、学内宗教活動の目覚しい復興であると伝えられて居る。これは近代科学の驚異的な業績も、それが濫用されれば世界人類の破滅を招來する危険が、漸くにして從来の科学^{〔マテ〕}の過信を反省せしめ、科学は強力な手段ではあるがそれ自身には何の目的も有することなく、世界人類の平和と幸福とを念とする宗教の貴い目的に協力する時に、初めて大きな意義を生ずることが認識されて来たが為であるといはれて居る。かかる欧米大学の傾向は決して今日に始まつたもので

なく、抑々大学がその起源を修道院の中に有つて、学問の研究が造物主^(ママ)の畏敬の下に行はれて来たことに鑑みても当然の帰趨といはねばならぬ。

立教大学は基督教の信仰に立つて学問の研究を行うことを使命として今日に到つたもので、欧米大学の今日の傾向は實に我々があらゆる困難と戦つて守り抜いて来た立教の伝統のうちに含まれて居ることを誇りとするものである。

このように、戦時下に失われてしまつたキリスト教精神を急速に取り戻そうとしていた立教にとって、深い信仰に支えられた佐々木の就任は、まさに時宜を得たものであったといえる。

本格的な再建へ向けて

立教の再建において、財政面の問題も大きな課題であった。学院理事会においては、定員の改正や授業料の増額によって財源を確保し、事態打開を図ろうとしていた。そのため、一九四六（昭和二二）年度からの学費は、「大学々部六百円・予科五百円・専門学校五百五拾円」とされた。戦時下、大学学部の学費は百円台を推移しており、設置当初（一九四四年）の専門学校の学費が二三〇円だったことを考慮すると、急激な物価高騰の様が窺える。

こうした対応に加え、学院理事会が最も期待をしていたのは、戦時下途絶えてしまったアメリカ聖公会による支援であつた。すでに、敗戦間もない四五（昭和二二）年一〇月三一日の第八七回理事会において、かつて立教学院の総理であったタッカーに対して、「学院ノ現況視察」と「将来ノ問題」のため、その来日が要請されていた。

その要請は、翌年五月末、同じく立教学院の総理であったライフスナイダーの来日となつて実現するが、学院理事会では、今後の発展へのアメリカ聖公会の支援を要請するとともに、「以下のような計画を策定し、「精神的又ハ経済的両方面ニ米国聖公会ノ好意アル援助」を求めたのであつた。

- ①チャペル諸施設の復旧・完備
- ②総合運動場の設置

- ③アメリカ人教師の派遣

- ④留学制度の確立（教師学生派遣への区別の便宜供与）

- ⑤図書資料・体育施設用具の恵与

これと同時に、ライフスナイダーに対しても、理事への就任が要請され、「自分一存ニ決定出来ザルヲ以テ帰米後タツカーリ議長ノ承認アリタル場合、自分ハ喜ンデ就任ヲ承諾、米国ニ在ツテ常ニ学院ノ發展ニ貢献出来ル様努力スベシ」との返答を受取つた。

その後、同年一一月二一日の第九八回理事会において、ライフスナイダーの理事就任が正式に決定された。また、それと同時に、あのポール・ラッシュの理事会顧問への就任も決定されたのであつた。

こうして立教学院の再建は、新たな体制を整えるとともに、アメリカ聖公会、そしてGHQ幹部という、大きな後ろ盾を得ることにより、さらなる発展へと向けられることとなつた。

ライフスナイダーの来日を報じる『東京新聞』（一九四六年六月九日）
〔ポール・ラッシュ記念センター提供／財團法人
キープ協会所蔵〕

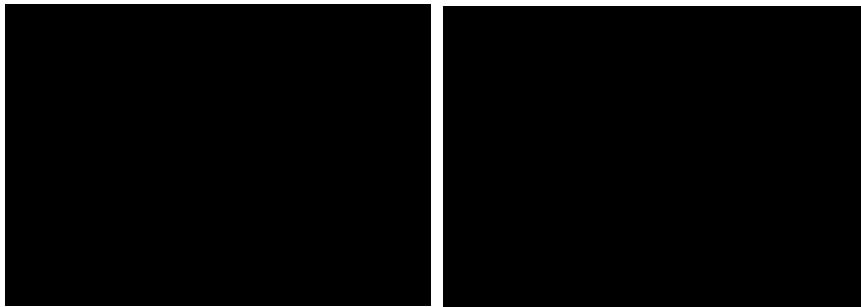
第一〇章 新制立教大学への移行

第一節 新しい学校制度の発足

女性に対する大学の門戸開放

一九四五（昭和二〇）年八月、日本は敗戦を迎えた。これを契機に、それまでの教育のあり方は軍国主義・超國家主義を支えたものとして否定されていく。このような状況のなかで、教育を民主化していくことが求められるようになる。敗戦から二か月ほど経った一〇月一一日、連合国軍最高司令部総司令官であったダグラス・マッカーサーは総理大臣の幣原喜重郎に対し、いわゆる「五大改革指令」を発した。この中には教育の民主化に関することも含まれており、これを契機に、すべての人に対して学校教育の機会を均等に与えることが課題になった。

戦前・戦中の日本の学校制度は複線型（分岐型）学校体系と呼ばれるものであった。この学校制度では、小学校を卒業した後の進路はいくつかに分岐しており、最終的に大学まで進学できるのは原則として男性に限られ、女性に対して大学への進学機会は開かれていたなかった。また、男性のなかでも旧制中学校以外の学校を卒業した者には、大学進学の機



女子学生、初の卒業 [笠井武朝氏提供・所蔵]

女子学生の入学 [竹内美恵子氏提供・所蔵]

会が極めて狭められていたのである。このような非民主的な学校制度を改め、教育の機会均等を制度的に保障するための施策として、まず女性への高等教育の開放という方針が打ち立てられ、四五年一二月に「女子教育刷新要綱」として閣議諒解された。

「女子教育刷新要綱」は、「男女間に於ける教育の機会均等及教育内容の平準化並男女の相互尊重の風を促進することを日途として女子教育の刷新を図る」という方針の下で、女性に対する大学の門戸開放などの措置をとることによって、教育における男女間格差を撤廃しようとするものであった。これを受け、四六（昭和二二）年度から、大学の門戸が女性に開放されることになった。

この「要綱」をうけて、立教大学（学部）でも四六年度から女性の入学が許可された。『文部省年報』によれば、この年に立教大学に入学した女性は、英米文学科に二名、基督教学科と経済学科に各一名の合計四名であった。ちなみに、男子学生は約一二〇〇名であった。立教大学初の女子学生のひとりである川田美代子は、女子学生が少ないゆえの悩みについて「一年生の時は時計台下の二十八番教室だった。三百人中ただ一人の女というのは、どこに坐るべきか頭をいためた。〔略〕あの頃は先生も少かったためか休講が多かった。わたしはこれが最もきらいだった。この時間をさてどこで過すべきかいつも頭をいためた」「はじめての女子学生」と後年に記している。しかし、旧制度下の大学入学資格をもつ女性はごく限られており、戦後初期に立教大学に入学した女性はごく少数であった。こうした状況が変化するのは、四九（昭和二四）年に新制大学が発足してからのことである。

教育の機会均等と新学制

女子の大学進学の門戸が開かれたとはいえ、学校制度は依然として複線型（分岐型）学校体系であり、すべての人に対しても学校制度上の教育機会が均等に開かれているとは言い難い状況であった。

一九四六（昭和二二）年一一月三日、日本国憲法が公布され、大日本帝国憲法にはなかつた教育に関する権利・義務について、次のような規定が設けられた。

第二六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

二　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

この憲法の趣旨に則つて、すべての国民が「ひとしく教育を受ける権利」行使できるような制度を保障するために、四七（昭和二二）年三月末に公布された教育基本法では第三条第一項において、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない」と教育の機会均等が規定された。このような日本国憲法や教育基本法の趣旨にもとづき学校教育法によって制度化された学校制度が、いわゆる六・三・三制である。小学校—中学校—高等学校 大学と接続し、同一の学校段階で複数の学校種別を設けないといふこの学校制度（単線型学校体系）によって、大学はすべての人に開かれた教育機関となつたのである。

なお、中学校や高等学校、大学という名称は戦前期の学校制度にも見られたものである。

しかしながら、新しい学校制度におけるそれは、以前のそれとは全く異なる教育機関である。新学制発足以前の中学校や高等学校を旧制中学校、旧制高等学校と呼んだり、六・三・三制実施後の大学について新制大学と呼んだりするのはそのためである。

この新しい学校制度（六・三・三制）は、四七年度から小学校と中学校で実施され、翌四八（昭和二三）年度には高等学校制度が、四九（昭和二十四）年度には大学制度（一部の大学では四八年度から）が実施に移された。こうして、旧制度下の高等学校や専門学校、大学の学部や予科を再編して、新制大学が誕生することになる。

大学の目的と「一般教育」

学校教育法では新制大学の目的を「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（第五二一条）と規定している。これを旧制大学の目的である「大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」（大学令第一条）と比較してみると、学校教育法の「広く知識を授けるとともに」という文言がその新しさを示していると考えられる。

旧制大学は、専門的な教育のみを行う教育機関であり、幅広い知識や教養の教授は旧制高等学校や大学予科の役割であると考えられていた。そのため、旧制大学の「象牙の塔」－一般社会と切り離された－のような性格は、戦後になると批判されるようにもなっていた。たとえば、一九四六（昭和二一）年三月に来日し、日本の教育制度の改革方針をアドバイスしたアメリカ教育使節団は、大学のカリキュラムについて「大概は普通教育を施す機會

が余りに少く、その専門化が余りに早くまた余りに狭すぎ、そして職業的色彩が余りに強すぎるやうに思はれる」と批判している。そして、「自由な思考をなすための一層多くの背景と、職業的訓練の基くべき一層優れた基礎とを与へるために、更に広大な人文学的态度を養成すべきである。この事は学生の将来の生活を豊かにし、そして彼の職業上の仕事が、人間社会の全般の姿の中に、どんな工合に入つてゐるかを了解させるであろう」とその報告書で述べている。

このような米国教育使節団のアドバイスを受けて、新制大学には専門教育とともに「一般教育」を行うことが求められるようになった。新制大学の設置を文部省が認可するための基準として活用された大学基準協会の「大学基準」では、「一般教育科目」と「専門教育科目」の両方を履修することが求められている。このことの意義について、大学基準協会は、「新制大学は専門の知識技能を教える専門教育と同時に、人間の完成を目的とする人間教育を実施して、文化人であると同時に職業人を養成する所である。この点旧制大学と大いに異なつており、人間教育は人間である限り誰にも必要なもので、人間一般と共に通ずる問題であるところから、一般教育と名づけられ、新制大学における一大特質をなすものとなつたのである」と述べている(『大学に於ける一般教育』)。

第一節 立教学院拡張計画

拡張計画案の策定

戦後直後に発生した様々な問題も一段落すると、拡張路線を基調とした本格的な再建計画が練られていくことになる。理事会においては、一九四六（昭和二二）年の末ごろから「学園拡張案」として議題にのぼっている。また、大学部長会においても、四七（昭和二二）年二月二〇日には、「将来ノ本学院計画案」として、総長の佐々木順三より以下のような説明がなされていた。

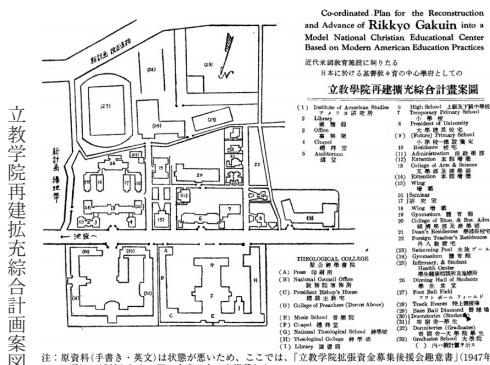
日本聖公会本部ノ教育機関ノ中心ヲ立教ニ置キ大学トシテハ神学部、文理学部、政経学部、法学部、医学部等を設ケ小学校、綜合グランド寄宿舎ノ新設等廿年計画案トモ云フベキプランを作成せる

立教を聖公会系教育機関の中心に据えるとともに、大学の総合大学化、小学校の新設、グランド・寄宿舎等の施設の充実を計画していたことがわかる。

こうした構想は、最終的にポール・ラッシュによつて、「立教学院拡張計画案」としてまとめられた。そもそも立教学院の再建は、幹部の追放とともに、GHQによってなされた「指令」という側面をもつており、また、ラッシュ自身も、日本聖公会を中心とする教会、教育機関、病院等の総合的発展性を主張していた。

計画案の具体的な内容は、以下のようなものであった。

イ、敷地拡張



注: 原資料(手書き・英文)は状態が悪いため、ここでは、「立教学院拡張資金募集後援会趣意書」(1947年6月)に添付された、同一内容のものを掲載した。

現在本学所有敷地に隣接して

南側に約壹万八千八百四拾坪、北側に約七千三百六拾坪及び西側に約壹千式百五拾坪の合計式万七千四百五拾坪の土地を購入して現在の分と併せて
総坪数五万参千六百拾四坪位とする

口、建築物

前項敷地上に図(別紙第四)【上図】に示す如く野球場、プール、トラック、フットボール・フィールド等を配し屋内運動場として体育館を建設する。
建築物としてハ右体育館の他に大講堂、学生寄宿舎、外人教授住宅、其他の新築、研究所、教室の増築等

ハ、教育部門

大学の建学方針をより完ふする為、初等学校を新設して

中等—高等—大学と一貫し、進学に便利の道を拓き且つ建学方針の徹底を期する
尚此等のことへ併行して大学に医、理、法、政等各部を設けて名実俱に総合大学として恥かしからぬ大学を造り上げる事等をも計画されて居りますが相当長年月を要する事であり、其の基礎となるものは何んと言つても敷地拡張が第一条件でありますから目下之れに重点を置いて進み逐次他の部分を具体化して行く方針であります。

当時の立教は、わずかに立教通り南側の一角を占めているに過ぎず、現在通りの北側にある、大学五号館と池袋中学校・高等学校の場所は、それぞれ池袋第五国民学校(小学校)と聖公会神学院の敷地であった。そのため、この計画では、主に現有の敷地に隣接する南側の土地と、国民学校跡地の獲得が目指されている。戦災によって立教周辺が焼け野原に

なってしまったという、ある意味好機ともいえる状況ではあったが、校地をほぼ二倍にするというのであるから、かなり大規模な計画であることが理解されよう。

また、こうした敷地拡張が必要な背景としては、新たに小学校や高等学校を設置して、一貫教育を目指すことが示されている。なお、大学については、戦前から志向してきた本格的な総合大学の完成と、諸施設の整備が盛り込まれている点が特徴といえる。

拡張計画への着手

この計画は、三月六日の第九九回理事会で紹介され、実施に向けた議論が行われた。その際、計画実現のためには、やはり敷地の獲得を第一として確認した上で、ラッシュより、「学園の附近一帯をキリスト教教育の中心とするに申分なき場所とし、教育上好ましからぬ建築等は一切排除したまゝ」日本政府に対し声明を発し文部省に対しては理想的学園の実現を申請すべきであるとの発言がなされた（この件については、後に、「豊島文教地区」が設定されることになる）。

また、北側の国民学校跡地については、すでに買収交渉を行なっており、近日中には契約をする予定であることが報告されている。しかし、総合グランドの建設を予定している南側については、地主の数も多く、買収に要する費用を早急に調達するのは困難であるとされた。

これに対しラッシュからは、校友に基金募集を呼びかけることが提案され、同時にアメリカからの援助の可能性について、以下のよう見解が示された。

①アメリカへ向かって援助を求めるにすれば、日本聖公会よりアメリカ聖公会に対し訴

える以外方法はない。

- ②アメリカ聖公会としては立教学院の為にのみ要する資金は拠出し得ぬ。
- ③聖公会の教育機関全部が一つの基礎の上に出来上がつていなければならぬ。
- ④現在は、理事会が積極的に資金を調達すべき。

このように、ひとえ立教のみに対するアメリカからの援助が期待できない現状であるため、学院においては、ラッシュの提言に従い、校友へ向けた大規模な基金募集活動を行なうこととなつた。

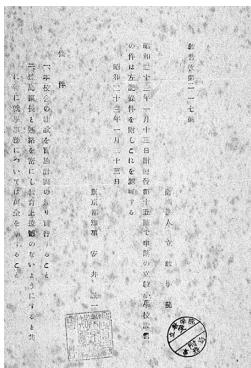
続く四月一八日の第一〇〇回理事会においては、早くも北側の国民学校跡地の買収が実現したことが報告され、将来的には隣接する神学院との間の土地を買収したいとの希望も述べられた。一方、南側の土地については、豊島区の小学校建設計画が持ち上がり、かつて大学が農場として借り入れた土地を買い入れ、同所に小学校の建設を変更してもらう交渉を行なつてゐる、という状況であった。

しかし、その後、この南側の土地の買収は相当困難であるため、ラッシュからの提言もあり、拡張の重点を南側から北側へと移し、神学院跡地を購入することとなつた。

一貫教育の模索

こうした敷地拡張を進めつつ、教育に関わる事業として最初に着手されたのは、小学校の設置であった。一九四八（昭和二三）年度からの開設を目指して準備が進められた結果、同年一月一三日付で申請書を提出し、同月二三日には、一学年八〇名からなる「立教小学校」が認可された。

立教小学校の設置認可書



この小学校の校舎建設については、一時、北側の国民学校跡へと計画が変更されたこと
もあったが、最終的には、初期の計画通り西側の元教練場跡（現在の小学校敷地）に新設
されることとなつた。しかし、新校舎の建設は、開設以後に着手される計画であつたため、
中学校校舎の一部を使用してスタートせざるを得なかつた。

先の計画案においても、「大学の建学方針をより完ふする為に」小学校の新設が必要で
ある、とされていたが、この点について佐々木順三は、以下のような回想を残している
（「終戦直後の立教」『立教』）。

さて総長となつて、私の直面した仕事は、言うまでもなく「立教学院再建」であつ
た。再建とは何か。ある人々は戦前通りに戻すことで、戦中始められた施設を廃棄す
ることと解釈したが、私はそうは考えなかつた。基督教の信仰に基づく教育を行う、
基督教の精神を回復することであり、然もその実戦は、タッカー総理が示した範に
従うことであると考へた。タッカー総理は、その回顧録「思い出の静かなる岸辺の開
発伝道」（Exploring the Silent Shore of Memory）の中で、彼が立教学院を開設し
た理由として、立教中学が如何にいい宗教々育をしても、卒業生が他の大学に進入し
て、屢々その信仰が冷却する例を見て、立教に大学を設け、尚よき信仰の下に、学問
の蘊奥を究めさせ度いという希望をもつて、これを断行したと言つて居るのである。

これを布衍して考へるなら、よき立教学院はよき立教中学校から、更に進んでは、よ
き立教学院からということとなるのである。私は立教は小学校を持たねばならぬと
決心した。幸に松崎理事長も同意で、「三田のように幼稚舎を設けるといいね」と、
三田財閥が慶應の幼稚舎から始まって居ることを信じて居るようであった。小学校設



立教小学校での授業第一日目の給食風景

置は、アメリカ側にも、学内殊に大学側に反対の声もあったが、理事長と私は、これを断行することとした。〔略〕

この時期、教学面の最高責任者であった佐々木にとって、立教の再建は、単なる戦前の復旧ではなく、建学の精神を回復することにこそあつたのであり、タッカーの大学開設理念に範をとり、既設の大学・中学のためにも小学校新設が必要であったのである。

そして、この小学校に続き、既設の中学校を母体とした新制「立教中学校」と「立教高等学校」が設置され、四八年度から揃って開設されることとなつた。

財政問題への対応

小学校の新設が最優先課題とされた背景には、佐々木が抱く「建学の精神」の回復とともに、学校経営という現実的な判断も存在していたようである。この点について、小学校の初代校長を務めた有賀千代吉は、次のように記している（『立教小学校十年史』）。

〔略〕民主国家を育成するためには、幼児から始めなくてはならぬ、という大きな基本的な理想の外に、裏面的な話としては、松崎理事長が、最も経費のかからないのが小学校である、ということも考えていたとのことである。当時の学校経済の面から見て経費を最小限度に切りつめなくてはならぬ、と考えたのは当然のことであるが、その対象が小学校に置かれたことは、如何に一般社会から小学教育が軽視されていたかを物語る、好資料といわねばならぬであろう。

事実、新制各校が発足したとはいえ、それらはすべて旧制中学校の諸施設を利用しての開校であった。そのため、新年度を迎えて、小学校校舎の新設、断念された南側の土地

アメリカから届いた救援物資
〔米国国立公文書館カレッジ・パーク館所蔵〕

に替わる神学院跡地の購入といった、多くの資金を必要とする計画が進行中であった。加えて、大学についても新学制への移行をはかるとともに、戦前よりその建設が望まれていた講堂をはじめ、諸施設の整備が計画されていた。

既に述べたように、こうした遠大な計画を実現するためには、校友への基金募集に着手していたが、一九四六（昭和二二）年六月には、「立教学院拡張資金募集後援会」が組織され、卒業生や在学生の父兄などに対する組織的な募金運動が展開されていた。その際、この拡張計画については、「地積約二万七千坪、建物約七千余坪の新築が目論まれ、所要総経費概算二億五千万円に達する大拡張計画」であるとし、資金調達については、以下のように述べられている（「立教学院拡張資金募集後援会趣意書」一九四七年六月）。

此計画の完成には恐らく五ヶ年以上の日子を要します上、この巨額の資金を敗戦後の日本国内にのみ求めるることは仲々困難でありますので、どうしてもアメリカの宗教団体其他有志の同情に訴へて資金資材等の寄附を仰がねばならぬと存じますが、さて我々日本人が拱手傍観してそれのみに頼ることは勿論許されることではありません。我々としては新日本建設の基礎工事とも云ふべき本計画の完遂を飽くまでも我々自身の責任として自覚し、誠意と熱意と努力とを傾け尽してこれが達成を計り、而してその足らざる所をアメリカの好意に訴へると云ふことでなければならぬと存じます。そこで我々立教関係者は此際真に一丸となつて力を協せ、差当り先づ前記計画案中の土地代金一千五百万円の募金を我々関係者及有志の間に於て是非共実現いたしたいと存じます。



立教小学校新校舎開校式の様子（一九四九年三月）

このように、基本的にはアメリカ側からの寄付を前提としたものであり、その寄付を得

るためにも、当面必要な土地購入代金は、立教関係者の募金によつて賄おうというものであった。

しかし、当座必要となる資金は、度重なる銀行からの借り入れで賄つており、新制各校の発足直後に開催された第一〇四回理事会（四月二八日開催）においては、理事長から、次のような提案がなされるほどの財政状況であった。

終戦以来聖公会関係各機関は各自獨力にてその発展、拡張のため全力を尽して努力して居るも本学院に於ても今後講堂の建築、学内の整備、土地の入手等米国側の援助なしには到底所期の目的を達成すること困難なる故、この実情を訴へ米国聖公会本部の援助を依頼する文書を作成し、三主教の米国本部訪問の際伝達願つては如何、又米国の総裁主教に対し日本視察を懇望しては如何

その後、九月二日の第一〇六回理事会においては、「聖公会の教育機関全部が一つの基礎の上に出来上がつていなければならぬ」とのラッシュのアドヴァイスにあつたように、立教学院、聖路加国際病院、聖路加女子専門学校、立教女学院の四財團からなる「東京エピスコパル教育医療機関聯合理事会」の結成が決定され、アメリカ側の理解を求める努力が図られることがなつた。

第三節 新制立教大学の発足

新制大学をめぐる議論

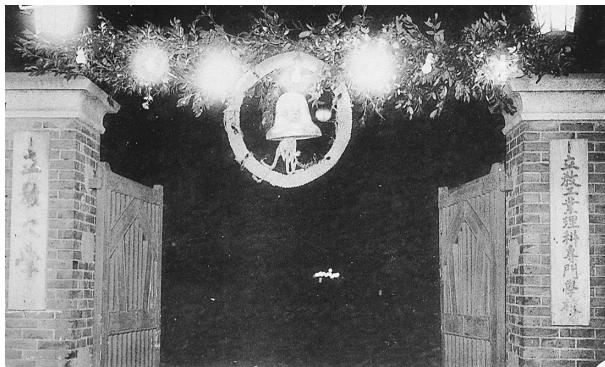
新学制への対応において、残る課題は大学の問題であった。一九四六（昭和二二）年度から文学部が復活し、四七（昭和二三）年度には新たに社会科が設置されたが、依然として、戦前と変わらぬ文学部と経済学部の二学部体制であった。そのため、拡張計画においても「医、理、法、政等各部」を設けて総合大学化を図るとされていた。

こうした構想の背景には、既に述べたように、戦前より医学部の設置構想が存在していたこと、また、その医学部ほど本格化はしなかったが、法又は法政学部の設置構想も同じくらい古くから存在していたことが影響しているものと思われる。

一方、理学部を設置しようという方向性は、戦時下に新設した専門学校の処理問題から出てきた案と考えられる。

同専門学校は、四五（昭和二〇）年度から、立教工業理科専門学校と校名変更するとともに、学科名・学科課程を変更し、敗戦後は、柏崎石油鉱山専門学校や東亜石油工業専門学校といった、廃校となる同系統の専門学校生徒を受け入れるなど、学校経営に苦心していた。しかし、戦時下に国策に沿う形で急造したもの、敗戦によって国情が一変したため、四六年度を境に入学者数は激減し、それ以前に入学した学生数も漸減していく。戦時以下、「立教」存続の命運をかけて開設された専門学校ではあったが、敗戦を機に、その役割が大きく変化してしまっていたのである。そのため、学生・父兄の間には、学校の存続

校門に掲げられた工業理科専門学校と立教大学の門標　〔小川徳治・春乃氏提供〕



や卒業後の進路に対する不安が生じており、理事会においても、同校に関する議論は度々なされ、一時は廃止の方向にも傾いていた程であった。

最終的には、総長・佐々木順三による、「何らかの捨て石」になる可能性があるとの判断から、廃校は先延ばしにされることとなつた。こうした状況下に拡張計画が練られたことを考えると、経営上問題のある専門学校を母体とした、理学部構想が浮上してきたものと思われる。

四七年七月八日、新制大学の設置基準となる「大学基準」が、大学基準協会によって制定されると、聖公会関係機関の代表をも加えた「学制改革委員会」（又は「新学制対策委員会」）が学院に組織され、大学に関する対応策も具体的に練られていくことになる。同月二二日に開催された第一回の会合においては、佐々木より大学について、「総合大学として目下計画して居る事は経、文、医、理（又は文理学部）及法政学部である」との、拡張計画にみられた構想と同様の計画が紹介された。

この委員会には、立教学院理事でもある、聖路加国際病院院長・橋本寛敏も出席しており、医学部の新設について、G H Qによって接收されている施設が戻らないと不可能だが、立教大学への一般的な期待も高く、非常に「トラブル」はあるものの有望である、との発言をしており、聖路加側も医学部構想に対して積極的とも思われる態度を示している。戦時下に続き、またしても医学部設置の機運が高まってきていたのである。

この委員会のその後の活動は、記録が不備のため詳細はわからないが、同委員会において、個々の件は小委員会を設け検討することなどが提案されており、大学については、部長会がその役割を担つたものと思われる。

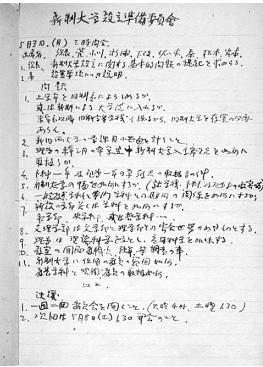
その部長会においては、翌四八（昭和二三）年一月六日に、ある一つの指向性が示されることになった。それは、専門学校を四年制大学へ移行させること、それと同時に、「医学部の新設を出来るだけ早く実現するよう努力する事、医学部の新設につけても、理科系学部の存置が必要。理科専の学者で、有名の士を兼任者として新任を要す」というものであつた。

このように、新制大学への移行にあたっては、まず、専門学校をいかにして理科系学部へ切り替えていくのかが課題とされたが、それは、単に経営上の問題だけではなく、医学部新設という、立教にとって長年の懸案を実現するための重要な要素として位置づけられたのであつた。

その後も理科系学部設置へ向けた議論が行われ、二月三日の部長会においては、専門学校の兼任講師でもある理化学生研究所の杉浦義勝に対応策の意見が求められた。杉浦からは、「官学」の存在を意識しつつも、専門学校の現状と財政的な問題等を考慮して、理論的な部分に重点をおいた「立教的な文理科」をつくるべきこと、そして、そのためには人事面と図書の収集に力を入れるべきこと、などの見解が示された。

部長会は、こうした提言を行った杉浦を専門学校の実質的な責任者である主事に据え、六月中の申請書作成と新制大学設立準備委員会の組織を決定した。また、新制各校の発足が報告された四月二八日の理事会においても、総長の佐々木より、「新制大学も来年四月発足の予定で五月その準備委員会を設け、七月上旬迄に成案を得て当局に出願する予定である事」が報告されている。

設置認可申請



新制大学設立準備委員会の記録

わざか二ヶ月あまりという、非常に短い期間ではあるが、新制大学の設置へ向けた準備は、「新制大学設立準備委員会」において進められたこととなつた。同委員会においては、様々な問題が議論されたが、学部・学科構成に注目すると、神学部、法政学部、医学部、教育学部、史学科、哲学科など、さまざまなものが候補として挙げられていたことがわかる。しかし、最も早く開設の意思決定がなされたのは、杉浦の提言にあった「文理学部」であった。これは、既存の専門学校と文学部を合わせて作ろうという構想であるが、委員会において杉浦は、「主として、実験より、理論に重点をおくこと」「設備に難点あるも教授陣自信あり」と述べており、従来から中学校の実験室を使わなければならなかつた専門学校の設備では、単独の理学部を開設するには不十分であつたものと思われる。また、先に述べたように、この時期、敷地拡張と小学校校舎建設という多額の資金を必要とする事業が並行していたことも、影響を与えたものと思われる。

一方、医学部の新設については、同委員会においても、その設置を前提とした議論が行われていたが、依然として聖路加の接收が解除されておらず、一九四九（昭和二十四）年度からの開設は難しいとの判断が示された。

こうした議論の結果、新たな大学像も六月中にはほぼ決定し、新制大学の設置認可申請書は、七月三一日付でまとめられた。そこに示された学部・学科構成は、以下のようなものであった。

文理学部 基督教学科・英米文学科・社会科・史学科・心理教育学科・数学科・物理

経済学部 経済学科・経営学科

結果的に申請されたのは、旧制からそのままスライドした経済学部に文理学部を加えた、二学部一〇学科体制であった。そして、文理学部の学科は、従来の基督教學科・英米文学科・社会科に、戦前設置されていた史学科、新たに構想された心理教育学科（戦前の哲学科の要素も加味されたと思われる）、専門学校を母体とした数学・物理学・化学科を加えた構成であった。基本的に、旧制大学に専門学校の要素を加えた形に止まっているといえる。

しかし、申請書の末尾に記された「将来計画の概要」には、準備委員会でも挙がっていた、医学・神学・法政学部の増設、さらには、哲学・新聞学・ホテル学・教会音楽科の設置も考慮していることが示されている。なかでも、医学部については、以下のような詳細な計画が述べられている。

聖路加国際病院と連結して設置する。

臨床医学については前記病院の施設を以て概して充分と思うから、今后基礎医学の施設についての計画を進める。

ロックフェラー財団より医学部設置の場合専門学者派遣を約する公式書簡を接受している。

尚、医学部設置の場合、文理学部の理科系学科の前期はプレメディカルの課程をもとるので前記の専門学者中には生物物理学、生物化学、細菌化学等の理科系学者が含まれる予定である。

このように、医学部の設置は依然として諦められてはおらず、今回設置する理科系学科

自分が、その前段階教育の機能をも兼ね備えているというのである。事実、申請書には、生物物理学・有用菌化学・細菌化学の担当教員が配置され、化学科には、有用菌化学・細菌化学からなる生物化学講座が設けられることにもなっていたのである。

山積する難題

この申請書は一九四八（昭和二三）年八月三〇日に提出され、以後、その認可に向けては、文部大臣の諮問機関である大学設置委員会による審査を待つこととなつた。

立教に対する第一回目の視察は、九月二九日から行われた。総長から理事会に対してもされた報告では、「過日」一回にわたって視察委員が来校、本年中にその結果が判明すると考えられるが期待をもつてよいと思う」との、希望的な観測が示されており、その感触は悪いものではなかつたようである。

しかし、実際の経過は、立教側が期待していたほど甘いものではなかつたようである。一月一一日に開催された学院理事と大学幹部との懇談会において、総長から、「文理学部ノ内理科関係ノ学科ガ多少問題トナツテ居ル」との報告がなされたのである。同月一六日の部長会では、「教授陣よし、設備不充分」と、その理由が述べられている。

文学部との抱き合いで、なおかつ理論的な部分に重点を置いた理科系学科とはいえ、構想段階から自認されていた実験設備の不足が、ここにきて審査上問題とされたのであった。こうした事態を受けて、部長会では、実験室改装に着手することとし、差し当たり三〇〇万円との見積もりを出し、その拠出を理事会に対して求めた。しかし、折からの財政難のため、実験室の設備として用意されたのは、わずかに一〇〇万円だけであった。

深刻な財政難の中、唯一の望みは、やはりアメリカ聖公会からの援助であったが、審査が難航しているこの時期、待たれていたアメリカ聖公会代表による日本視察が実現する運びとなつた。

その視察は、一二月一六日に実現した。アメリカ聖公会総裁主教代理として来学した、主教・ベントレーに対しでは、「現在迄の借入金は合計一、五〇〇万円となりこの返還は拡張後援会の募金のみにては返済は不可能であり米国の援助なしには解決出来」ない実情が訴えられた。これに対し、同主教からは、「出来る限りの援助に努力するとの好意が示された。

しかし、それと同時に、新たな問題が表面化することとなつた。それは、にわかに現実味を帯びてきた、国際基督教大学構想との関係であつた。主教からは、構想中の医学部設置を、同大学と連携して進めてほしいとの意向が伝えられたのである。アメリカにおいては、国際基督教大学の設立に対し、北米プロテスタント各派による支援がなされることとなり、アメリカ聖公会にもその協力がもとめられていていたのであった。

しかし、立教側としては、「小規模でも単独にて発足する考へ」であり、賛成できない旨の返答を行つた。とはいゝ、新制大学の行く末を左右しかねない事態であり、理事会では、アメリカ国内における積極的な募金活動の展開と、教育界・医療界の視察のため、佐々木（総長）と橋本（院長）を渡米させる準備を進めることとなつた。

新制学部の出発

理科系学科の審査が混沌としたまま年は明け、「万一一の場合」の生徒・教員の措置につ

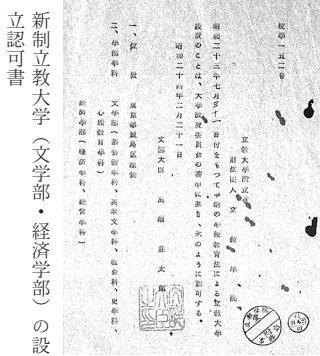
いて懇談がなされるなど、予断を許さない状況は続いていた。しかし、認可の如何にかかわらず、その母体となる専門学校は、廃止するとの方向性が確認されていた。

しかし、新制大学の認可が確定的なものとなつておらず、学校当局からは正式な発表がなされなかつたため、予科や専門学校の生徒には動搖が広がり、また、新制大学に不採用となる専門学校の教員からは、解職が不当であるとして、東京都地方労働委員会に提訴するという騒動まで起きていた。

こうした中、一九四九（昭和二四）年二月三日にも審査が行われたが、依然として実験施設の不足が指摘されていた。しかし、当初の計画である三学年の設置ではなく、一学年のみの開設であれば可能性があるだろうとの見通しを得るものでもあつた。そのため、図書・教員をさらに充実し、一学年六〇名の募集（申請では一〇〇名）とすることなどが決められ、不認可の場合は、専門学校の一年生は文・経済学部へ移行させることとした。また、理科系は、次回の審査から切り離し、その後の審査を待つこととされた。

その結果、同月七日に始められた審査においては、文学部と経済学部が合格となり、理科系学科については「保留」とされた。残された理科系学科は、教員を八名増員するなどの補強を行い、当初予定をしていなかつた「理学部」としての審査を申し出ることとなつたのである。

一二月二一日に文学部・経済学部の設置が認可されたのに続き、新学期を目前に控えた三月二十五日、実験室の一年以内の整備拡充、専門図書の増強、理論化学担任者の補充を条件として、理学部が認可された。ここに、新制立教大学の新たな陣容が、ようやく整うこととなつたのである。



新制立教大学（文学部・経済学部）の設立認可書

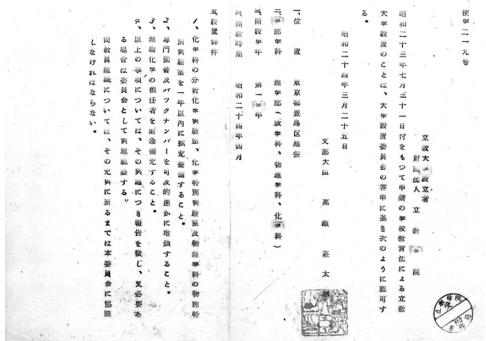
しかししながら、新制大学が無事発足したとはいえ、依然として学院の財政難は続いており、佐々木がこの年の秋に渡米し、アメリカ聖公会からの援助を確約していくまでは、その先行きは不透明なものであった。

また、国際基督教大学の問題が、立教も含めた連合大学ないし統合大学構想を持ちつて展開されたことや、聖路加病院の接收状態が続いていたことなどにより、医学部開設問題がその後もしばらく尾を引き、理学部をはじめ、大学全体の有り様にも大きな影を落としていた。結果的には、医学部の設置は再び挫折することとなるが、その前段階教育が理学部に課されたことにより、理学部のみならず、文学部にすら医学部を希望する学生が多数存在していたといったところである。

このように、紆余曲折を経て発足した新制大学は、その後、学部・学科・大学院の増設により様々な展開をみせていくことになる。一方、理学部の母体ともなった立教工業理科専門学校は、新制大学が設置された翌五〇（昭和一五）年四月二八日に廃止の認可を受け、その役割を終えた。

なお、大学をはじめとした立教各校を経営する財團法人立教学院は、私立学校法の公布（四九年）にともない、五一（昭和二六）年に学校法人へと改組され、現在にもつながる立教学院の体制が整うこととなつた。

理学部の設置認可書



第二章 高度経済成長期以降の立教大学

第一節 高度経済成長期における高等教育の状況

大学の量的拡大

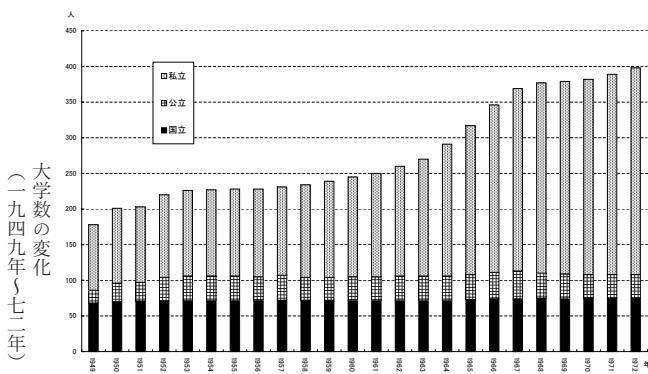
一九四八（昭和二三）年度に発足した高等学校の進学率は当初五〇%に満たなかった。しかし、経済成長、産業構造や家族形態の変化などにともなう教育意識の高まりをうけて、六〇年代になると高校進学率は急激に上昇し、七〇（昭和四五）年には約八〇%、七〇年代半ばには九〇%を超える、量的な拡大が果たされた。さらに、こうした状況をうけ、六〇年代半ばになると大学の数や大学への進学者も増加した。以下、統計数値から大学の量的拡大の状況を見てみよう。

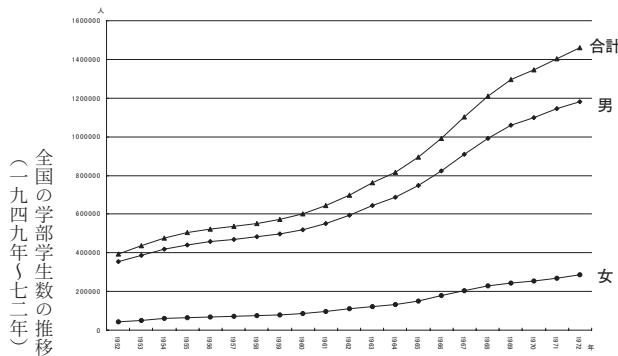
四九（昭和二四）年、一七八校でスタートした新制大学は、五二（昭和二七）年には二〇校に増加した。五二年以降の大学数の変化を五年ごとに見てみると、五二年から五七年（昭和三二）年には一校の増加、五七年から六一（昭和三七）年には二九校の増加などまっていたのに対し、六一年から六七（昭和四二）年にかけては一〇九校と大幅に増加している。その結果、六七年の大学数は三六九校となり、新制大学発足時の二倍以上に増

加した。その後も大学の数は増え続け、七二（昭和四七）年には三九八校に達したのである。四九年から七二年までの増加数は国立七校、公立一五校、私立一九八校であり、増加した大学のほとんどが私立大学で占められている。つまり、この間の大学の量的な拡大は私立大学を中心にして行われたのである。

これにともなって大学の学部学生数も増加する。新制大学の学生が四年まではじめてそろった五二年に三九万三〇五一名だった学部学生は、五七年には五三万八五四名と一四万五四七三名増加している。六二年には六九万九二〇〇名となるが、この五年間の增加人数は一六万〇六七六名であった。しかし、その後、学部学生は急激に増加し、六七年には一〇〇万人を超える（一一〇万三八八六名）、この五年の間にそれまでの一〇年間（五二年～六一年）の増加人数を上回る四〇万四六八六名も増加したのである。さらに、その後の五年間で三五万五六六一名増加し、七二年の学部学生数は一四五万九五四八名となつた。この結果、五二年から七二年までの二〇年間に、学部学生は一〇〇万人以上増加したのである。

こうした状況にともなって、大学進学率（短期大学を除く）も上昇する。五四（昭和二九）年に八%程度であった大学進学率が一〇%を超えるのが六二年、一五%を超えるのが六九（昭和四四）年であった（六四年に一度だけ一五%を超えた）。八%から一〇%までの二ポイントの増加に八年、一〇%から一五%への五ポイントの増加に七年の時間がかかっている。しかし、その後の進学率は急激に上昇し、七〇（昭和四五）年には一七・一%、七一（昭和四六）年には一九・四%、七二（昭和四七）年には二一・六%となり、以後八〇年代にかけて一〇%代で推移することになる。M・トロウの分類によれば、大学進学率



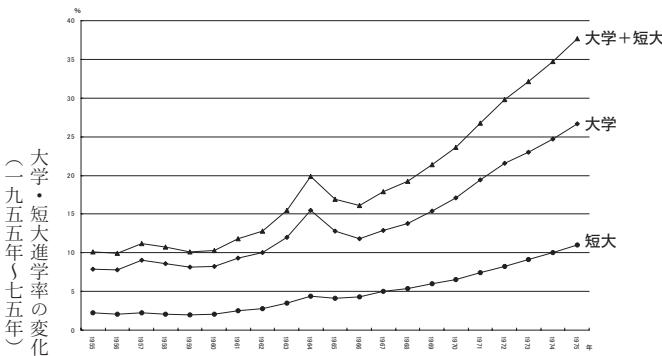


が一五%以下の場合は、高等教育の機会が特権的なエリート型の大学であるとされている。これに対して、大学進学率が一五%を超えると、多数の者に開かれたマス型の大学であるとされている。つまり、この分類によれば、六〇年代半ばにおける大学の急激な量的な拡大によって、日本の大学は少数のエリートのための教育機関から多くの者に開かれた大衆的な教育機関へと変化したのである。

理工系拡大の要求と私学

一九五〇年代半ば以降、科学技術の進歩や情報化の進展とともに、理工系学部・学科の拡充が産業界から求められるようになっていった。五七（昭和三二）年、一一省庁の閣僚からなる科学技術関係閣僚懇談会が科学技術振興政策の検討を開始し、科学技術行政機構の強化のほか、理工系大学の拡張が決定された。六〇（昭和三五）年一〇月には、科学技術会議が「一〇年後を目指とする科学技術振興の基本方策について」を答申し、一〇年後には理工系科学技術者が約一七万人不足すると推定。翌六一（昭和三六）年三月には、科学技術庁長官が文部大臣に対し、科学技術会議が指摘する大量の科学技術者を養成するために理工系学生を増員する必要があるとの勧告を行なった。

このような政策課題をうけて、五〇年代の終わりに一部の大規模私学が工学部・理工学部等を設置したのをはじめ、六〇年代にはいると国立大学の理工系学部入学定員が拡大された。国立大学には、六〇年代を通じて、工業系だけでも七〇種類の学科が新增設され、六年から七〇（昭和四五）年の一〇年間に約一九〇の学科が新設されたという。これに対して、私立大学の場合は、経済学・商学・経営学関係の学科の新增設が著しく、工学系



の学科増設は国立大学と比してはるかに少なかった。この間の大学の量的拡大は、理工系学部・学科については国立大学によっておこなわれ、私立大学は文科系学部・学科の増設を担うという傾向のもとにすすんだのであった（『大学の歴史』）。

第二節 立教大学の拡大

学部・学科の状況

はじめに、新制立教大学発足以後の学部・学科の状況をみておこう。

基督教学科、英米文学科、社会科（五五年に社会学科に名称変更）、史学科、心理教育学科の五学科で発足した文学部には、一九五八（昭和三二）年に日本文学科が設置された。さらに六二（昭和三七）年には心理教育学科を心理学科と教育学科に分離し、六三（昭和三八）年にはドイツ文学科とフランス文学科の二学科が設置された。この結果、六三年にはキリスト教学科、英米文学科、史学科、心理学科、教育学科、日本文学科、ドイツ文学科、フランス文学科の八学科体制になった。二〇〇六（平成一八）年からは、心理学科が現代心理学部（心理学科・映像身体学科）として独立するとともに、文学部には文学科が設けられ、従来の英米文学科、日本文学科、ドイツ文学科、フランス文学科はそれぞれ文科の専修となつた。なお、五一（昭和二五）年設置の教職課程、五二（昭和二七）年設置の博物館講座（博物館学講座）は、六七（昭和四二）年に学校・社会教育講座（教職・学芸員・司書・社会教育主事の各課程）として改編され、資格取得のための教育を担つて

いる。

文・経済（経済学科・経営学科）・理（数学科・物理学科・化学科）の三学部体制であった立教大学には、五〇年代後半に社会学部と法学部が設置される。

社会学部（社会学科）は、文学部の社会学科が独立して、五八（昭和三三）年に設置された。社会学部設置の理由を社会学部の初代学部長である淡路円治郎は、「元来、社会学科の性格が実験学科であつて、各学部諸学科とは性質を異にするばかりでなく、特に本学社会学科においては応用研究を標榜する関係上、学科内容に異色があり、これを文学部内に包容することは、自他ともに不都合を感じること、従つて、これを文学部の一科たらしめたのは、社会科発足当時の特殊事情による便宜の措置に過ぎず【略】学部の独立は最初からの予定計画であった」（「社会学部設置に際して」と述べている。この後、社会学部には、六四（昭和三九）年に産業関係学科、六七（昭和四二）年に観光学科が設置された。立教では、日本ホテル協会と卒業生の要望と寄付によつて、四六（昭和二二）年に「ホテル講座」が設けられた。産業関係学科に「ホテル観光課程」が設けられ、これが独立したのが観光学科である。観光学科は、九八（平成一〇）年に観光学部（観光学科）として独立する（〇六年には交流文化学科を設置）。なお、社会学部には〇一（平成一四）年に現代文化学科が、〇六（平成一八）年にはメディア社会学科が設置された。

社会学部（社会学科）設置の翌五九（昭和三四）年、法学部（法学科）が設置された。

法学部については、先にみたように、これまでもその設置が考えられていた学部であった。また、大学経営の観点から学生を増やすことが課題であった当時、大学の財政的負担が比較的少なく設置が可能であったことや、佐々木順三に代わって五五（昭和三〇）年に総長



法学部設立時の教授陣



松下正寿

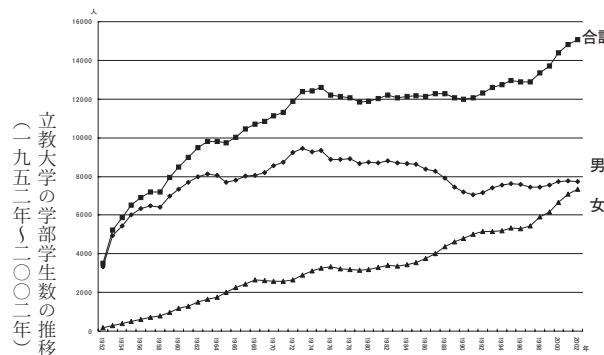
に就任した松下正寿の強い意向があったようである。しかし、社会学部が文学部社会学科という母体をもっていたのと対照的に、法学部は母体をもたない新しい学部であった。そのため、法学部の設置にあたっては、学外から教員を集めなければならなかつた。開設当初の教員には菊井維大、末延三次、宮沢俊義ら法学界の権威が多く就任し、「学問的には最初から相当しっかりした学部だと評価された」ようである(『研究と教育の場としての立教』)。こうして開設された法学部の目指す教育について、『法学部のしおり』(五九年)には次のように記されている。

わが法学部では、現在の法律・政治の専門技術的な知識を教授することに力を注ぐことはもちろんである。しかし、われわれは、単に法律・政治の『技師』を作るだけではなく、さらに法律・政治の技術的知識をこえた『平和と秩序の叡智』をそなえた『人間』を育てたいとおもう。

その後、法学部には、八八(昭和六三)年に国際・比較法学科、九六(平成八)年には政治学科が設置された。なお、国際・比較法学科は〇七(平成一九)年度から国際ビジネス法学科に名称変更の予定である。

法学部の新設から約四〇年の間、立教大学に新しい学部が設置されることはなかつたが、九八(平成一〇)年に新たに二つの学部が新設された。先に述べた観光学部とコミュニケーション福祉学部(コミュニケーション福祉学科)である。なお、〇六(平成一八)年にコミュニケーション福祉学科はコミュニケーション政策学科に改組された。

この間、経済学部と理学部に大きな変化はなかつたが、〇一(平成一四)年に経済学部に会計ファイナンス学科、理学部に生命理学科が設置された。さらに〇六年には、経済学



部の経営学科と社会学部の産業関係学科を母体として経営学部（経営学科・国際経営学科）が設置された。また、この年、経済学部には経済政策学科も設置された。

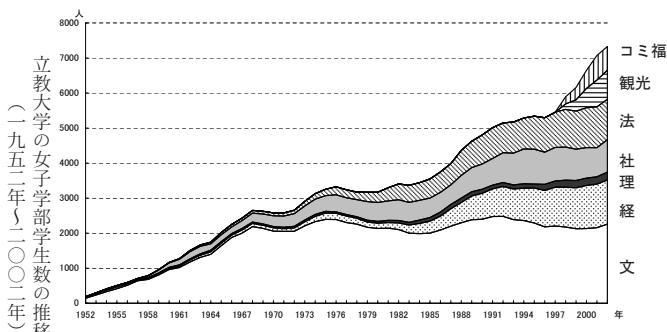
ところで、新制大学の特徴のひとつは、専門教育とともに一般教育を行うことについた。立教大学でも一般教育課程は四九（昭和二四）年度から開始されていたが、これを担う組織は設けられていなかった。この一般教育に責任をもつ組織として五五（昭和三〇）年度から一般教育部が発足する。しかし、九一（平成三）年の大学設置基準の大綱化によって専門教育と一般教育の区分がなくなり、一般教育のあり方に再検討が加えられることになった。立教大学では、一般教育と専門教育の有機的な関連を緊密にするため、一般教育部は九四（平成六）年度をもって解散し、所属教員は大学教育研究部もしくは既存の学部に移籍することになった。また、カリキュラムとしての一般教育は、九七（平成九）年度の新入生から「専門分野の枠を超えた幅広い知識と教養、総合的な判断力と優れた人間性を養う」ことを目的とした全学共通カリキュラムとして、新たに展開されていくことになった。立教大学では、これを期に「専門性をもった教養人」の育成を教育方針として掲げている（立教大学認証評価報告書）。このことから、専門教育と一般教育の区分がなくなった現代にあっても、立教大学の教育が戦後の新制大学の理念であった「人間教育」を行おうとしていることがわかるだろう。

なお、大学院の設置状況は巻末の表の通りである。

学生の増加

学部・学科の増設とともに、立教大学の学生数も急激に増加していくことになる。

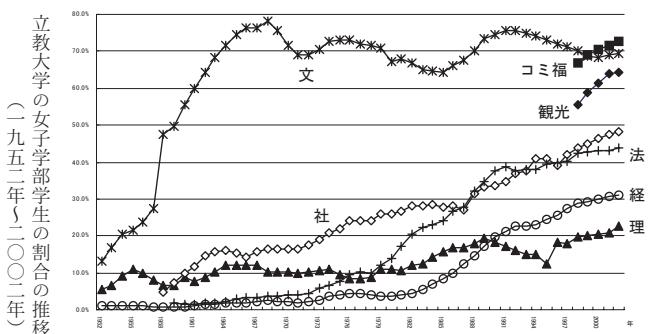
立教大学の学部学生数の推移
(一九五二年～二〇〇一年)



新制立教大学に四学年がそろう一九五二（昭和二七）年に三五一二名であった学生数は、五七（昭和三二）年には五二年の二倍の七一九九名、六二（昭和三七）年には九五〇三名（五二年の二・七倍）、五〇年代から六〇年代にかけての学部・学科の増設が一段落した六七（昭和四二）年には五二年の三倍弱の一萬〇四六〇名となつた。その後、七二（昭和四七）年には一万一八九二名を数え、五二年の三・四倍になつてゐる。

学生数の増加状況を男女別にみると、男子に比して女子学生の増加がめざましい。五二年には全体の五・二%を占めるに過ぎなかつた女子学生は、六〇（昭和三五）年には一六四名と一〇〇〇名の大台を超えて、全学生数に占める割合も一三・七%となる。その後も女子学生は増加し、六五（昭和四〇）年には一〇〇〇名を超える（一〇一九名）、その割合も二〇%を超えるようになる。そして、新制大学の完成年度から二〇年後の七二（昭和四七）年には二六五〇名、二二・三%になつてゐる。当時、全国的にみても女子学生が増加しており、六〇年には一四・三%、六五年には一七%、七二年には一九・七%にまで達していた。「女子大生亡國論」がマスメディアを賑わしていたのは六〇年代はじめであったが、これはこのような女子学生の増加を背景としたものであつた。全国的な動向には女子大学が含まれていることを考えれば、立教大学における女子学生の割合は、共学校の中では全国的な増加傾向を上回るスピードですぐにいたといえよう。

ところで、立教大学には、五八（昭和三三）年に社会学部、五九（昭和三四）年には法学部が新設されたが、この時期の女子学生の増加は主に文学部の女子学生の増加によつてもたらされたものであつた。五五（昭和三〇）年に二一%だった文学部の女子学生の割合は、六〇年に五五%、六五年には七五%となつてゐる。この間の他学部の動向をみると、

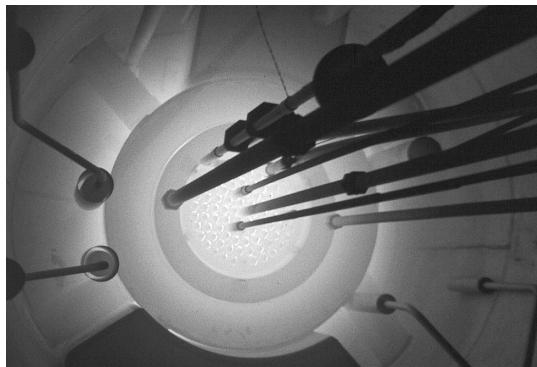


立教大学の女子学部学生の割合の推移
(一九五二年～二〇〇一年)

最も女子学生の少なかった経済学部では一〇一%、文学部に次いで女子学生の多かった社会学部でも一〇九一五%程度であり、文学部における女子学生の割合の高さは際だってい る。こうした傾向は八〇年代にはいると変化し、社会科学系学部に女子学生が増加するようになる。法学部についてみれば、八〇（昭和五五）年の女子学生の割合は約一四%（二九三名）であったが、九〇（平成二）年には三七%（八三〇名）となり、女子学生の割合は一〇年間に二三・五ポイントも増えている。また、経済学部では、八〇年に約四%（一五一名）であった女子学生の割合は、九〇年には約一〇%（七四一名）にまで増加している。社会学部の女子学生も八〇年代後半から急激に増加し、八八（昭和六三）年には三〇%を超えるようになる。ちなみに、同じ一〇年間に文学部における女子学生の割合は七・五ポイント（約一五〇名）の増加であった。なお、九八（平成一〇）年に設置されたコミュニティ福祉学部では女子学生の割合は極めて高く、〇一（平成一四）年には七三%（六七九名）を占めている。

諸研究所の設置

一九五〇年代後半から六〇年代にかけては、学部・学科だけではなく、研究所も増加した。それまで、立教大学の研究所はアメリカ研究所のみであったが、五〇年代には、原子力研究所（五七年）、アジア地域総合研究施設（五八年）、産業関係研究所（五九年）が設置された。アジア地域総合研究施設は、一般に欧米諸国に比べ遅れていたアジア諸地域の社会・経済研究の推進を目的として設けられた文部省科学研究費による研究プロジェクトの地理部門を担当し、特に東南アジアの文献を収集・利用促進の役割を担うことになったことを



立教大学原子炉の炉心部

うけて設置された。なお、研究費打ち切り後も、研究成果や研究者のネットワークは大学院地理学専攻の新設によって受け継がれ、さらにアジア研究重視の潮流を受け、九八年に文学部の「施設」から大学の研究所である「アジア地域研究所」に生まれ変わり、現在に引き継がれている。また、産業関係研究所は、規則によれば、「わが国および諸外国の産業関係に関する諸問題を社会学、心理学、経営学、法学その他の社会諸科学の観点から総合的に研究し、広くわが国産業の発達と社会の福祉とに寄与すること」を目的として設立された。こうした活動が、社会学部産業関係学科の設置につながっていくことになる。

さらに六〇年代にはいると、キリスト教教育研究所（六二年）、ラテンアメリカ研究所（六三年）、社会福祉研究所（六七年）、観光研究所（六七年）が設置される。キリスト教教育研究所は、同研究所のパンフレット（『立教大学キリスト教教育研究所』）によれば、五八（昭和三三）年に世界キリスト教教育大会が東京で開催された際、世界キリスト教協議会（WCC）から日本キリスト教協議会に対し、アメリカ聖公会教育局から「教会生活グループ・ライフ研修会」を大会の一環として開催してはどうかとの申し出があり、第一回研修会を清里の清泉寮で開催したことに端を発している。これ以降、この運動のための中心となるべき研究所の設立が求められ、アメリカ聖公会教育局の支援によって同研究所が開設された。ラテンアメリカ研究所は、六三（昭和三八）年にブラジル政府からの申し込みに応えて設置された研究所であり、現在も「ラテンアメリカ講座」を開催している。ところで、これらの研究機関のなかでも異色なのが原子力研究所である。一私立大学が原子炉をもつことがなぜ可能だったのだろうか。

五〇年代には、広島・長崎の原爆被害や五四（昭和一九）年のビキニ環礁における第五



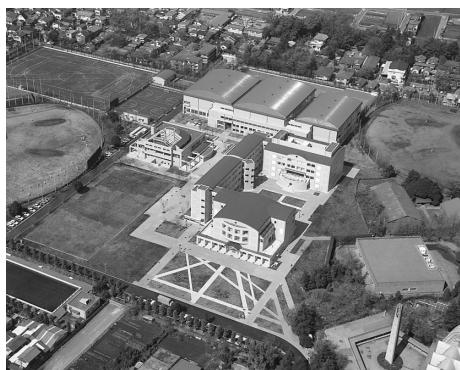
原子力研究所の内観

福竜丸の被爆を契機として、原子力の平和利用への声が高まっていた。このころアメリカでは、五五（昭和三〇）年にアメリカ聖公会ワシントン教区の集会で「世界平和に協力するための原子炉を作る能力の乏しい恵まれない国に原子炉を寄附する基金を募集する提案」がなされ、同年九月の聖公会総会で正式に決定された。この総会に出席していた理事長の八代斌助が立教への誘致を強く訴えたのが立教原子炉実現のきっかけである。翌年、総長であった松下は、原子炉受贈申し入れとその設置等のために渡米。五七（昭和三二）年五月には立教大学原子力研究所が発足し、受け入れ態勢が整った。なお、原子炉設置の敷地については、横須賀の旧海軍跡の国有地の払い下げをうけた。こうして、六一（昭和三六）年一二月、日本で四番目の原子炉として運転を開始したのである。その後、原子炉は財政的な問題からそのあり方について検討が行われ、二〇〇一（平成一三）年一二月に四〇年にわたる運用を終えることになった。

新座校地の取得

高校教育や大学教育が量的に拡大する六〇年代には、郊外に校地を求めて移転する学校が現れるようになる。特に大学の場合は、六〇年代後半から、都市部への大学の集中を是正するために、政府がそれを促す政策をとったため、都市部での大学の拡大が難しくなっていた。とはいっても、立教が新座に校地を取得した理由は、こうした状況とは若干異なっていた。

一九四八（昭和二三）年に発足した立教高等学校（現在の立教新座中学校・高等学校）では、その設立当初から東京近郊に学校用地を求めていた。新座校地取得は、五六（昭和



一九九〇年開校当時の新座キャンパス

三二）年末に東武鉄道から立教学院が東上線沿線に校舎建設の意図があれば校地を寄付する意向が示されたことに端を発している。東武鉄道の意向の背景には、立教の移転による沿線の発展や鉄道利用の増加への期待があったと推察される。五八（昭和三三）年、立教学院と東武鉄道は「立教学院校舎建設に関する協定書」を締結し、東武鉄道が寄付する土地に、五九（昭和三四）年度中に立教高校を、六三（昭和三八）年度末までに立教大学一般教育部の全学生を収容する校舎と附属施設を建設して移転することが決定された。立教高等学校の移転は六〇（昭和三五）年に実現したもので、大学の移転はなかなか進展しないままであった。

このため、数回にわたって大学の一般教育課程を新座校地に移転するよう要望書が出されることとなる。これに対して、七一（昭和四七）年一月、立教学院は、学園「紛争」によって大学における一般教育のあり方を「根底から考えなおさなければならなくさせられており」、中斷せざるを得ない状況にあるとして、理解を求めたのであった。

その後、八二（昭和五七）年に、大学図書館の新座保存書庫が開館するものの、新座校地の大学による利用についてはなかなか進展せず、その利用が本格化するには九〇（平成二）年まで待たなければならなかつた。八八（昭和六三）年、「新座校地利用実施計画」が策定され、九〇年度からの各学部一年次週一日利用が開始されることになったのである（当初は経済学部を除く）。九八（平成一〇）年からは、この年に設置された観光学部・コミュニケーション福祉学部のメインキャンパスとして利用されるようになり、〇六（平成一八）年には現代心理学部が設置され、現在に至っている。

第三節 「立大紛争」とその後の諸改革

大学の大衆化と「大学紛争」

第一節で述べたように、高度経済成長を経て、大学は少数のエリートのための教育機関ではなく、大衆的な教育機関へとその性格を変化させることになった。これにともなって、さまざまな問題が惹起されることになる。そのひとつが「大学紛争」と呼ばれる学生たちの異議申し立てであった。たしかに、以前から、安保闘争をはじめとして、学生による異議申し立てとしての学生運動は展開されていた。しかし、六〇年代末の「大学紛争」と呼ばれる学生運動は、それらとは質が異なっている。黒羽亮一によれば、そのひとつは、大学 자체が学生の闘争の対象になり、「大学の自治、学問の自由の理念まで含めて、それまでの大学のあり方が否定され、攻撃の対象とされた」(『大学改革 一九四五～一九九九』)ことにある。

当時、学生による異議申し立ては、日本に限らず世界各地で展開されていた。しかし、日本の場合は、それは、大学の大衆化を背景としてもっていた点で異なっている。急激な大学の拡大、学生の著しい増加は、教員と学生との精神的関係に大きな変化をもたらしたのであった。かつて学生は知的エリートとして世間から扱われ、自らもそう意識しており、そこに学生と教員の連帯感の基盤があった。しかしながら、大学の大衆化によって、学生は将来のエリートである保障を失うとともに、自らのエリート意識を希薄にし、学生と教員との連帯感が失われることになり、伝統的な大学のあり方と大衆化した大学との矛盾が

この時期に限界に達したのである。こうして、教育条件の悪化や学費の高騰といった学生たちの大学に対する不満を惹起し、「紛争」へと展開し、六八（昭和四三）年には全国六七の大学で、翌六九（昭和四四）年には一二七の大学で「紛争」状況に陥ったのであった。

「立大紛争」

全国的な「紛争」状況のなかで、立教大学は比較的平穏な状態を保っていた。しかし、一九六九（昭和四四）年四月、文学部フランス文学科の人事問題をめぐる教員の動向（いわゆる仏文科問題）を発端に、全学的な「紛争」へと展開していくことになったのである。

仏文科問題の概要は、以下の通りである。フランス文学科では教員の定年退職とともに生じた空席とカリキュラムの不備を埋めるべく会議を重ね、一般教育部フランス語科の教員二名を文学部フランス文学科に移籍することで意見の一一致をみた。そこで、一般教育部教授会に二名の教員の割愛を提案し、一月の同教授会でこれが承認された。ところが、三月の文学部教授会で両教員の移籍が否決されてしまったのである。これを期に、移籍予定であった両教員と一般教育部のフランス語教員四名が文学部への出講を拒否するという事態が生じ、フランス文学科では急遽非常勤講師を含めたスタッフでカリキュラムを編成することになった。四月初旬に開催されたフランス文学科のガイダンスの際、カリキュラム表からこの六名の教員の名前が消えていることが学生によって問題化され、以後数次にわたる集会や説明会などのなかで、カリキュラム編成における「学生不在の態度」など教育体制の不備が批判されたのであった。

五月に入り学生の活動は次第に活発化し、一日には文学部共闘会議（文共闘）が結成さ



「文共闘」、6号館を封鎖



第一回総長所信表明集会

れ、大衆団交と七項目（後に六項目）の要求が提示された。文学部教授会もこの問題に取り組むべく委員会を設置することになる。また、文学部教授会は、先の二教員の人事を再審議し、一〇日付で両教授の文学部移籍を認める旨の掲示を行った。これに對して、学生は、学部教授会の「朝令暮改」の態度に強い不満を表明し、これでは問題の根本的解決にはならないと、一三日には六号館をバリケード封鎖したのである。以後数回にわたる団交を経て、六月二九日、二教員の人事と文学部カリキュラム（教育学科初等教育課程を除く）の白紙撤回とカリキュラムの「根元的、主体的」総点検を柱とする「確認書」が学生と教員によつて合意されることになる。

しかし、この問題は、決して文学部に限定された問題ではなかつた。法学部の研究室もあつた六号館の封鎖をうけて、法学部の学生たちの間では、法学部鬭争準備委員会の呼びかけで、五月一六日に学生による協議会が開催され、大学制度の根本的見直しという問題の本質に鑑み、独自の運動を開拓していくことが確認されている。たとえば、法学部の学生たちは、法学部の教育について、次のような現状認識を示している（『立教大学法学部二〇年の歩み』）。すなわち、「教授会の体質——イデオロギー・価値基準・東大的体質・植民地的体質・学生蔑視——」が、専門教育のカリキュラムとして一方で法解釈という技術的なものへの偏重を、他方で「法技術を担う個人の責任を問う倫理的アプローチの欠除」^(マサ)という特徴を作り出しており、その結果、学生は「現在の法技術が自らの生きる場である社会からどのように発生し、適用され、効果を及ぼして行くのかという科学的認識もできず、その技術の断片がいかなるイデオロギーの下で体系化されているのか、そのイデオロギーのもの意味は何かさえ問えない状況」のまま卒業せざるを得ないと批判するのである。

これ以後も、「立大紛争」は展開していくが、ここでは詳述しない。ただ、立教大学の教員は、学生たちとの話し合いによって事態を解決しようとして、決して警察力の導入による解決を望まなかつたことは特筆すべきことである。

カリキュラム改革

「立大紛争」で学生が提起した論点は、学問やカリキュラムの意味、教員や教授会がもつてている管理者性や学生への加害者性、立教大学の管理・運営体制、さらには大学を規定する社会体制や国家権力の問題性、などであった。このような学生が提起した問題に対して、大学はどういうに応えたのだろうか。

カリキュラムを白紙撤回した文学部では、学生の自主的学習の尊重、閉ざされた専門教育の否定、「現代社会における人間学の再創造」という文学部の仮設的課題の下での学問への問題意識の喚起という原則を掲げ、カリキュラム改革を行っている。たとえば、卒業単位数を切り下げ、必修科目を減らし選択科目を増加させるとともに（学生の主体性の確保）、文学部共通科目を設けることにした。また、これ以後、次年度のカリキュラムを内示する集会（文学部集会）を開催するようになる。

法学部では、学生を『学び問う』主体として位置づけ、そのうえで教授会傍聴公開制度や「研究室開放」とともに「カリキュラムの自由化」（コース制の廃止、卒業単位の切り下げ）や「カリキュラムの自主的な編成」「履修モデル」「自由科目」「自主講座」の設定、「カリキュラムの総合化」（「合同講義」の設置）などによるカリキュラムの改革を行った。



一般教育に関する限り、全学部共通のカリキュラムの設定や選択科目の拡大、科目の充実や「自由科目」（ゼミ形式・共同講義・総合講座など）の設定、一般教育の三・四年次生への配当などの措置がとられるようになった。

入試制度の改革

このように、六〇年代の大学の拡大によって「紛争」が惹起され、大学教育のあり方が根本的に問われるようになったが、同時にそれは大学入試制度のあり方の再検討をも要請していた。立教大学では、一九七〇（昭和四五）年度から導入された文学部の指定校推薦入学制度を皮切りに、その後さまざまな入試制度が導入されることになる。そして、入試制度の改革は、ある意味で、「立大紛争」で問われた課題への対応であった。

「立大紛争」から一〇年ほど経った一九七〇年代末は、「紛争」の頃にもまして高等教育機関への進学率が上昇し、その割合は四〇%近くにまで達するようになっていた。このような大学の大衆化の急激な進行は、大学の序列化を促し、「受験戦争」と呼ばれるほどの大學生受験競争の激化を招くことになった。その結果、大学入試は「一年間、夢中になつて受験技術を学べば、ひょっとしたら東大入試を突破できるかも」（「味な試み 立大の『社会人入試』」『読売新聞』七八年七月六日）とある東京大学の教授がいうほどに、高度な受験テクニックが必要なものとなってしまったのである。そして、このように激化した大學入試の状況にあって、大学が「受験戦争」を勝ち抜いた若者だけに与えられる場と化した結果、学生時代はモラトリアム（猶予期間）と化し、大学はレジャー・ランドと呼ばれるような社会と隔絶した場所となってしまったのである。ある新聞は、その状況を次のよ

うに記している（「『社会人入学制度』への期待」『毎日新聞』七八年七月六日）。

〔略〕事実上、大学は二十歳前後の若者の集団によって占領され、キャンパスは一般社会とはかけ離れた別世界になっている。

しかも大学進学率が四〇%近くにも達し、はっきりした目的意識もなく、単に親がすすめるから、友人も進学するから、といった理由で入学してくる学生がふえていて。そして大学は、いまやレジャー・ランドだとまでいわれている〔略〕

おそらく、立教大学でも、多かれ少なかれ、これと似たような状況にあった。八〇（昭和五五）年に行われた法学部の教員による座談会では、学生と学部教育について、偏差値に振り回され、「受験戦争」に疲れて入学し、大学時代をモラトリアムの期間として過ごそうとする結果、学生は易きにつきやすく、学生の自主性を重んじる法学部の教育が壁にぶつかっている、といった問題点が指摘されている。つまり、「立大紛争」後の法学部改革のなかで「学び問う」主体として位置づけられた学生が、「学び問う」主体になつていいことが問題視されていたのである。

このような状況の中で、法学部では、社会人を対象に二年間大学を開放して専門的な教育を受けることを可能にする「自由専攻科」が構想されるようになった。しかし、議論を深めるなかで、社会人に対しても正規の学部教育を開放する必要性が認識されるようになる。そこには、大学でもう一度学びたいという社会の要請とともに、壁にぶつかっている法学部の教育や学生と教員との関係、アカデミズムといった「大学の内部の問題をそこを突破口として切り開いていく」という発想が存在していた（「座談会 法学部教育を語る」）。このような問題意識の下で、七八（昭和五三）年七月、昼間部では日本で初めてとなる法



法学部社会人入試当日の様子

学部社会人入試の導入が発表され、翌年度入試から実施されたのである。

社会人入試は生涯学習社会の到来や「受験戦争」の緩和といった大学外部の問題への対応ではなく、むしろ大学内部が抱えていた問題に対する取り組みであったということがでるべきだろう。その意味で、社会人入試は「学び問う」主体となりうる学生を入学させるための試みであり、また法学部の教育を活性化させるための試みであつたということができる。そして、それは「大学紛争」が提起した課題を如何に背負っていくかという問題でもあつた。

八〇年に導入された文学部B入試（いわゆる文B入試、二〇〇五年で終了）の導入も、「立大紛争」が提起した問題への対応としての性格を有している。この点について文学部の教授であった渡辺一民は、八一（昭和五七）年に次のように述べている（「大学改革の歩み」）。

〔略〕六九年以來わたくしたちがカリキュラムとならんと重視したのは入学者の選抜方法でありました。学生の自主性を尊重し、専門の枠にとらわれない、人間にかかわる幅広い問題意識をもつ学生を育てるという視点から見ると、受験戦争をいかに切りぬけるかということに目標をおいた日本の中・高校教育というものにたいして、わたくしたちは批判を抱かざるをえません。ですから入試問題は、以来十余年間、わたくしたちのたえず検討しつづけてきた問題のひとつでした。そして七〇年にまず入学試験のまったくない指定校推薦入学制度を発足させ、翌年いわゆる文B入試、すなわち論文入試を実現させたのであります。〔略〕このようにまったくタイプの異った規準で入学した多様な人材が、まさりあっておなじ教室で学ぶとき、そこに画一的な入

学者しかいない大学とは違った、まったく新しい活気が生まれ、それこそが立教大学文学部の教育理念を生かしていくものだとわたくしは確信しております。

この文章から、「立大紛争」後の文学部改革で目指された教育理念を達成するための一環として、入学試験の改革が行われたことがわかるだろう。

「大学紛争」は学生による大規模な、そして過激な逸脱行動のようにも見えるが、そこに現れた研究や教育、そしてアカデミズムへの批判の本質は、現在の大学批判としても通用するものであろう。しかも、これらは大学の内部から立ち上がってきただ批判であり、それに対しても教員が真摯に応えたことに大きな意味がある。

現在、日本の多くの大学は、規制緩和や少子化という状況の下で熾烈な競争状況におかれ、生き残りをかけた改革を行っている。そのような状況は、大学にとっては開国を迫る「黒船」のようなものなのかもしれない。しかし、そうした「外圧」を内在的な問いとして受け止めていくためには、「大学紛争」以後のカリキュラム改革や入試改革のなかで問われた「大学とは何か?」「大学教育とは何か?」という問い合わせについて、再び考えることが必要なのではないだろうか。また、「紛争」後の改革のなかで提起された「学び問う」主体の意味を、もう一度確認する必要があるのでないだろうか。

立教學院略年表

(明治一六)	一八八三年	一月三日「立教学校」の閉業届を提出。
前年未築地居留地二七番に完成した、J・M・ガーディナー校長設計の「シック風三階建煉瓦校舎で「立教大学校」(六年)と称する。	一八八七年	七月一日、チャニング・ムーア・ウィリアムズ、ヴァージニア州リッチモンドに生まれる。
大阪英和学舎閉校、生徒一四人が立教大学校に転入。	一八九〇年	六月末、ウィリアムズ、アメリカ聖公会宣教師として長崎に来日。
大阪英和学舎閉校、生徒一四人が立教大学校に転入。	(明治三三)	一〇月三日、ウィリアムズ、アメリカ聖公会第二代中国・日本伝道主教に接手される。
一月二一日、ウィリアムズが大阪の川口居留地(雑居地)の与力町に私塾を開設(のちの「大阪英和学舎」)。	一八九三年	二月二一日、ウィリアムズが大阪の川口居留地(雑居地)の与力町に私塾を開設(のちの「大阪英和学舎」)。
二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。	(明治二六)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
ウイリアムズ、この年に初代日本伝道専任主教となる。	一八九四年	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
一月二九日、東京市の大火灾により校舎など消失。立教学校はこの後二年間余り休眠状態となる。	(明治二七)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
一月、大阪から上京した宣教師J・H・クインビーによって塾が再開。	一八九六年	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
京橋区築地二丁目三番に移転、貫元介名義で六月二七日、「立教学校」として私学開業願を提出。	(明治一九)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
一月、大阪から上京した宣教師J・H・クインビーによって塾が再開。	一八九七年	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
京橋区築地二丁目三番に移転、貫元介名義で六月二七日、「立教学校」として私学開業願を提出。	(明治二〇)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
一月、大阪から上京した宣教師J・H・クインビーによって塾が再開。	一八九八年	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
京橋区築地二丁目三番に移転、貫元介名義で六月二七日、「立教学校」として私学開業願を提出。	(明治二一)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
一月、大阪から上京した宣教師J・H・クインビーによって塾が再開。	(明治二二)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。
京橋区築地二丁目三番に移転、貫元介名義で六月二七日、「立教学校」として私学開業願を提出。	(明治二三)	二月三日、ウィリアムズが東京・築地の開市場内に私塾(のちの「立教学校」)を開設。二二月、塾は築地入舟町五丁目一番地(内外人雑居地)に移転。

一月三日「立教学校」の閉業届を提出。
前年未築地居留地二七番に完成した、J・M・ガーディナー校長設計の「シック風三階建煉瓦校舎で「立教大学校」(六年)と称する。
大阪英和学舎閉校、生徒一四人が立教大学校に転入。

反動的な時代風潮もあり生徒数半減(一月現在二六名)。校内にも日本化の機運高まる。大学校は左乙女豐秋ほか日本人教師を多数採用し、校名を「立教学校」に戻す。

ジョン・マキム、ウィリアムズの後任として、アメリカ聖公会第二代日本伝道主教に着任。

六月二〇日、大地震で校舎の一部崩壊。居留地五七一六〇番(現・聖路加看護大学敷地)に新校舎・寄宿舎着工。

九月、学科課程を改正。補充科(一年)と普通科(五年)、専修科(三年)とする。

四月始業とし、学校を「立教尋常中学校」(五年)と「立教專修學校」(三年)に分ける。

八月、神錦町で「東京英語専修学校」の設置を申請。三年後には一五〇名を集める。

四月一日、「私立立教尋常中学校」(翌年「私立立教中学校」)に)が中学校令により正式に認められる。

七月、六角塔で有名になる新校舎・寄宿舎が竣工。

八月、「文部省訓令第一二号」により認可校での宗教教育や儀式が禁止される。立教は傘下の三校と寄宿舎を「立教学院」の名で登録。中学校（認可校）以外でキリスト教教育を行うことで対処。

一九〇七年（明治四〇）
一九〇九年（明治四一）
一九一〇年（明治四二）
一九一八年（大正七年）
一九二二年（大正一二）
一九二三年（大正一三）
一九二四年（大正一四）
一九二六年（大正一五）

八月、専門学校令による「立教大学」が認可。一年半の予科、三年の本科（文科、商科）、選科で九月に開校。総理タッカー、新キャンパス用地として東京郊外北豊島郡西巣鴨村大字池袋に一万七〇〇〇坪の土地を購入。

一一月一日、創立者ウイリアムズ逝去。
池袋の大学校舎のうち本館、図書館、寄宿舎などが竣工、翌年五月落成式挙行。

五月一日、大学令による大学として認可。構成は三年の予科と三年の文学部（英文学科、哲学科、宗教学科、史学科※但し当分欠）、商学部。九月一日、関東大震災で築地の中学校全壊。池袋の大学も被害を受ける。大学は〇月一五日授業再開。中学校は一八日、池袋の大学校舎で授業を再開。

三月三一日、商学部に商学科と経済学科設置認可。池袋に中学校の新校舎建設、五月に落成式挙行。

一九三一年（昭和六）

四月、商学部を経済学部に改称。

聖公会教育財団の傘下にあった立教学院が財团法人立教学院として独立。八月七日認可される。理事長はマキム。「学院総長」はライフスナイダー。

一九四〇年（昭和一五）

一〇月、ライフスナイダー学院理事長・総長退任、総長事務取扱に（一一月退任）。後任理事長は松井米太郎。一月、遠山郁二大学学長が学院総長を兼務。翌年には、理事も全員邦人となる。

一九四一年（昭和一七）

理事会は九月、「変更スルコトヲ許サズ」とされていて学院寄附行為中の「目的」を「基督教主義ニヨル教育」から「皇國ノ道ニヨル教育」に変更することを決議、一一月申請（翌年一月十五日認可）。

一〇月、チャペルを閉鎖。「修養堂」と改称。一般教職員・学生の礼拝等に用いないなどの内規も理事会で決定。

三月一日、「立教理科専門学校」の設置認可。

一九四四年（昭和十九）
一九四五五年（昭和二十）

三月理科専門学校を「立教工業理科専門学校」と改称認可。

一〇月、GHQが戦時中の学院幹部ら一名の教職追放を指令、文部省を通じて解職を通達。

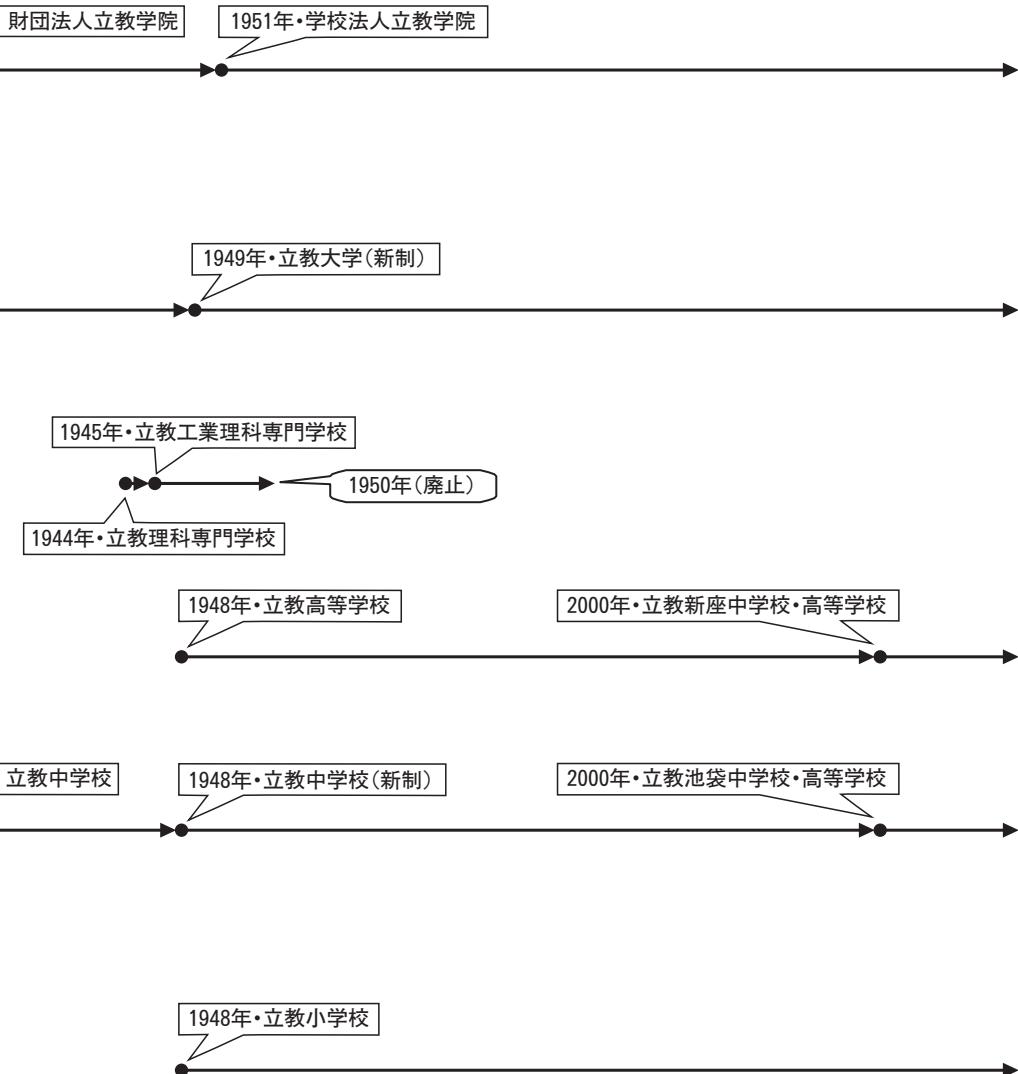
一一月七日、理事会は寄附行為の「目的」条項を「基督教主義ニヨル」に復帰する件を可決。

一九四八年 (昭和三)	一月三日小学校設置認可。三月一〇日高等学校設置認可。四月一日新制中学校設置認可。
一九四九年 (昭和四)	二月二一日新制大学の文学部（キリスト教学科・英米文学科・社会科・史学科・心理教育学科、経済学部（経済学科・経営学科）設置認可。三月五日、理学部（数学科・物理学科・化学科）設置認可。
一九五一年 (昭和五)	三月七日、財団法人から学校法人への組織変更認可。
一九五五年 (昭和九)	四月、大学に一般教育部開設。
一九五八年 (昭和十三)	四月一日、大学に社会医学部開設。
一九五九年 (昭和二十四)	四月一日、大学に法学部開設。
一九六〇年 (昭和三十四)	四月一日、高等学校が埼玉県新座市に移転。
一九六〇年 (昭和三十五)	フランス文学科人事問題を発端に大学紛争起る。
一九六九年 (昭和四四)	創立一〇〇周年。
一九七四年 (昭和四九)	七月、最初の非信徒総長・尾形典男就任。
一九七五年 (昭和五〇)	一一月、昼間部総合大学として初めての社会人入試を法学部で実施。
一九七八年 (昭和五三)	
一九八一年 (昭和五七)	五月、新座キャンパス開校記念式挙行。各学部（当初は経済学部を除く）一年次生が週一日通学を開始。
一九九〇年 (平成二)	一一月、全学共通カリキュラム運営センター発足。
一九九四年 (平成六)	三月、大学一般教育部解散。
一九九五年 (平成七)	四月、大学全学共通カリキュラム発足。
一九九七年 (平成九)	四月、三九年ぶりの新学部、観光学部、コミュニケーション福祉学部（新座）開設。
一九九八年 (平成一〇)	四月、中学校、高等学校をそれぞれ中高六年制学校に改組し、池袋中学校・高等学校・新座中学校・高等学校開設。
一九九九年 (平成一一)	四月、二一世紀社会デザイン研究科、ビジネスデザイン研究科、異文化コミュニケーション研究科が、独立研究科として昼夜開講で授業開始。
二〇〇一年 (平成一四)	四月、法務研究科開設。
二〇〇四年 (平成一六)	四月、経営学部（池袋）、現代心理学部（新座）開設。
二〇〇六年 (平成一八)	

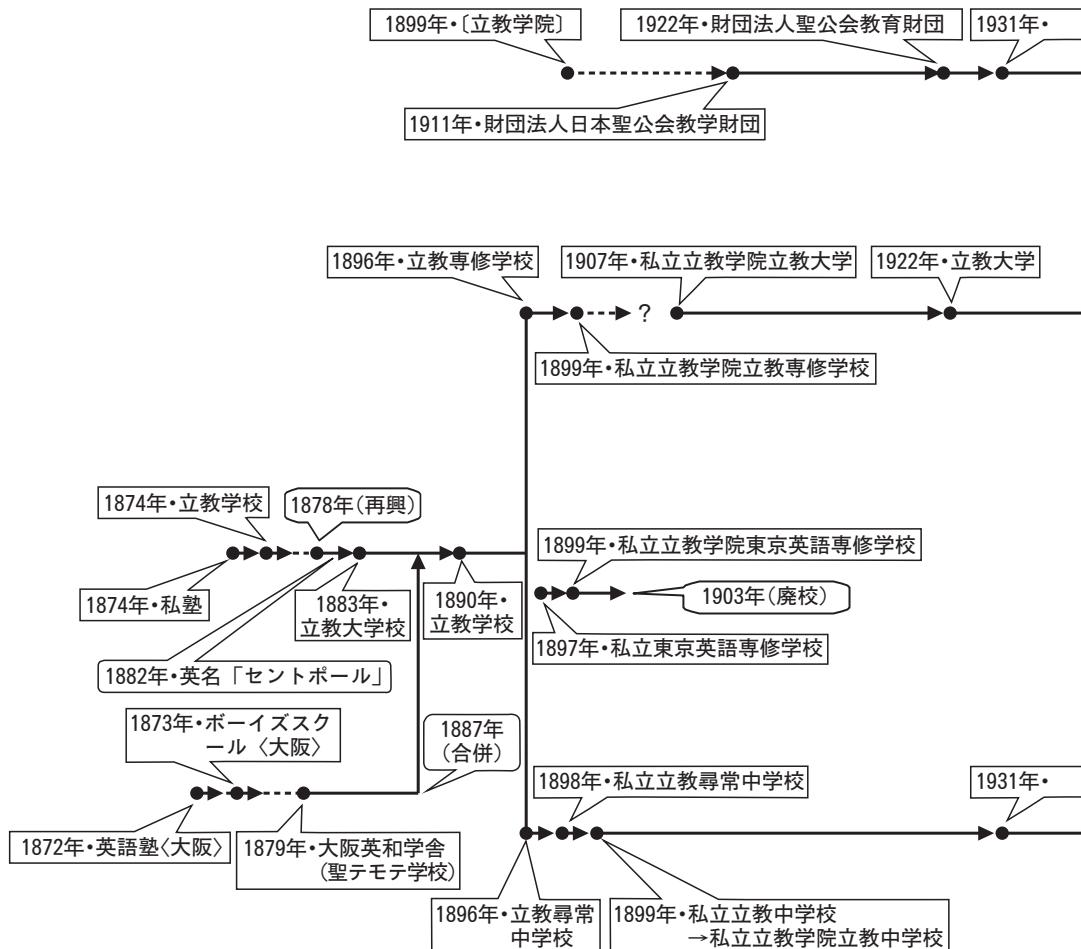
沿革図（各校）

2007年1月現在

1935 昭和10	1940 昭和15	1945 昭和20	1950 昭和25	1955 昭和30	1960 昭和35	1965 昭和40	1970 昭和45	1975 昭和50	1980 昭和55	1985 昭和60	1990 平成2	1995 平成12	2000 平成21	2005 平成17
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------



1865 元治2・慶応1	1870 明治3	1875 明治8	1880 明治13	1885 明治18	1890 明治23	1895 明治28	1900 明治33	1905 明治38	1910 明治43	1915 大正4	1920 大正9	1925 大正14	1930 昭和5
-----------------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	--------------	-------------



沿革図（学部・学科）

2007年1月現在



新制立教大学

1945 (昭和20) 1950 (昭和25) 1955 (昭和30) 1960 (昭和35) 1965 (昭和40) 1970 (昭和45) 1975 (昭和50)

〔大学学部・学科等の変遷〕

49.4 キリスト教学科

56.4 日本文学科

49.4 英米文学科

63.4 ドイツ文学科
63.4 フランス文学科

49.4 史学科

49.4 心理教育学科

62.3 学生募集停止

62.4 心理学科

62.4 教育学科

49.4 社会科

55.4 社会学科

58.3 廃止

51.3 教職課程

52.10 博物館講座

59.4 名称変更

博物館学講座

67.4 改編

67.4 改編

学校・社会教育講座(教職・学芸員・

49.4 経済学科

49.4 経営学科

49.4 数学科

49.4 物理学科

49.4 化学科

58.4 社会学科

64.4 産業関係学科

67.4 観光学科

59.4 法学科

55.4 一般教育部

沿革図（研究科・専攻）

2007年1月現在

1980 (昭和55)	1985 (昭和60)	1990 (平成2)	1995 (平成7)	2000 (平成12)	2005 (平成17)
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
学生募集停止					
学生募集停止					
博・後 史学専攻					
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
比較文明学専攻 98.4	修		博・前		
比較文明学専攻 00.4	博・後				
博・前					
博・後					
経営学専攻 94.4	修	博・前		学生募集停止 06.3	
経営学専攻 96.4	博・後			学生募集停止 06.3	
博・前					
博・後					
名称変更					
名称変更					
博・前 物理学専攻					
博・後 物理学専攻					
博・前					
博・後					
博・前					
博・後					
96.4 修 博・前 生命理学専攻					
98.4 博・後 生命理学専攻					
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
学生募集停止 06.3					
90.4 修 社会学専攻	博・前				
97.4 博・後 社会学専攻					
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
学生募集停止 06.3					
91.4 修 博・前 政治学専攻					
93.4 博・後 政治学専攻					
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
学生募集停止 06.3					
98.4 博・前 鶴光学専攻					
98.4 博・後 鶴光学専攻					
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
社会福祉学専攻 02.4	修				
人間関係学専攻 02.4	修				
コミュニケーション福祉学専攻 04.4	博・前				
コミュニケーション福祉学専攻 04.4	博・後				
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
98.4 博・前 鶴光学専攻					
98.4 博・後 鶴光学専攻					
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
社会福祉学専攻 02.4	修				
人間関係学専攻 02.4	修				
コミュニケーション福祉学専攻 04.4	博・前				
コミュニケーション福祉学専攻 04.4	博・後				
博・前					
博・後					
学生募集停止 06.3					
ビジネスデザイン専攻 02.4	修				
ホスピタリティデザイン専攻 02.4	修				
学生募集停止 06.3					
比較組織ネットワーク学専攻 02.4	修				
異文化コミュニケーション専攻 02.4	修	博・前			
異文化コミュニケーション専攻 04.4	博・後				
博・前					
博・後					
法務専攻 04.4 専					
経営学専攻 06.4	博・前				
経営学専攻 06.4	博・後				
博・前					
博・後					
心理学専攻 06.4	博・前				
心理学専攻 06.4	博・後				
博・前					
博・後					
臨床心理学専攻 06.4	博・前				
臨床心理学専攻 06.4	博・後				
博・前					
博・後					
現代心理学研究科					

1945 (昭和20)	1950 (昭和25)	1955 (昭和30)	1960 (昭和35)	1965 (昭和45)	1970 (昭和50)	1975 (昭和50)
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

〔大学院研究科・専攻の変遷〕

54.4	修 組織神学専攻	58.4	博 組織神学専攻	60.4	修 日本文学専攻	62.4	博 日本文学専攻	
英米文学研究科		英米文学専攻51.[4]	修 54.4 英米文学研究科を文学研究科に名称変更			英米文学専攻 53.4 博 54.4 英米文学研究科を文学研究科に名称変更		
								67.4 修 ドイツ文学専攻
								69.4 博 ドイツ文学専攻
54.4	修 西洋史専攻	58.3	学生募集停止	58.4	修 史学専攻	60.4	博 西洋史専攻	67.4 博 フランス文学専攻
							62.4 博 日本史専攻	76.3
								76.3
								76.4
54.4	修 応用心理学専攻				62.3 廃止	67.4 修 地理学専攻	69.4 博 地理学専攻	
					62.4 修 心理学専攻			
					62.4 博 心理学専攻			
						69.4 修 教育学専攻	72.4 博 教育学専攻	
応用社会学専攻 54.4	修		60.3 廃止					
応用社会学専攻 56.4	博		60.3 廃止					
51.[4]	修 経済学専攻			63.4	博 経済学専攻	63.3	学生募集停止	
53.4	修 原子物理学専攻	55.4	博 原子物理学専攻					
54.4	修 化学専攻			62.4	博 化学専攻			
55.4	修 数学専攻			62.4	博 数学専攻			
60.4	修 応用社会学専攻	60.4	博 応用社会学専攻					
61.4	修 比較法専攻	61.4	博 比較法専攻					
69.4	修 民刑事法専攻	69.4	博 民刑事法専攻					

立教学院歴代首脳者（2007年1月現在調）

年	月	学院 ¹	立教学院・立教大学校長	旧制各校
		理事長 ²	総理 ³	専修学校校長
1874	2	ウィリアムズ		
78	11			
80	10			
91				
92	7			
93	6			
96	4			
97	9	マキム	ティング	ティング
10				
11				
99	8		ロイド	左乙女豊秋
9				元田作之進
1900	9			ロイド
1	3			?
3	4			*5
7	9			
11	8			
12	3	タッカー		
20	5			
22	4	ライフスナイダー		
23	12			
25	1			
31	8			
32	9			
35	11	ライフスナイダー		
36	5			
7				
37	4			
40	10	松井米太郎	ライフスナイダー	
11				
43	1	松崎半三郎	遠山都三	
2				
6				
44	3			
7				
45	10			
46	6			
48	4			
50	3			
51	3			
5				
55	6	八代斌助	佐々木順三	
7				
58	4		松下正寿	
59	7			
67	2			
4				
70	4		八代斌助	
10				
11				
71	4	河西太一郎	大久保直彦	
8				
72	4			
75	7			
76	4			
78	4			
79	10	渡辺長谷雄	西村哲郎	
11				
80	4			
82	10			
83	4			
85	4			
7				
86	4	朝倉俊二	八代 崇	
5				
87	4			
7				
11		利光達三	塙田 理	
88	4			
91	7	久保虎二郎	速水敏彦	
92	4			
94	5			
95	2			
4				
7				
97	4	小宮山昭一	松平信久	
98	5			
99	4			
2001	4			
2	5			
3	4			
5	5			
5	4			
6	5			
現在				

参考・引用文献および資料

一・立教史に関するもの

1 年史

①立教学院関係

- 菅円吉編『立教学院沿革誌』立教学院八十年史編纂委員、一九五四年
- 立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』立教学院事務局、一九六〇年
- 海老沢有道編『立教学院百年史』立教学院、一九七四年
- 立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史』(資料編第一巻～第五巻)立教学院、一九九六年～一〇〇〇年
- 立教学院百二十五年史編纂委員会編『BRICKS AND IVY』立教学院、二〇〇〇年

②立教小学校関係

- 有賀千代吉編『立教小学校十年史』立教小学校・立教小学校PTA・立教小学校同窓会、一九五七年
- 立教小学校PTA・伊藤高清ほか編『立教小学校の二十年』(Rikkyo P.T.A特集号)立教小学校PTA、一九六八年
- 立教小学校三十年史編纂委員会編『立教小学校三十年史』立教小学校、一九七七年
- 『神と国とのために』(立教小学校創立四〇周年記念誌)立教小学校、一九八八年
- 『立教小学校50年史』立教小学校、一九九九年

③立教中学校(立教池袋中学校・高等学校)関係

- 立教中学校一〇〇年史編纂委員会編『立教中学校一〇〇年史』立教中学校、一九九八年

④立教高等学校（立教新座中学校・高等学校）関係

・『創立十年史』立教高等学校、一九五八年

・立教高等学校50年史編纂委員会編『立教高等学校50年史』立教高等学校、一九九九年

⑤立教大学関係

・『立教大学史学会小史』（『史苑』第二八巻第一号・第一〇〇号特集号）立教大学史学会、一九六七年

・立教大学理学部二〇〇年史編集小委員会編『立教大学理学部二〇〇年史』立教大学理学部創立三〇周年記念会、一九七九年

・『法学部二〇年のあゆみ』編集委員会編『立教大学法学部二〇年の歩み』立教大学法学部二〇年記念行事委員会、一九八〇年

・立教大学社会学部二十五周年記念誌委員会編『立教大学社会学部二十五周年記念誌』立教大学社会学部二十五周年記念事業委員会、一九八三年

・坂口順治「JICE小史（1）」『キリスト教教育研究』第一号、立教大学キリスト教教育研究所、一九八三年

・立教大学理学部50周年記念誌編纂委員会編『立教大学理学部50年誌』立教大学理学部50周年記念事業実行委員会、一九九〇〇一年

2 学内刊行物

- ・『築地の園』立教学院ミッショն、一八八九年～一九三〇年
- ・『立教学院学報』立教学院、一九〇七年～一五年・一九三四年～四一年
- ・『立教大学新聞』ムサシノ学会、一九一三年～二三年／立教大学新聞学会（立教大学出版部）、一九二四年～三三年・四一年～七年
- ・『ニュース セントポール』立教大学校友会、一九五三年～
- ・『チャペルニュース』立教大学諸聖徒礼拝堂、一九五六六年～
- ・『立教』立教大学、一九五六六年～

- ・『立教広報』立教大学広報課、一九六六、
- ・前島潔『立教学院宗教運動の過去及現在』（立教学院ミッショングラフレット2）立教学院ミッショングラフ、一九三三年
- ・『法学部のしおり』立教大学、一九五九年
- ・『文学部資料集』立教大学文学部、一九九一年
- ・鈴木範久・森秀樹編『納函紀念録』（復刻版）立教学院、二〇〇一年
- ・立教大学総長室編『座談会 研究と教育の場としての立教』立教大学、二〇〇四年
- ・『立教大学認証評価報告書』立教大学、二〇〇五年

3 主な学内資料

① 文書群

- ・『タイムカプセル資料』
- ・『ブランド文書』
- ・『アメリカ研究所／立教大学維持会関係文書』
- ・『立教大学庶務課文書』
- ・『立教学院拡張資金募集後援会関係書類綴』
- ・『佐々木順三文書』
- ・（慰靈祭関係文書）

② 一覧・要覧

- ・『私立 立教学校規則』一八九一年（九四年）
- ・『立教学院一覧』〔年代不詳〕
- ・『立教学院立教大学要覧』一九一七年

- ・『立教大學一覽』一九三三〔年〕・三四〔年〕・三八〔年〕・三九〔年〕・四〇〔年〕・五四年
- ・*St. PAUL'S COLLEGE, 1915*
- ・*St. Paul's College Catalogue, 1921*
- ・*CATALOGUE OF ST. PAUL'S UNIVERSITY, 1928, 1936*

③ 法人關係記録

- ・「財團法人聖公會教育財團寄附行為」一九一一年～二二一年
- ・「財團法人立教學院理事會記錄」一九三一年～五〇年
- ・「財團法人立教學院事業報告書」一九三一年～四一年
- ・「官公署往復書類（一）」一九三一年～四一年
- ・「官公署往復書類（二）」一九四一年～四六年
- ・「起昭和十八年四月 発令簿 財團法人立教學院」一九四三年～四四年
- ・「立教學院理事及び學校側幹部懇談會記錄」一九四七年～四九年

④ 立教學院關係記録

- ・「學籍簿」
- ・「立教學院諸申請書・認可書綴（I）」一九二二〔年〕～四三年
- ・「立教學院諸申請書・認可書綴（II）」一九四三年～四八年
- ・「部長会記録」一九三七年～四三年
- ・「文學部教授会記録」一九四一年～四三年
- ・「医学部設置認可願」一九四二年
- ・「新制大學設立準備委員會記録」一九四八年

・『立教大学近代建築調査報告書』一九八五年

・立教大学キリスト教教育研究所「立教大学キリスト教教育研究所」一九六二年（『立教学院百二十五年史』資料編第二卷、立教学院、一九九八年所収）

・「学生諸君へ」一般教育部教授会、一九六九年九月（『立教学院百二十五年史』資料編第二卷、立教学院、一九九八年所収）

⑤立教中学校関係記録

・「立教中学校教務日誌」一九四〇年～五九年

⑥日誌

・遠山郁三「日誌」一九四一年～四三年

・「学事日誌 立教大学総長秘書」一九四三年

⑦アルバム

・立教大学卒業アルバム（各年度）

・立教中学校卒業アルバム（各年度）

・「立教中学校新築記念」（写真帳）一九二六年

⑧その他

・元田作之進『立教学院歴史』「一九〇一年」（『立教学院百二十五年史』資料編第一卷所収）

・貫民之介「立教学院小史」一九〇八年（『立教学院百二十五年史』資料編第一卷所収）

・久保田富次郎「立教大学小史 未定稿」一九二八年（『立教学院百二十五年史』資料編第一卷所収）

- ・佐々木順三「建学の精神」〔年代不詳〕
- ・毎日新聞社編『大学シリーズ 立教大学』毎日新聞社、一九七一年
- ・『鈴懸の径』シハロー・マージック、一九八三年
- ・立教大学全カリの記録編集委員会編『立教大学〈全カリ〉のすべて』東信堂、11001年

4 学外資料

- ・国立公文書館所蔵資料
- ・東京都公文書館所蔵資料
- ・「宮本日記」（財團法人宮本記念財團所蔵）
- ・文部省編『文部省年報』（各年度）
- ・『基督教週報』基督教週報社、一九〇〇年～四三年
- ・アメリカ公文書館カレッジ・パーク館所蔵写真
- ・アメリカ聖公会文書館所蔵資料
- Japan Records (RG71)
Historical Files-Japan, St. Paul's University (RG79)
- Journal of the General Convention*, 1853-1946 (アメリカ聖公会総会誌)
- Proceedings of the Board of Missions*, 1859-1938 (アメリカ聖公会内外伝道協会伝道局年次報告)
- Minutes of the Foreign Committee*, 1855-1877 (アメリカ聖公会内外伝道協会外國委員会議事録)
- Proceedings of the Board of Managers/Board of Missions*, 1877-1910 (アメリカ聖公会内外伝道協会理事会・伝道局議事録)
- Spirit of Missions*, 1836-1939 (トマニカ聖公会内外伝道協会伝道機関誌)
- Forth*, 1940-1946 (アメリカ聖公会内外伝道協会伝道機関誌)
- Church in Japan*, 1897-1900 (アメリカ聖公会在日宣教師月刊機関誌)

5 立教関係者の回想・座談会・解説等

- ・ジョン・マキム手記／稻垣陽一郎訳『宣教五十余年の回顧』アタナシオ会、一九三二年
- ・淡路円治郎「社会学部の設置に際して」『立教』第七号、立教大学、一九五七年
- ・川田美千代「はじめての女子学生」『立教』第二九号、立教大学、一九六三年
- ・鈴木泉『回想記』一九六五年
- ・小木鐵彦『愛行』日本聖公会出版事業部、一九六九年
- ・佐々木順三「敗戦直後の立教」『立教』第七四号、立教大学、一九七五年
- ・「立教工業理科専門学校OB会座談会」一九七八年
- ・渡辺一民「大學改革の歩み」『立教』第一〇一号、一九八二年
- ・佐伯松太郎『想い出』私家版、一九八三年
- ・山梨日日新聞社編『清里の父ボール・ラッシュ伝』ユニバース出版社、一九八六年
- ・「縣康インタビュー記録」一九八八年・九〇年
- ・金子尚一『回顧九十年』聖公会出版、一九九一年
- ・「座談会 法学部教育を語る」立教法学会編『法学周辺』第一五号、立教法学会、一九八〇年
- ・佐藤庸哉『流れるままに』私家版、一九八二年
- ・尾形典男先生の追悼文集を刊行する会『回想 尾形典男』一九九一年
- ・縣康「神に生き教育に生き」立教英國学院講演会、一九九三年
- ・『立教を支えた異国びと』（立教学院創立一二〇周年記念シンポジウムで司会は関口宏氏、パネリストは八代崇、鵜川馨、ジーン・レーマンの諸氏）『立教』第一五二号、立教大学、一九九五年
- ・『あゝわが青春の立教』『あゝ我が青春の立教』出版事務局、一九九八年
- ・伊藤俊太郎『十五歳の日記』新生出版、二〇〇二年
- ・西原廉太・大江満・大島宏・山中一弘（座談会）「ミッションスクール立教、その建学の精神」『立教』第一八九号、立教大学、二〇〇四年

- ・「立教大学昭和18年卒業者回想録原稿」1900四年
- ・松浦高嶺・速水敏彦・高橋秀『学生反乱』刀水書房、1900五年
- ・「学生生活と戦争 上住昇平さん（昭和19卒）に聞く」『立教学院史研究』第四号、立教学院史資料センター、1900六年
- ・伊達宗浩『備えられた道』私家版、1900六年
- ・Henry St. George Tucker, *EXPLORING THE SILENT SHORE OF MEMORY*, Richmond, Va.: Whitter & Shepperson, 1951

6 先行研究等

① 書籍

- ・老川慶喜・前田一男編『ミッショントスクールと戦争』東信堂、近刊予定
同書所収の論文は次の通り
- 前田一男「研究の課題と視角」
- 寺崎昌男「戦時下の高等教育政策」
- 大江満「戦時ト外国ミッション教育の危機」
- 大江満「日本聖公会の教会合同問題」
- 山田昭次「学院首脳と構成員のアジア・太平洋戦争に対する認識と対応」
- 西原廉太「元田作之進と天皇制国家」
- 大島宏「基督教主義ニヨル教育」から『皇國ノ道ニヨル教育』へ
- 老川慶喜「医学部設置構想とその挫折」
- 豊田雅幸「教育における戦時非常措置と立教学院」
- 永井均「アメリカ研究所の設置と戦争」
- 安達宏昭「戦時動員体制と立教中学校」
- 奈須恵子「立教大学における教育の変容」

前田一男「立教大学の学生生活」

山田昭次「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」

永井均・豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没」

老川慶喜「戦時下の立教学院」

②論文

- ・中野実「昭和戦前期の私立大学」『立教大学教育学科研究年報』第三五号、立教大学文学部教育学科研究室、一九九一年
- ・永井均「日米開戦と立教学院」『生活と文化』第一〇号、豊島区立郷土資料館、一九九六年
- ・中野実「戦時下の私立学校」『立教大学教育学科教育年報』第三九号、一九九六年
- ・永井均「立教大学ラテンアメリカ研究所の起源に関する若干の考察」『立教大学ラテンアメリカ研究所報』第二六号、立教大学ラテンアメリカ研究所、一九九八年
- ・大島宏「法学部社会人入試の導入とその社会的評価『大学の入学試験制度の改善に関する総合的研究』平成九一一〇年度科学研
究費補助金基盤研究（B）（2）研究成果報告書、一九九九年
- ・大江満「近代日本のかくれた聖賢」『立教フォーラム』第八号、立教学院、二〇〇一年
- ・鈴木範久「タイムカプセルの中の青年たち」鈴木範久、森秀樹編『納函紀念録』（復刻版）立教学院、二〇〇一年
- ・大江満「明治期の外国ミッション教育事業」『立教学院史研究』創刊号、立教大学立教学院史資料センター、二〇〇三年
- ・大島宏「戦前の立教大学における女子入学構想」『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年
- ・永井均・豊田雅幸「立教学院関係者の出征と戦没に関する若干の考察」『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年
- ・山田昭次「立教学院戦争責任論覚書」『立教学院史研究』創刊号、二〇〇三年
- ・大島宏「基督教主義」から『皇國ノ道』へ』『立教学院史研究』第二号、立教学院史資料センター、二〇〇四年
- ・豊田雅幸「教育における戦時非常措置と立教学院」『立教学院史研究』第二号、立教学院史資料センター、二〇〇四年
- ・大濱徹也・鈴木範久「対談・日本のキリスト教」『立教学院史研究』第二号、立教大学立教学院史資料センター、二〇〇四年

- ・大江満「宗教的植民地化の断章」『日本研究』第三〇集、国際日本文化研究センター、二〇〇五年
- ・豊田雅幸「立教学院における新制大学への移行」『立教学院史研究』第三号、立教学院史資料センター、二〇〇五年
- ・奈須恵子「立教大学における教育と戦争」『立教学院史研究』第三号、立教学院史資料センター、二〇〇五年
- ・大江満「立教学院初代総理アーサー・ロイド」『立教学院史研究』第四号、立教大学立教学院史資料センター、二〇〇六年
- ・大江満「ウイリアムズ」『近代日本のキリスト者たち』高橋章編著、パピルスあい、二〇〇六年（「日本聖公会の開祖ウイリアムズ」『福音宣教』第五七巻二号、オリエンス宗教研究所、二〇〇三年）

③立教史発掘（『立教』所収）

- ・永井均・豊田雅幸「学長と総長」『立教』第一七四号、二〇〇〇年
- ・永井均・豊田雅幸「戦時下の慰靈祭」『立教』第一七五号、二〇〇〇年
- ・永井均・豊田雅幸「歪められた自画像」『立教』第一七六号、二〇〇一年
- ・永井均・豊田雅幸「閉ざされし文学部」『立教』第一七七号、二〇〇一年
- ・永井均「六大学野球初優勝と大リーガーへの挑戦」『立教』第一七八号、二〇〇一年
- ・永井均・豊田雅幸「立教のチャペルと関東大震災」『立教』第一七九号、二〇〇一年
- ・山中一弘「立教の存廃を賭けた記事」『立教』第一八〇号、二〇〇二年

④立教史散歩（『立教』所収）

- ・山中一弘「今宵誰が輝く」『立教』第一八一号、二〇〇二年
- ・豊田雅幸「チャペルの修復を綴る三枚の写真」『立教』第一八二号、二〇〇二年
- ・大島宏「立教大学における女子学生」『立教』第一八三号、二〇〇二年
- ・豊田雅幸「立教における高等教育の系譜」『立教』一八四号、二〇〇三年
- ・大島宏「教員無試験検定にみる戦前の立教大学」『立教』第一八五号、二〇〇三年

- ・大江満「よみがえる創立者の面影と家系伝説」『立教』第一八六号、二〇〇三年
- ・永井均・豊田雅幸「傷ついた祭壇とポール・ラッシュの執念」『立教』第一八七号、二〇〇三年
- ・大江満「和名『立教』の由来についての新説」『立教』第一八八号、二〇〇四年
- ・大沢真帆子・木部徹「遠山郁三『日誌』への保存修復手当」『立教』第一九〇号、二〇〇四年
- ・大島宏「『大学紛争』から法学部社会人入試へ」『立教』第一九一号、二〇〇四年
- ・山中一弘「二年間の休暇」『立教』第一九二号、二〇〇五年
- ・山中一弘「ウイリアムズ、立教以前」『立教』第一九三号、二〇〇五年
- ・豊田雅幸「幻の講堂、『マキム記念講堂』」『立教』第一九四号、二〇〇五年
- ・大島宏・寺崎昌男「佐々木順三」『立教』第一九五号、二〇〇五年
- ・山中一弘「宣教師ブランシェーの解任」『立教』第一九六号、二〇〇六年
- ・清水靖夫「立教学院発祥の地・考」『立教』第一九七号、二〇〇六年
- ・山中一弘「トクさんの聖書台」『立教』第一九八号、二〇〇六年
- ・豊田雅幸「立教におけるシンボル」『立教』第一九九号、二〇〇六年

⑤『チャペルニュース』所収記事

- ・伊藤俊太郎「立教中学校の史料」『チャペルニュース』第四一〇号、一九九二年
- ・中野実「立教学院の史料について」『チャペルニュース』第四一四号、一九九三年
- ・鵜川馨「チャペルに刻まれた歴史」『チャペルニュース』第四一五号、一九九三年
- ・鵜川馨「岩井祐彦師と小笠原島聖公教会記録」『チャペルニュース』第四一六号、一九九三年
- ・寺崎昌男「進学案内書・受験雑誌にあらわれた立教学院(一)」『チャペルニュース』第四一八号、一九九三年
- ・寺崎昌男「進学案内書・受験雑誌にあらわれた立教学院(二)」『チャペルニュース』第四一九号、一九九三年
- ・伊藤俊太郎「立教中学校教務日誌(一)」『チャペルニュース』第四二〇号、一九九三年

- ・伊藤俊太郎「立教中学校教務日誌（一）」「チャペルニュース」第四二二号、一九九三年
- ・鈴木武次「立教高等学校教務日誌（一）」「チャペルニュース」第四二三号、一九九四年
- ・鈴木武次「立教高等学校教務日誌（二）」「チャペルニュース」第四二三号、一九九四年
- ・倉田赳「立教小学校主事日記」「チャペルニュース」第四二四号、一九九四年
- ・伊藤俊太郎『いしづえ』『チャペルニュース』第四二四号、一九九四年
- ・倉田赳「立教小学校主事日記」「チャペルニュース」第四二五号、一九九四年
- ・伊藤俊太郎「立教中学校教務日誌（三）」「チャペルニュース」第四二六号、一九九四年
- ・清水靖夫「地図の上から立教周辺を眺めて」「立教フォーラム」第二号、一九九四年
- ・伊藤俊太郎「立教中学校教務日誌（四）」「チャペルニュース」第四二七号、一九九四年
- ・寺崎昌男「進学案内書・受験雑誌にあらわれた立教学院（三）」「チャペルニュース」第四二八号、一九九四年
- ・寺崎昌男「進学案内書・受験雑誌にあらわれた立教学院（四）」「チャペルニュース」第四二九号、一九九四年
- ・山田昭次「立教大学出身朝鮮人学徒兵について」「チャペルニュース」第四三〇号、一九九四年
- ・山田昭次「立教大学出身朝鮮人学徒兵について（続）」「チャペルニュース」第四三二号、一九九五年
- ・鈴木武次「立教高等学校教務日誌（二）」「チャペルニュース」第四三三号、一九九五年
- ⑥『立教学院史資料室たより』（立教学院史資料室発行）所収記事
- ・伊藤俊太郎「立教中学校の発足」「立教学院史資料室たより」第一号、一九七六年
 - ・伊沢平八郎「雑誌『築地の園』（その一）」「立教学院史資料室たより」第一号、一九七六年
 - ・伊藤高清「立教小学校創立当初の教員組織」「立教学院史資料室たより」第二号、一九七七年
 - ・伊藤俊太郎「新資料に基づく『立教学院』発足時期の考察」「立教学院史資料室たより」第二号、一九七七年
 - ・若原英明「カリキュラムの変遷」「立教学院史資料室たより」第二号、一九七七年
 - ・伊澤平八郎「新史料紹介（その一）」「立教学院史資料室たより」第二号、一九七七年

- ・伊澤平八郎「新史料紹介（その一）」『立教学院史資料室たより』第三号、一九七七年
- ・天野儀一「門柱「立教学院」の揮毫者について」『立教学院史資料室たより』第三号、一九七七年
- ・海老沢有道「本願寺密偵良嚴のウイリアムズ探索報告」『立教学院史資料室たより』第三号、一九七七年
- ・中澤治樹「立教建学の精神考」『立教学院史資料室たより』第四号、一九七九年
- ・伊澤平八郎「新史料紹介（その二）」『立教学院史資料室たより』第四号、一九七九年
- ・小関昌男「立教学院図書館学科」『立教学院史資料室たより』第四号、一九七九年
- ・伊澤平八郎「落ち穂ひろい I」「立教学院史資料室たより」第四号、一九七九年
- ・伊藤俊太郎「花房教務日誌 抄（一）」「立教学院史資料室たより」第四号、一九七九年
- ・伊藤俊太郎「花房教務日誌 抄（二）」「立教学院史資料室たより」第五号、一九八一年
- ・伊澤平八郎「落ち穂ひろい II」「立教学院史資料室たより」第五号、一九八一年
- ・伊澤平八郎「校歌『栄光之立教』について」『立教学院史資料室たより』第五号、一九八一年
- ・伊澤平八郎「新史料紹介（その四）」『立教学院史資料室たより』第五号、一九八一年
- ・伊澤平八郎「新史料紹介（その四）」『立教学院史資料室たより』第五号、一九八一年

(7) 『RIKKYO CARD MATE』(立教学院広報誌外部募金涉外課発行) 所収記事

- ・永井均「鈴懸の道」ルコハペイムウ『RIKKYO CARD MATE』第一号、一〇〇〇年
- ・永井均・豊田雅幸「チャペルの十字架と関東大震災」『RIKKYO CARD MATE』第六号、一〇〇一年
- ・豊田雅幸「Mother Library」『RIKKYO CARD MATE』第一〇号、一〇〇四年
- ・西原廉太「神と国のために」『RIKKYO CARD MATE』第一一号、一〇〇四年
- ・大島宏「ポール・F・ラッソ」『RIKKYO CARD MATE』第一二号、一〇〇五年
- ・山中一弘「君よ知るや鈴掛の道」『RIKKYO CARD MATE』第一三号、一〇〇五年
- ・山中一弘「煉瓦の診療所に残るもの」『RIKKYO CARD MATE』第一四号、一〇〇六年
- ・山中一弘「大正・昭和 学生食堂興亡記」『RIKKYO CARD MATE』第一五号、一〇〇六年

⑧その他

- ・永井均・細井岳登『朝野の期待を負うて』『立教』第一五三号、一九九五年
- ・伊藤俊太郎『立教史メモ・ノート』一九九六年
- ・山田昭次「立教学院の歴史のなかの朝鮮人学生と戦死者タブレット」『立教』第一六一号、一九九七年
- ・永井均・西成健「日米開戦と立教大学」『立教フォーラム』第六号、一九九七年
- ・清水靖夫「立教高校と新座校地」『立教』第一六二号、一九九七年
- ・安達宏昭「立教中学校の教育改革」『立教』第一六三号、一九九七年
- ・遠山章夫「創設期の立教小学校」『立教』第一六四号、一九九八年
- ・坂本雄一編「立教学院百二十五年史 資料編第一巻 索引」『立教フォーラム』第六号、一九九七年
- ・清水靖夫「立教学院発祥の地は?」『立教フォーラム』第七号、一九九九年
- ・永井均・山室いちげ「ウイリアムズ主教の小浜伝道」『立教フォーラム』第七号、一九九九年
- ・永井均「米軍カメラマンが記録した立教学院」『立教』第一七〇号、一九九九年
- ・伊藤俊太郎・立教学院史編纂室「タイムカプセル」開封余話』『立教』第一七一号、一九九九年
- ・山室いちげ「遺された手紙」『立教』第一七二号、二〇〇〇年
- ・伊藤俊太郎『立教史メモ・ノート 続』一〇〇一年

二・その他

1 資料集・事典

- ・近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』（全三五卷）大日本雄弁会講談社、一九五六年～一九五九年
- ・教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』（全一三卷）、教育資料調査会、一九六四年
- ・日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社、一九七一年
- ・全国教育調査研究協会編『戦後三〇年学校教育統計総覧』ぎょうせい、一九八〇年

・久保義三ほか編『現代教育史事典』東京書籍、二〇〇一年

2 学校沿革史等

- ・松平惟太郎「聖公会神学院史」『神学の声』第三卷第一号、一九五六年
 - ・青山学院編『青山学院九十年史』青山学院、一九六五年
 - ・同志社社史史料編集所編『同志社百年史』(通史編一・二、資料編一・二) 同志社、一九七七年
 - ・明治学院編『明治学院百年史』明治学院、一九七七年
 - ・女子学院史編纂委員会『女子学院の歴史』女子学院、一九八五年
 - ・関西学院百年史編纂事業委員会編『関西学院百年史』(資料編一・二、通史編一・二) 関西学院、一九九四年(一九九八年)
 - ・聖路加国際病院100年史編集委員会編『聖路加国際病院の一〇〇年』(聖路加国際病院100年史) 聖路加国際病院、二〇〇一年
- ## 3 一般書
- ・田川大吉郎編『日本の基督教々育に就いて』日本基督教聯盟・基督教々育同盟会、一九三二年
 - ・海老澤亮編『伝道方針の再吟味』日本基督教連盟、一九三二年
 - ・内務省警保局『社会運動の状況』四、一九三七年(一九七一年復刻、三一書房)
 - ・文部省普通学務局編『国民学校制度二闋スル解説』内閣印刷局、一九四二年
 - ・菊川忠雄『学生社会運動史』(増補改訂版) 海口書店、一九四七年
 - ・大学基準協会編『大学に於ける一般教育』大学基準協会、一九五一年
 - ・尾崎盛光『日本就職誌』文芸春秋社、一九六八年
 - ・井深梶之助とその時代刊行委員会編『井深梶之助とその時代』第二卷、明治学院、一九七〇年
 - ・洞富雄訳『ペリー日本遠征隨行記』(新異国叢書8) 雄松堂書店、一九七〇年

- 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会、一九七二年
- 国立教育研究所『日本近代教育百年史』(全一〇巻) 国立教育政策研究所、一九七三年～一九七四年
- 寺崎昌男・成田克矢編『大学の歴史』(学校の歴史第四巻) 第一法規、一九七九年
- 福間敏矩『学徒動員・学徒出陣』第一法規出版、一九八〇年
- 天野郁男『試験の社会史』東京大学出版会、一九八三年
- 豊島区史編纂委員会編『豊島区史』(通史編一) 東京都豊島区、一九八三年
- 大濱徹也『鳥居坂教会百年史』鳥居坂教会、一九八七年
- 早稻田大学編『図録 大隈重信』早稻田大学出版会、一九八八年
- 久保義三編『天皇制と教育』三一書房、一九九一年
- 東京大学史史料室編『東京大学の学徒動員・学徒出陣』東京大学出版会、一九九八年
- 本井康博『京都のキリスト教』同朋舎、一九九八年
- 大崎仁『大学改革 1945～1999』有斐閣、一九九九年
- 大江満『宣教師ウイリアムズの伝道と生涯』刀水書房、一〇〇〇〇年
- 米田俊彦『教育審議会の研究 高等教育改革』(野間教育研究所紀要第四三集) 野間教育研究所、一〇〇〇〇年
- 鈴木範久『日本キリスト教史物語』教文館、一〇〇一年
- チャーレズ・A・ロングフュロー著／山田久美子訳『ロングフュロー日本滞在記』平凡社、一〇〇四年
- 犬塚孝明・石黒敬章『明治の若き群像 森有礼旧蔵アルバム』平凡社、一〇〇六年
- RE-THINKING MISSIONS A LAYMEN'S INQUIRY AFTER ONE HUNDRED YEAR'S, The Commission of Appraisal, William Ernest Hocking Chairman, Harper & Brothers Publishers, 1932
- CHRISTIAN EDUCATION IN JAPAN A Study BEING THE REPORT OF A COMMISSION ON CHRISTIAN EDUCATION IN JAPAN, International Missionary Council, 1932

4 新聞・雑誌

- ・教育思潮研究会『教育思潮研究』第一一卷第三輯、目黒書店、一九三七年
- ・憲兵司令部編『思想彙報』第一輯第七号、一九三九年（吉田裕編『思想彙報（上）』十五年戦争極秘資料集第一四集、不二出版、一九九〇年）

5 論文等

- ・小笠原豊光「生産力拡充に伴ふ技術者の養成とその対策」『文部時報』第六四三号、文部省、一九三九年
- ・久木幸男「訓令一二号の思想と現実（一）」『横浜国立大学教育紀要』第一三号、横浜国立大学教育学部、一九七三年
- ・久木幸男「訓令一二号の思想と現実（二）」『横浜国立大学教育紀要』第一四号、横浜国立大学教育学部、一九七四年
- ・久木幸男「訓令一二号の思想と現実（三）」『横浜国立大学教育紀要』第一六号、横浜国立大学教育学部、一九七六年

執筆者紹介

大江 満 立教学院史資料センター学術調査員・研究員

1961年生まれ。85年同志社大学大学院神学研究科修了。

97年博士（文学）〈筑波大学〉。

著書・『宣教師ウイリアムズの伝道と生涯—幕末・明治米国聖公会の軌跡—』（刀水書房、2000年）

共著・『日本プロテスタント諸教派史の研究』（教文館、97年）

・『日本プロテスタント史の諸相』（聖学院大学出版会、95年）

論文・「立教学院初代総理アーサー・ロイド—教育と伝道と異端嫌疑—」
（『立教学院史研究』第4号、06年）など

大島 宏 立教学院史資料センター学術調査員・研究員

立教大学兼任講師、東洋大学・東海大学非常勤講師

1971年生まれ。2002年立教大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学。

論文・「敗戦直後における文部省の初等後教育制度改革構想」（『日本の教育史学』第44集、教育史学会、01年）

・「女子に対する旧制高等学校の門戸開放」（『日本の教育史学』第47集、教育史学会、04年）

・「基督教主義」から『皇国ノ道』へ—財団法人立教学院寄附行為の変更にみるキリスト教主義と天皇制イデオロギーの相克—
（『立教学院史研究』第2号、04年）など

豊田雅幸 立教学院史資料センター学術調査員・研究員

女子栄養大学・関東学院大学非常勤講師

1969年生まれ。2002年立教大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学。

共著・『中国山西省における日本軍の毒ガス戦』（大月書店、02年）

共編・『東京裁判と国際検察局—開廷から判決まで』（現代史料出版、00年）

論文・「中華人民共和国の戦犯裁判」（『季刊 戦争責任研究』第17・18号、1997年）

・「立教学院における新制大学への移行—理学部開設問題を中心に—」
（『立教学院史研究』第3号、05年）など

立教大学の歴史

非売品

2007年1月25日 初版発行

2008年9月30日 再版発行

2012年4月1日 再版二刷発行

編集 立教大学立教学院史資料センター

発行 立 教 大 学

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3丁目34番1号

印刷 (株)白峰社

*H*istory of *R*IKKYO UNIVERSITY

